

平成20年第1回

香美市議会定例会会議録

平成20年 3月 5日 開 会
平成20年 3月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 0 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 0 年 3 月 5 日 水曜日

平成20年第1回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成20年3月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月5日水曜日（会期第1日） 午前9時02分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和昭
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	吉村 泰典	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	横谷 勝正
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	法光院 晶一	業務管理課長	岡本 博臣

農政課長 宮地 和彦

【教育委員会部局】

教育長 原 初 恵 幼保支援課長 山崎 泰 広

教育次長 福島 勇 二 生涯学習課長 九内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田 隆

【消防部局】

消防長 竹村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦 良 衛 議会事務局書記 尾立 陽 子

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度建築予定の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結について
- 議案第 1 号 香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 平成20年度香美市一般会計予算
- 議案第 3 号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成20年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第 9 号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 議案第10号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 議案第11号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 議案第12号 平成20年度香美市後期高齢者医療制度特別会計予算
- 議案第13号 平成20年度香美市水道事業会計予算
- 議案第14号 平成20年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第15号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第4号」
- 議案第16号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第17号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 議案第18号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 議案第19号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）

- 議案第 20 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 3 号」（保険事業勘定）
- 議案第 21 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 26 号 香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 30 号 香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37 号 香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38 号 香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 39 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40 号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 41 号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 42 号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 議案第 43 号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 44 号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について

- 議案第 45 号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 46 号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 47 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 48 号 土地賃貸借契約の締結について
- 議案第 49 号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 議案第 50 号 高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 51 号 高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について
- 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議員提出議案の題目

- 請願等第 4 号 生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書について

議事日程

平成 20 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号)

平成 20 年 3 月 5 日（水） 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
 - 3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告
 - 4. 産業建設常任委員会委員長の報告
 - 5. 市長の報告
 - (1) 専決処分事項の報告について
 - 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
平成 18 年度大宮小学校校舎等改築（建築主体・機械設備）工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
 - 報告第 2 号 専決処分事項の報告について
住宅新築資金等貸付金事業にかかる訴えの提起について
 - 報告第 3 号 専決処分事項の報告について
住宅新築資金等貸付金事業にかかる訴えの提起について
 - 報告第 4 号 専決処分事項の報告について
住宅新築資金等貸付金事業にかかる訴えの提起について

報告第5号 専決処分事項の報告について

市営住宅の明渡し及び住宅使用料の請求にかかる訴えの提起について

(2) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

①香美市土地開発公社 平成19年度補正予算及び変更事業計画並びに変更資金計画

②香美市土地開発公社 平成20年度事業計画及び会計予算

③財団法人香美市開発公社 平成20年度事業計画及び収入支出予算

(3) 行政の報告並びに提案理由の説明

- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度建築予定の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結について
- 日程第5 議案第1号 香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 平成20年度香美市一般会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成20年度香美市老人保健特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 日程第14 議案第10号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 日程第15 議案第11号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 日程第16 議案第12号 平成20年度香美市後期高齢者医療制度特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成20年度香美市水道事業会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成20年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第4号」
- 日程第20 議案第16号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第21 議案第17号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 日程第22 議案第18号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 日程第23 議案第19号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3

- 号」(事業勘定)
- 日程第24 議案第20号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」
(保険事業勘定)
- 日程第25 議案第21号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第30号 香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第31号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第32号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第33号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第34号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第35号 香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第36号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第37号 香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第38号 香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第43 議案第39号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第44 議案第40号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第41号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第42号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第47 議案第43号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第44号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第45号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第46号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第52 議案第48号 土地賃貸借契約の締結について
- 日程第53 議案第49号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 日程第54 議案第50号 高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第55 議案第51号 高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について
- 日程第56 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第57 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第58 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第59 請願等第4号 生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書について

会議録署名議員

17番、竹内俊夫君、18番、石川彰宏君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時02分)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成20年第1回香美市議会定例会を開会をします。

これから日程に入りますが、その前に平成20年第1回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本市も合併後丸2年の歴史を記しました。いよいよ3年目を迎える重要な議会であります。議員の皆様方には何かとご多忙の中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本議会には、承認案件1件、議案第1号から議案第51号までの51議案、同意案件1件、諮問案件2件、継続審査となっております請願案件1件並びに追加議案が予定をされております。それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて17番、竹内俊夫君、18番、石川彰宏君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、2月29日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成20年第1回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月29日に開催しました議会運営委員会の協議の結果を報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしました会期及び会議の予定表のとおり、本日から3月18日までの14日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議であります。本日は今定例会に付議された提出議案の提案理由までとします。ただし、議案第15号につきましては、健康づくり推進事業に係る国保連合会の委託料支払いの予算執行の都合により、議案第18号につきましては、下水道事業に係る補償金免除に係る繰上償還の予算執行の都合により、同意第1号及び諮問第1号、諮問第2号は人事案件であるため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日委員会付託を省略して審議に付し、本会議方式により採決をいたします。

会期2日目、6日から、会期6日目、10日までは、休日並びに議案精査のため休会といたしました。

会期7日目、11日から、会期9日目、13日までの3日間は、一般質問を予定して

おります。ただし、会期第10日目の14日は市内の中学校の卒業式が予定されていて、午前中は会議が開催できず午後2時の開会になりますので、できるだけ全日程の会議を繰り上げて実施する必要があるとあり、お手元の会期及び会議審査の予定表に記載の日程で行う必要があります。会議を繰り上げて実施しなければならない理由は、3月議会は当初予算が上程されており、これに関する連合審査会及び各常任委員会に相当の時間を要することが、過去の実績から類推されることから、できるだけ会議の前倒しをして13日中に議案質疑、連合審査会に取りかかっておき、残った部分は14日に審議する必要があると考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

会期10日目、14日、金曜日は、ただいま述べましたように連合審査会の後、各議案等は委員会付託ということになります。連合審査の終了後、引き続いて各常任委員会において委員会の審査をお願いしたいと思っております。

会期11日目から13日目までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日18日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略し、本会議方式で審議し、採決を行います。

追加案件ですが、執行部から市道の路線認定に関する案件等の4件とあわせて、議員から提出の決議案1件、意見書案4件が提案される予定であります。

次に、一般質問の通告は会期2日目、6日の木曜日、午前10時までに提出をお願いいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告いたします。

1点目は、本会議終了後、議員協議会を開催することになりましたので、ご報告いたします。なお、協議事項は議会だよりの原稿記事及び用紙の枚数等についてとその他の件についてであります。

その他、議会運営につきましては従来のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月18日までの14日間としたいと思っております。これにご異議はありますか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月18日までの14日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成19年第5回議会定例会において決定いたしました、拡大生産者責任（EPR）の法整備を求める意見書、家族従業者の人権保障のため所得税法第56条の廃止を求める意見書、地上デジタル放送の実施に関する意見書、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書、道路特定財源の確保に関する意見書、以上5件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、同じく（平成19年）第5回議会定例会において決定いたしました請願等第3号、LPGガスへの公平な扱いを求める陳情については、陳情の提出者あてに採択に決定した旨の通知をそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、報告第1号から報告第5号までの専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

あわせて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成19年度補正予算及び変更事業計画並びに変更資金計画、同じく香美市土地開発公社の平成20年度事業計画及び会計予算、同じく財団法人香美市開発公社の（平成20年度）事業計画及び収支予算の提出がありました。なお、財団法人奥物部開発公社の平成20年度事業計画、一般会計予算及び森林総合利用施設等事業特別会計予算については、3月末までに開催する理事会の開催後に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成20年度収支予算書及び事業計画書については、3月末までに開催する理事会の開催後に、株式会社香北ふるさと公社の平成20年度事業計画及び収支予算書については、3月末までに開催する株主総会の開催後に議会に報告されることになるため、書類の提出及び報告のための議員協議会の開催は6月議会定例会となりますので、その点をご了解いただきたいと存じます。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されていません。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） おはようございます。21番、西山でございます。

12月定例会以降、1月23日及び2月19日の2日にわたり行財政改革推進特別委員会を開催しましたので、その審査並びに協議の結果を報告します。なお、1月23日については録音機の不調により審査の録音状況が極めて悪く、十分なる報告ができないことをお詫びしておきます。

まず、1月23日に開催した委員会では、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況に

ついて報告を受け、審査、協議をいたしました。

この件は毎回取り上げていますが、前回以降の入金額については、平成19年度は12月末現在で5,722万円余りとなっており、平成18年の同月末に比べまして481万円余りふえております。約18.9%の増となっております。また、完済につきましては、12月末現在で20件となっていて、平成18年度末の21件とほぼ同じ件数となっている。

訴訟中の91番は、香美市の主張どおりの判決が出されましたが、その後の話し合いで消費者金融の債務整理を進め、その結果を見て香美市への返答計画を立てることとなっている。住宅新築資金と宅地取得資金をあわせて6件、これがA、B、C、3氏に対して貸し出され、話し合いを進めてきたが任意売却で支払う等の話もあって、法的措置を見直してきた経緯がありますが、申し出の約束が守られず、法的措置に移行することとなった。Bの案件については、現在物件がなく連帯保証人への執行を考えている。訴訟については弁護士との協議中であるとのことでありました。

市営住宅使用料については、24番の入居者に対しては、平成19年12月28日退去。敷金を未納分約28万円に充当し、残りは本人へ請求する。

4番の住宅につきましては、明け渡し請求の申し立てをする。

また、滞納解消は、全部で8件は解消されております。

「市営住宅へ入居するときは2名の連帯保証人をとるようにしているが、旧住宅から移るとき1名しか用意されていないものが1件あり、4月までにもう1名用意するように言っている。」という報告がありました。この市営住宅というのは、黒土住宅のことです。「旧住宅の滞納を解消して、新しくできた住宅に入居した者が再び滞納が始まらないように厳正に注意すべきである。」「住宅損害に対して敷金の取り扱いについて取り違えがあり、監査からも指摘されたように十分注意するように。」と報告、意見がありました。

公共下水道事業の受益者負担金については、「公共下水道事業の受益者負担金は私的債権であり5年で時効が成立する。5年経過した債権は不納欠損処理をしておかないと、会計処理ができなくなる。現在支払っていない者が、平成4年から平成18年について122人。平成15年から平成18年については71名で、平成4年から平成18年の不納欠損予定額は約1,032万4,850円である。受益者負担金を支払っていない土地で下水道を利用する際には協力金として相当額を給してもらっている。現在までこれを拒否されたことはありません。」ということでした。「下水道事業はまだまだ続くので、未納者がふえる心配がある。」という報告がありました。

また、各種施設の使用料につきましては、旧3町村の条例をもとにして、現状となっていますが、特に体育施設については旧3町村間で差がある。見直す必要があるかないかということで、生涯学習課に対して検討を依頼しました。

続きまして、2月19日の委員会の報告をいたします。

まず、国保の滞納整理については、平成20年1月末現在の徴収実績では、前年度より徴収率が既に100%を超えている。収納がふえているということです。平成19年12月現在、国保加入世帯は7,743世帯であり、その約42%、3,324世帯が口座振替で、うち1,906世帯が期別納付であります。そのうち、各期約100件くらいが振替不能である。主な原因としては残高不足であるが、死亡等も一部あるということです。督促状は、国保加入世帯の約15%に毎回出されている現状です。滞納整理状況については、平成19年12月現在で市内2,503件、市外721件に対して催告書を送っております。また、分納誓約は、平成18年度309件、平成19年度192件となっている。分納誓約することで5年間の時効を中断できることや、短期資格証明書の交付により無保険の解消を図れる。しかし、現在約8名しか誓約の履行がされていない。

今後の対応として、生活保護者を3年間の執行停止として約44名、879万7,560円。死亡、住所不明等の47名、477万2,030円を即時停止と考えている。分納誓約不履行者へは再度の納税指導を行い、新たな誓約を結ぶなど納税を促すということにしておるそうです。また、平成20年4月から、ヤフーが運営するインターネット競売に参加する予定である。香南市が家宅捜査でタイヤロックをして、車をインターネット競売に出している。このことが高知新聞に載れば、かなりの抑止力と考えます。現に香南市の記事が載ったとき、ちょうど香美市では催告書を出していて大幅に入金がふえたことがある。また、「生命保険の調査もして差し押さえも検討しなければならないが、差し押さえをせずにその後亡くなられて保険金が出て完納になった例もあり、またその逆に差し押さえをして残念ながらその後短期間に亡くなられてその債権が取れなかった件もあり、非常に判断が難しい。」というような報告もありました。

続きまして、学校給食費の滞納についてですけれども、平成18年度の滞納額は約438万円、に対する徴収額は234万円で53.44%の徴収になりましたが、平成19年度は411万円に対して120万円の徴収で30.96%、大幅に徴収率が落ちております。滞納者は、給食費だけでなく多数の滞納のある場合が多い。口座振替が平成19年度より収納管理課に移ったので、スムーズな事務処理を実施するように努力している。保育の入園申し込み時に、平成19年度の滞納のある方に幼保支援課も指導し、収納管理課も行って入金してもらった人もいます。学校給食費は、平成19年4月から全然入っていない世帯が18世帯あり、給食センターの職員は行っていないが、収納管理課が18世帯すべてを回り、不在者には訪宅の通知をして、2月18日までに10世帯が完納し、もう1世帯は2カ月入れて、残りは6月のボーナスで支払うという電話の連絡もあったりしておると。

このように滞納が減っても、滞納の減少に対する努力があっても、また新たな滞納が出ると。学年が進むとまた新たに入ってくるので、滞納がふえていくを繰り返しているということです。「まず、学校給食センターのほうで保護者に対する指導をすべきであ

る。食育という点もあるが、家庭でも食事をすれば食費がかかるので、給食にも当然かかるので父兄の認識を変えてもらわなきゃならないし、学校もかなりかかわっていかなくちゃいけない。」という意見が出ました。

続いて、市営住宅使用料については、4番の方は訴訟を起こして、平成19年4月より分納すると和解をしましたが何度も履行されず、今回明渡し及び支払いの訴訟を起こす準備中である。弁護士との話では、本人が明渡し請求に応じなければ強制執行となり、その効果が出るのは夏ごろになりそうだということでありました。

「前回、黒土の新しい住宅に入居するのに、連帯保証人2名のところ1名で（入居）、平成20年3月までには準備するということで入居されていることであったが、連帯保証人の予定者が入院していて4月になるとのことであった。先に建った5階建てのほうにも、連帯保証人が1名のままで残っている者全員にもう1名を探すよう手紙を出した。」という報告がありました。

前回は、というのは1月19日の会ですけれども、「連帯保証人1名だけというのは1件ということで聞いていたがどうなっているか。」「黒土5階棟、A棟では、28世帯中18世帯が。（黒土住宅）B棟では24世帯中7世帯が連帯保証人が1名である。」との説明に対し、「ちゃんとした報告をしないといけない。話が違うのではないか。」「29番の8万9,400円滞納のある者も連帯保証人は1人である。連帯保証人が1人の件については、財政課として追いが足りなかった。そういう点で反省している。住宅係も忙しく、行かなくてはいけないと思いつながら行けない状況であったが、このままではいけない。また、黒土（住宅）A棟、（黒土住宅）C棟は、今まで入居していて古くなったから建てかえるので、移ってくださいということで建てかえた経緯もあり、また、連帯保証人2名といってもなってくれる人がいないという現実がある。」等の答弁、質疑の後、締めくくりとしまして、前回では連帯保証人が1名しかいないのは1世帯だけだという報告で委員会では理解しておりましたが、本日の、（2月）23日の委員会では黒土住宅A棟には28世帯中18世帯、過半数以上。（黒土住宅）C棟では3分の1くらいが連帯保証人が1名しかいない契約をしていることがわかりました。特別の場合にはそういうことを明記して報告してもらわないと、何のために行財政改革推進特別委員会で市営住宅の入居基準等を審議して決めたのかわからない。決めただけですぐそれが破られるようであれば、この行財政改革推進特別委員会は要らなくなるし、存在価値も疑われる。次回に行財政改革推進特別委員会では、これに対する明確な答弁、対策を説明してもらいたい。なおかつ、きょうもらった資料で、新しい市営住宅で早くも滞納が発生している。これは前からの滞納よりももっと悪い。滞納を解消するために新しい制度をつくったので、すぐに連帯保証人へ請求する。滞納者に対してどういう措置をとるか。そういうこともあわせて財政課で検討し、また市長と相談して、必ず次回報告するよう申し入れました。

住宅新築資金等貸付金の滞納整理については、今回の議案にも報告されているとおり、

前回で問題になりましたA、B、Cの3氏に対する貸し付けについて協議を行いました。本件は、本来あり得るべからざる貸し付けがされているが、担当者としても「債権整理をしている中でどうしてこういうことができたのか、できるのかなという思いがあった。」という報告もありました。A、B、C、3氏に対しては、訴訟を提起したので、その経過について今後順次報告するということになりました。

続いて、社会体育施設の使用料については、合併時の話し合いで旧3町村の現状を引き継いでいるところです。特にグラウンドの使用料については、香北町では一度単独自立ということで使用料を改定していたのがそのままになっていて、土佐山田町に比べて割高になっている。この点について協議した結果、できるだけ早い時期に社会体育審議会に相談して、ある程度合理性のある金額を出せるよう努力したいということになりました。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

続いて、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を行います。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） はい。おはようございます。23番、坂本でございます。

平成20年1月24日開催しましたまちづくり推進特別委員会の協議の経過と結果について報告します。

審査事件及び議題は、項目別課題の大項目1番目の「人口の定住策について」。関連して中項目の4番にもあります「U・I・Jターン団塊の世代の受け入れ対策」について。順次、審査、協議を行いました。

まず初めに担当課長より、人口の定住策について現段階での担当課長としての本市の取り組み方としての考え方が示されました。1、まちづくりにおける都市計画の関連。マスタープランと地区計画の研究。2、情報基盤整備。高速通信回線の充実と地デジ対策（受信施設整備）。3、県及び宅建業界との連携。地域支援企画員の活用とマンションの空室利用についての説明を受け、協議を行いました。

「空き家対策に関する情報の一元化と、問い合わせ窓口の必要性について。」の意見に対し、「情報の一元化と窓口の問題は片手間にできるものではなく、しっかりとした情報を管理するためには人員体制の整備が必要である。」また、「情報収集や契約関係においては、地域支援企画員の協力や宅建業協会との連携が重要となる。」との答弁がありました。そのほか、「香美市に帰ってきて事業を興したい、地域を何とかしたいという若い人たちを応援するのが市役所や議員の役割ではないか。経費的な課題もあるが、

支援する体制づくりが必要である。」 「どうすれば安心できる老後が迎えられるのかを基本において、政策を進めていくべきである。」など多くの意見も出され、この件に関しては今後も引き続き協議を行っていくことになりました。

なお、まちづくり推進特別委員会の協議内容に関しては、行政として庁内で議論しておる内容とも深くかかわってきますので、担当課である企画課長には今後も出席していただくこととなりました。

今回の会議は、大項目2番目、「産業の振興策について」の「農業」及び「林業」を議題とし、担当課より説明を受けることと決定し、会議を終了しました。

続きまして、平成20年2月21日に開催しましたまちづくり推進特別委員会の協議の経過と結果について報告をします。

審査事件及び議題は、1点目に項目別課題の大項目、「産業の振興策について」の中項目1番にあります「農業（若者、高齢者農業、後継者）」について。2点目に、同中項目2番にあります「林業」について、順次、審査、協議を行いました。

1点目の「農業（若者、高齢者農業、後継者）」については、担当課長より農地の保全について、農道整備・水路整備について、農林産物加工業の育成及び販路拡大について、地産地消・食育の推進について、担い手対策について説明を受け協議を行いました。

「農業に対する香美市独自の方向性を見据えて、中長期的な視野を持って検討しないといけない。」との意見に対し、「振興計画に基づき検討していく。香美市において農林業の位置づけというのは、振興策の中でも重要課題として一番の柱になってくると思う。」との答弁がありました。そのほか「農産物加工を推進することで雇用の拡大にもつながる。1.5次産業の研究をするべきである。」 「まちづくりの活性化のためには、若い職員のアイデアを発表する機会が必要。研修をさせ、意欲ある職員を育てることが大事である。」など多くの意見が出され、この件に関しては今後も引き続き協議を行っていくこととなりました。

2点目の「林業」については、担当課長より林道開設事業の概要と実施状況について、作業道の開設状況について、今後の林道整備計画について、農林産物加工業の育成及び販路拡大について説明を受け、協議を行いました。

「香美市の将来的な発展、15年、20年後を見たときに、市の保有する森林は大きな財産となる。現在の蓄積量を把握し、将来どれくらい活用できるか。毎年どれくらい伐採しても資源が枯渇せずに活用できるか。産業として位置づけができるか。そういう長期的なビジョンが必要である。そのためにも林産資源の現状調査をきちんとして、将来計画を立てることが必要である。」との意見。そのほか、間伐施行の必要性についてや、民有林調査についての法整備の検討など多くの意見が出され、この件に関しては今後も引き続き協議を行っていくことになりました。

今回の会議は、大項目2番目、「産業の振興策について」の「商業」、「工業」、「観光業」、「地場伝統産業」、「工科大学」を議題とし、担当課より説明を受けるこ

ととし、日時については本定例会中に協議することと決定し、会議を終了しました。

以上でまちづくり推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、平成19年12月定例会で産業建設常任委員会へ付託されて、継続審査となっていました請願等第4号、生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情については、閉会中の所管事務調査として本年1月29日に陳情のあった箇所を現場視察した後に、委員会の審査を行っております。この審査を経た上で審査結果の報告書の取りまとめの会議を、去る2月22日に開催してお手元に配付のとおり産業建設常任委員会調査報告書が作成されております。

そこで、同常任委員会の審査の推移等について委員長から報告を求めます。産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） おはようございます。13番、竹平です。

産業建設常任委員会の報告を行います。

今回の報告事件は、去る12月の定例会において閉会中の所管事務調査として議長より調査付託を受けておりました請願等第4号、生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書についての、本委員会の調査の経過と結果の報告となります。

まず、本事件の事務調査に係る結論を導き出すための調査手順についてですが、現地視察と協議会、そして、（調査報告書の）審査会の二段階に分けて行いました。

最初となります現地視察と協議会ですが、去る1月29日、陳情書にある物部町地域の7路線の現地視察を本委員会委員7名、関係執行部6名、事務局2名、陳情代表者のそれぞれの方に出席をお願いし、現地視察を行い、その状況の把握と認識を深め、その後、執行部と委員間で協議会を開催し、執行部側より7路線それぞれについて現在までの取り組み姿勢や考え方、課題の認識について補足説明を受けるとともに、並行して委員側より陳情による地域の生活環境の実情や林業振興策の考え方等の質疑や意見が出され、会が進行されました。この協議と意見交換を経ての協議会のまとめとして、当日出されたそれぞれの質疑や意見をベースに事務局、委員長サイドで1月29日付で報告書の素案を作成し、日を改めて素案を精査し、正式な調査報告書案にまとめ上げていくこととしました。

そして、次回審査日程を2月22日に決定し、1月29日の日程を終了しました。

次に、1月29日に決定をしていた審査日程に従い、2月22日、午前9時より産業建設常任委員会を開催し、出席委員7名で定足数に達しておりましたので、請願等第4号における現地調査報告書についてを議題として審査を行いました。

審査の進め方として、事前に作成をしていた1月29日の協議会での質疑応答や、意見の内容を受けての7路線それぞれの状況を記載して別冊にまとめた冊子と、これをベースに表題となる調査報告書案の素案を審査資料として提示し、双方比較検討し精査するとともに、あわせて今回の調査報告書案の取りまとめについては、その性質上、通常の審査と異なり、賛否を決定する事項ではなく陳情内容に照らして、その状況がどうであったかということに視点を置き審査を行ったということにあります。そうした経過を踏まえ、7路線のそれぞれの状況について精査を行った結果、文言の加筆や修正、字句の訂正等を行い、最終取りまとめの案文といたしまして、現地視察、協議会を経て導き出された結論として「7地区の生活環境向上策、林業振興策の両面いずれにおいても必要性は認めるものの、昨今の財政事情、林道整備計画を含めた香美市道路行政から見た位置づけ、地域住民の市政に対する感情等を踏まえ、現在、そして将来を展望するとき、あえて施策の方向づけとして推すならば、林産物の付加価値向上に伴う林業振興が期待できる市宇地区から別府地区間の林道の開設の制度導入の検討。林道岡ノ内別府線、百尾地区から国道へ接続する延長約500メートル、幅員3メートルの連絡道の開設の研究が考察される。また、7地区全体に言えることは、近い将来に起きると言われている南海地震等の災害に対し、避難等に市道、林道網の整備は危機的な面からも欠くことのできない問題であると考えられる。」を本委員会の調査報告書案の結論とすることとしてこれを諮り、合議により承認を受け、産業建設常任委員会調査報告書案が決定され、今回の調査報告に係る閉会中の所管事務調査の全日程を終了し、閉会をしました。

なお、本委員会で決定されました調査報告書につきましては、書式を整え過日議長まで提出いたしておりますことを申し添えます。また、ただいま報告がございました内容詳細につきましても、議長提出の報告書に準じた書式として議員の皆さんのお手元に配付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査に係る報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑については、本日の議事日程第59の時点で討論、採決まで行います。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度建築予定の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結についてから、日程第58、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上55件を一括議題とします。

行政の報告並びに承認第1号から諮問第2号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。平成20年第1回香美市議会定例会を開催をするに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず今議会にご出席いただきあ

りがとうございます。また、日ごろは香美市行政運営に対しまして、格段のご協力、ご指導を賜りありがとうございます。

さて、諸般の報告の前に、先月4日、南国市大篠小学校5年生の藤岡和輝君が同居している男より虐待を受け死亡するという、まことに痛ましい事件が発生をいたしました。報道によりますと、関係機関は1年前より和輝君が虐待を受けている実態を把握していたとのことであり、そうであれば、事前の対応によりこのような惨事が防げたのではないかとまことに残念でなりません。和輝君のこの間の気持ちを思い図るとき、どんなにかつらく寂しい思いをしていたのか、心の中でだれかの助けを待っていたのではないかと、本当にかわいそうで返す返すも残念でなりません。この上は、今回の事件を教訓として、二度とこのような悲惨な事件が繰り返されることのないよう私たちもいま一度現実を慎重に見きわめ、ささいなことも見過ごすことなく素早い対応が必要であると、改めて考えるものであります。和輝君のご冥福を心からお祈りをいたします。

それでは、諸般の報告並びに平成20年度市長施政方針、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付をしております資料をご高覧をいただきたいと思います。

まず、諸般の報告から申し上げます。

総務課からは、新庁舎建設につきまして、現在基本設計委託業者をプロポーザル方式で選考中ではありますが、提案書の提出締め切りであります2月末日までに指名5社中4社の提案を受理いたしました。なお、1社は辞退であります。事務局では、今月25日のヒアリング審査に向け事務を進めているところであります。3月下旬には、審査会から最優秀設計委託候補者の推薦を受けまして、委託業者を決定する予定です。

一方、職員チームも基本設計業者が決定するまでに準備しておく作業としまして、課等の執務内容と必要面積につきまして調整作業を進めております。将来の執務方法や時代要請などの未知の部分も多く慎重に作業を進めておりますが、3月下旬までには議会の庁舎建設特別委員会とも協議をさせていただきまして、議事堂を含めました本市の原案を作成する予定であります。4月以降の設計作業は、この原案をもとに進めていくこととなりますので、ご協議をよろしくお願いをいたします。

また、ITの整備は新庁舎建設方針にも明記されておりますとおり、本市にとって欠くべからざる柱の1つですが、ITシステムの設計は個別的ではなく総合的かつ合理的に整備することが重要と判断しまして、本年1月より設計業務の委託の準備を開始しております。選定方式はプロポーザル方式を想定し、建築の基本設計が完成する前の6月末までには委託業者を決定すべく事務局に作業を急がせているところであります。

人事評価制度であります。香美市人事評価制度の構築に向け人事評価検討委員会を発足させ、本日までに2回の検討委員会を開催をいたしました。また、人事評価制度導入に向けての基盤整備として、人材育成や人事制度運営に関する現状及び要望を尋ねるため全職員を対象としたアンケートを実施しました。本年度は、人事評価制度のもととな

る香美市人材育成基本方針の見直しにトップヒアリング及びアンケートの結果を反映させ、作業を進めていきます。

地域審議会につきましては、12月20日に第4回物部地域審議会が、12月27日に第5回香北地域審議会が開催をされております。地域審議会では、合併協定書の変更についての諮問及び庁舎位置建設委員会の結果について報告をいたしました。また、物部地域審議会におきましては、奥物部ふれあいプラザに建設予定の小規模特別養護老人ホーム、老人介護施設についての報告を行いました。合併協定書の変更につきましては、協定項目7、地方税の取り扱いに関する事の前納奨励金の廃止及び協定項目23の1、自治会、行政連絡機構の取り扱いに関する事の広報などの配付回数の変更について諮問をいたしました。審議の結果、前納報奨金の廃止、広報等の配付回数の変更が承諾されました。

物部地域審議会からは、大栃高校と山田高校の統合について、両校の関係者及び香美市教育委員会、県教育委員会による協議の場を設けることと、特定養護老人介護施設は周辺環境に配慮した建築物の検討、早急な意見整合を行い、地域住民に対して早期に示すことのできる体制をつくることを求める提言書が提出をされました。大栃高校と山田高校の統合につきましては、今後の対応を協議するため1月18日、2月1日に市長部局及び教育委員会部局合同で協議をもちました。協議の結果、県教育委員会の取り組みを確認した上で検討する必要があると、平成18年11月29日に県教育委員会に提出している高知県立大栃高等学校廃校に係る要望への回答を得た後に検討することとなりました。その結果を受け、本年2月8日に県教育委員会事務局、高等学校課に過程の経過の報告と要望書の回答を求めましたところ、平成20年2月29日付で要望書に対する詳細に回答をいただいております。今後はこの回答を参考に、物部地域審議会の提言に対する取り組みについて検討していく予定です。

香北地域審議会におきましては、支所で受け付けた諸手続で本庁での事務処理や確認が必要な事務手続に相当の時間を要する場面が見られたため、速やかに事務手続ができる体制の整備が求められました。

企画課からは、地上デジタルテレビ放送に係る辺地共聴施設対策であります。基本調査につきましては、当初市単独で実施を想定しておりましたが、県補助事業であります高知県共聴施設デジタル化支援事業において、基本調査を補助対象とする内容改正が平成19年12月18日付で行われることを受け、同事業に申請を行い事業費の2分の1の県補助を受けることができるようになりました。基本調査は、受信点施設での放送電波の受信状況調査及び目視確認による施設の老朽度調査を実施することとしており、その実施に関しては高い性能性が要求されることから4事業者による見積もり競争入札を実施し、NPO法人デジタル高知推進協会が2,058万円（後に「落札額は205万8,000円」と訂正）で落札をしました。現在、調査予定をしておりました20施設のうち、現地調査の結果、香北町猪野々大久保地区の共聴施設は物部中継局より受信し

ていることが確認されたため、当該施設は物部中継局の整備をもって実施することとし、現在19施設について基本調査の実施をいたしております。

行政情報媒体等への広告掲載につきましては、行政改革の一環として行政経費の負担軽減を図るため行政情報媒体等を活用して、広告掲載は本年1月より掲載を開催をいたしております。現時点では広報紙のみとなっておりますが、ホームページについても応募があっており、今後を調整を整えたものから順次アップしていく予定であります。また、窓口用の封筒と公用封筒につきましては公告入りの封筒を寄附していただく形式とし、こちらについても4月から導入準備を進めております。こうしたことによりホームページの運営経費や広報紙の印刷経費を軽減し、また封筒の寄附採納により封筒制作費を削減することにつながっていくこととなります。

猪野々集会所の整備事業につきましては昨年8月29日に着手し、その関係業者や地域の協力により順調に進捗をし、本年1月11日に完成引き渡しを受け、去る2月23日に竣工式典と祝賀会が開催をされました。今後は、この施設が地域に愛されつつ地域活動の拠点として活用されることを期待をいたしております。

防災対策課からは、平成20年2月末現在、自主防災組織は66組織が設立をされております。

交通安全対策につきましては、市民の交通安全意識の向上と交通安全教育、情報提供活動、啓発活動、道路交通環境の整備等の交通安全対策の推進に努めております。香美市交通安全対策推進会議を3月26日に実施を予定をいたしております。

保険課からは、物部町特別養護老人ホームについてであります。大変おくれております施設につきましては状況報告をさせていただきます。先にも述べさせていただきましたが、昨年12月議会終了までには財務局からの事故繰越の承認は得られておりませんでした。その後、認める旨の連絡が県を通じてありましたので、建設に向けて事業者と協力して進めているところであります。施設名は、「地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホーム、ウェルプラザ物部荘」で、鉄骨造3階建て、定員29人、3ユニットです。今後の予定は、現在県に建築確認申請を提出をしており、確認がおり次第着工予定で準備を進めております。順調に進めば11月に開業開始予定であります。

税務課から市税の前納報奨金の廃止についてであります。前納報奨金制度の初期の目的である納税意識の高揚が図られたことや、財源の確保、不公平な制度であるなどの理由により、土佐山田町、香北町、物部町の各地域審議会において諮問し、審議の結果、了承されました。これを受けまして、今議会に平成21年度から前納報奨金を廃止する市税改正条例案を提案をいたしております。

農政課から工事関係であります。農道、用水路改修工事は年度内完了予定であります。災害工事において台風4号による査定を9件受け年度内完了に向け進めておりましたが、「不測」の「側」が間違っておりますが、（不測）の日時を要し、やむなくうち3件を繰越明許し本議会に提案をいたしております。また、災害復旧事業分担金の徴

収条例の一部改正ほか2件の条例改正案を提案をいたしております。

商工観光課からは、消費者行政につきましては、本年に入って特に高齢者をねらった悪質商法が急増いたしております。香北町、物部町でも個人宅に入り、人を集め、甘い言葉や日用品を無料で配るなどして最終的に高額な商品を買っていることが、事例が多発をいたしております。こうした注意につきましては、広報等で啓発をしております。

建設都計課からは、土木関係で辺地事業で取り組んでおります市道谷相線は年度内完了の予定です。市道後入線と過疎事業で取り組んでおりました市道大宮小学校線と堀田線も工事が完了いたしました。平成18年度から繰り越した道路台帳整備事業も完了をいたしました。

都市計画関係で、秦山公園の野鳥の森整備工事を施工中で、年度内完了の予定であります。駅北地区の高質空間形成施設整備は、2月末で工事が完了しました。

災害復旧工事業関係では、11月12日に第8次査定を受けまして決定をいただきました。5件のうち2件は年度内完了の見込みであります。3件は繰り越し工事の予定であります。

住宅建設関係の黒土2号団地Cブロック、B棟の設計業務は完了し、来年度から建築にかかるよう旧住宅での取り壊しを完了しました。平成20年度に建築するCブロックのB棟は鉄筋コンクリート造3階建てで18戸の規模になります。

環境課からは、平成19年度香南香美地域新エネルギービジョンの策定につきまして、香南市と歩調を合わせまして進めて、策定をいたしました。この策定に当たりましてNEDO技術開発機構の助成を受けて進めておりましたが、このたび策定がされまして、策定書の概要は新エネルギーに関する基本方針、新エネルギー導入に向けた重点プロジェクトと導入目標、新エネルギービジョンの事業化構想、持続可能な新エネルギー普及システムの構築などがまとめられております。議員の皆様方にもお配りをさせていただきます。また、全戸には概要版を配付をいたすことといたしております。

健康づくり推進課からは、特定健診、特定保健指導につきまして。平成20年度から始まる特定健診、特定保健指導につきまして住民の皆さんへ周知をするため、2月上旬に市内全世帯へ法改正の内容と健診の実施方法などを要約した資料を配付をさせていただきました。特に香美市国保の被保険者につきましては、従来の集団検診に加えかかりつけ医療機関などで受診可能な個別検診を選択できることなど、検診方法について詳しく説明を、記載をいたしております。また、それに先立ち1月31日にプラザ八王子におきまして健康づくり婦人会、健康づくり推進協議会、食生活改善推進委員会の皆さんにも説明会を開催をいたしました。本事業の趣旨と受診率向上へのご協力をお願いをいたしました。

結核新規患者数の増加であります。平成18年、平成19年と香美市において結核の新規患者数が増加傾向にあり、中央東福祉保健所などと連携してその対策をとることとなりました。このたびの感染の特徴としましては、20歳代から50歳代の比較的若い

年齢層に発生をいたしております。香美市の新規患者数は平成18年が11人、平成19年が12人となっており、人口10万人当たりの罹患率では全国の約2倍となっております。今後とも感染が広がる可能性が懸念されることから、健康づくり推進課では2月15日、市内各世帯へ注意を呼びかけるチラシを回覧したほか、市内保育園、幼稚園、小・中学校の保護者あてにチラシを配付するとともに、大勢の人が集まる施設や事業所などにもポスターの掲示をお願いをいたしております。福祉保健所などとも連携を取りながら感染の拡大阻止に取り組んでまいりたいと考えております。

地籍調査事業につきましては、今年度は土佐山田町地区、香北町地区、物部町地区で2.23平方キロメートルを調査いたしました。また、昨年度の調査箇所につきましては、それぞれ地籍図を作成をいたしております。

林政課からは、林業振興につきまして。ここ3カ月の木材市況は横ばい状況であります。昨年6月の建築基準法改正以来、住宅建築材料等の需要停滞が続いております。間伐、作業道関係につきまして実績見込みによる減額が出ておりますが、平成20年度は新たな森林の団地化を進め、高性能機械を使用し、搬出間伐の拡大を計画をいたしております。中央流域林業活性化センターでは、2月5日、作業道の開設と維持管理についての講習会を実施し、現在香美市を含む流域林道の活性化の取り組みを進めております。

2月末の森と緑の会香美支部の総会で、春の募金活動の取り組みが協議をされ、昨年同様市民の方に家庭募金を依頼し、市内の森林整備や緑化の推進、森林環境、教育などを計画をいたしております。

また、3月15日に郡有林の協定森林において株式会社ルネサステクノロジ、南国市、香南市両市と協働で、本年度2回目の森林整備が実施されます。24日には不伐の森保育・活用推進協議会を開催し、今後の活用について協議する予定であります。

有害鳥獣被害対策につきましては、2月21日に鳥獣特措法が施行されまして、市町村へ権限移譲が進み、市も被害防止計画を作成中であり、市職員を隊員とした鳥獣被害対策実施隊の結成も視野に入れております。29日には市有害鳥獣被害対策協議会を開催し、平成20年度予察捕獲計画等が決定をされました。また、来年度も阿佐地域鳥獣被害防止広域対策協議会を継続し、捕獲の担い手の育成や被害防止柵の設置、捕獲機材の導入など事業実施に向けて徳島県（那賀郡）那賀町と調整をいたしております。3月3日には地域の意識改革による被害防止活動の啓蒙と指導のため、物部町岡ノ内で地区懇談会を行います。8日、9日には、猟友会に依頼し、狩猟圧を強め、個体数の減少を目的として一斉捕獲を徳島県や県東部周辺市町村と連携し取り組むことといたしております。また、三嶺山系のシカ害対策として、16日に（物部町）さおりガ原からカンカケ谷にかけて防護柵や防護ネットの設置作業を予定をいたしております。鹿の食肉加工につきましては、2月19日にべふ峡温泉との協議を行いさらに継続していく予定であります。本年度の捕獲数の増加に伴い予算不足が生じ、今議会に計上をいたしております。

す。

森林土木事業につきましては、本年度完成予定の林道開設、改良舗装事業は、物部町の押谷線を除いて完成する見込みです。災害復旧事業も物部町の岡ノ内別府線を除き本年度中に復旧の見込みであります。御在所線は、森林の団地化などによる利用効果を高めるため全体計画を変更し、1,100メートル延長をいたしました。また、中尾線は、災害のため全線の開設工事を平成16年から中断しておりましたが、復旧完了に伴い集落まで新設する計画です。大栃線の奥ものべ紅香橋は架設後7年を経過し、防水処理や腐食などの調査、設計が必要となっております。

香北支所事務管理課からは、香北地区の自治会長会を平成20年1月30日に香美市基幹集落センターで開催をしました。多くの意見をいただきました。

また、物部支所事務管理課からは、物部地区の自治会長会を平成19年12月21日に開発センター物部で開催をし、これもまた多くの意見をいただくことができました。なお、平成20年度につきましては、4月上旬と12月に開催する予定であります。

水道課からは、節水へのお礼でございます。昨秋の記録的な少雨に伴いまして、市民の皆さん方には広報等を通じ再々にわたりまして節水のお願いをしたところでございますが、おかげさまでご協力をいただきして、渇水期も何とか乗り切ることができました。今後とも節水へのご協力をお願いをしたいと思います。

学校教育課からは、学校評価システム構築事業でございます。平成18年度、平成19年度の2年間にわたる国の事業が終了しました。2月2日には高知工科大学におきまして高知県学校評価シンポジウムが開催をされしまして、香美市教育委員会も実践発表を行いまして、多くの参加者とともにこれらの学校評価のあり方についての考える機会をいただきました。

大宮小学校の校舎改築落成式は、2月9日、保護者、関係者の皆さん方によりまして落成式を迎えました。耐震性にすぐれ、セキュリティも確保されるとともに、人にも環境にも優しい学校として整備をされました。今後は、地域に開かれた学校づくりとして今後も推進をしていきます。

高知県学校安全情報共有システム調査研究事業であります。2月1日より山田小学校、舟入小学校、楠目小学校でかみっこメールの使用が始まりました。今後も子どもたちの安全の確保を図っていきたくと思っております。

幼保支援課からは、保育園の建設につきましてであります。昨年11月に保護者や住民、保育士などの代表による香美市保育園建設委員会を組織し、協力を得ながら基本設計に取り組んでいます。用地につきましても取得が完了し、現地の開発許可の申請をいたしております。なお、2月14日には市立中央公民館で保護者、住民に向けた保育園建設事業、これは新設であります。説明会を開催をしました。現在、新設保育園の名称も募集をいたしております。年度末には新しい名称が決定をする見込みであります。今後は、平成20年度に園舎を建築し、平成21年4月の開園を目指しております。

生涯学習課からは、成人式が1月6日の日曜日に高知工科大学において開催をされまして、対象者312人のうち224人が出席をされました。

消防課からは、平成19年火災救急及び救助出動件数が、ここへ表として載せてありますのでご参照いただきたいと思っております。また、平成20年2月29日までの火災救急及び救助出動件数も載せてあります。

そして、平成20年度の春季火災予防運動の実施が3月1日から7日までの7日間に実施をされております。

また、自治体消防60周年記念式典へも、本市の消防団長等消防関係者が参加予定でございます。

以上で諸般の報告を終わりました、これから平成20年度施政方針並びに提案理由の説明を申し上げます。

施政方針としまして、香美市発足から2年を経過いたしました、この間、新生香美市まちづくり計画の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を市政展望の基軸とした、進化する自然共生文化都市・香美市を目指して第1次香美市振興計画を策定をいたしました。そして、厳しい行財政環境の現状や、また山積する課題の中で常に市民の立場に立った行政を推進することを心がけるとともに、将来に向けた市政向上のための努力をいたしてまいりました。

しかしながら、現状は予想以上に厳しく、合併後の香美市政が本当に市民に支持、評価されているのかどうか。常にみずから問いかけ、また反省を繰り返しながら今後も市政運営に真摯に取り組んでまいりたいと考えています。

さて、1月に閣議決定された平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度による我が国の経済見通しは、サブプライムローンの問題を背景とするアメリカ経済の下振れや、金融市場の変動、原油価格の高騰などの影響が注視されるものの、基本的には世界経済の回復が続く下で引き続き企業部門の底堅さが維持、持続されるとともに、家計部門も穏やかに改善し、物価の安定のもとでの民間需要中心の経済成長になると見込まれています。

しかし、近年、最近、内閣府における基調判断を1年3カ月ぶりに下方修正する方針を発表するなど、ここにきて世界経済また日本経済の動向は不安定、不透明な状況となっており、今後地方への景気回復の動きは見られないままに一層都市部と地方の格差は広がるのではないかと心配をされます。

平成20年度の地方財政対策は、地方財政計画規模で3,000億円、前年対比0.3%増、とりわけ歳出の特別枠として地方再生対策費を創設し、地方交付税や臨時財政対策債により財政状況の厳しい地域に重点的に配付するとともに、地方の深刻な財政状況に一定の配慮がされた結果となっております。しかし、今措置は税収是正のための暫定措置としか見えず、地方の財政需要に適切に対応した地方交付税の誘致を今後も要望していかなければなりません。また、今、国会では地方財政に大きな影響を与える道

路特定財源の暫定税率を延長する租税特別措置法の改正案などをめぐり議論が大きな山場を迎えており、こうした国会審議を注視してまいらなければならないと思っております。こうした国の動向を見ながら、香美市は増大する行政課題を見きわめ、まちづくりや子育て支援、環境対策、教育、防災対策を含めた安全で安心なまちづくりを目指し、合併協議会協議事項の実現にまい進するものであります。

平成20年度一般会計予算につきまして、まず予算編成方針について申し上げます。

国は地方財政において地方分権改革への取り組み、補助金、負担金改革、地方交付税改革、税源移譲を含めた税源配分の見直しなど一体的に実施するとともに、地方間の税源の偏在是正について格差の縮小を目指すとしています。また、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針などを踏まえ、より一層行政改革を推進するとしています。こうした状況のもと、平成20年度の地方財政計画において、地方再生対策費の創設による財源としての臨時財政対策債を含めた地方交付税は、財政状況の厳しい自治体に対して考慮した形となっており、本市もその恩恵を受けることとなります。そのため、歳入の一般財源などは一定確保されたものとなっておりますが、市税が伸びない状況を改善しない限り一般財源の確保が厳しい状況に変わりはありません。

歳出につきましては、中期財政計画における総枠を考慮しつつ、防災対策基盤整備、地域に根差した産業の育成、少子高齢化対策を含めた地域福祉施設の充実及び庁舎建設関連や住環境の整備などの重点配分するなど、限られた財源の中積極的な予算編成を行いました。また、その中で特に新規事業として香美市ハザードマップの作成業務、学校安全情報システム調査研究事業、校舎耐震化事業、香美市の特産品であるゆずの植えかえなどに対する補助となる特産物育成事業補助金、新規就農研修支援事業などを計上いたしました。

平成20年度一般会計予算規模につきましては、平成20年度の歳入歳出予算総額は152億5,300万円で、前年度147億1,382万1,000円と比べまして5億3,917万9,000円、3.7%の増となっております。

歳入では、市税が24億3,857万4,000円、前年度比0.7%増で、地方特例交付金は住宅借入金等特別税額控除による市民税の減収分などを勘案し2,398万7,000円、前年度比13.8%増となっております。また、地方交付税は普通交付税で前年度実績及び新設される地方再生対策費による影響額など、また、特別交付税においては合併包括措置分の減額などを勘案し60億6,000万円となっております。繰入金につきましては歳入不足を補うための財政調整基金繰入金が6億236万円、前年度比で25.2%の増であります。特定の目的に充てるための基金繰入金が1,918万8,000円、前年度比で比べますと95%の減であります。総額で6億2,154万8,000円となっております。市債につきましては、交付税の振りかえ財源としての臨時財政対策債が4億8,230万円となっており、合併振興基金造成のための合併特例債1億6,240万円及び補償金免除繰上償還に伴う借換債1億8,140万円などに

より、総額で23億7,890万円となっております。

歳出を性質別に大別しますと、義務的経費が73億2,554万3,000円。投資的経費が25億7,022万3,000円。その他の経費が53億5,723万4,000円となっております。また、総予算に占める割合は、義務的経費が48.1%、投資的経費が16.9%、その他経費が35.0%となっております。

以上、平成20年度一般会計予算案の説明を終わりますが、審査のほどよろしく願いをいたします。なお、詳細につきましては提案説明書をご参照いただきたいと思います。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております議案につきましての提案理由を申し上げます。

報告第1号から報告第5号までは、それぞれ専決処分事項の報告であります。

承認第1号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

議案第1号は、香美市後期高齢者医療に関する条例の制定であります。

議案第2号は、先ほど説明をいたしました平成20年度香美市一般会計予算であります。

続いて、議案第3号から議案第14号まではそれぞれの特別会計、企業会計などの平成20年度予算であります。

議案第15号は、平成19年度香美市一般会計補正予算「第4号」であります。今回の補正予算の規模は、歳入の総額から2億1,019万9,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ149億1,997万3,000円といたしました。年度末が近づいてきましたので、各種事業の決算見込みに沿った補正となっております。

歳入では、生活保護費負担金の減額、地域住宅交付金の追加、市町村合併推進体制整備補助金の追加、財政調整基金繰入金の減額、公営住宅建設事業債及び農林水産業施設災害復旧事業債の減額などが主なもので、歳出では、職員人件費の減額、医療扶助の減額、香南清掃組合負担金の減額、香美市企業立地促進条例奨励金の減額、山田小学校耐震補強工事設計委託の減額、林業施設災害復旧費の減額、財政調整基金の追加などが主なものとなっております。

議案第16号から議案第20号までは、各特別会計などの平成19年度補正予算であります。

続いて、議案第21号から議案第42号までは、条例の一部を改正する条例の制定など各条例に関する議案であります。

続いて、議案第43号から議案第46号までは、各診療所の指定管理者の指定についてであります。

議案第48号は、土地賃貸借契約の締結についてであります。

議案第49号は、高知人づくり広域連合規約の一部変更についてであります。

議案第50号は、高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少

についてであります。

議案第51号は、高知県広域食肉センター事務組合理約の変更であります。

同意第1号は、任期満了による教育委員会委員の任命であります。なお、原教育長より平成20年3月31日をもって香美市教育委員を辞職したい旨の辞職願が1月17日に提出され、1月24日に同意をいたしました。後任の教育委員の任命に係る人事案件につきましては、今議会最終日に追加提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

諮問第1号、諮問第2号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることであります。

平成20年度香美市一般会計予算など報告事項5件、議案51件、同意1件、諮問2件の提案説明を終わります。

行政報告をさせていただきましたが、訂正をお願いいたします。

企画課より地上デジタルテレビ放送に係る辺地共聴施設対策に関する項のうち、5ページの5行目にある落札金額につきまして単位が間違っておりました。正しくは「205万8,000円」であります。訂正いたしました。単位が「万円」となっておりましたが「千円」に訂正いたします。わかりましたかね？

以上で説明を終わります。議員各位におかれましては審査をいただき、適切なる決定をいただきますようよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） これですべての市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、報告第1号から報告第5号までの専決処分事項の報告とあわせて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成19年度補正予算及び変更事業計画並びに変更資金計画、同じく香美市土地開発公社の平成20年度事業計画及び会計予算、同じく財団法人香美市開発公社の事業計画及び収入支出、予算について質疑を受けたいと思います。

なお、平成18年1月から指定管理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社の平成20年度事業計画、一般会計予算及び森林総合利用施設等事業特別会計予算及び同じく同年3月から制度を適用している、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成20年度収支予算書及び事業計画書、同じく同年8月から制度を適用している株式会社香北ふるさと公社の、平成20年度事業計画及び収支予算書については、別途に議員協議会で質疑応答の機会をもつことにいたします。

それでは、市長の専決処分事項の報告及び香美市土地開発公社並びに財団法人香美市開発公社の事業計画及び収支予算等について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）　　まず1点伺います。

報告第1号についてですけど、変更理由書の内訳、増額分の内訳について具体的にお伺いします。

それが1点と、寄附金についてですが、これは補正の議案15-28ページにも1,000万円ということで載ってますが、そのことなのか。それと、相手方については企業なのか個人なのか、個人情報の絡みで言えないのか。その点についてのご答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君）　　学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君）　　報告第1号についてお答えをいたします。具体的にということでしたので、報告させていただきます。

大宮小学校体育館のどん帳については、当初、寄附をいただくということになっておりましたが、相手方から寄附金ということを希望したため寄附金は入ってきませんが、工事費のほうに入れたということになります。

それと、杭打工掘削長及び杭径想定のための地質調査をまず実施したということですが、これについては体育館部分についてボーリング調査等が、もの（建物）が建っておりませんでしたので、（調査）する必要性がありました。特別教室を含めた屋体等について地質調査を行って、設計のロスを防いだということでした。

それと、プールの日陰シェルター、日除けフレームについては、計画面積では子どもたちが日陰に入り切らんというようなことがありまして、その面積を拡大したということでした。それと、既存プールを工事中に使用できるように仮設工事が発生したということですが、それと、並行して市道大宮小学校線も改良しておりましたので、それに伴う取り壊し部分がありましたので、それはシャワー部分とか洗顔、給排水工事、それと入口のスロープ工事等が発生したので、仮設工事を行ったということでした。

それと、遊具等の移設について処分や新設、修繕費、塗装費が発生したということで、グラウンドを整備するために、既存の施設を移転するについて古いものができました。鉄棒とかも新しいものにしなければならないような、老朽化等ありまして、ブランコの購入とかほとんどが既存遊具等の移設に費用がかかっているというようなことでした。

金額ですが、どん帳の件については386万5,297円ということ。杭打工掘削長の関連することについては、92万9,055円。それとプールの日陰シェルター、日除けフレーム等については、177万3,800円と。それと既存プールに関する仮設工事の発生については、128万5,567円。それと遊具等の新設、修繕に関しましては、64万1,991円というような状況になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君）　　3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）　　関連です。寄附金の相手方、個人か会社か、言えるのであ

ったら。個人情報絡みもあると思いますが、言えるのであったらご答弁お願いします。

- 議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。
- 学校教育課長（和田 隆君） 香北町になじみのある方で一般の方です。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

- 11番（片岡守春君） 11番。

そのどん帳のことですけど、どん帳については、これはピンからキリまであると思うんですけど、これはどういうことを基準にこういう製品を選ぶかということ。パソコンで見たらどん帳いうところに、学校で使用するというような形でいろいろ出てくるんですけど、それがこの基準、学校予算の関係でこれぐらいの上限とかいうのがあるのかどうか。その点をひとつお願いします。

報告第2号、報告第3号、報告第4号ですけども、これは3カ所の土地の購入（宅地取得資金）、それから3カ所の新築の建物（住宅新築資金）というように理解をしてよろしいのかどうか。それから、〇〇〇〇〇〇のこの3名は、これは僕のご親せきの方やと思うんですけど、〇〇さんという人は現在この3つの土地建物にどのようなかわりを持っている人なのか。現在、この土地と建物はこの人たちの所有物として残っているのかどうか、その経過をお願いします。

- 議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。
- 学校教育課長（和田 隆君） お答えします。

小学校のどん帳の件ですけど、（予算の）上限とかは特に聞いたことがありません。それと、これについてはデザイン等も、寄附金の額に合わせてその方がしてくれたというような経過が。以上です。

- 議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。
- 住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） お答えさせていただきます。

貸し付け物件はそれぞれ別でございます。

それから、ここに4名の方が出ておりますが、この4名の方のつながりについて申し上げます。一応、まず〇〇〇〇さんを基準にしますと、〇〇〇〇〇さん、息子でございます。それから〇〇〇〇〇さんが息子の奥さんでございます。それから、この〇〇〇〇〇さんという方は、まあ言うたら、〇〇〇〇〇さんから言いますと同じ子どものご主人、結婚されておりまして、まあ言うたら〇〇〇〇〇〇さんの妹（の夫）という形になっております。〇〇〇〇〇〇さんから言いますと娘さんの嫁ぎ先のご主人という形でございます。

それから、物につきましては先ほど言いましたように、3件それぞれ貸し付けをしておりますが、実は1件につきましては行財政改革推進特別委員会でもご報告させていただきましたが物件がございません。そのときのいきさつにつきましていろいろ調べてみ

たんですが、昭和53年当時に貸し付けを行っておりまして抵当権も取っていない関係で、貸し付け契約書にもいわゆる土地の地番とかそれから建物につきましては、その床面積とかそういったものが記載されておられませんので、一からの調査をしましてところ貸し付けは行っておりますが建物が建っているかどうかは不明ということであるということになっております。その点も踏まえまして、今回、今どういうふうにすべきかということ考えた結果、連帯保証人を含めてすべての、いわゆる訴訟をすることが一番ベターであると考えまして、今回の訴訟になったものでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

報告第5号、この人は議会へも報告があったと思うんですけど、和解が成立しとったんじゃないかと思うんです。成立しちよったのかどうかということと、この金額をこの年数で割ったら非常に、金額的には毎月の家賃はこれ安過ぎるものじゃないかというように思うんですけども、その和解後の行政とこの人との接点といいますか、交渉といいますか、そういうことはどのような経過でこういう裁判にまで至ったか、その点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） お答えいたします。

この方とは、議員がおっしゃられましたように平成19年3月13日に支払いについて訴訟をしまして、それについて平成19年3月13日に和解をいたしまして、その後支払い計画を立てておりましたが支払いがなく、再三の訪問をした結果払ってもらえない。そういうことが続きましたので、今度はその支払いの請求並びに住宅の明け渡し請求の提訴をすることになりました。

すいません、抜かっておりました。その住宅使用料でございますが、年月の経過で変化もしておりますが、月額4,000円から4,400円でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

財団法人香美市開発公社についてお尋ねをいたします。

まず、（平成20年度事業計画及び収入支出予算）3ページの補正についてですけど、このプレー権年会費ですが、これは提案理由では1月から3月の年会費ということですけども年会費が上がったのか。そうではなくて1月から3月の分を改めて組んだのか。それと、このプレー権の活用状況と対象者、それを伺います。

それとあわせまして、平成20年度の事業計画の、7ページの収入支出予算明細表があります。それから3ページの補正の部分がありますけれども、この工科大学の駐車場の使用料はもうなくなったみたいですが、その経過等についてお尋ねします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

財団法人香美市開発公社のプレー権（年会費）につきましてですけれども、これは以前公社が持っておりました株式に対する部分に付与されたプレー権（年会費）でございます。別途、そのもともと会員権というものを持ってた方とは別の立場に立つわけですが、この株を持っておった方についてはプレー権を付与されております。プレー権を、行使を継続して持つということになれば会費をいただくというたてりもございまして、この会費を払ってプレー権を所有すべきかどうかということについて理事会の中でお諮りしたわけですが、その結果、プレー権については売買ができるということがございますので、この売買をにらんで会員権を、プレー権を保持していこうということでございます。お金の動き方ですが、今回このプレー権についてはいわゆる暦年で付加されることになっておりまして、昨年について一応12月までの分を理事会にお諮りして予算化をしておりました。今後、引き継ぎどうするかということについてお諮りをしましたところ、今後値上がりを含めて、想定もされることから引き続き所有をしようということになりまして、公社については年度会計でございますから1月分から3月分まで補正をお願いをし、その後続きます平成20年度の部分で4月以降、12月までの分を予算化をさせていただくことということになります。

このプレー権ですけれども記名方式になっておりまして、以前のように無記名で利用することができません。ですから理屈というかたてりで言いますと、理事でないと使えないと。いわゆる登記をしておる理事でないと使えないということになっておりますので、現実的には市民の皆さんにお使いいただくということにはなりません。ですから、現実的にはこのプレー権を使ってゴルフ場を利用するということとはできないという仕組みであります。今も、初めにも言いましたように、このプレー権を所有する部分の目的というのは、これを高い部分で売り抜きたいということがありまして、プレー権の権利を市場価格で結構いい値段になってきたときに売り抜きたいと。もともとその株、倒産したときに株の価値としてはゼロになってますので、あとお金にかえてくれる分というのはもうこのプレー権だけしかありませんので。そういった意味合いからこの権利を保有することによって、少しでもお金を適正に取り戻したいという表現はまずいですが、言うたらそういった確保をしていきたいということから所有をしていくということになっております。

工科大の駐車場のつきましては、一応公社が地権者からお借りをして整備をして、その整備にかかる経費について償還が終わるまで公社が経営をし、あと償還が終わりましたら地権者にお返しをするという仕組みになっております。今回、すべての駐車場について清算が終わりましたので地権者にお返しをする。平成20年度からはもうないと。平成19年度でその処理が終わりますので、平成20年度からはこの分に出てきません。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第15号は、健康づくり推進事業に係る国保連合会への委託料支払いの予算執行の都合により、議案第18号は、下水道事業に係る補償金免除に係る繰上償還の予算執行の都合により、同意第1号及び諮問第1号、諮問第2号は人事案件であるため、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、また請願等第4号につきましては、先ほどの産業建設常任委員会委員長報告を受けて本会議方式により審議に付し、採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、日程第19、議案第15号、平成19年度香美市一般会計予算「第4号」を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） それでは、議案第15号、平成19年度香美市一般会計予算「第4号」を提案、説明いたします。

議案第15号、平成19年度香美市一般会計予算（第4号）

平成19年度香美市一般会計予算（第4号）

平成19年度香美市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,019万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億1,997万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成20年3月5日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、職員人件費の減額等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳は、議案15-68ページの平成19年度香美市一般会計補正予算（第4号）提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成19年度香美市一般会計補正予算（第4号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から2億1,019万9,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ149億1,997万3,000円としました。

概要は、歳入では生活保護費負担金の減額、地域住宅交付金の追加、市町村合併推進体制整備費補助金の追加、財政調整基金繰入金の減額、公営住宅建設事業債及び農林水産業施設災害復旧事業債の減額等が主なもので、歳出では職員人件費の減額、医療扶助の減額、香南清掃組合負担金の減額、香美市企業立地促進条例奨励金の減額、山田小学校耐震補強工事設計委託の減額、林業施設災害復旧費の減額、財政調整基金費の追加等が主なものとなっております。

以下、省略をさせていただきます。

続きまして、議案15-10ページの「第2表 繰越明許費補正」について説明いたします。

今回の補正は新たに11件の繰越明許事業を追加し、合計14件の繰越事業につきまして翌年度へ繰り越して使用できる金額を、それぞれの補正後の金額のとおりとしまして、計1億7,610万3,000円となっております。

次に、議案15-11ページ、「第3表 債務負担行為」につきまして説明いたします。

市内診療所の指定管理者委託に伴い、4カ所の診療所管理運営と図書館分館情報システムリースの業務につきまして、いずれも期間を平成20年度から平成24年度の5年間、限度額をそれぞれ記載のとおりといたしまして債務負担行為を起こすものでございます。調書につきましては議案15-67ページにありますので、ご参照していただきたいと思います。

次に、議案15-12ページの「第4表 地方債補正」につきまして説明いたします。

農業施設整備事業債は、ため池等整備県工事負担金の増により借入限度額を10万円追加し、210万円といたしております。都市計画事業債は、まちづくり交付金事業費、県営街路整備事業費の増により140万円追加して、1億2,800万円といたしております。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありますか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案15-10ページの8款の土木の中で、市道栄町南組線道路新設工事ということで、1,950万円ということは、これは繰り越しになっているんですけど。この道路については、私たちの知っている範囲では9月に600万円の工事請負が出て、それから12月に200万円の用地購入費が計上されて出てきた以外に妙に調べてもわからないやけど、この1,950万円というのはどういう形で私たちに知らせてくれちゃうの。ちょっとそこを明確にしてもらいたい。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 繰越明許の道路橋梁費の市道栄町南組線の件につきましてお答えを申し上げます。

1,950万円の内容でございますが、工事費が600万円でございます。それから用地費で約1,000万円を見込んでおりまして、それと用地に関係します、あるいは道路の測量に関係しますことで測量の委託で約350万円を予定をしております。工事につきましては直営で行う予定でございますが、その用地費と測量につきましては事前に取りかからなければならないということで、開発公社に先行取得の依頼をいたしまして、測量も含めまして用地取得の依頼をいたしてございます。

繰り越しになりましたのは用地の交渉の難航もございまして、それから、近辺の排水処理の関係もございまして、調整に手間取ったためにまだ着工ができないという状況になっています。先月末ごろに関係者皆さんの立会をいただきまして境界の確定ができましたので、それをもとに現在図面を作成をして、買収面積の確定を急いでおります。業者からまだ成果品が上がってきておりませんので、面積につきましては詳細は出ておりませんが、用地の買収につきましては近々契約ができる見込みであります。

それから、1つ抵当権のついておる土地がございまして、それを抜いていただくようにご本人にも申し上げ、今後金融機関にもお願いをしなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案15-11ページの債務負担行為の診療所関係について伺いますけれども、平成19年度当初で言いますと、診療所関係の委託が合計で、たしか820万円ぐらいやったと思いますけれども、それに単純に5年掛けますと約410万円ぐらいですか。それでこの債務負担行為の5年間を合計しますと、ごめんなさい、4,800万円か、4,800万円ぐらいになります。この議案15-67ページに、（支出予定額等に関する）調書のほうではその他の財源で大柵（診療所）と物部（歯科診療所）のほうが入ってくるということで、約800万円ぐらいですかね。指定管理者に移行していく中で、やはり行政の持ち出しというのは少なくしていくというのが常套ではあるかと思いますが、そこら辺の積算の中身等について、ちょっと具体的に教えていただきたいんで

すが。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、この議案15-11ページの説明ですが、実はこの補正予算の締め切り時点で指定管理の申込者との協議がまだ完了しておりませいで、その単年度の管理料のまだ積算ができておりませんでした。したがいまして、今回の債務負担行為限度額といたしまして平成18年度、平成19年度の実績ベースで試算した数字を限度額とさせていただきます。

内容といたしましては、各診療所の業務委託料、そして健康づくり推進課のほうでお支払いをしております各種メンテナンスの保守委託料、それと、一部佐岡診療所につきましましてはガス、電気、水道、電話料、そういったものが一応今度管理に係るであろう経費として積算いたしまして、この限度額とさせていただきます。その後、各指定管理申込者との協議ができてまして、それぞれの管理料は一応合意しております。その金額を一応ご報告させていただきますと、まず繁藤診療所につきましましては、単年度334万8,000円、5年間で1,674万円の一応予定でございます。佐岡診療所につきましましては、単年度349万5,000円、5年間で1,747万5,000円であります。大柝診療所につきましましては、単年度82万1,000円、5年間で410万5,000円。物部歯科診療所、単年度で17万6,000円、5年間で88万円の一応予定をしております。

それから、財源の内訳ですけれど、議案15-67ページのほうに載っておりますが、大柝診療所と物部歯科診療所につきましましては、これは医師住宅の使用料を計上しておりますけれどその後協議いたしまして、以前にも議会等でご指摘もありましたその委託料との相殺という形も取っておりますことから、そういったことを是正するというところも考えまして。それと、大柝診療所につきましましては24時間医師がおってくれるということが、やはり地域医療には欠かすことができんということで、使用料はもう無料ということで考えております。

したがいまして、財源の内訳につきましても一般財源のみを一応考えていくような形になると思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。最後に一般財源のみを考えていくということをおっしゃられたわけですが、ということは、ここに計上されている、今までは医師の住宅使用料等で見込んでた分はその他の財源としても入ってこなくなるという認識でいいですかね。ちょっとそこら辺を確認させてください。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） そのように考えております。はい。

○4番（大岸眞弓君） 議案15-22ページで1件お伺いします。

この国民年金事務費交付金の減額補正ですが、これの根拠をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 議案15-22ページの国民年金事務費交付金の減額についてですが、実績に基づいて平成19年度この金額になるということで減額をするものです。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 実績に基づいてということですが、そしたらそれにしても額が大きいと思うんですが予算が多かったということですかね、予算の見込みが。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 予算を組むときに、前年度の実績に基づいて大体予算を組んでたわけですが、それは旧3町村の合計を組んでたわけで、その分が1つの市になったために少なくなったというように思われます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。質疑がないようですので、これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案15-38ページの賦課徴収費ですが、前納報奨金が420万円マイナスということですが、当初は2,500万円ぐらい組んでたと記憶しておりますけれども、その中でこの、なかなか大変な状況で、市民にとっては大変な状況の中で前納報奨金等が減額になったというふうに推察されますけど、この住民税と固定資産税分のこのマイナスの部分内訳です。内訳についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 山崎議員の質問にお答えします。

ちょっとマイナスという観点ではとらえておりませんので。平成19年度の実績として市県民税、件数2,663件で、501万1,480円の支払いです。それと、固定資産税で9,635件、1,578万6,590円の支払いとなっております。この予算からこれを差し引いたものが減ということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

議案15-46ページ、この2目の扶助費ですが、7,127万2,000円（の減額）ですが、これはかなり大きい金額ですね。これには通院による援助というか、そう

いうものはなかったかどうか。そこら辺の背景をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 生活保護の医療扶助費が減額になったことについてお答えをいたします。

医療扶助費の制度というのは、国に対して前年に、年末にその年の年度末の見込みを出しまして、それで医療費を先払いをするというふうな制度になっております。平成18年度は香美市が発足して初めて、1年目の生活保護行政ということで、県のほうにもご指導いただきましたし、3名の指導者も入りましてやったわけでありまして、相当丈夫に医療費を見たというところがありまして、先払いをしておいたものが、平成19年度にその分が不用になってきたと、こういうことであります。本市の場合、医療扶助費が非常に特徴がありまして、扶助費の、全体の保護費の中の75%を占めています。大変高い状況です。全国の平均が55%程度でしたけれども、現在は50%のほうに近づいてきて半分ぐらいというところですが、本市の場合、非常に医療費が高い、割合が高いということで、県の指導もありまして十分に確保しておく必要があるということで、平成18年度はその分を多目に見込み、そして前払いをしておいたということから平成19年度に減額することになったためであります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案15-51ページでお尋ねします。

観光費の中の委託料ですが、1,192万9,000円、別府森林総合利用施設管理委託料となっておりますが、これは何か新たに、委託料が発生するであろうという事情というのはどうなっておりますでしょうか。お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 議案15-51ページの7款、観光費の13節、委託料の1,192万9,000円ですが、べふ峡温泉へ指定管理、財団法人奥物部開発公社ですが、指定管理をしておりましたけれども、赤字補てんの分になります。赤字補てんになった主な原因なんですけれども、燃料費、特に重油とかガソリンが高騰した結果が約300万円、それに基づきまして食材料費も高騰しております。消耗品も高騰しておりました。そして、古くなりましたので修繕費もかかりまして、予定外にです。ろ過タンクの取りかえなども行いました。そのほか退職者も1名おりました退職金、そして福利厚生費、その退職による臨時職員の雇用、そして以前から懸念されておりましたセルフサービスを廃止することによりまして、また臨時職員を配置しましたので、そういった経費がふくらみまして赤字補てんとなりまして、1,192万9,000円が、予定の2月、3月の、まだ予定の範囲で計算した結果、不足となる見込みとなりましたので補正させていただきました。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） はい。

関連して伺いますけれども、現況の委託の赤字補てんとかいうこと、指定管理の約束事の中にそういう項目がありましたかね、赤字補てんができるとか。指定管理者は委託料、指定管理料を支払っておいて、それで運営するというのが基本的な考え方と私は認識しておりますが。また、修繕費はもちろんわかりますけれども、市の施設を修繕するということで。

退職金についてですが、これは市の職員に対して退職金というわけじゃないがでしょう。そこら辺のことがちょっと理解できないわけですけど、そこら辺ちょっと明確にご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 合併する以前の指定管理者の協定書の中にですけれども、指定管理者料は予算に基づきましてお支払いしますけれども概算払いというのがございまして、それに基づいて清算をするということになっております。

それと退職金の件ですが、財団法人奥物部開発公社では退職金の積み立てというのはしておりませんで、通常事業者が積み立てをしていくということになるようです。今後はその積み立てについても考えていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番。

議案15-45、この保育園の関係で、13節（委託料）のひまわり保育園委託のこの金額、非常に大きいですけどどういう変化があったのかということと、その下にあります母子福祉費の中の13節の委託料（助産施設入所措置委託料）ですけど、これ、香美市ではこの助産施設ということはどういう場所があるのかどうかということ。

それから、議案15-58ページの山田小学校耐震補強工事設計委託ですけど、これは今まで補強の関係で、設計委託は何か800万円ほど組んで設計したような記憶があるんですけど、あそこは設計委託は、あとはもうないのかどうかということをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、議案15-45、保育園費のうちの13節ひまわり保育園の委託料の計上についてお答えをさせていただきます。

これは2つ分ありまして、1つは運営費が483万円余りですけども、これにつきましては人事院勧告がありまして、そのがで単価改正がありまして、さかのぼった形でコンマ3~5%ですか、上がりましたのでその見合い分です。

それと、次世代の補助金が思惑ついてきましたので、その分が200万円あっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 学校管理費の山田小学校の耐震工事の関係でお答えします。

現在、山田小学校については二次診断以上の耐震診断委託をやっております。その800万円については、ちょっと認識、私ないんですけど、一次診断、設計当初とか見た概観での簡易な診断の費用なんでしょうか。補強設計に行くには二次診断以上が必要になってきますので、現在二次診断をやっていくという状況です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 助産施設についてお尋ねでしたので、この点についてお答えいたします。

助産施設というたらこれは病院でございまして、出産をしなきゃいけない状況になっての出産をするお金を持たないような方もおられます。そうした場合にこうした助産施設、病院を使って出産をしていただくということになるわけでありましてけれども、本市の中にはそうした施設はございませんので、JA病院等と契約して出産の委託をお願いをしておると。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番、山崎です。

議案15-37ページですけれども、この地籍調査費の13（節）の委託料、これ丸々残って減額になってますけれども、これはどうしてそのまま残ってるのか教えていただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 地籍調査課長、田島基宏君。

○地籍調査課長（田島基宏君） 10番、山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

実はですね今年の、平成19年度におきましてこれ計上させていただいておりましたけれど、職員のほうで病休とか休職がちょっと出まして、このたび一筆調査とかにおきましてもやむを得ず女性の臨時職員に出てもらおうような、そのような状況になってまいりました。それで、この分をやむを得ず、今回最終的に減額補正という形で見合すということになったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案15-54ページと議案15-55ページについて伺います。

1つは公園費の17節の公有財産購入費、2,993万3,000円組んでますが、これの中身を伺います。

2点目に議案15-55ページの住宅管理費の中の公営住宅建替等移転助成事業、マ

イナス400万円ですが、仮のアパート等に引越しが要らなかったということでしょうが、これの実態というか。それと1世帯幾ら見込んでいたのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 議案15-54ページの都市計画費の公有用地購入の件でございます。

その下の22節の補償の算定の確定によりまして、補償費のほうが減額になりました。それと、高質空間の工事のほうも清算があがりましたので、その分を公有財産のほうに振りかえたということでございます。これによりまして、買い付けのほうは開発公社のほうの土地だったと記憶をしてございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 議案15-55ページの住宅管理費の補償、補填及び賠償金の減額でございますが、ちょっとこの金額の内訳を調べてきませんでしたですが、その移転費につきまして17万1,000円だったと思います。すいません、間違っていたらまた訂正が。間違っても少しです、17万1,000円ぐらいでございます。内訳は、すいません調べてきませんでしたので、また後ほどお知らせします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 建設都計課長にちょっとお尋ねしたいんですが、高質空間形成費というがで、秦山公園の下の新しい道に太陽光発電のあれやってますね。それなんかこの補助金で入れられたものなのか。今後は、あれは実際グラウンドを避難所と想定してやってるような話も聞いたんですけど、現実的にもうそれで今の時点は終わりなのか。どこともああいう太陽光発電でそういう、何があっても街路灯がつくというふうなことは、避難のに対してつなげていくのか、その点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えします。

平成21年度までの駅北地区の交付金事業では、現在のところ高質空間の事業は終わりますので。あと平成20年度、平成21年度につきましては、駐車場の関係の用地買収と工事、あるいは史跡の森の整備ということが残ってございます。そちらのほうに予算を傾注したいというふうに考えてございます。

それから、避難所に秦山公園がなってございますので、その関係でソーラーの電灯をつけたということをご明察のとおりでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） もう1点だけお尋ねします。議案15-35ページですが、財産管理費で需用費の中に燃料費が150万円組まれておりますが、これもさっき説明

があったように原油等の値上がりの関係ですかね。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） お答えいたします。

そのとおりでございます。公用車のガソリン代と、ガソリン等の値上げで追加いたしました。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、平成19年度香美市一般会計予算「第4号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第18号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 議案第18号、議案18-2ページをお願いします。

議案第18号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」を提案します。

平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成19年度香美市公共下水道事業特別会計（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,272万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年3月5日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、公債費等に変更の必要が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

議案18-3ページ、議案18-4ページの第1表 歳入歳出予算補正と、議案18

－ 6 ページから議案 18－13 ページのまでの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、議案 18－14 の提案説明書により説明させていただきます。

次に、第 2 表 地方債補正につきまして、議案 18－5 ページをお願いします。

第 2 表 地方債補正につきまして説明します。

起債の目的は、補償金免除繰上償還に伴う下水道事業借換債で、補正前の限度額が 1,570 万円で、5,680 万円追加しまして起債限度額を 7,250 万円とするものです。これは、公営企業金融公庫繰上償還金の前倒し償還による増額でございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様とするものでございます。

議案 18－14 ページをお願いします。

平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に 5,680 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 3,272 万 5,000 円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

（歳入）

3 款、国庫支出金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金 534 万 5,000 円を追加しました。

5 款、繰入金につきましては、財源区分の変更によりまして一般会計繰入金 534 万 5,000 円を減額しました。

8 款、市債、下水道事業借換債 5,680 万円を追加しました。

（歳出）

1 款、下水道費につきましては、2 項、下水道施設費で人件費の不用額調整と事業費の組み替えにより、総額 63 万 3,000 円の減額となりました。

2 款、公債費につきましては、補償金免除繰上償還に伴う繰上償還元金 5,742 万 1,000 円の追加と、定期償還日、3 月 20 日の春分の日の日休日に伴う繰上償還元金の 1 日分の利子 1 万 2,000 円の追加により、総額で 5,743 万 3,000 円の追加となりました。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 確認の意味で 1 点だけ。

繰上償還で、金利差によるメリットを確認しておきます。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） お答えします。

繰上償還の公共下水道債のメリットとしまして、本来支払うべき償還利子が 2 億

1,488万4,760円で、借換債、借りかえまして、2%ぐらいで借りかえまして、その金利想定額が5,630万6,509円で、約1億5,857万8,251円、1億5,850万円ぐらいのメリットになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

暫時昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、日程第56、同意第1号、教育委員会の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第1号、教育委員会の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方自治体教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住 所 香美市香北町岩改1369番地

氏 名 山崎智恵

生年月日 昭和44年7月30日

平成20年3月5日提出。香美市長、門脇慎夫。

提案理由でございますが、教育委員会の委員、岡本由美氏の任期が平成20年5月25日をもって満了するため、後任の教育委員会委員を任命しようとするものであります。

別紙に参考資料として経歴等を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。
これから、同意第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（中澤愛水君） はい。どうもありがとうございました。全員賛成であります。
よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定をしました。
次に、日程第57、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

- 総務課長（鍵山仁志君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 香美市香北町美良布1008番地1

氏 名 上村善和

生年月日 昭和20年9月24日

平成20年3月5日提出。香美市長、門脇慎夫。

推薦の理由でございますが、上村善和氏の任期が平成20年6月30日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものです。

別紙に参考資料といたしまして経歴等を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。
これから、諮問第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（中澤愛水君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

次に、日程第58、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 香美市香北町永野323番地

氏 名 小野川忠純

生年月日 昭和17年2月25日

平成20年3月5日提出。香美市長、門脇槇夫。

推薦の理由といたしまして、小野川忠純氏の任期が平成20年6月30日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものであります。

別紙に参考資料といたしまして経歴等を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、諮問第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

次に、日程第59、請願等第4号、生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書についてを議題とします。

ただいま議題とした案件は、けさほどの産業建設常任委員会委員長報告で報告が終わっておりますので、ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願等第4号、生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

- 2 2 番（西村芳成君） 議長、議長、ちょっと待ってください。
- 議長（中澤愛水君） 今、諮っておりますのは、この報告書を採択するかどうかでありますので、その点。
- 2 2 番（西村芳成君） そう言うてもろうたらえい。
- 議長（中澤愛水君） はい。ご判断をいただいて。私のほうで、議長から産業建設常任委員会のほうに調査を依頼しておりましたので、議長への報告でありますので、報告書に対して質疑があったり、それから採決もそのもとにお願いをしたいと思います。それでは、本案を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、請願等第 4 号は、原案のとおり採択されました。
- これで本日の日程はすべて終わりました。
- 次の会議は 3 月 1 1 日火曜日の午前 9 時から開会をします。
- 本日はこれで散会をいたします。
- どうもお疲れでございました。

（午後 1 時 0 7 分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 0 年 3 月 1 1 日 火曜日

平成20年第1回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成20年3月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月11日火曜日（会期第7日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

13番 竹平豊久

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長兼事務管理課長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	業務管理課長	横谷勝正
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
福祉事務所長	法光院晶一	業務管理課長	岡本博臣
農政課長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成20年3月11日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 11番 片岡 守春 君
- ② 6番 比与森 光俊 君
- ③ 10番 山崎 晃子 君
- ④ 1番 山岡 義一 君
- ⑤ 20番 大石 綏子 君
- ⑥ 7番 千頭 洋一 君
- ⑦ 5番 織田 秀幸 君
- ⑧ 15番 依光 美代子 君
- ⑨ 9番 門脇 二三夫 君
- ⑩ 22番 西村 芳成 君
- ⑪ 3番 山崎 龍太郎 君
- ⑫ 12番 久保 信彦 君
- ⑬ 23番 坂本 節 君
- ⑭ 14番 島岡 信彦 君
- ⑮ 4番 大岸 眞弓 君

会議録署名議員

17番、竹内俊夫君、18番、石川彰宏君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。13番、竹平豊久君は家族通院介助のため欠席という連絡がありました。

一般質問に入る前に、今期定例会の初日に市長が報告をしました諸般の報告の一部に錯誤がありましたので訂正発言を求めます。地籍調査課長、田島基宏君。

○地籍調査課長(田島基宏君) おはようございます。まことに申しわけございません。(諸般の報告)8ページの地籍調査課の報告の中で、下から3行目でございますが本年度の調査の面積が「2.23平方キロメートル」とご報告差し上げてございましたが、「5.68平方キロメートル」にご訂正をお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。よろしくをお願いいたします。

○議長(中澤愛水君) 以上で訂正発言を終わります。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、片岡守春君。

○11番(片岡守春君) おはようございます。11番、片岡でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に原油価格の高騰の問題について質問をします。

石油、金属、穀物など国際価格が高騰し、その影響が国民生活を直撃しています。人々の日々の生活と営業に不可欠な物資まで需要もないのに売買し、売り値と買い値の差額で大もうけをしようとする投機マネーの暴走が、経済と国民生活を破壊しています。原油価格は国際指標とされるニューヨーク商業取引所の先物価格で、1バレル、159リットルが100ドル代を突破し市場最高値を更新しました。国内の石油製品価格も2004年初頭に比べて全国平均で5割高、軽油で6割高、灯油、重油が2倍強と軒並み上昇しています。ハウス栽培農家、漁業者、トラック運送業者、ガソリンスタンド、銭湯、クリーニング店、燃料油を使う事業所などから、これでは経営が立ち行かないと悲鳴が上がっています。国民生活にも重大な影響が出ています。ガソリン代の高騰に加え、暖房用の灯油が生活必需品となっている北海道や東北などの地域では、灯油代の値上がりはまさに死活問題となっています。石油高騰の影響はこれだけにとどまりません。原材料費や穀物価格の高騰などにも相まって、パン、即席めん、みそ、ビール、豆腐など食料品から日常生活用品に至るまで価格上昇を招き、この動きは消費者物価全般へ波及しつつあります。原油高騰問題はまさに国民の暮らしと地域経済を直撃し、日本経済全体の先行きにとって重大な問題になっています。このように消費者、石油販売店、ユーザー、業界、中小企業などから悲鳴や不安の声が上がっている中で、大手石油元売6社

はこの3年半だけでおよそ2兆6,000億円もの巨額の利益を上げています。石油元売企業と一部の巨大企業だけが空前の大もうけを続けているもとで、政府が迅速で有効な対策を講じていないことに国民の怒りと不安が広がっています。今日、特に重視しなければならないのは近年の原油価格暴騰の主犯とも言うべき国際的な投機資金の流入問題があります。ヘッジファンドなど短期的な利益を目的とする膨大な投機資金が原油市場や穀物市場に大量に流入して価格高騰をもたらしていることは、今や明らかであります。実情を反映しないこれらの投機筋とその背後に巨大金融機関が市場価格を乱高下させ、大幅な価格つり上げで巨利を得ているものです。まさに異常事態と言うほかはありません。食糧とエネルギーという人類の生存と経済社会の基盤を巨大に国際的投機資金が左右する市場原理、マネーゲームに任せるわけにはいきません。今こそ日本政府は各国と連帯、協調して国際的な投機を規制するルールの確立と、エネルギーの安定供給に向け全力を傾けるべきときだと思ふわけであります。新聞報道によりますと今後値上げが警戒されている品目は200から250品目もあるようでございます。今後の値上がりの見通し、市民生活への影響についてどのような見通しを持っているのかをまず伺います。

重油の高騰による本市における加温ハウス栽培農家戸数と、その値上がりによつての経営への影響、今後の見通しについてもお伺いしたいものです。

近年の加温燃料用重油の高値基調に加えて、急激な価格高騰に伴い経営不振農家の増加などがハウス園芸農家の経営収支を一気に悪化させているようであります。このままでは見通しが立たない現状があります。行政としまして加温ハウス農家への支援策を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、入れ歯リサイクルの問題について質問をします。

新聞報道で入れ歯が子どもを救うという記事があり、早速日本入れ歯リサイクル協会へ電話をしまして資料を取り寄せました。取り寄せて資料の中に行政へのお願いということで、前もって市長には資料も渡してありますのでご理解していただいたものと思ひ、質問をさせていただきます。

この入れ歯のリサイクル活動は、NPO法人で行われています。マスコミ報道もされたようですからご存じの方もおいでかと思ひます。事業主体は不要になった入れ歯を回収して精製し、その資金を日本ユニセフ協会に寄附をし、世界の恵まれない子どもたちを支援するために設立し活動している協会です。子ども白書を読みますと、改善された水源の水を利用できていない人口は世界で12億人。慢性的な栄養不良に陥っている人口8億人。学齢期であるのに小学校にも通えない児童1億1,300万人。開発途上国の貧困は子どもたちの上にはいや応なく押し寄せて、世界じゅうで毎年1,100万人の子どもたちが5歳までに飢えや病気で命を落としています。リサイクル協会の資料によりますと、「1個の入れ歯から寒さをしのぐ毛布なら8枚、HIVエイズ簡易検査セットなら40セット、マラリアを予防する蚊帳なら4張り、予防接種の注射針なら250

人分、ノートや鉛筆なら60人分」と資料では書かれており、入れ歯の破棄処分がいかにもったいないかがわかります。今日、高齢化に伴い入れ歯がつくられている概算は、厚生労働省によりますと歯科の医療総額は2兆5,000億円。そのうち47.8%が総入れ歯かブリッジの入れ歯、詰め物、かぶせ物に使われており、1兆9,500億円になります。その30%が入れ歯だとして3,585億円、リサイクルに必要な合金の使われている入れ歯が20%として717億円となります。保険金額で計算すると、358万5,000個の入れ歯が1年間につくられていることとなります。そのうちの3%リサイクルできれば10万7,550個の精製を行うことができます。入れ歯には金やパラジウムが使われており、1個の入れ歯から2,500円の収入が得られるため3%のリサイクルで2億6,800万円の収益となります。保険診療の計算ですから、自由診療を加えるともっと多くなるのでしょうか。行政の取り組みには財政的負担はありません。回収ボックスの設置場所の提供とポスターを張り出し市民に協力を求めることです。広報などで内容を市民に知らせることで実現できます。不要になった入れ歯はごみとして捨てるのがほとんどだと思うわけであります。リサイクルをして、ユニセフを通じて世界の子どもを救うことのできる取り組みとして、本市でも協力できることではないかと思い、見解をお伺いするものであります。

もう1点、市営住宅の問題についてお伺いをします。

昨年、黒土2号団地C棟が完成しまして、24世帯の入居が可能になりました。当然ながらもとの黒土団地の居住者を優先的に入居させ、その後1月までの期間、百石町と前山にあります市営住宅入居者から黒土2号団地への移転希望者を募ったと聞きますが、当初からそのような計画があったのでしょうか。また、百石町、前山の市営住宅の皆さんにはどのような説明がなされたのでしょうか。あわせて、この2カ所の住宅の改築の計画を現在お持ちかどうかをお伺いします。

人口の流動もあろうとは思いますが、行政としまして、今の市営住宅の戸数は今後も維持していくつもりなのかどうか、今後の見通しを伺って、2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。片岡議員さんの1回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、原油価格の高騰と行政の対応でございますが、大変このところの原油価格の高騰につきましては憂慮しているものでございます。今回の原油価格の高騰は、マスコミなどの報道によりますと、発端としましては産出国の供給不足や、また消費をされている大国の需要の急拡大などによりまして需給バランスの関係や、あるいはまた報道されておりますアメリカにおけるサブプライムローンの問題。そういうふうなことの中で投資資金の取引市場への流入、そうしたものが、議員のお話しがございましたように現在の価格高騰に拍車をかけておるといふふうに報道をされております。このようなことが背景になっているわけございまして、現在、今後の見通しをと、流通関係等について

の、今後の流通の見通しをということでございますが、私自身、一地方の市長としての立場でなかなか今後の見通しができるほどの的確な情報は持っておりませんが、しかしながら今の原油価格の高騰におきまして、本市におきましても農業を初め関連する事業者等への影響ははかり知れないものがあるというふうに思っております。まことに今回の原油価格の高騰、また国際的な異常気象による食糧の減給などと相まって中国やインドの消費拡大、そして、そうした環境の中で外国に依存する日本農業、そういうものを見ましたときに、大きく国民生活にかかわってこようかというふうに思います。国におきましてもその対策に取り組んでおるとは思われますが、やはり今こそ安心、安全、安定した食糧問題を考えたときには、食料を含め地産地消や、あるいはまた食料の多くを輸入に頼っております我が国としましては、現在39%の自給率でございますがそうしたものの向上に努めるという、大変よい、よいと言うたら悪いですが1つのきっかけになるのではないかとこのように思います。そうしたことは、やはり国としての政策の中で大きく取り扱っていただきたいというふうに考えております。

なお、具体的なハウス等への影響につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

次に、入れ歯回収ボックスの設置につきましてでございますが、議員より資料を事前にちょうだいをいたしました。そして、四万十市の取り組みも新聞にちょうど載っておったわけございまして、そうしたことを参考にもさせていただきます。この四万十市は社会福祉協議会が回収ボックスも設置をするということで、福祉基金にこのリサイクルされた収益を、福祉基金に充てるというふうなことが報道になっておりました。

そういうご提案をいただきまして、早速私も社会福祉協議会にご相談をいたしました。そうした話の中で、社協のほうでは設置してもいいよというふうなお返事もいただいております。ただ、具体的にこれから設置場所を含め、またどういうふうな形にするのかということ現場とも決めていかなければなりません。そういう意味で社会福祉協議会と改めてまた協議もさせていただきます。また同時にそうした話し合いの中で設置場所も決まれば、先ほどご提案がございました啓発等につきましての取り組みも当然進めていくべきだというふうに思っております。

以上、私のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 片岡守春議員の2点目、3点目、原油高騰についてのお答えをさせていただきます。

2点目の加温ハウス栽培農家戸数、重油の値上がりによる影響、今後の見通しについてお答えいたします。

本市において加温ハウス栽培は、大葉、シシトウ、花卉、メロン、ピーマン、スイカ、キュウリなどが主な作物で、農家戸数は24戸で、栽培面積は約7.4ヘクタールです。近年の加温燃料用のA重油の高値基調に加え昨年末からの急激な価格高騰による影響は

農家に大きく、保温効果を高めるための投資や、やむなく栽培作物の転換など経営収支は悪化している現状にあります。

今後の見通しにつきましても、原油価格の高騰の要因についてはさまざまな分析がされていますが、世界経済の中で需要が拡大していることから価格高騰は続く基調と、可能性があるという意見がございます。私も市長の言うように専門の勉強はようしておりませんが、いろんな専門家の意見では高止まりとかそれから一定供給の部分が追いつけば落ちつくとかいうような意見もありますので、いろんな情報をこれからも耳を立てていきたいと思っております。

その次の行政としての支援策でございますが、今までも加温ハウスの代替燃料の実証や開発、弱エネ対策やハウスの二重張りなどの熱効率を高める方法などの周知も進められていますが、解決する抜本的な支援策ではありません。農家への収益を圧迫していることは実情であり、香美市の基幹産業である園芸農業の振興のためにも関係機関とともに営農推進の場等で有効な手法を協議していきたい。さきの12月高知県議会においても加温対策として緊急的な補助金制度と減税対策、ボイラーの開発支援、弱エネ型ハウスの普及推進、原油高騰の対策基金創設などの内容でハウス園芸の支援を求める意見書が採択されました。これからも関係機関と連携し、制度の周知や支援策を検討していきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 片岡議員の公営住宅のご質問にお答えいたします。

完成しました黒土C棟に百石、前山団地から入居希望者を募ったと聞かすが、百石、前山団地の住宅の改築計画があるのかという、まず1つ目の質問にお答えします。

前山団地は昭和30年に、百石団地は昭和47年に建築された建物でありまして、老朽化に加え耐震面でも問題があります。今後、前山団地は入居者の退去後に取り壊しを考えており、百石団地は構造上耐震補強が困難であり建てかえが必要で、時期は未定でございますが建てかえを検討したいと思っております。

一方、黒土C棟で従前居住者の移転終了後6部屋の空きが生じたことから、香美市内の市営住宅の中で建築年が古く耐震性の劣る前山、百石両団地の居住者で、移転を希望される方は黒土住宅C棟への移転を認めることといたしまして、今回2世帯、前山で1世帯、百石1世帯が黒土C棟へ移転入居することとなりました。

黒土（住宅への）移転の方々には、移転の手続きと何回かの説明会を開催しましてその移転が無事完了したわけですが、その後の次の段階で前山、百石団地の方々に今後の見通しのことにつきまして文書でお知らせをしまして、同時に現地、黒土住宅C棟へ希望される方は足を運んでいただきまして、現地で黒土住宅C棟の説明を行いまして、また今後のことも説明を行いまして希望をとったという形になっております。

次に、2つ目に行政として今の市営住宅の戸数は維持していくのか。今後の見通しについてというご質問にお答えいたします。

現在、香美市が運営する公営住宅の戸数は、現在取り壊しておりますが黒土B棟建設で復元する戸数も含めまして、もともと299戸でございます。空き家募集では、空きが生じたときの香美市内の募集では特に土佐山田町地区に需要が高く、少ない募集でも応募者が集中するという傾向がありまして。一方、香北町地区、物部町地区での応募者数は低い状況でありまして、市全体では空き戸数が残る状況と現在はなっております。

今後でございますが、百石団地の足り壊しの時期になりましたら新たな建築を検討したいと思っております。その他の住宅におきましては、耐震性の低い住宅は建てかえ、その他必要に応じて住戸改善を行いまして、基本的には現状の管理戸数近辺を維持していくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をさせていただきます。

農政課長さんのほうから特別、市としてはやらないというような答弁でございましたが、それでは納得できんということで2問目を質問させていただきます。

原油高騰によって施設の、ナスの例です、1つには。ここには香美市にはナスというものの加温はないようですけども、施設のナスの場合は、標準的な規模の農家では重油の値上がりにより加温燃料費は、値上がり前の平成16年の72万円から平成20年には153万円へと大幅な費用の増加が見込まれるということです。シシトウ、大葉、ピーマンについても、加温の温度差はあるにせよ3年前から言えば加温燃料費用は2倍になっている。ピーマンの場合は18度の温度を保たなければなりません。そのために、去年はそういうことをしなかったけれども今年はピーマンの根本に土が見えないようにビニールを一面に敷き詰め、温度を逃がさないような努力をされておるわけです。ピーマン、シシトウの場合は、収穫は10月末から始まり加温をするのは11月から、翌年3月末から4月の初め（まで）というようになります。この間、今年の場合は、売り上げは重油代に消えてしまい、悪ければ重油代を持ち出さなければならない。加温を必要としない4月中旬から5月、6月に燃料代が要らなくて収穫ができるというところがございますけれども、期間が非常に短いわけです。その上に、その時期になった場合に価格が低迷すれば1年間全体の加温ハウスの収入にはならないわけなんです。加温ハウス経営は、もうその人たちは成り立っていかないというのが現状、これが農家の現状であります。農家の方は加温ハウスの手取りがないために地元のスーパーに持ち込む野菜をつくって、これは根本を洗いそれから束ねて、袋詰めをして、そういう手間のかかる仕事で日銭を稼がなければ生活は成り立たない。夜遅くまでそういう仕事をして、もうくたくたになっているという実情が訴えられているわけでございます。私の知っているピーマンの生産者、これは土佐山田町で1人だと聞いておりますけれども、「重油の高騰によりこのままでは来年度は生産を中止せざるを得ない。」と嘆いておりますが、こういう実情もあるわけです。行政として考えていくべきではないかと。

島根県の（邑智郡）邑南町というところでは、「原油価格高騰に苦しむ施設農家に対して、'07年10月から'08年2月までの燃料高騰分を助成する。燃料は'06年の12月に比べ1リットル当たり24円以上値上がりしており、その半額を補助するもの。その対象になる人は、物は、野菜と花卉それから菌床シイタケ等を生産する施設。パイプハウスに使用した燃料費、灯油、A重油と。対象者は市場と産直市場へ出荷している農業者」ということです。助成率は、今言いましたように「昨年10月から今年2月までの燃料使用料の、1リットル当たり12円以内の助成」ということになっておるわけでございます。石油高騰は他の業種も大変厳しいものですが、この町（邑南町）がどういう姿勢でこういう助成をしているかということが非常に、基本的に大事な点ではないかと思えます。この町の助成に至る基本的な考え方は、「農業はこの町の基幹産業であるという点。農業者に不安を与えてはいけない、農産物価格に値上げ分を上乗せできない厳しい条件が置かれていることを重視して決定した。」と、その町の町長さんは新聞でも述べておりますけれども、まさに本市も同じく基幹産業であり、今言ったようにピーマン農家の方なんかはこのままでは来年はピーマンをつくることもできないという、やっぱり実情はあるわけです。こういう点も踏まえての答弁を再度求めるものです。よろしくお願いします。

入れ歯リサイクルについては、市長に資料を渡して大変前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。このまちとしましてもそういう不要なものを集めることによってユネスコへの国際的な貢献ができるということでは、私は大変大きな意義があるかと思えます。その点について、じゃあどういふことを実際するのかということについて一言、皆さん方に知ってもらおうということとあわせて質問をさせていただきます。

「入れ歯リサイクルの仕方。入れ歯はネットをかけるか入れ歯洗浄剤で消毒してチラシのような少しかための紙で包み、ビニール袋に入れてリサイクル協会に直接送るか回収ボックスに入れるだけです。」と。「歯科医の協力もふえている。」と資料に書いてありましたので可能な限り歯科医さんの協力を求めるのも大切ですが、市民への広報活動など幅広く接点のある行政での取り組みがこの活動の大きなウエートとなるのではないかと思いますので、広報と回収ボックスが設置されると効果があると私たちは思っておるわけでございます。回収ボックスの設置は、市の庁舎や福祉センターなどに置かれているようです。リサイクル協会は回収ボックスで収集した場合、精製した益金の40%をユニセフに、40%を集めた自治体の福祉活動に寄附しています。地域の活動の一助になるものというように私たちも思うわけです。今、市長の答弁によれば、行政と社会福祉協議会との協議を積み重ねて前に進めていきたいということでございますので、ぜひとも前向きな姿勢で頑張ってください、このように思うわけでございます。

もう1点、市営住宅の点について質問をします。

新しい家が建ったけれども、前山にしても百石（団地）にしても行政が思っているように希望者はいなかったというように私は判断するんですけど。やはり人それぞれ、住

みなれたところということ。人間関係がその地域でつくられているということもやはり加味していかなければならないというように思うわけでございます。その点から言えば、年代は言えないけれども百石（団地）は建てかえと。前山（団地）については建てかえということが可能かどうか私は答弁の中では十分わかりませんでしたけれども、やはりその地域地域の入居者のやっぱり希望というものは大きく尊重する必要があるのではないかと思います。そういうことから言えばやはりその土地で建てかえをして、その場所に、今おるところにやっぱり入居させていくということが原則であろうかと思いますが、その点建てかえの見通しとかいうようなものはどんなか。前山（団地）の場合は、これは53年たってるし、それから百石の場合は36年ほどじゃということから言えば、黒土2号団地、解体したお家と同じぐらいの耐久年数はたってると思うわけです。そういうことから、一定のやっぱりその地域の人に対しては見通しを述べてあげる必要があるんじゃないかと思えます。ここへどういふものを建てると、行く行くはね。その点をやっぱり僕は地元の人、そこに住んでる人の、住民のやっぱり気持ちを十分反映されるような体制をとってもらいたいというように思います。

それとあわせまして、今度建つ（黒土住宅）B棟についてはやはり公募で入居者を募っていくのかどうか。それも答えれるやったらひとつお願いします。

2回目を終わります。お願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

原油価格の高騰に対して香美市としての対応はというふうなご質問であったと思えます。

ご質問にもございましたが、大変ハウス等、特に加温をしておる農家に対しての影響というものの大きさというもののご質問があったわけでありまして。これは直接重油をたいておりますので、当然そうした影響も大きいわけでございます。片岡さんも農業関係には大変詳しいわけでありまして、私も農協の経営に何年か理事として参画をいたしました。そうした中で随分長い歴史があるわけでございますが、今こうした重油の高騰が、この大変（加温農家）24戸という戸数でございますけれども、本当に20年ぐらい前ですか、この旧土佐山田町であります加温ハウスがたくさんございました。そうしたときに、第1次オイルショック、第2次のオイルショックのときに石油が高騰した中で本町の、旧土佐山田町ですが本町の農業のあり方ということの中で、そうした加温農家に対してこれから先の重油の高騰等も考えたときにやはりそうした経営では不安定ではないかというふうな営農形態の中で、今進めておりますニラであるとか、あるいはやっこねぎであるとか、そうした、いわゆる無加温のハウス栽培を営農形態の中で進めてきたわけでありまして。そうした中で今、香美市となりまして（加温農家）24戸という戸数でございますが、その時代から言えば本当に少なくなっているわけでありまして。そう

したことから考えれば、やはり当時のJ Aの経営方針というものは先を見ていたというふうに私自身は思っております。大変、この（加温農家）24戸にとりましては厳しい状況ではございますが、他の地域と比べますとこの香美市での重油の、直接の重油の影響は比較的少ないのではないかとというふうに、J A土佐香美の管内の中でもそういうふうな私は判断をいたしております。それよりも重油の高騰に対する影響は、直接そのA重油とかB重油の影響もさることながらほかの資材への影響というものがこの香美市では大きいわけでありまして。そうしたことに対しての対応というものは、J Aが中心としてその資材のいわゆる買い付けであるとか、あるいはまたさまざまな対応につきましてはJ Aが当然中心としてやっておるわけでありまして、香美市としてこの方々に対して、個人的にこれに対する対応をするという立場ではないと。J Aとやはり一緒になって、総合的な対応の中でこうした問題には取り組むべきであるというふうに私は思っております。

それと、入れ歯につきましては先ほど私が答弁させていただきましたとおりでございます。で、よろしく。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

市営住宅のご質問でございますが、前山団地、百石団地、双方におきましても住みなれたところ、その土地で建てかえが必要ではないかというご質問でございます。

前山団地につきましては、現地（黒土住宅）C棟のほうで1回説明を、見学会を兼ねて説明させていただきました後もう1回市役所のほうへお集まりいただきましてお話し合いをしました。そのお話し合いの中で、今回（黒土住宅）C棟を希望された1名の方以外の方は黒土B棟への入居を希望していただけるということで、特別な反対はなく合意をいただいて、おおむね合意をいただいているというような状況でございます。

もう一方の百石団地でございますが、今回（黒土住宅）C棟のほうの空きにつきまして希望をとりました。結果、希望1名の方でございましたが、（黒土住宅）B棟が平成20年度に建築されます。そして、完成間近になりましたら再度百石団地の方にももう一度希望をとりたいと、そういうふうに思っております。それで、百石（団地）につきましてはまだ建てかえの時期とかそういうものは未定でございますが、耐震上の、構造上の問題とかそういうことで近い将来建てかえなければならないということは説明してございまして、まだ（黒土住宅）B棟へ、希望されない方はまだ（百石団地）住んでいただきますのですが、財政計画等で可能になりましたら再度建てかえについて説明させていただくということになるかと思っております。その建てかえの場所とかそういうのは未定ですが、百石の、現地は敷地として大変狭い状況でございまして、現地が可能かどうかそういうこともまだあわせて未定でございます。そして、その（黒土住宅）B棟につきまして、前山、百石団地の方が入居された残りの空き戸数につきましては一般募集を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 3回目の質問をします。

ということは、今の説明でいえば、住宅のことについては（黒土住宅）B棟が完成した場合はそこにもう全員移動してもらおうというように理解したんですが、それは間違いないかということ。

それから、今、空き家になっているところは後々はもう募集しないのかどうか。その2つの住宅については。その2点お願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 片岡議員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

（黒土住宅）B棟へ前山団地、百石団地から全員移ってもらうかというご質問でございますが、強制ではございませんし希望をとっておるところでございます。前山団地のほうはもうかなり古いので入居者の方も理解をしていただきまして全員（黒土住宅）B棟へ移ってくれそうな状況でございますが、百石団地につきましてはまだすぐということではなくて、希望者のみということでもまだそちらに住んでいただく方が残っております。そして、また建てかえないかん時期がまいりましたら改めて説明会、お話し合いとかをさせていただくことになると思います。そして残りの、今現在空き家になっているところでございますが、1つは香美市全体で退去された方の後修繕して募集するとか、そういうのを除きまして建てかえなんかのために空き家になっているところは募集はしない予定できております。黒土（住宅）のほうの取り壊しも、また残り10戸でございますが、10世帯分でございますが、平成21年度には取り壊すというような状況でございます。前山（団地）、百石（団地）、（黒土住宅）C棟へ入っていただく関係で1つずつ空きができますですが、これはまた黒土（住宅）と同様に取り壊しが順次まいりますので、（取り壊しまでの間、入居者を入れるということはない）空き家というふうなことにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） おはようございます。6番、比与森光俊です。通告に従いまして一般質問を行います。

香美市誕生から2年が経過し、門脇市政のスタートから2年になろうとしています。財政状況の厳しい中、悪戦苦闘の市政運営であったことは十分承知しているところであります。初めに市長の2年間の反省点、そして今後の抱負、目標について3点お尋ねいたします。

門脇市長就任時、高知新聞に「この厳しい時代をしのぐためには住民の力が必要。行政主導ではなく住民と行政が一体となって地域づくりを進める環境を整えることが私の

仕事だ。」との記事が掲載されました。この抱負に対し、私の質問の答弁では、「まちづくり、地域づくりを進めていくということは、これから大きな課題であろうと思います。今日までややもすれば行政任せ、あるいは行政に頼ってしまうという状況から脱却し、ともに地域づくり、まちづくりに汗をかいていこう。そういう環境をつくっていかねばならないと思っています。そういう心を持ちながら地域に対し行政が臨んでいくことこそ大切だと思います。行政と住民が一体となったまちづくりをまず一歩から進めていく。このことが大事だと思いますので実践していきたい。」との答弁をいただきました。この2年間を振り返ったとき、市長の性格からしますとさぞかし歯がゆい思いをしたことも一度や二度ではなかったと推測するところでもあります。そこでお尋ねいたします。

1点目に、この2年間を振り返り反省すべき点がありましたら、特にどのようなことかお伺いいたします。

2点目に、今議会に提出されました平成20年度予算案ですが、多岐にわたる事業も計画されています。厳しい財政状況の中、最善予算案であり市長の思いは十分反映されていると受けとめてよいのでしょうか。お尋ねします。

3点目に、現在の政治経済の国内外情勢が取り巻く環境の変化を見たとき、これまで以上に強いリーダーシップが求められる状況になってくるのではないかと感じます。子育て支援や環境対策、教育対策など課題は山積されています。特に今議会最終日には平成22年3月31日に効力を失う過疎地域自立促進特別措置法の期限延長を求める意見書も提出されるわけですが、香美市にとりまして過疎集落対策はハード面、ソフト面ともに直面する大きな課題であろうと思います。中心産業の農林業は高齢化や後継者不足により危機的状況が迫っています。財政支援やインフラ整備など国に対し要求の声は高らかに唱え続けるべきではありますが、香美市として取り組むべき課題も多いのではないかと思います。過疎集落対策も含め、今後の目標、抱負をお尋ねいたします。

次に、震災訓練について質問します。

去る2月28日から4回にわたり、いの町にあります高知県消防学校におきまして、自主防災組織メンバーや婦人防火クラブ員を対象とした1日震災訓練が実施されています。私も2月28日には西本町1丁目防災会メンバー3名とともに参加させていただきました。1日の日程は、(午前)9時20分からの開式の後、県地震防災課職員による地震対策講演が映像を使いながら約40分。(午前)10時過ぎから昼まで体育館で緊急処置の訓練、昼食を挟んで13時から16時まで屋外訓練場に出て消火、震災基礎訓練となっています。当日の参加者は44組織、129名。香美市からは2組織、8名の参加でした。少し少ないのではないかと感じる次第です。県下から集まり実施されます1日震災訓練を全く否定するものではありませんし、1人でも多くの市民が訓練に参加することを望むものですが、次に述べますことから香美市独自でも幅広い市民の方々に訓練の実施を計画してはどうかと思うところでもあります。

その理由は、1つ目は日程です。平成19年度、今回計画されている実施日は2月28日、木曜日。2回目は3月4日、火曜日。3回目が3月12日、水曜日。そして4回目が3月19日、水曜日と、そのすべてが平日の（午前）9時から16時までの計画となっています。私が参加しました（2月）28日の参加者のほとんどが既に定年を迎えられた高齢者や婦人の参加でありました。平日であることから仕事をされている方は参加しづらい状況ではないかと思われまます。

2つ目の理由は、午前中に体育館で実施しました緊急処置訓練ですが、内容はAED、自動体外式除細動器を使って救命処置、三角巾の使用法、2本の竹と毛布による担架でのけが人の搬送など香美市消防署員指導のもと十分訓練可能ではないかと思われまます。

3つ目の理由は、午後、屋外訓練場で実施しました訓練の中でコンクリート塀の下敷きになった人の救助や土砂に埋もれた人の救助訓練は無理としましても、バケツリレーによる消火訓練や消火器を使っての消火訓練など、6つのコースの3つまでは香美市でも可能だと思います。そして何よりAEDにしても消火器にしても、実際自分の手にして体験することこそ大変重要であるということです。私が参加したときにも、消火器の使用方法は頭で理解していても、実際ピンを抜きホースを火に向けレバーを握ることが初めてという方が複数おられました。

以上のような理由から、大変大切な訓練ですので香美市において日曜日に開催し、幅広い年齢層の方々が参加できるよう取り組むべきではないでしょうか。香美市の1日震災訓練の実施を計画すべきと思いますが、その対応をどのようにお考えかお尋ねいたします。

また、今回の平成19年度消防学校1日震災訓練、先にも述べましたように4回に分けて実施されています。諸般の報告では、2月末現在66の自主防災組織が設立されているとのことですが、香美市からの参加は4回合計で何組織、何名の参加予定になっているのかお尋ねいたします。

各地域の防災隊から要望があれば、消防署員が出向き指導して下さるとの話も聞きましたが、実施計画を呼びかけるとより多くの市民が参加できるのではないかと考えるところです。終了式では校長名で修了証書もいただきましたが、香美市独自で開催しましても消防長名で修了証書を発行すれば、受講者にとっても励みになるのではないかと思います。

以上、答弁よろしく申し上げます。

次に広報香美やお知らせ広報、議会だよりを読み、香美市の情報を知りたくても読むことのできない視覚障害者に対し、広報を朗読した録音テープの配付について質問いたします。

この件は障害者の方から相談をお聞きしていただきましたので、質問するに当たり視覚障害者の方を訪問してまいりました。お会いしました2名の方は、「ぜひともテープ配付をお願いしたい。」と述べられています。昨年、一般質問で視覚障害者用活字読み上げ装

置の設置について質問をしました際に、福祉事務所所長からは「障害者計画などを立てる際にアンケートをとっているのです、それらをもとに切実で要望の高いものから実施していこうとして取り組んでいる。」との説得力ある答弁をいただいたわけですが、広報を朗読した録音テープ配付につきましては、たとえテープ配付の要望が1人であっても実施に向けた取り組みをすべきではないかと思えます。現在実施しています須崎市では、市内にあります本の朗読グループに依頼し、3,000円の謝礼でテープを作成していただき、それを市役所の方で必要な本数だけダビングをしているとのこと。春野町では、合併協議会以前から高知市のボランティア団体に製作を依頼し、費用は明確ではありませんが須崎市と同じ3,000円ぐらいで、あとはダビングをしていると聞きました。高知市との合併後も春野町のみこの事業は継続されているようです。お隣の南国市では、地元の高知農業高校の放送部に依頼し実費のみ南国市が負担、無償で協力を得ていると聞きました。放送部員の練習にもなるようですし、長期的に継続される比率は高いようです。ただ、南国市の場合、広報すべてを朗読、録音するのではなく、どうしてもお知らせしなければならない内容、障害者の方からの希望の内容に限定しているようです。私がお会いしました2人の方に南国市の例を述べますと、「それでも十分結構です。私たちが希望するところだけでもよいから録音テープの配付をお願いしたい。」と言われていました。そして、次のような例を挙げられました。「例えば医療、福祉にかかわる情報、そして年末などごみの収集にかかわる情報や死亡のお知らせはぜひとも知りたい内容です。」と、具体的に語ってくれました。視覚障害者の方々にも先天的に乳幼児期から失明されている方や、40代、50代になって色素網膜閉鎖症によって失明された方がおいでます。先天的な方はろう学校で学び点字に長けています。成人になってから失明された方の中には、点字は苦手な方もおいでますがパソコンを実に手際よく使いこなしている方もおいでます。私が特に言いたいことは、どのような経過で失明されたにしろ情報を知り得る共通手段は耳で聞くということです。

以上のことから、視覚障害者の方に広報の朗読録音テープ配付を強く望むところですが、お考えをお伺いいたします。

次に、学童クラブの施設充実について質問いたします。

この件につきましては、昨年同僚議員が詳しく調査し質疑された経緯もありますので、この冬トイレ設置を望む保護者の声がありましたので、特にトイレに関し質問するとともに、施設の充実は進んでいるのか知りたいとの思いから質問させていただきます。

山田小学校、くじら学童クラブには現在113名の児童が登録されています。この児童数に対し、使用できるトイレは1基しか設置されていません。113名の児童全員が毎日学童クラブに集うわけではありませんが、不足していることは明らかではないかと思えます。保護者の方から何とかしてほしいとの声をお聞きしました。くじら学童クラブでは、北側に隣接します体育館にかぎがかかっていないときには、急場をしのぐため仕方なく体育館のトイレを使用することもあるようです。学校の施設管理の面から学童ク

ラブに与えられていない教室や各種施設の利用には問題があるかもしれませんが、トイレは児童が困らない最低限の設置は当然ではないかと思えます。

そこでお尋ねしますが、市内にあります学童クラブのそれぞれの児童数は現在何名が登録されているのか。そして、学童クラブ児童が利用できるトイレは何基あるのかをお伺いいたします。また各学童クラブからは施設充実のための要望が寄せられていることと思えますが、どの程度対応できているのか。積み残されているものがあれば、どのようなことかお尋ねして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 比与森光俊議員さんにお答えをさせていただきます。

まず、市政運営についてということで、市民協働への考え方、あるいはまたこの2年間を振り返っての反省点、平成20年度の予算について、そして残された2年への目標と抱負というふうな大きな分け方であったと思えます。

この2年間あつという間に過ぎたような気もしますが、一日一日を考えりゃ長かったというふうにも思っております。そうした中で、先ほど比与森議員さんから2年前の市長就任時のコメント、「この厳しい時代をしのぐためには住民の力が必要、行政主導だけでなく住民と行政が一体となって地域づくりを進める環境を整えることが私の仕事だ。」というふうなコメントを出したことをご紹介いただきました。偉そうな、大それたことを言うたなというふうに今、思っております、本当におもはゆい限りでございます。しかしながらこの思いは今も変わっておりません。やはり、さまざまな事業を推進するときに住民との協働による取り組みは、今の時代において不可欠な要素となっておりますと思っております。可能な限り行政と地域住民の皆さん方との協働意識を、やはり高め合うことによりまして今後そうした事業の推進であるとか、あるいはまた行政へのご理解、そうしたものが高まってこようというふうに思っておりますので、私自身のこの残す2年間の任期中におきましても、やはりそうした姿勢は持ち続けたいというふうに思っております。そうした姿勢のもとに今日まで進めてきたと思っておりますので、さまざまな事業、まだまだ十分ではございませんけれども、やはり地域において着実にその環境は広まっておるのではないかとこのようにも思っております。

そうした中で、平成20年度の予算についてということでございますが、いや、失礼しました。2年間を振り返っての反省点ということでございますが、反省点は多々あるわけでございます。私自身この538平方キロという香美市域を、やはり十分にまず知ること。そして住民の皆様方とそうしたさまざまな環境問題であるとか、さまざまなことを共有し合うことがやはり一番大事であるというふうな認識のもとにありますが、なかなかこの思いが達せられていないということを自分自身思っております、自分としての行動が、市内各地域で見えていないということが私自身の反省点でありますし、また住民の皆様方もそうしたことには特にお気づきであろうと思えます。「市長の顔が見えん。」という言葉も聞きますし、そうしたことを私自身大変残念に思いますし、ま

ことに申しわけないというふうに思っております。

そうした中で、平成20年度予算につきましてでございますが、この2年間もそうございました。まずは、やはり合併協議で協議し確認をされたことに重点を置きまして予算の編成をしたわけでありまして。そうした中でも平成20年度におきましても、そうした、また合併協議での協議事項がたくさんあるわけでありまして、そうしたことにやはり重きを置いた予算編成となっております。また同時に、直近の課題につきまして、それに対応できる予算となっておりますというふうに思っております。限られた財源の中で可能な限り各分野に配慮した予算であるというふうに考えております。

そうした中で、残された2年間の目標と抱負ということでございますが、過ぎ去った2年間を振り返ってみますと反省すべきことが多いわけでありまして、この大変地方自治の重要かつ重大な時期に自分に課せられた役割とその責任の重さからいたしまして、とてもその任が果たしているというふうには思っておりません。そうしたことが常に自分の能力と合わせて、すべてに私自身の力足らざるところへの反省の多い半期であったと思っております。

しかしながら、そうした中であっても副市長初めすべての職員の皆さん方に私の足らざるところを補っていただくと同時に、また支えていただき、同時に議会の協力をいただきまして新制香美市として順調なスタートが切れたというふうにも確信をいたしております。今後は、残された2年間につきましては、今まで同様に全庁挙げて、将来に向けて揺るぎない香美市の基盤を築くために、微力ではございますが努力をしてまいりたいというふうに思っております。

特に、先ほどお話がございました過疎地域への取り組みをどうするかということでございます。

このことにつきましては、ご承知のとおり本当に過疎の地域というものが多くあるわけで、香美市あるわけでございますが、このことはこの香美市だけの問題ではなくて日本全体のこの山間集落を持つ地域の大きな問題となっておりますというふうに思っております。

先般、先般と言いましても去年11月でございましたが、自民党の過疎対策特別委員会とこの四国四県の過疎の市町村長との意見交換会が徳島県でございました。徳島県から6町、香川県から1町、そして愛媛県からは4市町村、それと高知県からも4（市町村）と。15市町村の主張が集まりまして、意見交換会をしたわけでありまして。これの1つの目的と言いましょいか1つの考え方としましては、この過疎法の期限切れを平成22年3月に控えまして、やはり今後どうあるべきなのかというふうな意見交換をいたしました。やはり、そうした中で本市としましても意見を述べさせていただいたわけでありまして。この過疎につきましては、本当にこの香美市でも大変大きな課題でありますし、また同時にこの過疎地域の中におきましても特に限界集落が、今よく言われておりますが限界集落の問題も大変厳しい状況になっております。限界集落は、香北町で41集落

のうち12集落が限界集落、いわゆる75歳以上が50%以上のところですが41集落のうち12集落。そして、物部町では33集落のうち26集落が限界集落。この土佐山田町では85集落のうち8集落が限界集落というふうに、物部町を中心としまして大変厳しい状況が、この限界集落としての現実になってきておるわけでありまして。そうした中で、やはりどうしてもこの香美市としての独自の過疎地域に対する政策的な面も大変必要でございますが、しかしながら、財政的な面、あるいはまた現在の林業の衰退、あるいはまた高齢化の進捗、そうした中でなかなか香美市独自での政策を打ち上げ、そしてその地域が、過疎集落地域が元気に、また活性化が打っていける、そういう現象につなげていけるというのは限界があるかというふうに思います。やはりそうした国の制度等を踏まえて、そうした集落の政策的な展開を図ることが大変重要でございます。先ほど言いましたようにこの昨年の秋に行われました、この中では香美市の実態、そうしたものを述べて、そして過疎法の延長を特にお願いをしたわけでありまして。そうした中で、香美市の要望としましては過疎地域に対して地方交付税による、やはり適切な財源保障をしていただくこと。ときに個人所得補償につながる農業、あるいは森林林業の強力な施策展開を国において確立をしていただきたいということをまず1点目に述べさせていただきます。そして同時に地域住民の生活を支え、社会経済活動の規範となる道路整備の促進も図っていただくこと。また、森林環境の保全や農地保全など国土保全機能の充実強化を図ること。そしてへき地医療対策に取り組んでいただくこと。また、交通空白地帯への補完的な輸送に対する支援の拡充を図っていただくこと。こうしたことを新過疎法において、新しい過疎法を創設する場合において重点的な考え方として取り入れていただいて、そして過疎の認定をいただきたいというふうな要望もしたわけでありまして。

そのようにして、順次国等ともそうした要望もさせていただいて、そして、何はともあれこの香美市、大変広い過疎地域を有しているわけでありまして、特にそうしたことに対しての政策的な面、そういったものはまた議員さんのご提言を、またさまざまなご意見をお聞きをしながら進めてまいらなければならないというふうに思っております。

以上、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 比与森議員の震災関係についてのご質問にお答えいたします。

香美市の防災訓練は、防災週間であります8月30日から9月5日の日曜日に高知県内の自主防災組織が一斉に実施している「地域のみんで防災訓練」と、自主防災組織単独で実施している防災訓練や学校での防災訓練を実施しております。内容につきましては初期消火、バケツリレー、救急処置、担架の作成や日ごろの備えについて。ほか、消防本部の職員の指導のもとに各防災組織の要望項目に沿って実施しています。幅広い年齢層が訓練を受けられる取り組みを考えたらどうかとのことですが、防災訓練は地域

の市民の皆様が対象でありますので、消防本部と連携のもと日程を合わせ、地域の要望にこたえて開催を心がけています。防災訓練は「地域みんなで防災訓練」を中心に、地域自主防災組織と充実した防災訓練を今後検討していきたいと思っております。

平成19年度の消防学校の震災訓練は、3回、13組織、41人の参加でありました。第1回目は比与森議員が参加いただいております2月28日、2組織、8人。今後であります、あした第3回のが3月23日に7組織、16人。第4回、3月19日に4組織、17人の参加予定になっております。

以上であります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 比与森議員の視覚障害者支援についてお答えをいたします。

ご質問でも例として取り上げられましたように、南国市や須崎市など幾つかの自治体では現在ボランティア活動等の支援を受けて実施をしているようでございまして、実務につきましても、南国市と須崎両市に担当からお電話を差し上げお伺いしたところでは、録音までは両市ともに広報所管課が。それから南国市では農業高校の放送部をお願いをし、須崎市ではボランティア団体の協力により作成をしておるようでございます。その後の配付等の作業等は、南国市では福祉事務所が、須崎市では健康福祉課が当たっているとございまして。

情報の発信と受信をつなぐ伝達のあり方につきましては、こうした先例にお習いしながら本市での取り扱いについて、また地域、あるいはその市民との協働などについても関係者等と今後研究しなければならないと考えております。貴重なご教授ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員の学童クラブの施設充実に関する質問についてお答えをいたします。

市内には、現在7つの学童クラブがあります。平成19年4月当初における児童クラブの開催日、毎日利用するという児童数は287人となっております。使用している施設については、学校敷地内に専用施設を持っているクラブもあれば地域の集会所等を利用しているクラブもあり、その状況はさまざまとなっております。多くの学童クラブが専用施設を持たず非常に不自由を感じていると思います。カーテンやブラインドの設置等についての要望を受けたり、またそれについては施設管理者の担当課や指導員の方に相談しながら対応してきたという経過もあります。くじら学童クラブ以外について、特に使用施設、トイレ等で困っているという報告は受けたことはないように思います。くじら学童クラブについては、山田小学校内の旧香美郡教育研究所跡を利用している状況です。児童数も多くトイレに不自由しているという報告は受けておりますが、校舎内のトイレや、また少し離れていますが運動場にあるトイレ等の活用も図ってみたいと考えていま

す。山田小学校については、平成20年度には新入生78人の予定で3クラスとなることなど、教室が2つほど新たに必要な状況も出てきております。今後ほとんどの小学校で児童数の減少が見込まれる中で、山田小学校のみ今後の5年間児童数が増加するという推計がされています。こういうことから教室が不足するようなことも考えられますし、くじら学童クラブについてはまた新たな施設を検討するというようなことも今後予想されるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） それぞれご丁寧な答弁ありがとうございました。

時間もあれですき少しだけ。市長に対しましては、これから2年間、1回目（の質問）にも述べましたとおり、強いリーダーシップを持って今後残された任期頑張っていたきたいと。自分が言うのも変ですがよろしくお願いします。

震災訓練ですが、今わかっていれば去年の訓練期間、8月の何日から言いましたかね？わかっていれば、どれだけの団体、今ほど自主防災組織も設立されてなかったと思いますけど積極的な、防災対策課長の目から積極的な取り組みがなされたのか。その辺見解をお聞きしたいと思います。やっぱり自助共助という点からも自主防災組織のメンバー、また婦人会のメンバーがやる意欲を持たせれるような、やっぱり指導をお願いしたいというふうに思います。その辺も含めてお願いします。

視覚障害者に対する録音テープの件ですが、高知市内にありますボランティア団体たびびと、ここが春野町のテープを作成していると思います。この場合は3,000円やったと思いますけど、郵送する場合にもこの団体が発送すれば送料がかからないとかそういう利点がある一方、丁寧に非常にやってくれるわけで。名前の、広報に出てくる人の名前が間違ふということがあるのでその辺をきちっと仮名をふってもらわなければならないとか、るる福祉事務所のほうでボランティア団体のたびびとさんと話をされたと思いますが、その話の内容、現在の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、学童クラブですが、先ほど学校教育課長のほうから。確かに山田小学校の東のほうに、東北のほうに、グラウンドにイレはあります。けど、1回目でも言いましたように冬場小学校1年、2年生の児童は、（午後）5時ごろになると大変暗いです。グラウンドで、サッカーで街灯がついていけば学童自体は西の端ですので。1～2年生、低学年の子にとっては真っ暗いグラウンドの中、ちょっと距離が遠過ぎるんじゃないかというふうにも思います。だから、校舎内のトイレも先生が帰られたらもう閉まるわけですので、夏場ならまだ日も高く長くてもいいですけど、その辺の対応は。先ほど言われたように山田小学校これからまだ児童数もふえるというお話もありました。母子家庭で、本当に学童クラブにお世話になっているという母子家庭もあるわけですので、その辺の充実。行き過ぎた充実じゃないです。最低限の設備はお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 比与森議員の2度目のご質問にお答えします。

昨年度、9月の第一日曜日に自主防災組織全組織に呼びかけまして、南海大地震を想定しました訓練を行っております。何組織の参加というがは、今ちょっと手元に、申しわけありません。ありませんけれども大半の自主防災組織が参加いたしまして、まず9時に震災が起きたと。震度6強の（地震が）起きたということを想定いたしまして、各防災組織の方からうちの、去年は防災対策課のみで行い、対応はしましたけれども、どんな被害が起きたか、どういうことかで報告いただきまして、一応午前中。ちょっとお昼ごろまで全報告があったかと思えます。それから、そのほかでは各自主防災組織におきまして、炊き込みとか独自に震災に対しまして訓練を行っております。ちょっと細かい数字があったら100%でしたけれども、すいません、以上でご理解お願いしたいです。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 比与森議員2回目のお尋ねにお答えをしたいと思います。

情報化社会の中でありまして、情報が得られない障害者ということについては心していかなきゃいけない課題だというふうに思っております。本市では、視覚障害者が情報を得るための機器の整備ということを昨年から県のほうに要望してまいりました。このたび県のほうから、そうした視覚障害者への読書器具等、各種の器具があるわけですけれどもこの整備を認めるというふうな通知をいただいたところでございます。こうした中で、議員のほうから広報のテープについてもどうかという具体的なご提案がございました。これについては、非営利団体のたびびとから、昨年12月からお話がございまして何度か来ていただいたわけでありまして、私は直接面会をしておりませんが、具体的な内容をお話をいただいておりますので、このことにつきまして具体的には4月から6月の間で検討したいという回答をしておるところでございますが、きょうご質問いただいた中では、市民の協力をいただいでやったらどうかというような他の自治体の例などもご提案をいただきました。こうした市民と協働して進めるということは市長の行政の姿勢でもございますので、このことにつきまして広報の主管課と具体的な検討に入りたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えをします。

くじら学童クラブのトイレの件でございますけれども、新設となりますと設置場所とか管理者等の検討も必要になってまいりますけれども、体育館を初めとして学校施設の活用について学校とももう少し話を詰めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明解な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

来月から高齢者の医療保険制度が大きく変わろうとしています。これは75歳以上の方を後期高齢者と呼んでほかの世代から切り離し、独立した医療保険制度として位置づけるものです。この制度の最大の目的は、医療費の大幅な削減にあります。これまで家族の扶養になり保険料の負担が必要でなかった方も含め、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収することになっています。年金受給額が月額にして1万5,000円以上の方の保険料は年金から強制的に天引きされます。これに便乗するように65歳から74歳の国保料も年金から天引きされることになりました。高齢者のほとんどの方は年金で暮らしています。しかし、支給額は年々減っていく一方で、公的年金の老齢者控除は廃止され、それに伴い住民税、介護保険料の大幅な値上げなど高齢者には重い負担が相次いでいます。その上さらなる負担を課することは、現在でも限界近くに達している多くの高齢者の生活をさらに厳しい状況に追い込むものです。

また、厚生労働省の社会保障審議会、後期高齢者医療のあり方に関する特別部会は、後期高齢者の心身の特性について、「1、老化に伴う生理的機能の低下により治療の長期化、複数疾患への罹患、特に慢性疾患が見られる。2、多くの高齢者に症状の軽重は別として認知症の問題が見られる。3、後期高齢者はこの制度の中でいずれ避けることができない死を迎えることとなる。」と定義し、このような心身の特性がある75歳以上には、これにふさわしい医療を提供するとしていますが、個人差や性別、地域差などは考慮されません。このように、年齢で医療内容を変えるような制度は世界じゅうで日本しかありません。なぜ75歳で線を引き、前期高齢者と後期高齢者に分ける必要があるのでしょうか。75歳になったとたん高い保険料を年金天引きされる一方で、なぜ医療を制限されなければならないのでしょうか。そして、なぜ殊さら後期高齢者医療保険の特性などと言って他の年代と差をつけなければならないのでしょうか。病気になることが多い年代だけを1つの医療制度にまとめるやり方は、年代差別と言えるのではな

いでしょうか。このことについて幾つかの質問をさせていただきます。

1点目に、高齢者の医療の確保に関する法律についてお伺いいたします。この法律の第1章、第1条には、「この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制限を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。」となっています。この第1条について門脇市長はどのように認識されておられるのかお聞かせください。

2点目に、制度の周知についてお伺いいたします。この制度の内容は明らかになるほど「こんな制度は許せん。長生きしてもろくなことがない。年寄りは何者か。」という怒りや嘆きの声が聞かれます。また、「病気になっても病院にかかりにくくなる。入院もできなくなるかもしれない。」という不安の声も聞かれます。しかし、これらの声を上げている高齢者はほんの一部です。それは制度の内容を知らない方がほとんどだからです。高齢者のうち特に75歳以上の方が、あなたはこの4月からこの制度に変わります。保険料や保険証も変わり、滞納すると保険証は取り上げられますということをごだけの方が知っているのでしょうか。私は折あれば地域を回り高齢者の方とお話をしていますが、この制度について知っている方が非常に少ないことがわかりました。そしてこのまま、何の説明もないまま制度が開始されることでいいのだろうかとずっと疑問に思っていました。そんなとき、ようやく広報香美3月号に説明会の案内が掲載されました。土佐山田町、香北町、物部町の3カ所で3月26日、27日、28日に開催されることになっていますが、制度の実施は4月1日からです。対応がとても遅いのでしょうか。また、65歳から74歳の一定の障害のある方もこの制度の対象となりますが、制度に入るかどうかは選択することができます。しかし、対象者一人一人の症状や収入などによってそれぞれの条件が異なってきますので、制度の説明やきめ細かい相談、対応などが必要であると考えます。これらの点について周知及び相談等は適切に行われているのかどうかお聞かせ願います。

3点目に、保険料の徴収と滞納者に課せられるペナルティーについてお伺いいたします。保険料は2年ごとに改定されることになっていますが、これは医療給付の増加や後期高齢者の人口増に応じて自動的に引き上がる仕組みになっていますから、事実上の保険料引き上げのための見直しです。今後は、年々高くなる保険料の負担に耐え切れず生活難に陥ったり、滞納する方がふえるなどの事態が生まれてくることも予想されます。広報には、「納付が困難な場合や納期内の納付が難しいときは相談を」とありますが、どのような対応を考えておられるのでしょうか。例えば、年金からの天引きで分納ができるのでしょうか。そのほかにどのような対応があるのでしょうか。また、現在75歳以上の高齢者は保険料を滞納しても老人保健法のもと被保険者資格証明書発行の対象外

でした。しかし、新制度では1年間滞納すると保険証が取り上げられ、被保険者資格証明書が発行されます。そして、さらに半年滞納すると保険給付が差し止められ必要な医療を受けられなくなります。これは、後期高齢者に適切な医療給付を行うという法の趣旨からも、また憲法で定められた生存権や社会保障も否定する大きな問題点だと思います。このことについてどのようにお考えなのか見解をお聞かせください。

4点目に厚生労働省が提示した診療報酬についてお伺いいたします。今回の診療報酬では外来、入院、在宅、終末期の4項目で考え方が提示され、74歳以下とは差をつける内容が盛り込まれました。外来医療では、1人の医師が患者を総合的に診察する高齢者担当医制度の導入を打ち出しました。いわゆる主治医制度の考え方です。これには高齢者が複数の医療機関にかからないようにすることで医療費を抑えるねらいがあります。また、医学管理や検査、画像診断、処置などは、何度実施しても一定の報酬しか支払わない定額制とすることになっています。これにより、「必要な治療を行おうとすると医療費が医療機関の持ち出しとなり、経営困難になることから病院がこれらを控える、いわゆる手抜き診療を招きかねない。」との指摘もあります。このような担当医制や定額制などは、必要な医療サービスが患者に具体的に提供されるという出来高払いによる現物給付や、いつでもどこでもだれでも自由に医療機関や医師を選べるというフリーアクセスなど保険医療制度の諸原則に相容れないものと考えますが、どのようにお考えになっているのでしょうか。あわせて、総合的に診察する取り組みは、高齢社会の中で十分機能するのかという点についても所見をお聞かせください。

5点目に、入院医療についてお伺いいたします。この入院医療では、入院時から退院後の生活を念頭に置いた医療を行うことが必要だと述べ長く入院させない方向を示しました。これらを強く推し進めるために退院支援計画を作成したり末期のがん患者への退院時の支援や指導を行うなど、長期入院にならない体制を取った医療機関への報酬を手厚くすることなどを盛り込んでいます。このことは、まさしく医療の制限や病院の追い出しをねらったものだと思いますが、見解をお聞かせください。

6点目に、在宅医療についてお伺いいたします。厚生労働省は在宅を手厚くする診療報酬になっていると言っていますが、それが可能な地域はどれぐらいあるのでしょうか。退院を希望する患者が自宅で療養するための受け入れ態勢を整えることは重要なことです。しかし、現状は退院した患者や家族の在宅療養、介護の体制は貧弱なままです。ただ、医療給付費を減らすため強引に退院を促進するようなことは、患者を見捨て家族を犠牲にするだけのことです。この点について香美市内で在宅での療養や看取りに必要な医療やサービスが十分受けられるのか。受け皿は整っているのかという点についてご説明をお願いします。

7点目に、終末期医療についてお伺いいたします。この終末期医療では患者や家族の同意を得て過剰な延命治療を行わないなどの診療方針を書面でまとめたり、在宅死を迎える患者に手厚い対応をした医療機関への報酬を上乗せすることを打ち出しています。

厚生労働省はこの間、終末期患者に高額の医療費がかかること。在宅死が全体の2割にとどまっていることを問題視し、在宅死を4割にふやせば医療給付費を5,000億円削減できるという試算まで示して在宅看取りの推進を叫んでいます。終末期医療はすべての世代にわたる問題であり、個々の患者の事情と希望があり国が強制するものではありません。しかも、この方法は患者や家族に終末期医療についての意思表示や治療中止を強制することにつながるのではないかと危惧されるものですが、どのようにとらえておられるのでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、療養病床の削減についてお伺いいたします。

このほど高知県地域ケア体制整備構想案がまとまり、療養病床の再編成に関する基本姿勢が示されました。これによりますと、「平成23年度末までの療養病床の削減は、現在6,793床ある療養病床は3,082床を残し、あとの3,711床を介護施設等に転換する。」という計画です。しかし、現状は約半分の病床が転換未定であり、来年度の診療報酬や介護報酬の改定を見ながら動向を決める状況だと聞いています。県は、療養病床の再編成に関する基本方針として医療機関の意向をできるだけ尊重した上で、圏域内及び圏域間のバランスも勘案しながら現在の療養病床から入院患者の状態にふさわしいサービスが提供できる施設への計画的な転換を促進するとして、平成23年度末までの年次別の転換目標を定めています。そして、転換によって行き場のない入院患者を出さないようにするとしています。また、療養病床からの転換を促進しようと新しいタイプの介護療養型老人保健施設が創設されます。この施設は、従来の老人保健施設と違い夜間の看護や終末期の看取りなどの医療機能を強化するものとなっています。このことについて次の点をお伺いいたします。

1点目に、療養病床の再編成は圏域ごとの医療病床の目標値を設定することになるようですが、香美市を含む中央圏域は病床数が多いため調整が必要であると聞いています。市として現時点での香美市内の医療機関の意向は把握しているのでしょうか、お聞かせください。また、県は医療機関の動向に応じて市町村とも協議しながら必要となる新たな介護施設などの整備も進めるとしています。そして、計画どおりに医療機関の転換を済めれば、再編によって行き場のない高齢者は出ないとしています。香美市内の医療機関はスムーズに転換できる見通しでしょうか。見解をお聞かせください。

2点目に、療養病床の削減について。先日高知新聞の「ひろば声」に読者からの投稿文が掲載されていました。その内容の一部を紹介させていただきますと、「先日の総合雑誌中央公論3月号に、この計画をつくった元財務官僚村上正泰氏が、「今から振り返れば私自身本当に15万床で大丈夫なのだろうか心配になる。」と問題点を指摘する論文を掲載してあきれました。つくった当事者が現場の実態を無視した療養病床削減の失敗を認めざるを得なくなっているのです。」というものでした。この計画をつくった元財務官僚が「(療養病床)削減に問題がある。」と発言していることは大きな不安を抱かせるものです。これは、私だけでなく多くの方々が感じていることだと思います。日

ごろより高齢者の方々は、自宅で生活できるうちはいいが、もしできない身体状況になったとき受け入れてくれる病院や施設が本当にあるのだろうか、いつも不安な思いで暮らしています。このような声に市としてどのようにこたえていかれるのでしょうか。医療制度改革等対策本部のこれまでの取り組み内容と、今後の対策についてお聞かせください。

次に、児童扶養手当の就業意欲の証明についてお伺いいたします。

児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と自律の促進に寄与し児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されていますが、平成15年4月に児童扶養手当法が一部改正され、来月から支給の一部停止が実施されることになっています。この一部支給停止の対象者は、平成15年4月1日を起算日として、子どもが3歳になってから受給期間が5年を超える方。または支給事由発生から7年を超える方で、それまでの支給額の2分の1を減額されることとなります。そして、減額の対象者を母子の障害や病気など就業が困難な事情がないにもかかわらず就業意欲が見られない者としました。手当での受給者に就業している、求職活動その他自立を図る活動をしている、障害を有する、負傷や疾病等により就業することができない、児童や親族を介護する必要がある、就業することが困難である場合に関係書類を提出することをまとめています。このことについて次の点をお伺いいたします。

1点目に、減額対象の除外者の手続きについて簡素化を求める声を聞きますが、厚生労働省の通達の内容はどのようになっているのでしょうか。また本市での対応についてもあわせてお聞かせください。

2点目に、母子家庭お母さんたちは多くが不安定雇用だと言われています。職場では立場が弱く、雇用証明書をくださいとすら言いにくい場合があり、雇用主にあれこれ言わなくてもいいようにする配慮が求められていると聞きます。また、煩雑な手続きや金銭的負担は一層の不安を感じさせるものではないでしょうか。本市での手続きの状況や相談、対応などの状況についてお聞かせください。

最後に、地域交通対策についてお伺いいたします。

先日、担当課長より香美市内地域交通対策検討委員会の報告があり、議会との意見交換が行われました。この報告を聞く中で香美市の交通対策に対する取り組みの姿勢がかいま見えたように思いましたが、残念ながら私には前向きな姿勢と感ずることができませんでした。検討内容は、現在運行しているバス路線をどうするかであり、これまで議会等で再三質問に取り上げてきた交通空白地域のことは、利用者が少ない路線の縮小や廃止をして浮いた経費を空白地域の交通対策に使うというような既存の枠から脱しきれていない論議であると感じられました。先日の説明によると、市長は「財政ありきではない。しかし、財政抜きには語れない。」と言われたとのことでしたが、私は決して法外な予算を組んでほしいというわけではありません。現在の委託形態や委託料など公共交通全般のあり方を見直して財政の健全化を図り、しかも公共交通が香美市全域を網羅し、

まちに住もうが山に住もうが、市民が公平、平等な状況で生活ができる交通対策を目指してほしいと願うものです。このことについて市長の交通対策に対する基本的な考えをお聞かせください。

次に、香美市は広大な面積を有し、しかも地域が点在しています。その上、高齢化率も高く車を運転できる方が1人もいない地域もありますが、香美市全域に公営バスを運行させることは不可能かもしれません。そこで、何か方法はないかと思いをめぐらせてみたのですが、広大な山間地域に有効で最適な方法は民間会社と連携した方法ではないでしょうか。現在、地元タクシー会社との提携で実施されている福祉タクシー制度の補助率や、利用回数、利用目的などの見直しを行いさらに充実した制度とすること。そして、同じくタクシー会社の協力をいただき、乗り合いタクシー制度を導入し、同じ地域に住む複数の住民の方々に同乗していただくことができるようにすることだと考えます。民間の会社と提携することで、市は運転手などの人件費や車両また車両に係る経費、維持管理費などの経費がかかりませんので、公営のバスを運行させることから考えると、格段の差で実施できる最善の方法ではないかと思えます。過日の新聞報道によりますと、「高知県は来年度の予算で少子高齢化や過疎化で苦しむ山間集落の住民生活を細かく支援する中山間総合対策事業費を新設し、当初予算に計2億5,800万円を計上、県民の生活を守るための最小限の施策として、遠隔地の集落の住民が日用品の購入や通院をするための乗り合いタクシーやバスの運行への助成などを想定」とありました。このように、県においても中山間住民の買い物や通院の移動手段の確保を支援する必要性を感じています。さきの議会でも申し上げましたが、私のもとには物部町黒代、程野、相尻など公共交通が運行されていない地域の方から、「せめて1週間に1回だけでもいいから足が欲しい。」と切実な声が届いています。この方たちは、長い間文句1つ言わずに不便な生活をされてきました。しかし、寄る年波には勝てません。皆さん高齢になり足腰が弱り、長く歩くことも困難な方もおられます。このような地域の方々に、今まさに行政の救いの手が求められています。福祉タクシーの充実と乗り合いタクシーを併用すれば、今すぐにでもこれらの地域の方々に温かい手が差し伸べられるのではないのでしょうか。また、さきの報告書では75歳以上の方に行われたアンケート結果も掲載されていました。それによりますと、最低週1回の移動手段の確保や地域に合った小回りのきく交通手段など、交通対策の充実を求める声と、高齢者にとって外出の機会を確保することは介護予防にもつながると結論づけています。このことも含めまして、門脇市長の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に後期高齢者医療制度についてということで、高齢者の医療の確保に関する法律の第1章、第1条について市長の認識をということでございます。

今までの老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に、このたび法律が改正をされ名称が変更されたわけです。あわせて第1条の目的も改正をされました。従来の老人保健法では、老後における健康の保持、保健事業の実施などが目的でしたが、医療費の適正化や後期高齢者に対する適切な医療の給付などを行うために必要な制度を設けるといことがつけ加えられたわけでありです。政府与党、医療改革協議会が、医療制度改革大綱を平成17年12月にまとめられました。これによりますと、「急速な少子高齢化の進展の中で国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするために、医療費について過度の増大を招かないように経済財政と均衡がとれたものとしていく必要がある。」といたしております。「医療費の伸びが過大にならないよう糖尿病などの患者予備軍の減少、平均在院日数の短縮を図るなど計画的な医療費の適正化対策を推進する。」と。また基本的な考え方で述べております。老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘をされています。このため、新たな高齢者医療制度を創設し、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするということで後期高齢者医療制度創設の考え方が述べられています。このように国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けられることができ、世界一、二の平均寿命となり高い医療水準を達成してきておりますが、現在の急速な少子高齢化、経済の低成長など大きく社会環境が変化をしてきておりまして、国民皆保険を維持し、優秀な医療制度を将来にわたり維持、持続可能なものとしていくための今回の制度改正であるというふうに認識をいたしております。

次に、地域交通対策でございます。

(香美市の面積は)538平方キロと常々言っておりますが、この広大な市域の中にありまして、日常の生活はもとより社会、福祉、医療を支える足の確保は重要で、また大変切実な問題でもございまして大きな政策課題であるというふうに考えております。そうしたことのために、合併に際しましての事務事業調整としましても大きな課題であり、慎重な検討が求められてきたことから、(地域交通対策の)統一を図ることが合併後に持ち越されたものでございまして、そうしたことを含め市として、市全体として公共交通のあり方について検討していただくために市内交通対策検討委員会をお願いをして、鋭意作業を進めていただいております。この検討に当たりましては、既存の路線も含めて市域全体として公共交通はどうあるべきかをお願いいたしましたところではありますが、この検討に当たっては財政面での議論もあると考えておりますが、まずは財政ありきというのではなく香美市全体としての交通対策についてという観点でお願いをしているわけでございます。当然、行政事務であることでもありますから、この場合、論理的に市民に得心をしてもらえるかどうか。あるいはまた税の使い方として、説明責任と市民全体に理解をされるものでなければならないというふうに考えております。そういう意味からもまた議会にもお諮りをし、ご論議もいただいております。

ます。検討委員会にはそうした前提に立っての、今、検討をしていただいておりますので、今後示されるであろう正論に期待をしたいというふうに思っております。また、福祉タクシーや乗り合いタクシーなども公共交通としての検討の中で、これまでも一定の議論がなされているというふうに聞き及んでおりますし、また今後も検討が必要であれば、やはり適切にそうした検討がなされていくものというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の後期高齢者医療制度についてのご質問にお答えします。

まず、制度の周知についてですが、制度の周知については早い段階で地域へ出て行って説明会をと考えておりましたけれども、具体的にわからないまま説明会を行っても混乱すると考え、延び延びになってしまいまして3月下旬となってしまいました。住民の方々に申しわけなく思っております。しかし、地域審議会、区長（自治会長）会、健康づくり婦人会などの集会時に、それまで決定しておくことについて話をさせていただきましたし、広報での掲載やテレビ、新聞などのマスコミの報道などで周知されつつあると思っております。なお、この19日に保険証などを該当者個人個人に送付する予定で、説明会前に本人に届くと考えていますので有効な説明会になるのではと考えております。また、国保連合会が15日、今度の土曜日ですが、全国紙及び地方紙朝刊での新聞折込広報を予定しております。こういったチラシとかパンフレットを折込で広報する予定です。それから、一定の障害のある方については、該当者全員に案内を送付しております。現在相談に対する対応を行っております。

次に、保険料の納付が困難な場合や納期内の納付が難しい方に対してですが、現在広域連合で市町村統一で対応するための要綱を作成中とのことです。作成後、各市町村に提示があると考えております。

被保険者資格証明書の交付については、滞納してもやむを得ない特別な事情がある場合を除いて（被保険者資格証明書の）交付対象者となりますので、生存権や社会保障の否定とは考えられません。交付については広域連合で、これも一定の基準を定めて、市町村での調査の内容をその基準に照らし合わせ広域連合が判断することになると考えています。

次に、担当医制や定額制についてですが、2月中旬に示された診療報酬の改定案においては、75歳未満の方の一般の診療報酬を基本とした上で、その中に後期高齢者を対象とするものを盛り込んでいますので、後期高齢者の方も75歳未満の方と変わらず必要な医療を受けることができると考えております。一方、後期高齢者の方は、複数の病気にかかったり治療が長期にわたる傾向がありますので、継続的に病状を把握して療養生活を支えることが必要になり、そのため糖尿病などの慢性疾患を持っている方は、必

要に応じて自分で選んだ担当医から継続的に心身の特性に見合った外来診療が受けられることになっています。さらに、担当医以外の専門医にかかることもできますし、担当医を変更することもできます。このように、この仕組みはフリーアクセスを制限するものではないと考えております。

また、最後に言われました総合的に診察する取り組みについては、承知をしておりますので教えていただきたいと思っております。

入院医療についてですが、そもそも病院へ入院する場合、一般的には病院で生涯を終えようとして入院する方はいないと考えます。退院を念頭に置いた医療を行うことが必要だということは本来の考え方だと思っております。退院支援計画を作成したり、末期のがん患者への退院時の支援や指導を行った医療機関への報酬を手厚くするなど盛り込んでいることは適切な改正だと考えております。医療を制限したり、病院からの追い出しをねらう医療機関は患者から認められなくなると考えております。

在宅医療の受け入れ態勢についてですが、在宅医療での受け入れ態勢は十分だとは考えておりません。医療機関や県と連携しながら体制を整えていく必要があると考えています。香美市としてもそれぞれに要望していかなければならないと考えています。

終末期医療についてですが、終末期医療では患者や家族の同意を得て行われると考えられますので、治療中止など強制することにはならないと考えます。強制されるものではないと考えております。

療養病床の削減についての質問についてお答えをします。

現時点での香美市内の医療機関の意向については、昨年県の行った調査から以降は改めて調査等しておりませんのでわかりません。また、県の医療計画も尊重しなければなりません。基本的には香美市内の医療機関の意向と考えています。そして、次期の介護保険計画との刷り合わせが重要だと考えております。今後、平成20年度中に作成しなければならぬ香美市介護保険事業計画の策定協議が重要な役割を果たすと考えております。

医療制度改革等対策本部の関係ですが、医療制度改革等対策本部の設置についてのそもそもの経緯は、これまでの一般質問でお答えをしてきましたように法改正によって療養病床の削減問題が浮上し、病院から追い出されて行き場のない方々が出てくるのではないかということから設置したものです。対策本部については、設置をしたのみでまだ具体的な取り組みに向けては動き出しておりません。昨年行った県の調査では、香美市では現在のところは総枠として空きベッドがあり、患者の受け入れ拒否をする医療機関もないし、追い出しを迫る医療機関もないということでした。しかし、介護療養病床の平成23年度廃止に向けて協議、検討していかなければならないことは、現実として迫っておりますので、医療機関の転換とさきにお答えした介護保険事業計画との関連の中で協議、取り組みを進めていかなければならないと考えています。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 児童扶養手当法施行令の一部改正に関する政令の施行についてお尋ねでございます。この点についてお答えをしたいと思います。この児童扶養手当が削減されるということについての影響でありますけれども、県下の市町村では18.1%、この2月に調査しておるわけですがそれでも18.1%。11の市では20.2%。本市では2.4%であろうというふうに見込んでおるわけでありまして。議員がお尋ねのように2.4%が影響ということですから、圧倒的な方々は影響がないということですから、この部分の申請を簡素化したらどうかということのお尋ねと市の対応はどうなっておるのかということでございますけれども、これまとめてお答えをしたいと思います。

このような影響を見込んでおるわけでありまして、書類をたくさん送らなきゃならないということで県に問い合わせをいたしております。その回答というかA&Qが流れてきておるわけですが、その中では、「事前通知としては原則としてすべての書類を送付していただく。」と、こういう回答でございますので、市としてこの点でこの書類を送らないとかいうふうなことはできないわけでありまして。したがってすべての書類を送ります。そうしたことから、書類が送られてきますと自分が減額の対象でないかと思ひ込んだりする方もいるかと思ひますが、またたくさん書類ですので大変煩わしさを感じておるのではないかと思ひますが、よく読んでみますと1枚の届書に該当するものの1カ所だけ丸を入れていただいて、書いた日の日付と名前と判を押していただく。これが書類の内容であります。それに保険証のコピーをつけていただく。こういうことで大変簡単なものであるわけですが、たくさんの書類が出てくるといことで煩わしさを感じておるのではないかと思ひますが、以上のようなA&Qが出てきておりますので、市としては書類は送付をしなければならぬということでございます。

しかし、そうした書類につきまして、市の対応としましては、時間のなかでやっていただくわけでありまして、郵送でも受け付けておりますし、電話で問い合わせをしていただければできるだけ詳しくお話をし、非常に簡単なものであるということをおわかりやすく説明をしております。また時間的なことについても、これまで配慮をしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

この、初めに後期高齢者医療制度のほうですが、この制度の周知の点ですが、ある高齢者の方から市役所の窓口でこの制度について聞いたところ特に変わらないということで詳しい説明はなかったということをお聞きしました。この制度については、先ほども保険課長からお話がありましたようにテレビとか新聞とか広報とかでも掲載されてますけれども、高齢になると文字を読むことがとてもおっくうになりますし、また記載内容が理解しにくくなりますので、窓口での対応としてはやはり制度をおわかりやすく

丁寧に説明する必要があると思いますので、そういった点、十分な配慮がされているのかまたお聞かせください。

それから、具体的にまだ決まっていなかったのかということでもこの説明会が遅くなったということですが、できれば、この町単位に1回のみ説明ということになってますけれどもそこに来れなかったりする場合もありますので、小さい単位、地域別に説明会を開くとか。南国市なんかはそういった要請があれば少人数のところでも出かけて行って説明をしているとかってということもお聞きしたりしてますので、そういったもうちょっと細かい対応が必要ではないかと思いますが、その点をお伺いいたします。

それから、その65歳から74歳までの障害者の方についてですけど、（後期高齢者医療）制度に入るか入らないかというのは選択ということになりますけど、医療内容が変わるといった可能性があるのか。その福祉医療制度の取り扱いなんか、新たな不利益が生じることがないのか、その点についてお聞かせください。

その外来医療については特に74歳までの方と変わらないというふうなお話だったと思いますけれども、この担当医ということですが、この担当医の制度ですけれども、これは治療の長期化や複数疾患の罹患が多いことと心身の特性を踏まえて慢性疾患等に対する継続的な管理を行うということ、定期的な治療とか検査など必要な治療や診療内容、他の保険や医療、福祉サービスとの連携など年間の診療計画を作成。また患者の病歴や受診歴、服薬状況、他の医療機関の受診状況などの把握を行い、さらに日常生活能力や慢性疾患の病状を把握して総合的に診療するということになってますけれども、総合的にこうやって診察するということは、その患者さんの体の状態なんかがよくわかってとてもいいことではないかと思うんですけれども、これらの業務というのは診療所の医師が原則1人で担当するということになっているようです。この担当医というのは、高齢者の心身の特性等に関する研修とか、それから診療計画の策定、高齢者の機能評価の研修などを行うことになってまして、そのため、これらの医師への研修等に時間を要し4月1日からすぐ開始されるということにはならないということになりますけれども、ひょっと見通しとして、いつごろからこういったことが開始されるのかということ、もしおわかりであれば教えていただきたいです。この担当医というのは、半径4キロ以内に診療所がない場合は病院でもよいということになってますけれども、物部町には大柵診療所があります。大柵診療所としてはこれにどのように対応されるのか、またこういった態勢や対応が可能なのかお聞かせ願いたいと思います。

この（診療報酬）定額制のことに关しましても、一応この診療報酬では600点というのが出てますけれども、「この中でなかなか、この範囲の中ではいい治療ができない。」といった現場の医師からのお話もお聞きすることがあるがですけれども、こういったことで本当に必要な医療ができるのかということが危惧されるわけですが、その点についてもお聞かせ願います。

それと、その在宅医療というのは十分でないと考えているということでお話をお聞き

したんですけれども、そしたら、どういったところが不足しているのかっていう、その辺をどういうふうに考えておられるのかお聞かせください。

そして、療養病床のほうですけれども、療養病床の削減については、まだその医療制度改革等対策本部はこれから話し合い、検討をしていくということだったかと思いますが、この療養病床が転換するということになると、その介護保険施設への転換というのは介護保険料にはね返るすごく重要な問題でもありますので、また行き場のない高齢者が出ないように十分な対策と手だてを講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

児童扶養手当のほうの就業意欲の証明のほうですけれども、この就業しているという証明書を出すような形になっているかと思うんですけれども、これについてどういうふうに取り扱いをされているのか。幾つかの例示とかもあるかと思うんですけれども、そのあたりをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、地域交通対策のほうですけれども、市長さんのほうからこれはもう重要な問題であるということで、大きな政策課題と持っているというご答弁をいただきました。本当にこの足の問題というのは、山間地だけでなく土佐山田町の、物部町だけでなく香北町、土佐山田町のほうにも通じる場所がありますので。本当にこの重要な政策課題だということで、できるだけ早く全市を網羅した交通体系を、香美市に合った交通体系をつくっていただきたいというふうに思いまして再度今回も質問をさせていただいたんですけれども、その物部町黒代、程野、相尻の方にしたらもうずっと我慢されてきた場所がありますので、できるだけ早い対応をお願いできないかということで再度質問をさせていただきます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、制度の周知についてですが、（窓口の職員が）特に変わらないというふうに答えたということですが、医療の負担割合についてのことだったと思うんですけれども、それについては特に変わらないというようなお答えをさせていただいたと思います。ちょっと内容はわからないんですが、窓口での対応については配慮が足りなかったのかなというような気もしております。今後、パンフレット等を提示しながら説明をさせていただきたいと思います。

それから、（後期高齢者医療の）説明会についてですが、一応、各旧市町村単位で1回ずつ行う予定ですが、要請があれば地域ごとに出向いて行って説明をしていただきたいとも思います。

それから、医療内容についてですが、医療内容が余り変わるような印象は自分自身は持ってないんですけれども、基本的には必要な医療は受けることができるというように考えております。

担当医制についてですが、1人で担当するというところで4月からの改正は難しいという指摘、お話ですけれども、こういったことについて具体的に承知をしておりませんので、また研究、勉強をさせていただきたいと思います。

それから、在宅医療についての体制は十分だというように認識はしております。それぞれの家庭での体制が、高齢者の高齢化率に伴って老老介護等そういった状態になっておりますので、まず家庭での療養がなかなか難しい状態になっているというようなことは感じておりますし、医療機関においても在宅（家へ）出向いていっての訪問医療、なかなかできていないというように思います。また、介護においても訪問看護の事業者が少ないという実態もありますので、在宅医療の受け入れ態勢については医療機関とか県との連携、あるいはそれぞれの医療機関に要望することによって体制を整えていく必要があるというように考えております。

それから、療養病床についてですが、介護療養病床が平成28年度に廃止をされるわけで、介護の療養病床から介護の施設に転換をする場合には、介護保険料というのはそれほどの変化にはならないと思います。が、医療療養病床が、診療報酬を下げられたために介護の施設に転換をする場合があると思います。こういった場合に介護保険料に影響をすと思われれます。また、介護の療養病床が廃止になるわけですけれども、介護の療養病床を医療の療養病床に転換する場合もあるかと思っておりますので、そういうところが医療機関の意向ということに自分は考えておりますので、療養病床の協議をする中で介護保険事業計画を協議、調整をしていかないかんのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 児童扶養手当届出に関する具体についてお尋ねでございますので、この点についてお答えをしたいと思います。

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書というものを提出していただくわけですけれども、この場合に就業している方についての証明はどうするんだというようなことで、その説明書の中には詳しく雇用契約の写しとか、または云々というような非常に難しく書かれてありますけれども、さきにご答弁申し上げましたように保険証を提出していただければ、コピーを提出していただければここから雇用されていることは当然わかるわけでありますので、そうした書類をたくさん出していただくということは、本市では考えておりません。問題になってくるのは雇用されている方ではなくて、現在雇用されていない方が問題になってくるわけであります。雇用されている方、あるいは障害で働こうにも働けない状態にある方、それから病気、それとか家族を介護しなきゃならない方、こういう方は実際は働けないわけでありますけれども、働ける状態にありながら働いてない方、この方は減額しましょうというのが今回の制度改正のねらいであります。しかし、さきにご紹介しましたQ & Aを見てみますと、こういうことが回答として出て

おります。今回、これ「原則書類審査であり、書類上不備がなければ認める。活動回数」、活動回数というのは、これは求職の活動回数ですね。「（活動回数）の基準はない。」と、こういうふうに言っておるわけでありまして。つまり、ハローワークに行って、それを何回行ったかということは問うてない。就労意欲を回数では問うてない。書類として出てくればそれは認めますよということですから、それは結果的にはどういうことになるのかといえ、実質的な影響が少なく済むのではないかと、そういうふうに理解することができるのではないかと考えております。これ以上解説することは適当でないと思っておりますので、答弁これにさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎晃子議員の2回目の地域交通対策についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、この地域交通対策につきましては、合併時の申し合わせによりまして3カ年を目途に統一を図るといふことになっております。早く成立をさせるといふふうなお話でしたが、この件につきましては検討委員会のほうで鋭意協議をしていただいております。今日まで都合13回ですか、協議をしていただいております。議事録も見せていただいておりますが、本当に多方面からの検討がなされておまして、近いうちにそうした検討の成果を上げていただけないかというふうに思っております。速やかにこの交通対策の、いわゆる対応を進めていかなければならないと思っておりますので、そのつもりで取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

1点だけですけれども、在宅医療の件ですけれども、今、在宅、在宅へということで盛んに抜けられてるわけなんですけれども、なかなかその在宅生活が難しい。そのサービスが整ってなかったりというところがあるがですけれども、この在宅療養に関しても、例えば物部町のほうでは山のほうになりますので、訪問看護ステーションなんかも土佐山田町で今ないですね。訪問看護ステーションとしてはなかったかと思うんですけれども、そういった非常にサービスが貧弱な部分がありまして、在宅で生活しようとしてもなかなかそういった医療の部分を受けることができないと、どうしても高齢者の方、あるいは退院をされてくる方にとっては医療が切っても切り離せない状況になってますので、そういったところで、この在宅というところに、在宅療養という点で、やはりその現状をもう少し把握をしていただいて、何がどういうところで足りないのかということ、もう一度状況を把握していただいて、ぜひそういったことに向けて取り組んでいただけるような方向を打ち出していただきたいと思います。この在宅療養に関して、再度きちんと把握をしてという取り組みができるのかどうかお伺いしたいと思っております。

以上で本日の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

在宅医療の関係ですけれども、介護保険においては施設から在宅へという大きな流れを生み出すものでした。これがなかなか進んでない。それから、先ほどご質問にありましたように、家へ帰っても医療体制が整ってないと。なかなか家には帰れないというご質問がありました。確かにそういった状態があるというように思っております。訪問介護についても事業所がないわけですので、市外の事業所の協力を得て事業を進めておりますのでなかなか難しいところですが。事業所については、市の事業所というものはありませんので、民間の事業所に協力をさせていただいて実施をしていかなければならないと思います。ご質問がありましたように現状を把握させていただいて、適切なサービスの提供ができるように関係機関と連携しながら研究していかないかと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡でございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、人権教育と検診事業について質問を予定しております。

それでは、人権教育につきまして。

地对財特法が2002年3月に失効しまして以来、小・中学校での人権学習の時間が大きく少なくなっております。こういう状況の中、児童・生徒の人権学習に対する意欲が阻害されるおそれが心配されるわけでございますが、小・中学校での人権学習の現状についてお尋ねします。特に授業中、教材はどのようなものを使っているのか。人権教育主任の役割等についてよろしくお願い申し上げます。

2つ目に、香美市の人権教育研究協議会が2007年度の小・中学校の人権作文集を発行しましたが、これを学校教育の中でどのように生かしていくかお聞きをいたします。

3つ目に、この人権作文は、当時の学校の児童・生徒が人権学習及び日常生活の中で得た人権認識を集約をしたものであります。児童・生徒の作文集30点、標語44点が、人権問題にかかわる差別解消へ思いへ向けての、熱い思いが感じられたところでございますが、これについて市長さんがどのように考えるかを、感想をお伺いしたいと思っております。

次に、乳がんの検診でございますが、乳がんの早期発見についてマンモグラフィ検

診・検査が行われておりますが、その受診状況及び受診率を、平成18年度、平成19年度及び受診向上に向けての取り組みについてお聞きをします。

実は、この乳がんにつきましては、ある女性から訴えがあっておりますので、その手紙の内容を読んでみたいと思います。平成20年1月25日、火曜日、プラザ八王子、乳がん検診があったわけですが、初めてマンモグラフィ検査を受けたとき、平成17年12月は、受診なさった方の中には検査板に挟まれるということで強い痛みを感じたという方もいて、個人差があり大変不安でしたが、女性レントゲン技師だったので、気分も和らぎ安心して受診できました。今回もきっと女性の技師だろうと思い込んでおりましたところ、検診は若い男性レントゲン技師が、「体に触らせていただくことになります構いませんか。大丈夫ですか。」と丁寧な一言から始まりました。上半身裸で片腕を上には伸ばし、もう片方は台前方につかまった状態で乳房を技師の手で検査板に乗せられること数回。左右、縦2回、横2回のレントゲン検査で終了しました。時間にすれば10分足らずでしたが、大変長く感じられました。昨今、乳がんは出産経験の有無にかかわらず20代からの年代層にも増加していると聞いております。マンモグラフィ検査は精密であること、市の集団検診は町内で時間的にも、経済的にも気軽に受けられることを考えると、多くの方に検診をお勧めしたいと思います。健康の自己管理をすることは、ひいては香美市の財政につながってくるとは思われますが、これからも積極的に検診に参加をしやすいようにご配慮をお願い申し上げます。このような訴えがっております。乳がん検診の検診率の向上に向けて、どのような取り組みをしているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、検診事業につきましては、委託先が高知県総合保健協会ですが、この委託料が平成18年度の決算で3,328万4,000円であること。この検診委託料はどのような方法で決められているか。また、平成20年度から医療保険で行う個別検診での委託料の計算基礎は同じであるかお聞きをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 山岡議員の人権教育についてお答えをいたします。

まず、人権教育の①でございます。

人権教育は学校教育において各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて、教育活動全体を通して行われております。また、それにあわせて仲間づくり、学習集団づくりについても大切にしていかななくてはならないと感じております。各学校におきましては、人権教育の目標を設定をしまして、指導計画の作成や教材の選定、開発などの取り組みを組織的に行っております。教材につきましては7つの人権問題、子ども、高齢者、障害者、外国人、女性、同和問題、HIVに関するもの。また集団づくり、平和、労働、命に関するもの等、各学校、学年、児童・生徒の実態に合わせて系統立てて取り組んでおります。授業時数につきましては、各学校、各学年によ

りましてさまざまでございます。例えば、総合的な学習の時間のテーマとしまして、7つの人権課題に取り組んでいる学校につきましては時間数が多くなります。また人権教育主任につきましては、各学校1名位置づけられておりまして、人権教育に関する企画の立案、人権教育推進に関するコーディネーター等、校内推進体制の要として重要な役目を果たしているところでございます。また、人権侵害が生じた場合の迅速な対応や、相談活動を行うことも大切な役割の1つと考えております。

香美市におきましては、本年度2回人権教育主任研修会を開催をしまして、内容につきましては「これからの人権教育について」と題した講演、各校の取り組みの成果と課題、人権教育に関する計画の見直しなどを行っております。今度につきましても校長、人権教育主任を中心としまして、人権教育の充実を図っていきたいと考えております。

次に、人権教育研究協議会が発行しました人権作文集についてでございます。

人権作文集の発行につきましては、合併前には旧土佐山田町と旧物部村で取り組んできました。昨年1年間の空白がありましたが、人権教育啓発や心豊かに生きていく力を、児童・生徒を育成するためにも意義深いものがあると考えまして、関係者の継続の声もあり発行をいたしております。この作文集は、各学校が取り組んでいる人権教育の成果の一部をまとめたものにとらえております。特に中学校におきましては、弁論大会での取り組みとあわせて、多くの生徒が人権について作文を書き、その中から幾つかを選んで文集にして掲載をしました。各学校とも文集に載せるまでの過程を大切にしながら取り組んでいました。文集は、市内の小学校4年生以上の児童・生徒に配付をし、それを読むことで児童・生徒はもちろん保護者や地域に対しても、人権教育啓発に役立つものと考えております。学校では、この文集に掲載されている作文を児童・生徒の学びの結果として今後の人権教育の実践に活用していきたいと思っております。なお、この文集に掲載した作文を今月発行の人権広報あけぼのにも幾つか載せておりますので、ご高覧いただければと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山岡議員の人権教育について、この人権作文集は香美市内の学校生徒が人権学習及び日常生活の中で得た人権意識を集約した、差別解消に向けての熱い思いを感じるが、この発行についての感想ということについての、私の考え方、思いを述べさせていただきたいと思えます。

この人権作文集でございますが、この作文すべて読まさせていただきました。内容は、子どもたちが日ごろ感じているそれぞれの思いを率直に掲げておりまして、子どもの持つ純粋な考えの中で、すべてに共通する人権意識についての思いが文章の中にあらわれていることは大変すばらしいことだというふうに思います。すべてを読まさせていただきました。思いが伝わってきておるところを赤線を引いて、印をしてちょっと見てみました。1つ、2つ紹介させていただきますが、いじめ問題について小学校6年生の生徒

は、「いろいろな体験をした中で、この2つの体験で僕はいろいろなことを学んだ。たとえ軽い気持ちでしたことであっても人の心をととても傷つけることがあること。そして、つらい思いをした経験は長い間消えないということ。」こうした思いをつづっております。また、いじめや差別のない社会を目指してということで、中学生の3年の人は、「自分が知らず知らずのうちに差別をしていたことに気がつきました。差別をしてはいけないと言っている自分が人を差別していたんだと気づかされたのです。」というふうに、本当に自分の率直な思いを作文集に載せてございますし、また、この標語につきましてもそれぞれの子どもたちが率直な願い、あるいは思いを標語に託しておるというふうにも実感をお寄せしております。こうしたことは、やはり日ごろの人権学習の積み重ねの成果として自然に子どもたちの心の中に培われていることのあらわれであろうというふうに思います。今日までこうしたことに関係をしてくださった各位に敬意を表するものでありますと同時に、今後も我々大人も含めまして人権学習の大切さを認識をさせられたということが、私の思いでございます。

以上、ご答弁させていただきます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 1番、山岡義一議員の検診についてのご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の乳がん検診の受診状況及び受診率向上への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

乳がん検診にマンモグラフィ検査が導入されましたのが平成17年度でございまして、同時に隔年の実施となりました。本年、平成19年度が本市において集団検診で実施する2回目となっております。受診状況は、合併前の旧3町村で実施した平成17年度が、受診者数1,294人、受診率が16.1%でありました。本年度は、受診者数1,442人、受診率が21.6%となっており、受診者数で見ると148人増加しております。乳がん検診の受診率向上のために、本年度の健康まつりの会場におきまして乳がん予防啓発コーナーを開設し、自己触診方法の説明や乳房モデルの展示を行うとともにマンモグラフィ検査等を紹介するパンフレットの配付を行いました。また、広報香美12月号に乳がん検診の日程表を掲載するとともに、春の時点で受診希望をいただいた方以外の新規受診者の募集を行いました。今後とも市の実施いたします各種がん検診について広く市民の皆さんに広報していくとともに、各種団体の皆さんのご協力もいただきながら受診率向上を図るための努力をしていきたいと考えております。

次に、2点目の検査委託料の決定の仕方についてのご質問にお答えをいたします。

県下的に集団検診の委託機関が極めて少ない中で、高知県総合保健協会に県内自治体の多くが委託しているところであります。お尋ねの委託料金については、総合保健協会において原価計算を行い、必要な経費を算出し、委託金額に変更がある場合は、県内市町村の保健衛生職員で組織する高知県衛生職員協議会において協議決定することとして

おります。金額に変更がない場合においても高知県衛生職員協議会の代表市町村に報告し、承諾をもらうこととしております。お尋ねの特定検診の、集団検診のほうの特定検診の委託料につきましても県下代表市町村に委託して、高知県総合保健協会と契約するようにしております。

なお、マンモグラフィ検査技師が男性であることについてのご指摘をいただきました。この件につきましてご説明を申し上げますと、高知県総合保健協会から平成19年1月30日付、昨年1月30日付で文書をいただきました。それによると、「乳がん検診、マンモグラフィ検査に携わる女性放射線技師3人が急遽退職。乳がん検診事業が実施できない状況になっている。」という文書をいただきました。総合保健協会では、平成19年度乳がん検診事業の実施を年度後半に変更するとともに、急遽勤務する男性放射線技師にマンモグラフィ検査の研修を受けさせ、平成19年度の市町村の集団検診実施を可能にさせていただきました。男性放射線技師としては精いっぱい受診者に配慮した対応に心がけていただいております。担当からも、放射線技師が男性であることについて少数の恥ずかしかったとの意見も聞かれましたけれども、おおむね問題なく検診事業ができた旨報告をもらっております。高知県総合保健協会としては、各自治体の集団検診実施に当たり、非常に努力をいただいているものであります。このような極めて厳しい状況で実施されていることもありまして、何とぞご理解をお願いをしたいと思います。

以上、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） すべてにわたって丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

人権教育の問題であります。先般、市内の中学校で、人権問題で心配される事象が起こっておるということを知りました。これに対する対策をどのように考えているか。これは特に教育長さんに答弁をいただきましたきっかけであります。教育次長でお答えができる範囲をお答えをいただきたいというふうに思います。

市長さんから人権作文集に対する感想をいただきました。本当にこの人権作文集はすべてに共通して子どもたちに人権教育が培われているという感じがしていると。また、大人を含んでの人権学習の大切さを感想で述べられましたが、今後ともよろしく、人権教育につきましてもよろしく願い申し上げるわけでございます。

特にこの人権作文集は2007年度創刊、初めての創刊でございますが、15万円費用がかかっているようでございますが、この財政的な支援につきましてもどうかよろしく願いを申し上げます。2008年度にも発行できますように協力をお願いをする次第でございます。

乳がんマンモグラフィ検診でございますが、総合保健協会の女性技師の3名が退職されたということでございますが、やはり女性にとっては、この手紙にもありましたように嫌な、男性職員の場合はやっぱり抵抗を感じるということでございますので、担当課

長としましては総合保健協会になるだけ女性技師の採用をしていただけるようなことに努めていただきたいと思います。

それから、検診委託料の問題でございますが、高知県の衛生職員協議会の代表によって、保健協会と話し合いをして決めておるといふふうなことでございますが、ぜひ今後決める場合には総合保健協会の言いなりにならないように、職務に取り組んでいただきたいというふうに、留保していただきたいと思いますというわけでございます。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 山岡義一議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

教育長さんほど上手にお答えできるかどうかわかりませんが、私の考えを述べさせていただきます。

市内の学校で同和問題に係る差別落書きや差別発言など、同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないと思われる事象も発生しております。差別意識の解消に向けた人権教育や人権啓発などの取り組みを引き続き行っていきたいと思っております。差別発言がございましたその後、校長会、教育委員会、また関係機関とも話し合いをもまして、解決に向けて進んでまいりましたけれども、今後限られた時間内ではございますけれども一層指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 山岡義一議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、女性技師の採用を進めてもらいたいということでお話をいただきましたけれど、なかなか委託検診機関としては勤務が厳しいというお話も聞いております。やはり、その集団の検診を県下各地で行っております関係で、早朝よりの勤務が何日も続くというような勤務状況ということで、なかなかその女性には厳しい環境ではあるというお話もいただいておりますが、こういう声もあるということで今後機会があれば話をしていきたいと考えております。

それと、衛生職員協議会のほうで、ぜひ言いなりにならないように取り組みをとというふうなお話をいただきました。先ほども言いましたように、非常に県下の委託機関自体が少ない中でございますけれど、総合保健協会とはやはりいい関係を保ちながらきっちりとした対応をしていくべきだと考えております。今後とも努力していきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 人権、この作文集の継続的な発行をということでございます。

教育委員会のほうから、恐らくそうしたことについては上がってこようと思っております。そのときには、決裁はさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問が終わりました。

次に、20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。20番、大石綾子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、防災行政でございますが、防災対策の中で災害時の避難場所についてでございます。避難場所につきまして、指定状況についてお伺いいたします。

それぞれの地域で適正な場所が指定されていると思いますが、だれにでもわかる標識があるのでしょうか。私は、香北町のことはわかっておりますけれども香美市となりましたら不特定多数、また観光客等多いところもありますので、さまざまな人にわかりやすい、香美市の統一した標識を必要な箇所へ設置してはいかがでしょうか。

次に、備蓄対策ですが、県が示している南海地震に向けた備蓄対策としまして最低限備蓄すべき品目、これは私が申し上げるまでもございませぬが、東南海・南海地震応急対策活動要領では、地震発生直後から1週間の避難生活で特に重要な品目として飲料水、食糧、粉ミルク、毛布、生理用品、オムツ、トイレの7品目を挙げています。これらは「いずれも被災者の生命や健康に及ぼす影響が大きいため、必ず備蓄する品目として市町村備蓄の目標値で示す方法により計画的に備蓄を進める必要がある。」ということとなっております。そして、県と市町村の役割分担、また市町村備蓄の目標値。これはそれぞれの市町村の目標値があります。では、香美市としまして備蓄対策は現在度の程度できているのか。そして、今後の目標値をどの程度に定め、見通しをつけているのかお伺いいたします。中でも、特に孤立集落への対策としまして、538平方キロメートルの中3町村それぞれが（備蓄が）必要と思いますが、物資供給体制の整備をどのようにお考えでしょうか。

次に、香美市には高知工科大学がありますことは、地震対策、防災対策におきましても心強い存在だと思えます。何らかの連携が取れるのではないかと。お願いもあわせて、含めて方策をお聞きするものです。

次に、自主防災組織につきましては、前回（別の）議員のほうからも質問がありましたので、重複する点があると思いますがお許しいただきたいと思えます。支援策につきましては、1組織22万円、1世帯1,600円の上積みとなっておりますが、この額に定めた根拠をお伺いしたいと思えます。県下的に香美市と同規模の自治体と比較しまして、香美市の支援額をどうとらえたらよいでしょうか。

次に、自主防災組織の設立に当たって、地域の特性を生かした組織づくりをしたいということ、すべきというお考えですが、その組織づくりには地元を幅広く、よく知っている市の職員さんや消防団員の方々の意見、指導が必要と思えます。その方々との連携はどのようにしておいてでしょうか。

次に、この自主防災組織は、地区自治会組織とは別組織のことですが、家どうし隣接していても別地区の地域があります。特に土佐山田町の中心地や（香北町）美良布のまちがそうだと思います。組織の立ち上げには、せっかくの設立ですので最も効率の

よい組織づくりが大切だと思いますが、その指導を行ってはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

続きまして、道路整備についてでございます。

もう皆さん国のことですのでよくご存じだと思いますけれども、道路特定財源の暫定税率廃止による高知県への影響は総計で311億円と聞いています。これは、直轄国道の減少額177億円と県の減少額89億円、それに市町村の減少額45億円となっています。この市町村の減少額45億円の影響は、市町村が整備する市町村道の交付金予算がゼロということで、また住民生活に密着した道路は今後整備できなくなる。また必要最小限の修繕も対応できないということになります。香美市への影響は財政的そして生活的にどのような影響を受けるのでしょうか。

次は、道路整備の中期計画への取り組みとしまして、県も重点的に取り組む政策課題や授業料を取りまとめた中期計画の素案を示し、県民と議論をしていきたいということですが、香美市の場合、今後の道路整備につきまして計画をお伺いします。

次に、私は平成18年に合併するに当たり、また同じ年の選挙におきまして初めて通った道が多くありました。中でも道幅の狭さに驚いたところがございます。これでは緊急の場合、生活に不安があっても当然だと思います。そこで、市道の中で緊急車両、消防車、救急車の入れない箇所や行きどまり箇所の状況はいかがでしょうか。その状況とその対策についてお伺いいたします。

次に、先ほどの質問と関連しますが、以前より道路整備につきまして要望や約束のある現在のその状況とその見通しについてお伺いいたします。

続きまして、3点目です。職員の市民に対する接遇についてお伺いします。

この内容につきましては、実際私の耳に入ってきた話をもとに質問をさせていただくことになりましたが、できるならばこういう質問はしたくないところです。あえてしなければならぬ実情を察していただきたいと思います。社会人として、公務員として、もうこれは言うまでもありません。これは人として、社会の中でということですね。ありがとうございます、こういうことはどこかのカレンダーにもあるかもしれません。ありがとうございます感謝の気持ち、すみませんと言う素直さ、お願いしますと言う謙虚さという、そういう基本的な接礼についてどのような指導を行っているのでしょうか。

以上でございます。

すいません、ちょっと目のぐあいが悪いものですから、ちょっと詰まるかもしれませんが、よろしくお伺いいたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 大石議員の防災行政についてお答えをします。

1点目の災害時避難場所の指定状況につきましては、市内89カ所を指定しています。内訳は、土佐山田町30、香北町20、物部町39カ所となっています。また、指定場所についての標識につきましては、香北町には設置されておりますけれども、ほかには設

置かれていないので、（設置の）必要がありますので計画的に設置していかなければと存じます。

2点目の災害時の食糧の備蓄並びに調達体制の整備につきましては、第2次高知県地震対策基礎調査における被害想定に基づきまして、南海地震を想定した場合、避難者数、香美市で8,204人、1日3食、3日分の7万3,836食を目標に備蓄体制整備をする計画であります。飲料水につきましても、断水人口の3日分に相当する量为目标として8,204人、1日3リットル、3日分7万3,836リットルの飲料水及び迅速な応急給水用資材を整備する計画であります。なお、市民に対しまして3日分程度の備蓄するよう広報等で啓発する計画です。

3点目の高知工科大学との連携ですが、合併する前だったと思いますけれども災害時の連携ということで、うちの町長（旧土佐山田町長）が当時の旧土佐山田町の現状と課題を報告いたしまして、そのときには静岡県の方からも先進地事例として発表したり、それから大川村ですか、災害の。（大川）村長さんとかが来ちゃったと思いますが。そのときから工科大のほうでも災害、防災には力を入れておるということで、時々うちのほうへお話に来てくれたり、それから防災の研修会が、工科大の先生が講師をしてくださるということで日ごろより、常にじゃありませんけれど連携は取って、お互いに対策していくというようなことで進んでおります。

それと、孤立が予想される地区の実態を把握しまして、孤立の自立性、持続性を高める対策の推進、今後つくられますハザードマップなんかで孤立を想定した防災訓練、危険箇所、危険場所の周知等、地区内住民による自主防災組織の結成も強く推進し、日ごろから近隣者との連携や防災意識の啓蒙に努めていく必要があると思います。

それから、自主防災組織の支援額につきましては、この事業を合併する前、旧土佐山田町が始めておりましたが、先進自治体の問い合わせ等いたしまして、それを参考に資機材に充てる費用としまして自治会組織の平均世帯、防災倉庫の金額を積算いたしまして、資機材は1世帯1,600円、防災倉庫が12万円、均等割として1組織10万円とし、平均30万円以上上限50万円が適当ではないかということで進めてました。現在、防災倉庫と均等割を合算しまして22万円と、それと世帯割1,600円、上限50万円としております。発電機は香美市の場合1組織に対しまして1台貸与いたしております。支給額については、各自治会（自主防災組織）の予算事情、地域環境等で異なると思いますし、本市の場合は組織の資機材購入で足りない分は組織負担となります。

自主防災組織の設立に当たっては、地域の特性を生かした組織づくりは大事なことでありますし、市の職員、消防団員の役割また市民としてみずから災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加などそれぞれの立場で災害時には相互に協力し合い、連携が必要であります。そのようなことが自主防災組織活動だと存じます。

4点目の自主防災組織とは地域の自助、共助が目的でありますので自治会を原則として設立されていますが、自主防災組織イコール自治会ではなく自治会加入者に限定しな

いということでご理解をお願いしております。組織の設立には、自主防災組織として効率のよい組織づくりが大切とのご指摘のとおりと存じます。基盤は自治会でありますので、自治会を割るわけにはいきませんが、双方の話し合いより都合のよい、効率のよい組織づくりは必要であると考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 大石綾子議員の道路行政につきましてお答えを申し上げます。

1番目の道路特定財源の暫定税率撤廃となった場合の本市への影響ということでございます。

ご質問の中にありましたとおり暫定税率廃止の場合には、現少額としまして高知県は311億円となっております。香美市への影響額としましては、先の議員さんの勉強会でもありましたとおり自動車取得税5,191万9,000円、地方道路譲与税4,200万7,000円、自動車重量譲与税1億2,206万9,000円の合計2億1,599万5,000円でございますが、これが本則の場合ですと1億1,437万4,000円となりまして、差し引き1億162万1,000円の収入減となります。支出のほうで申しますと、地方道路整備臨時交付金制度がなくなりますと7,480万円がゼロとなります。影響額としましては合計で1億7,642万1,000円になり、おかれております道路整備がますます進まなくなるという状況になります。道路の維持関係につきましては一般財源で賄っておりますが、これもやはり収入が減少しますと、減少してくるということは明らかであろうというふうに思います。

それから2番目の道路整備の中期計画、今後の道路整備についてということでございます。

2007年11月26日に国土交通省が公表しました道路整備中期計画の案では、今後10年間で65兆円という整備費が必要との数字が出ております。この計画に合わせて香美市でも計画を持っておりますが、12月7日の政府と与党の協議では59兆円以内に抑えるということで合意がされております。このように計画が縮小などの変更もありますので、その時々状況によって見直すことも必要であるというふうには考えてございます。

次に、3番目の市道の中で緊急車両の入れないところの状況と対策、それから道路整備について今後の状況と、その道路整備についての地域からの要望等の状況とその見通しにつきまして、合わせてお答えを申し上げます。

ご質問をいただいて少し考えてみました。山間部の行きどまりや通行不能箇所は十分には把握できておりませんが、西本町地区、影山地区、山田島地区などすぐに何カ所か思い浮かぶところがございます。これらの箇所は従前からの狭い道路に沿って家屋が立ち並んでおりまして、立ち退きをしていただかないと市道の拡幅ができない状況にな

っております。用地及び立ち退きの同意が条件となります。地域の方々のご理解をいただき、用地問題が解決した後に拡幅要望を出していただくということになりますが、用地補償費が高額となり事業費がネックとなっております。市道の改良、舗装、維持工事など地域からの要望は多岐にわたります。また、大平地区など地域との約束を念頭に置きまして、公共性、危険度、緊急度などを判断しまして、優先度の高いものから有利な制度を利用して事業化を進めてまいります。地域によっては長い間お待たせしているところもあろうかと思いますが、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大石綏子議員の職員の資質向上について、職員の市民に対する接遇についてのご質問にお答えをいたします。

議員が言われたとおり、あいさつは指導以前の問題であります。社会人として、公務員として当然のことでありまして、基本的な礼儀ができてなく、指導が必要な職員がいるということは大変残念なことでもあります。昨年も新規採用の試験を行いました。その2次試験、1次試験も含めましてですが、非常に若い方はすばらしく礼儀正しいですね。受け答えもしていただいております。それが年が、年齢がたつごとに次第に薄れていくというような状況が従来は見られております。そこで、やはり職員研修ということで、初心に戻っていただけて研修を受けていただくということで、職員研修という、接遇問題に関しての職員研修は行っておりますが、合併後はこの接遇に関する研修はまだ行っておりません。旧香北町におきましては、平成15年度に能力開発システム研究所から、平成16年度にはNTTのマーケティングアクト四国から講師をお招きをいたしまして接遇とクレーム対応の研修を行っております。旧土佐山田町におきましても、平成16年、平成17年とNTTマーケティングアクト四国の方を講師にお招きをいたしまして、職員として接遇に対する基礎的な知識、技術を身につけ、接客態度を向上させることを目的とした接遇の研修を行っております。この研修の中身であります。実技も含めまして、お礼をするときのお礼の角度ということから、基本的な事項からずっと入っていただいております。大体3時間ぐらいのコースで研修をやっております。今年は、平成19年度なんです。高知人づくり広域連合が開催をいたしております住民対応力向上研修というのがありまして、職員に募集をかけておりますが1名の参加しかなかったと。香美市からは1名の参加でございました。

なお、高知人づくり広域連合におきましては、能力向上開発研修の1つに接遇研修が企画されております。講師を無料で派遣していただける制度もございまして、これを利用して研修を行っていきたくて考えております。社会人としてのマナーを向上し、お客様意識を持つ職員を育成していくことが必要でございまして、平成20年度、4月以降になります。職員研修で行うように、職員研修企画会というのがございまして、そちらのほうへ提案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） 20番、大石綏子です。2回目の質問です。

防災対策につきまして、まず標識は計画的に設置をしていきたいとお答えをいただいたと思います。では、まずどういうふうに計画、いつからどのようにしていかれるおつもりなのか。また、この香美市で、香北町はやっておりますけれども、統一した標識でもって、あの香北町の標識は白地に紺の枠があってそこに「災害時避難場所」という字を書いていますけれども、非常に地味に見えます。やはりパッと目につく、そういうデザインをお考えになっていただきたいと思います。計画的にということですが、その計画をいつからどのようにということを、まだ決まってないかもしれませんが、ちょっとお聞きします。

それから、備蓄につきまして。

聞き漏らしたかもしれません、現在どれくらい備蓄がありますでしょうか、その状況。地震というのはあしたくるかもしれない、これからくるかもしれない、何十年先かもしれませんけれども、現在の状況はどういうものでしょうか。その目標に対して備蓄していく予定とのことですが、いつごろどの程度までという、そこまでもうこの時期定めてないといけないと思いますが、どういう状況ですか。もう少し詳しくお聞きいたしたいと思います。

それから、この（自主防災組織への支援、防災倉庫と均等割の）22万と（（世帯割）1,600円）、それは、22万円が安いか高いかということを上申上げるわけではないですけれども、ちなみに人口が同じぐらいでしたら隣の町が70万円、隣の香南市は50世帯以下でしたら40万円、50世帯から100世帯で50万円、100世帯から200世帯で65万円、だんだん、350世帯以上では100万円と、こういうふうな状況なんですけれども。先ほど言いましたように安いか高いかではないですけれども、備蓄も合わせまして（世帯割）1,600円、1家庭に1,600円。これは1家庭といいましても家族は、人数によって違いますよね。それで、この現在の香美市の備蓄の状況がわかりませんが、やはり自主防災組織を立ち上げるというんだったらその備蓄ということも合わせてのことですから、家族数によってとかそういうことももうちょっとお考えになっていただきたいと思います。

それから、自治体組織ではなく別組織ということでしたら、効率よくということでしたら、前もってその地域の市の職員さんとか、あるいは支所長さんあたり。やはり話し合いをされた上で、あるいはその設立の話し合いのところへ一緒に入っていただくとか、もうちょっと何か指導方法がありはしないか。そうしましたらもっと効率のよい自主防災組織が立ち上がるのではないかと思います。もっと、職員さんあるいは消防団員さんとの連携を深めていていただきたい。立ち上げにはということですので、そういう面これからどうでしょうか。

それから、道路整備につきます。

この特定財源のことですが、もちろん議会で勉強させていただきました。これは、やっぱり香美市にとりましてはどうしても必要だということは、市長さんも決起大会にもおいででしたし、これは、私たちのこの中ではわかることですが、一般市民の方にどれだけこの1億160万円余りの減になってどうなるのかということ、そんなにおわかりいただけてないんじゃないかと思います。やはり、25円ガソリンが安くなるほうがもっと、直接財布の中身のことですからそちらのほうがピンとくるかと思いますが、そこで市民の方々にこういう香美市の実情をもうちょっとお知らせすることが必要じゃないでしょうか。（広報香美）3月号には、先ほどいただきました広報香美の中の12ページに出ておりますけれども、「安全で安心できる道路を早く整備するために」ということで少し書かれておりますけれども、香美市の状況がどうであるとかということはありません。やはり理解を深めていただかねばならないと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

それから、大事な税金の使われ方、またこの道路というのはまだまだ必要ですが、その私が3番、4番目に聞きましたことで地元にとって不便であるということと、それから不安であるということとは違うと思います。不便さは我慢できても不安であるということは命にかかわることですので、その地元の方、道幅を広くしていくためには立ち退きも含め財源的にともおっしゃいますが、少しずつでも広めて。地元の方からもどうかならんかというふうな声も実際聞きました。やはりそこは、不便さというよりは不安さの解消に向けて努力をしていただきたいと思います。

それから、接遇につきます。

私は研修によって、何々の研修があるから、接具の研修があるから、それでよくなるとは思いません。やはり日ごろの課長さん方の姿勢だと思います。この問題を出したときの大きな、私は大きなミスだと思います。金額的にも何万円ではなくて、もっとそれ以上のものを二重に取られたとか引き落とされた、そういうこと。また、ほかのところでもやはり二重引き落とし、そういうことを聞いております。そのときに市民の方がそれ見つけて、それをお話になったとき、まず課長さんどういう言葉が出ますでしょうか。そしてそれは、それがすぐにそこで解決できないからこういうことが私の耳に入ったのだと思います。それを、課長さんが今どういう言葉を発せられるか。そこで発せられた言葉によって、そこでもう収まることでしょうかでも収まらない。またうその上塗りになってしまったということがありました。そうなりますとその人だけではやはり収まらず、上の方、別の方にそれが伝わって、その方からお断りがあったから収まったわけですが、そういった連絡や報告また相談、そういったものがどれだけ日ごろなされているか。それも信頼関係ということだろうと思います。ですから、研修に行ったからよくなる、そういうあれではないと思いますが、日ごろ、だから皆様方が、いわばトップの方がどういうふうな心構えでそれをおろされているか。市長、副市長以下皆様方

の姿勢だと思いますが、そういう点もう一度お尋ねいたします。

以上です。2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 大石議員の2度目のご質問にお答えいたします。

標識につきましては、高知市とかつくちゅうところとかいろいろテレビ等で見まして、それから業者も今後この標識は必要じゃないろうかというようなことで、蛍光がついちゅうとかいろいろのことで問い合わせとか訪問がありました。今後また、もうすぐ地域防災計画を皆様にご報告できると思っておりますけれども、必要でありますので、研修等踏まえまして香美市にふさわしい標識を研究して設置を計画したいと思います。

それから、備蓄の目標は、すいません…失礼しました。地域防災計画で計画しておりますのが毎年500食ずつ、香北町、土佐山田町、物部町というようなことで、平成20年度からは500食ですつといきまして、平成28年ごろから1,000食とかいうことでずつといきまして平成41年までのところで。平成32年から1,500食、土佐山田町は1,500食で香北町が1,000食でいきまして、物部町は平成31年、574食で終了を予定しております、その後、平成32年からは、平成32年、平成33年、平成34年が、土佐山田町が1,500食、香北町が1,000食ずつ。それから平成35年、土佐山田町が1,500食。それから、妙におかしい数字かもわかりませんが、この計画で1,400食。日にちぐらいということで、端数の数をちゃんと出しちゅうと思っておりますが、ここで香北町が終わりますので1,491食と。平成36年から土佐山田町におきまして、2,500食は平成38年まで。ほんで、平成39年から平成41年で各3,000食というようなことで、目標のあれを設定しております。

それから、世帯割1,600円が適切かということですが、この自主防災組織の補助制度で、補助するときになりましたところ、その世帯に何人かというご指摘がありましたけれども、世帯でいくというようなことで1,600円を積算しております。

それから、自主防災組織の中で職員との連携ということですが、それは当然そうと思っておりますので、今後担当課としましても今まで以上に防災意識といいますか、それを強めていくというようなことをしていくというようなことではないかと思っております。

それから、現在の備蓄ですが、セットもんでいきよりも、1セット、クラッカーが3缶とかチキンシチューとかいうことでいきまして、香北支所にセットですが、18セットの1,080食。それから物部支所にも18セットの1,080食をつくっております、土佐山田町は1,270食ぐらいのセットを置いております。それと鶏の雑炊、エビの雑炊とかの雑炊のセットを、香北町が12セット、物部町も12セットの240食というようなことで備蓄をしております。

それと、すいません。抜かちゅうところが。ありがとうございました。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 大石議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

一般市民が十分に（道路特定財源を）わかっていないということでございます。

3月号の広報には載っておりますけれども、先日量販店で県のつくりましたチラシを何百枚か配らせていただきました。時間は短かったのですが、すんなり受け取ってくださる方、それからそれに対して文句を言われる方さまざまおいでました。おおむね黙って持って帰っていただけた状況にはございますけれども、まだまだその住民への周知というのは足っていないというふうには考えております。今回いただいております、議員さんの勉強会でいただきました資料などホームページに掲載をいたしまして周知を図りたいと思いますし、また機会あるごとに広報など、あるいはチラシなどをつくりまして周知をさせていただきたいというふうには思います。ただ、暫定税率、もう今が山場ということになりますので、若干おくれぎみではあろうかというふうには思っております。

それから、道路改良につきまして、不便と不安とは違うと、命にかかわることだということでございます。それは山間部であろうと街中であろうと同じことではあろうというふうには考えております。火災や急病の折にはたちまち命に危険が及ぶというようなことになりますので、消防車あるいは救急車が入ってこられないと。その時間の関係で全焼してしまったり、あるいは障害が残ってしまったりとかいうようなことにはなろうかと思えます。町中につきましては、町中と申しますか住宅地域につきましては、それぞれの個人の建てかえによりましてセットバック、センターから2メートル引くというセットバックなどによりまして道が広がっていているところもあります。まだまだそのような状況になってないところが随分ございます。先ほど申しましたように、用地等の関係で非常に工事費がかかるということになります。中期財政計画に入っていない路線の整備というものは非常に難しいかもわかりませんが、用地等の協議を済ませて要望していただければ、公共性、危険度、緊急度などのランクによりまして、優先度の高いものから有利な制度を利用して事業化を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大石綏子議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

議員は、研修によってこの礼儀がよくなるとは思ってないということでございますが、若干私の認識とは違うというふうに感じます。先ほど、議員が2回目の質問にお答えした（質問で言われた）日ごろの課長さんの指導でなかろうかということについては同感でございます。やはり課をまとめる課長の指導によって、課員が仕事がしやすい方向に向けてコミュニケーションを図っていくと。その課の中のコミュニケーションを図ることによってでございます。それは重要なことでございます。先ほどご説明された、課長さんが発せられた言葉でその場が収まらなかったと。その上の方が入って解決したという

ことですが、やはりこれは対応の能力の問題だというふうにも感じがいたしました。ほんで、住民対応力の向上の研修、やはりこういう研修も十分にしていかなければならないのではないかというふうに考えております。報告、連絡等、日ごろ十分に行われているかということですが、やはり、これは毎月課長会というのが開催をされておまして、住民からのクレーム等もありますので、そういう中でも報告もさせていただいておりますし、それから市長が常々、やはりそういう報告、連絡等については十分にさせていただきたいということも常々言うておられますので、今後においても機会あるごとにそういうふうな指導を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。3回目の質問をさせていただきます。

道路問題につきましては、チラシの場合は、あれは県の作成ですね。やはり身近に感じられる、理解してもらえる市版というものが必要だろうと思います。例えば何々線を今やってるけどこれができなくなるとかそういったことですが、その職員さんだけが量販店で配られるというあれじゃなくて、やっぱり議員のほうでも有志でしたら配ることだってできると思いますので、力を合わせてやっていけたらいいかと思いますが。

それから、防災関係ですが、いろいろ備蓄で食が何セットというお話をいただきましたが、これが市民の皆さんにはやはり知られてないかと思います。また、どこにあるか、どれだけあるか。また、今後その備蓄の物部町、香北町、土佐山田町も広いですので、何カ所かそういった場所。現在は、一部聞きましたところは香北支所にということをお伺いしましたけども、そういうこともやはりお知らせ願いたいと思います。そうじゃなければ使うことがおくれれてしまいますので。

それから、総務課長さん、研修ではよくなるというふうに私言ったかと思いますが、それはちょっと取り消し、私のほうで。もちろん研修はしてして越したことはない。それは接遇だけの研修ではなくて自分を磨く研修ということが一番、いろんな面で自分を高めることが大事だと思いますので、それを私のほうで研修も大事であるということ。課長会の際にいろいろもっと吸い上げて報告、連絡、相談、それをやっていただけたらと思います。1つ、私がなぜこの問題を出したかといいますと、まず「すみません。」という謝らないその態度です。一言「すみません。じゃあここで調べます。」と言って、一たんそれを収めたらいいんですけども、「すみません。」が出たこなかったそうですね。これは何人か聞いてみますと、そういった話をいただいた方に聞いてみますとまず謝らない。「すみません。」じゃないでしょうか。

ありがとうございます。以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 大石議員の3回目の質問にお答え申し上げます。

市版のチラシということでございます。それから、どこそこの線ができなくなるというようなお話でございましたが、具体的な路線名まではちょっと書けないかもわかりませんが、香美市として1億数千万円の影響があるというようなことは可能かと思っておりますので、市版のものをつくって広報にもホームページにも掲載をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 3度目のご質問にお答えいたします。

ご指摘のように備蓄状況、年に1回とか、また変更があった場合に逐次載せるようにいたしまして、広報いたしたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 大石綾子君の質問が終わりました。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番、千頭でございます。平成20年度第1回定例会で一般質問につきまして、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。本日、6番目であり執行部の皆さん方もさぞお疲れのことと思っておりますが、誠意あるご答弁よろしくお願いたします。

まず、第1点目でございます。下水道整備事業について下水道課長さんにお伺いいたします。

公共下水道事業は、土佐山田町では昭和58年より着手し整備を進め、平成4年4月から一部の地域で供用開始され、また香北町では平成7年から着手し、平成15年4月から一部のそれぞれ地域で供用が開始されたと思っております。公共下水道事業は、単にトイレを水洗化するだけでなく、家庭、事業所等の台所、風呂、洗濯等からの雑排水、汚水を下水道に流し、蚊やハエの発生を防ぎ、快適な文化的な生活環境の構築と、流域市民も清潔で快適な安全生活環境が実現するとともに、河川、用排水路の水質改善にも貢献するものであります。しかしながら、公共下水道がいかに整備されても、各家庭や事業所等の下水道が公共下水道に接続されなければ多額の建設費を投資して事業を実施しても公衆衛生上の向上に寄与するという目的は達せられず、水質保全を図ることもできず何の意味もありません。このため、下水道法第10条第1項では、排水区域内の土地の所有者に対して停滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備の設置をすることが義務づけられており、公共下水道への接続を強制しているのでございます。これは下水道法第10条の第1項でございます。また、その下水道の効果的な活用を促すために、処理区域内においては、下水の処理を開始した日から3年以内にくみ取り便所を設けている建築物の所有者に対して、水洗便所への改造をすることが義務づけられているものであります。これは（下水道法）第11条の第3項にあります。

平成18年度公共下水道会計決算が産業建設常任委員会の報告がありまして、加入率が上がっても黒字転換は望めない。事業の見直し、加入率の低迷等は厳しい報告がなされましたが、このような厳しい状況が続くと将来は一般会計も圧迫し、また現在加入し

ている利用料金も増額となり、市民を圧迫するのではないかと危惧するところでございます。過日の高知新聞にも宿毛市の下水道整備事業の状況がありまして、「加入率の低迷等により、実質赤字で財政を圧迫する。」という記事の報道がございました。ごらんになった方もおられると思いますが、いま一度次の点についてお伺いいたします。

まず、平成20年度以降の事業計画予定はどんなものであるか、またお聞きします。

2つ目に、地域経済が低迷し景気が悪く、また少子高齢化が進み、高齢者世帯も多くなり後継者もままならないような現況下で、ただ環境がよくなるというだけでは下水道には加入してもらえないということ。非常にこれも難しいことだと思いますが、公共下水道及び特定環境保全公共下水道への加入率の現状と、今後の見通しについてお伺いいたします。

3つ目に、香北町の特定環境保全公共下水道は、下水道接続時に1世帯当たり10万円の負担金を。また土佐山田町の公共下水道に対しましては、受益者負担金として、宅地1平方メートルに対しまして460円を賦課しているとお聞きしましたが、その滞納、未納額はありますか。また、あればその対策についてお伺いをいたします。

4つ目には、先ほど申しましたようなこの下水道事業をしましても、加入率が伸びないと何の効果もありません。今後その加入の推進、ピーアールの方策についてお伺いしたいと思います。

下水道につきましては、以上の4点をまずお伺いさせていただきます。

次に、2点目でございますが、JR土佐山田駅前開発及び地域商店街振興策についてお伺いいたします。

この件につきましては、平成18年10月定例会の一般質問で同僚議員が門脇市長にお伺いしたところでございますが、答弁といたしまして「JR土佐山田駅南地区の活性化に関しては、平成7年度に商工会を中心に策定した土佐山田町商店街活性化計画と、町（旧土佐山田町）が策定した土佐山田町駅南地区市街地総合再生事業基本計画の具体化が明示されましたが、地権者の高齢化などで再開発の合意形成には至らなかった。商店街の活性化についても、店主の高齢化、後継者の問題等多くの課題が直面している状況である。」と。「そうしたことから、商店街みずからが創意工夫を凝らし、環境変化に柔軟に対応していくことが重要である。今後、行政としては店主、商工会と協議しながら商店街の活性に向けて推進していく。」と答弁されました。また、平成13年度に土佐山田町商店街駅前再開発を含む商店街の活性化への取り組みを、高知県商工会連合会、土佐山田町商工会が中小企業診断士を招聘し、駅前商店街の交流商業集団指導として33事業所を調査いたしました。平成15年3月には山田駅前協議会が、地元の商店街、土佐山田町内の商工業者、まちづくりNPO法人などの有志により設立され、当時、駅前の空き地3,010平方メートルを人、物、情報が行き交うターミナルとして、町の玄関、顔にふさわしい姿の産業、文化の拠点とするためにどのようなことが考えられるかという視点で、この案を住民側からまとめ行政や合併協議会に対して政策提言を

行い、その実現に向けて活動することを目的として地域住民、行政、議員、工科大生等の参加して意見集約をし、従来の報告書とは単なる文書と図面のみの書類作成でございましたが、今回は施設の模型をつくったとのことでもございました。しかし、ご承知のように駅前空き地3,010平方メートルは、現在は建て売りの分譲住宅地となり、この構想も水の泡になりました。このように駅前再開発は何度か協議されてまいりましたが、日の目を見ることなく現在に至っております。また、このような中で駅前商店街は空き店舗、空き家、シャッター通りが多くなり、さらにあけぼの街道への移転と、商圈も変わりつつあり、さらに交流人口の減少等に伴い、商業機能の衰退が激しい中で新庁舎も現在地に決まったわけでもございます。皆さんもご承知のように、位置決定の候補地の項目の1つとして中心市街他活性化等の関係がありました。効率的な行政を行うため、また市民生活を支える医療圏や商圈を維持するためには中心市街地の形成が欠かせない。本市の核である中心市街地の縮小は、本市全体の衰退となる。県は地方都市の再生、活性を中心市街地の再開発と絡めて積極的に推進することが当該地での新庁舎建設をそういった国の動向にも呼応するものとなることであります。

このような状況下で新庁舎建設に絡め、今後中心市街地の活性化、商店街振興計画についての所見をお伺いいたします。さらに、3町村合併に伴い旧香北町（役場）、旧物部町（役場）はそれぞれ支所となり、業務を遂行しているところでございますが、職員の減員、来訪者の減少等により交流人口の減少も甚だしいときでもございます。たまたま支所なんかにお伺いしますが、きょうは何か休みの日であるだろうか、そのようなことも感じられるところでございます。特に、各支所周辺の商店街は、空き店舗、閉店が多くなり、商業機能の衰退は激しいところでございます。この対応策についてお伺いいたします。

また、このような空き店舗が多くなっている中で、商店街の街路灯の整備、維持管理が非常に困難になっていることもお聞きしました。土佐山田町、香北町、物部町の3町にはそれぞれ街路灯が設置されておりますが、この維持管理方法には3町の違いがあります。また、その中で特に土佐山田町におきましては、各商店街、事業所が維持管理をしておるということをお聞きしまして、不況の中で閉店、空き店舗が多くなると、電球が切れても交換さえされず放置されている状況と聞きました。これをいかによくしていくか、見解をお伺いいたします。

3点目には、新消防庁舎の建設について、消防長にお伺いいたします。

昭和47年に建設されました消防本部庁舎は、建築後35年を経過し、老朽化、耐震性を考慮したとき、今世紀の前半にも50%の確率で発生が予想されている南海・東南海地震。または大規模な災害等での救助、救出に対しての対策本部として中枢使命が発揮できるか不安でございます。安全、安心なまちづくりのためにも耐震構造の新消防庁舎の建設が急務であると考えますが、建設構想につきまして所見をお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 千頭議員の1番、下水道整備事業につきましてのご質問にお答えします。

まず1点目の平成20年度以降の事業計画、予定はとのお尋ねですが、土佐山田町で実施しています公共下水道事業の全体計画区域は、市街化区域を中心に北は植、西は栄町、南は中野、岩積、東は談議所、神母ノ木地区を囲む市街化調整区域の約440ヘクタールです。そのうち事業認可を受けました市街化区域の206ヘクタールの下水道事業を昭和58年より着手しまして、平成4年4月から供用を開始してきました。現在施工中の楠目地区の工事を最後に、平成21年度には市街化区域全206ヘクタールの工事完了予定でございます。

次に、平成22年度から事業実施予定の事業認可拡大につきましては、前段にご説明しました市街化調整区域への事業規模、事業期間など、平成20年度、平成21年度中に慎重に検討しまして、今後の公共下水道事業の健全な推進に努めていきたいと考えております。

次に、香北町で実施しています特定環境保全公共下水道事業につきましては、美良布地区を中心に、西は橋川野地区から東の小川地区まで。計画認可区域、面積ともに約99ヘクタール、終末処理場1カ所の事業計画で、平成7年より着手しまして平成15年3月から供用を開始してきました。現在施工中の小川地区を最後に、平成21年度に計画しました面整備は完了しますが、汚水処理池が2池の計画に対しまして、現在水洗化率、接続率が低く、1池で汚水処理をしています。今後2池目、施工費が約2億5,000万円で施工が必要で、現在稼働中の1池の汚水処理増量の改良計画もあわせて現在検討をしております。

また、今年度から事業を実施しています逆川地区の農業集落排水事業につきましては、受益面積18ヘクタールで、平成20年度に工事に着手しまして、平成23年度に工事完了、平成24年4月に供用を開始する予定でございます。

次に、2点目の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道への加入率の現状と今後の見通しはどうかとのご質問でございますが、年度末で未集計ですので、平成18年度確定値を申し上げますと、公共下水道につきましては、加入率、接続率ですが、水洗便所設置戸数2,326戸で、全体整備戸数に対しまして63.4%となっております。一方、美良布地区の特定環境保全公共下水道事業につきましては、水洗便所設置戸数は386戸、全体整備戸数に対しまして48.5%となっております。

次に、今後の見通しにつきましては、香美市に限ったことではございませんが高額な水洗設備と宅内改造費の負担、経済的な問題、後継者のいない世帯や独居老人宅、既に浄化槽設置世帯などと未加入の理由としてさまざまありますが、まだまだ水洗化の高率化は可能ですので、新規に供用開始する地区を重点にその加入措置に努めたいと考えています。最終的な加入率は、現在推計はしておりません。

次に、3点目の公共下水道事業の受益者負担金の滞納、未納額及びその対策はとのですが、現在の公共下水道受益者負担金滞納額は1,422万6,000円です。今後の対策につきましては、現年賦課分の徴収率の向上、集中改革プランでは現年収納率97.9%を99%へ、過年度収納率を50%に引き上げる計画でございます。（それ）と納付相談、訪宅徴収など積極的に行いまして、未収金対策に当たりたいと考えております。

最後、4点目の下水道事業加入促進ピーアールの方策はとのお尋ねでございますが、まず加入促進につきましては、水洗便所改造資金、利子補給制度、旧香北町より実施しています供用開始後3年以内の接続者に対します下水道加入奨励金制度、排水設備工事指定業者、土佐山田町28社ありまして、香北町9社、物部町1社、香美市外が87社で合計125社ございますが、それらの方々によりましての営業活動によりまして加入促進活動を現在実施しております。

また、ピーアールにつきましては、市広報、ホームページはもとより小・中学生を対象に9月10日の下水道の日に合わせて、絵画、書道、標語の募集や、小学校への出前下水道教室の実施、市の健康まつり、香北いきいき合衆国での水洗化商品の展示、排水設備相談室の開設などを行っております。今後につきましては、今までの実施施策を検証するとともに現在整備中の下水道管理台帳システムを利用しました水洗化宅への水洗化督促状、お願い状でございますが、の送付や訪宅推進活動を行いまして、さらなる下水道への理解や協力を求めながら積極的に加入促進に努力しまして、公共用水利の水質の保全と下水道維持管理の、経営の健全化を図っていく所存でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭洋一議員のJR土佐山田駅前開発及び地域商店街振興対策についてお答えいたします。

中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進していくためには、商店街、福祉施設、病院施設、駐車場等々といった各施設との連携が図れ、効果的に利用することができる魅力的な市街地づくりが重要課題であります。このためには、まず行政と関係機関及び民間の意見などを取り入れ、地域の個性、特徴などを生かした中心市街地の振興策に取り組む組織づくりの体制を検討しなければならないと考えております。土佐山田町商店街活性化計画も理想とする姿であり、土佐山田町駅南地区市街地総合再生事業基本計画も勉強会、地権者説明会、先進地視察等も行った経過もありましたが、議員のおっしゃるとおり地元の合意形成が得られず、実現には至りませんでした。

まず、ご質問の1点目のその後の振興計画についての所見でございますが、この後十数年を経過し高齢化が進み、今後、駅南地区再開発事業は立ち上がる見込みがない現状となっております。NPO法人の駅南地区の意見集約や模型等も拝見させていただきましたが、実現にはなりません。香美市振興計画においては、既存の商店街を中心

に各機関と協力をしながらイベントや空き店舗等取り組みへの支援などに努めたいと思いますが、なかなか具体策は出ていない状況となっております。

2点目の土佐山田町、香北町、物部町の市街地では空き店舗、空き家の増加、廃業、人口の減少に伴い商業機能の衰退が激しい。その対策は、についてでございます。日本全国の多くの市街地で規制緩和に伴う大型店の進出、通信交通手段の発達等により商業を取り巻く環境の変化は厳しく、人口の減少と高齢化の進行等を背景に市街地の衰退、空洞化が深刻化しております。香美市におきましても、中心市街地では空き店舗や廃業等の増加が3町それぞれに見られ、深刻な問題として受けとめております。特に人口の減少及び高齢化率の高い地域ほどより厳しい状況にあると思います。しかしながら、先ほど申し上げましたように、商業を取り巻く環境の変化の厳しい現実を受けとめなければなりません。今後、3町の市街地の衰退に歯どめをかける活力がある市街地を再生させるためには、行政と関係機関等が連携を図り、創意工夫を凝らし、環境の変化に対して柔軟に対応していくことが重要であると考えております。商工観光課としましては、特に商店街の活性化等につながる事業、施策を、商工会や協同組合等と協議を重ね慎重に検討し、できる限りの支援を行いたいと考えております。

対応策でございますが、なかなか案が浮かびません。千頭議員もかつては、商工業対策に大変お詳しいと聞いております。商店街発展のためにご提言やご協力等をお願いしたいと存じ上げます。今後ともよろしくお願ひいたします。

3点目に、空き店舗が多くなった中での商店街街路灯の維持管理についてでございますが、土佐山田町では街路灯設置の補助事業の中で維持管理を個人店舗、商店街組合、町内会（自治会）において補助事業を実施した経過がございました。今後、店舗の閉鎖、空き家等が増加すれば、残る関係者の負担額は多くなると予想されます。一方、多くの商店で夏場では（午後）7時過ぎ、冬場では（午後）5時から（午後）6時ごろには閉店しているのが現状であり、商店街の街路灯としての機能より防犯灯としての役割が大きいかとも考えますので、関係課とも協議し、負担増につながらないように対策も必要かと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 7番、千頭議員の消防庁舎建設についてのご質問にお答え申し上げます。

ご質問いただきましたとおり、現消防庁舎につきましては昭和47年5月竣工でございますので、築36年の建物でございます。ただ、鉄筋コンクリートということで特に老朽化していると言うのは少し早いかもしれませんが、ただ、耐震基準につきましてはそれ以降、昭和56年に建築基準法に新耐震設計法が導入されまして、施行令が改正され、当然それ以前に建築された消防庁舎につきましては、新耐震基準には適合していない建築物であるということになっております。ご心配いただいておりますように、新

消防庁舎の建設までに、仮に大規模な災害に見舞われまして現在の消防庁舎が倒壊した場合には、やはりご指摘の被災者の救助、救出に際し影響が出る可能性はないとは言えません。ただ、その大規模災害を、先ほどからほかの議員さんもおっしゃられておりますように、南海地震ということではちょっと見てみますと、現在政府機関であります地震調査会から発表されております発生の確率を参考にして消防庁舎の建築時期を見てみますと、今後30年以内に40%ということでは発表されておりますが、2050年になりますと80%以上ということになっております。が、それほど先ではございませんので、近くを見てみますと、10年以内に発生する確率を見てみますと約10%以下ということで、20年で20%程度ということになっております。発生確率が0%でない以上、一概にこの地震発生の確率予測だけで判断しているわけではございませんが、おおむね客観的に判断する根拠にはなり得るということで、新消防庁舎の建設につきましては、現在本庁の庁舎の建設、また保育園の建設という大事業が控えておりますので、それらの建設以降、可能な限り、1日でも早い時期に新庁舎建設に向けて取り組んでいきたい。できますれば、南海地震の発生確率が10%以内の時期に庁舎建設ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 誠意あるご答弁、どうもありがとうございました。

下水道につきまして2回目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども。

平成21年度以降ですか、植とか栄町、神母ノ木方面をやられるということで、その面積が約440ヘクタールになるということは今、言われましたんですが。この事業計画をするときには、当然事前にその下水道が完備されたときには、加入していただけるものかと。そういった事前調査をする必要があると思っておりますが、そのようなことはされて、ずっと今後もきておるのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

それと、香北町のやりました特定環境保全公共下水道につきましては、当時は確か面積が100ヘクタール以下でなければならぬといった何か規制があったようでございまして、幹線が通っているところに住宅がある場合はいいんですけれども、そのない場合は、すぐ隣が今後宅地になる場所であってもそれは対象外であったとかいうこともお聞きしましたんですが、そういったところも今後また宅地になる可能性もありますし、もしできれば下水道をつなげて、少しでも快適な生活ができるようにしていただければということをお思います。その点についてちょっとお伺いいたします。

公共下水道と特定環境保全公共下水道の加入率ですが、この件につきまして、私の認識不足であったかもわかりませんが、土佐山田町では63.4%というところをお聞きしまして、かなりの加入率であるなということをお思いました。この前の宿毛市の新聞を見ましても（加入率）40数%ということであったようでございますし、それから国においても加入率は大体70%ぐらいにはもっていただきたいと思いますというようなこともお聞

きました。その点もう少し土佐山田町の場合は頑張っていたと思いますが、香北町の特定環境整備は48.5%ともう50%を切っているような状況でございますので、さらに加入率のアップも必要ではなかろうかと考えております。

特定環境保全公共下水道整備事業、それから下水道に対しての受益者の負担額につきましては、先ほどご説明がございましたができるだけ収納、それから滞納がないようにひとつ頑張っていただけだと思います。

4点目の下水道への加入率のピーアール、それから加入促進でございますが、今、課長さんの申されましたことはもちろん当然でございます。実は私も先日香北支所へ行って勤めたときに桃太郎旗がありまして、何を書いてあるのかなと思いましたがたまたまそれは下水道の桃太郎旗でございまして、「下水道、環境づくりのパスポート、自然と暮らしに優しい下水道。下水道、あなたと水を結ぶ道」このような桃太郎旗がかけたございました。いや、なかなか一生懸命ピーアールしてくれてるなと改めて感心したところでございますが、そういったことも大事ですが、地域住民には比較的それがまだ浸透してないんじゃないかなと。先ほど、業者さんを対象に加入率（促進）をお願いしたらということで、125社ですか、営業活動によってやっていけるんじゃないかなということもお聞きしましたんですが、もう1つは、かつて旧香北町時代には、その供用開始してる地域におきましては公共下水道推進員という方が各地域にはおいでたと思います。そこで、そういった方を積極的に利用して、利用と言ったらおかしいですけどもご協力願いまして、推進していただけたらということをお思います。それと、高齢者でも1人のときはなかなか加入もできないかもわかりませんが、まだ十分余力のあるような方でも実際入ってない方も何人かおいでるようでございますので、そういったところにはもう個別に、お忙しいでしょうけども加入のお願いに行くなり、先ほど言いました下水道の推進員とともども訪問して頑張っていただけだと思います。

それと、常々思っていることですが、確かにその公共下水道にするとトイレから風呂、台所、その他全部しなきゃいけないということで非常に経営増になると。非常にこの厳しい、現在のところ厳しくなりますが、その中でも1つは、雑排水だけでもその公共下水道につないでやってもらえないかということをご日常ごろ考えているところでございますが、法的にはなかなかクリアしなきゃいけない厳しい面もございまして何か特別区をつくってやれば何とかできるんじゃないかとか、特にトイレを全然、簡易下水道なんかしてない、いわゆる水道水を使ってないところはそのまま、何か雑排水のみを下水管につなげることもできるんじゃないだろうかということもちろっとあるやにお聞きしましたので、そのあたりをちょっと、もし何かあればお伺いさせていただきたいと思っております。

それから、2点目の土佐山田町駅前再開発につきましては、商工観光課長さんからはおまえも当時は担当しよったき何とかいい方策考えろということをお逆にな言われましたんですが、非常に、確かに当時はいろいろ商工会連合によりまして商店街の振興策につ

いても勉強させてもらいました。ただ単なる当時の行政だけでもできないし、何と云ってもやっぱり地域の関係者のご協力がなければできないものでございます。そういったことの過去に、先ほどちょっとお話しましたように平成7年ごろからずっと駅前再開発についてはやってきたんですが、具体的な案にはなっていないと。そこで1つ、小さいことかもわかりませんがこの商店街が疲弊している1つの大きな原因であるのは、昔、かつて県では県産品愛護運動というのを熱心にやっておりました。県内にあるものは県内で購入して県内で使いなさいということがありました。そういった面から考えましても、香美市になりましていろいろの小売業者おいでます。確かに単価的には若干高いかもわかりませんが、そのあたりはまたその事業所、商店の方とご相談して、できるだけ公共団体のいわゆる消耗品なんかは地元で購入する方法も、ひとつまた業者の方と検討して行って、売り上げアップになればまた税金もくれるといったこととございます。そういったこともひとつ、小さいことかもわかりませんがお願いしたいと思えます。ちょっと古い資料でございますが、県の経営流通課は5年ごとに県民消費動向をずっとしておるようでございますが、平成8年と平成13年のを見ましても最寄り品とか飲食店関係は20%台での減少になっているといったこととございます。これがまた5年後といったら平成18年度になっております。私手元にそれを持っておりませんが詳しいことは申しませんが、かなり大きなダウンになっているんじゃないかということが考えられます。こういったことも何とか対応していきたいと思えます。

それから、その街路灯の件でございますが、言われましたように、確かに3町違ってその維持管理も非常に厳しいところとございます。商工会にちょっと話してみたら、「何とかこれ、3町で同じように統一してもらえんדרろうか。」と。「維持管理を同じような方法でやってもらえんדרろうか。」というような要望がありましたので、もしできることならば何とかそのような形でやっていただければありがたいなど。先ほど商工観光課長さんも申されましたように街路灯ではなくて防犯灯になつてゐるんじゃないかということですが、当時、県のほうでは防犯灯ではだめだと。商店街環境整備であるのはあくまでも街路灯でなければならぬといったこととございました。防犯灯にならないように、特に街路灯の維持をして人口の吸引を深めていきたいということをお願いをしたいと思います。

それから、3点目の消防庁舎の件でございますが、確かに財政が非常に厳しい折、本市におきましては新庁舎建設、それから幼稚園（保育園）の、また新しい新幼稚園（新保育園）、いろいろ大きなビッグな事業がたくさんございます。これもかかりますが、できる限り早急にやっていただければ、先ほど消防長さんもおっしゃいましたように10%以上の確率で起こる（南海地震）10年後以内には何とかやっていただければと思っておりますが、ひとつまたよろしくお願ひいたしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 千頭議員さんの2回目のご質問にお答えしたいと思います。

ます。

まず、下水道整備事業についてのことでございますが、今後、土佐山田町処理区の公共下水道事業の認可拡大に向けての事前調査はどのようにするかというご質問だったというふうにお聞きしましたので、それについてお答えしたいと思います。

次に整備する事業認可区域を定めまして、事業認可区域の申請事務を行いますので、新しい地区、新しい認可拡大に向けましては、地元説明会や下水道審議委員会にお諮りいたしまして議論し、慎重に方向づけを行いたいというふうに考えております。

続きまして、香北町の特定環境保全公共下水道事業の宅地への接続でございますが、現在田とか畑についても、将来宅地化が見込まれる土地につきましては、希望がございましたら申請書を申請していただきまして排水管をつけておるような状況でございます。

それと、公共下水道事業、特定環境の下水道の加入率のアップについてのご質問でございますが、加入の促進につきまして、旧香北町は下水道推進委員会を中心に行っておったがというお話でございましたが、現在、下水道推進委員会のほうへ委託、会をもってどうしたこうしたという活動は行っておりませんが、現在もこの推進委員会は存在しますので、議員さんがおっしゃられるとおり推進員さんにもお願いしまして、下水道の推進につなげていきたいというふうに思っております。

それとですね先ほどお話申し上げましたが、現在整備中の下水道管理台帳システムを利用しました未水洗化宅への水洗化督促といたしますか、お願い状の送付は、未水洗化宅を訪宅、推進しまして、未水洗化台帳の作成というふうに下水道課としては考えております。

それと雑排水のみ、トイレはつながずに雑排水のみ下水への接続はというご質問でございますが、下水道法第11条の3には、3年以内の水洗化トイレの改造義務、トイレの改造義務が（下水道法）第11条の3でございますが、台所、風呂、洗濯機などから出る排水につきましては、下水道法第10条で速やかに公共下水道に接続するよう義務づけられておりますので、雑排水のみというのはちょっとご遠慮願いたいということで、法に抵触するというところでございます。

以上のご質問だったように思います。で、答弁させていただきました。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、商店街の活性化についてでございますが、千頭議員のご提案をいただきまして、一つ一つ小さなことから努めまして、地元商店街でのお買い物をするなど、市役所内を初めまして地産地消の方もピーアールしてまいりたいと思います。また、商工会初め商工業の方との連携にも努めたいと存じます。

また、街路灯の維持管理についてでございますが、土佐山田町にある130数基の街路灯ですが、これをすべて公費となりますと財政負担が大幅増となります。このことも踏まえまして対策を講じる必要がございます。また、3町の維持管理体制についても、

それぞれの事業の要綱も再調査をいたしまして、統一を図ることの検討をしていきたいと存じます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後3時06分 休憩）

（午後3時22分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。通告に従いまして何点かお伺いさせていただきます。まず、初日一般質問、7人目ということで執行部の皆さんも大変お疲れのこととは思いますが、丁寧なご答弁のほどお願いを申し上げます。

私は、最初の一般質問、平成18年10月の質問ですが、そこで物部町の森林で間伐など手入れが必要な面積と土地の所在や境界がわからなく、作業の妨げになっている民有林の地籍調査推進状況を取り上げ質問をいたしました。答弁によれば、「物部町の人工林の約56%の6,800ヘクタール、手入れが必要でありますよ。」と。また、「10齢級になっても主伐されてない、そういった森林を加えた場合は、約80%の9,700ヘクタールになる。」とのことでありました。人工林は、育成に伴い間伐などの手入れが必要不可欠であるということは、皆さんもご承知のとおりであります。しかし、長年にわたる林業不振は林業の担い手の減少を招き、さらには高齢化に拍車がかかり悪循環に陥ってしまいました。ところが、中国などを中心に世界的な木材需要がふえて、輸入材の価格が上がり国産材が見直されつつあるのも事実であります。尾崎知事も国産材に追い風が吹いているとし、産地間競争に備えた準備を急いで進める必要があり、加工企業群の育成を図り、木造住宅への助成や木材のよさの普及啓発など、需要拡大に向けた取り組み、すなわち1.5次産業を推進するとしております。また、政府は昨年2月から地球温暖化対策につながるとして、国、地方自治体、民間が森林整備に取り組む美しい森林づくり推進国民運動を展開、昨年2月から6年間で330万ヘクタールの間伐を行うとしております。森林保全対策の強化に乗り出しているような状況でございます。また、県の臼井森林部長は、平成15年度から平成19年度の5年間で7万5,000ヘクタールの間伐を目標として、最終的には目標の97%の7万3,000ヘクタールになると、そういった予測を表明しております。また、今年7月にはロシアを加えたG8サミットが洞爺湖で行われます。主催国として日本のリーダーシップが問われるわけですが、京都議定書に基づき、今年から5年間で温室効果ガスを6%削減することが国際公約として義務づけられています。そのうち3.8%を森林吸収により確保するとしています。しかし、森林吸収源として認められているのは間伐などの手入れが

行われている森林に限られているため、国や地方自治体による森林整備の加速化は京都議定書の目標達成のためにも重要な課題であろうかと思えます。

以上のことからお伺いをいたします。

1つ目、県の臼井森林部長は、平成15年度から平成19年度の5年間で7万5,000ヘクタールの間伐を目標として、最終的には目標の97%の7万3,000ヘクタールになるとの予測を表明していますが、本市における5年間の間伐実施、その状況をお伺いをいたします。

2つ目、今後は、先ほど述べましたが切り捨て間伐から利用間伐への、その転換。そういったものが大変重要になってくると思えますが、森林整備や木材の搬出に必要な林道及び作業道の計画をお伺いをいたします。

3つ目、国は温暖化対策の一環として森林吸収源目標を3.8%としていますが、本市としての目標値及び取り組みをお伺いします。これはかちっとした線引きで何%という、そういった数字は厳しいものがあると思えますが、また担当課長の意向、そういったものを踏まえて答弁のほどお願いをしたいと思います。

次に、南国市での虐待死問題についてちょっと取り上げをさせていただきますが、初めに（被害者の藤岡）和輝君のご冥福を心からお祈り申し上げ、この質問に入らせていただきます。

先月4日、南国市の小学5年生、和輝君11歳が同居人の男に虐待を受けまして死亡しました。このことは、大篠小学校はもとより教育関係者を初め県下に大変な衝撃が走ったものと思われます。報道によれば、「県の中央児童相談所は亡くなった和輝君とその弟への虐待を把握していたのは1年も前からで、県警なども含めた関係機関は逮捕された男には一度も接触できていなかった。」このようにあります。約2年前、高知市内より転校してきてまして、晴れた日も雨靴をはき、運動会当日もはいていたとあります。戦後の物不足の時代ならともかく、育児放棄、ネグレクト、それももう甚だしい限りである。そのように私も新聞記事を拝見しながら思った次第であります。近隣住民や学校でも和輝君の服装や雨靴姿に違和感を覚えていたに違いない、そのように思われます。それにしても、将来へ無限の可能性を秘めた子どもが家庭内により虐待で死亡したことはまことにもって残念であります。担任でない男性教員は和輝君を自宅アパートまで連れていった際、その男と接触するがどなり声を浴びせ続けるその様子、また暴力的な接し方を見て、これはいかんと、緊急の対応が必要、そのように判断をしたわけでありませう。そして、校長や教頭、担任を交え話し合いがもたれましたが、家庭訪問や保護要請などの積極的な対応は見送られました。この虐待死を受け、「県の教育長は「命を守るため一歩踏み込んでいく勇気をお互いが持ちたい。」との通知文を、県内の市町村教育委員会や県立学校に送付した。」、このような記事がありました。この一連の報道や通知文に対しての本市の見解をお伺いいたします。

次に、先ほどの南国市の虐待を初め児童虐待による痛ましい事件について、平成18

年度の児童相談所における児童虐待相談件数は3万7,343件と、前年比1.08倍と年々ふえている状況であります。こうした状況に対して、児童虐待発生予防対策の充実が求められております。厚生労働省は、深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子どもの事例、それを検証したところ、死亡した子どもの約4割がゼロ歳児で、ゼロ歳児の約8割が月齢4カ月以下ということがわかりました。児童虐待は、発見や対応がおくれるほど親と子どもの両方に対する手厚い支援が必要になることを踏まえると、早期発見、早期対応の体制を強化することは児童虐待をなくすために必要不可欠な取り組みである、そのように言えると思います。厚生労働省は、生後4カ月までの全戸訪問事業をスタートさせました。新生児、乳児を抱えている母親は、出産時の疲労と新た育児負担により心身が不安定になりやすい上、最近では核家族が増加していることもあり周囲の支援を受けずに社会から孤立している人がふえています。一般的に親と子どもの引きこもり、育児放棄、さらには児童虐待へとつながるケースが多いことから、孤立化を防ぐことは児童虐待の発生予防に大変効果があると言われております。この事業では、生後4カ月までのできるだけ早い時期に児童がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなどして、母親に安心を与えながら乳児家庭と地域社会をつなぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また、運動する事業として育児支援家庭訪問事業があります。これは生後4カ月までの全戸訪問を行った後、対応会議などにおける報告検討の結果、再訪問や引き続きの支援が必要であると判断された家庭に対するケアとして生かされるもので、子育て経験者などによる育児、家事の支援または保健師等の有資格者による具体的な育児に関する技術的援助や指導を継続的に実施する事業であります。国は、これらの事業について平成21年までに100%実施することを求めています。平成19年6月現在の調査によれば、生後4カ月までの全戸訪問事業実施数、実施予定も含めて68.5%で、そして、育児支援家庭訪問事業、この実施数は49.7%となる。

以上のことから、本市における取り組み、計画、そういったものをまたお伺いをいたすところでございます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 織田秀幸議員のご質問にお答えいたします。

まず、森林整備への取り組みについて、1点目の本市における5年間の間伐実施状況でございます。

これにつきましては、平成19年度はまだ事業実施中でありまして確定しておりません。したがって、平成14年度から平成18年度までの5年間でございまして、約6,500ヘクタールでございます。平成15年度をピークに1年だけ上がりましたが、減少傾向にあります。

次に、2点目、森林整備や木材搬出に必要な林道及び作業道の計画についてござい

ます。

林道及び作業道等の基盤整備でございますが、基本的には以前の議会でも答弁しましたように国の施策や県の路網整備の方針に従い市も計画してまいります。国は、森林面積に対する望ましい林道延長の目安としまして26万キロとしております。平成16年度末で約5割の達成率となっております。また、県の民有林内路網整備計画では、森林面積における公道延長、林道延長、作業道延長の和の割合を示したものを林内路網密度であらわし、県計では平成17年度現況でヘクタール当たり23.7メートルとなっております。今から30年後の平成51年度にはヘクタール50メートルを目標としております。当市の林道の現況でございますが、年に平均2キロないし4キロの林道開設がございまして、作業道は約20路線から25路線で、年平均20キロから25キロの開設がされております。さて、その整備計画でございますが、当市の全体の整備計画等はまだ策定できておらず、今後、市の林道網整備計画の策定や市道計画や林道、森林の団地化を含んだ作業道計画による林内路網の確立をし、森林整備の推進を図ってまいりたいと考えております。

3点目の森林吸収源の市の目標値及び取り組みについてでございますが、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減目標を定めました京都議定書に基づきまして、国は2005年4月、京都議定書目標達成計画を閣議決定し、また、農林水産省においては地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を策定しまして、方針として打ち出しました。県においてはこの方向性に即した計画の義務がございまして、昨年7月に高知県森林吸収量確保推進計画を策定、京都議定書第一約束期間の2012年を県全体の目標として、育成林で29万5,000炭素トンとしております。これは全国区ベースで約2.3%でございます。この県についてですが、県は市町村への目標設定等はしておりません。したがって、市は調査や試算をしておりますが目標値は設定できておりません。この目標値につきましては、年齢別に整備済み森林、要整備森林、吸収量にカウントできない森林、つまり除外森林に区分しまして、算入対象森林、FM森林と申しますが、それを出しまして目標、単位当たりの吸収量を乗じて目標値を定めることになっておりまして、非常に期間を要する作業がございまして。

次に、市の取り組み内容につきましてでございますが、現状程度の森林整備の水準ではなかなか県レベルでの達成もできませんので、今後、現実施事業を継続しながら順次検討を加え、1番目としまして、間伐や伐採跡地造林などへの新植による健全な森林整備の推進。2番目としまして、本数調整伐等、保安林等の適切な管理と保全。3番目としまして、林業労働力の確保。4番目としまして、木質バイオマスの研究と推進。5番目としまして、企業やボランティア等による森づくりの推進などに取り組みまして、県ベースでの目標量の達成に配慮しながら森林吸収源対策を図りたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 織田議員の虐待問題についてお答えをいたします。

過日発生しました児童虐待死事件について、亡くなられました児童のご冥福を衷心からお祈りするものです。このような痛ましい事件を発生させることのないように、平成18年、香美市スタートと同時に市内のすべての子どもたちが健康で心豊かに成長することを願ひまして、学校、家庭、地域、行政が力を合わせて子どもたちとその家族を支援する香美市子ども支援ネットワークを立ち上げました。現況によりケース検討会を行い、また、必要に応じてサポートチームを組織し取り組みを進めております。特に虐待につきましては、サポートチームの一員に香美警察署、福祉事務所の指導員さんにも加わっていただきまして対応をいたしております。

さて、先般の事件発生後、早速教育委員会では教育支援センターを窓口にし、市内のこれまでのすべての相談事を洗い直し、虐待の疑いを含めて児童・生徒をリストアップして、去る2月27日に県中央児童相談所、県中央東福祉事務所、市福祉事務所、香美警察署の関係機関のよりまして、ケースの再確認をいたしました。なお、リストアップされましたケースにつきましては、緊急度の、危険度のよりまして関係機関の見守り体制と任務を分担をしまして、痛ましい事件を絶対に起こさないように現在対応をしているところでございます。

県教育長の通知文や一連の報道に関する見解でございますけれども、このような出来事は絶対にあってはならないことでありまして、事実を真摯に受けとめまして、虐待防止を改めて決意し、危機感を持って対応したいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 5番、織田秀幸議員の育児支援への取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

生後4カ月までの全戸訪問事業、こにちは赤ちゃん事業と申しますけれど、平成19年度に厚生労働省が次世代育成支援対策交付金事業として開始いたしましたもので、3年でその体制づくりが求められております。香美市においても、本年度、平成19年度から取り組んでおりまして、1年目は健康づくり推進課の保健師が新生児訪問指導と同時実施の形式で訪問を行っております。本年2月末現在、出生児家庭数151件のうち現在の訪問実績は106件、実施率70.2%となっております。今後2カ年で全出生児家庭に100%訪問できるようなシステムづくりができればと考えております。具体的には、赤ちゃんすくすく訪問員養成講座を平成20年度中に実施し、講座修了者に赤ちゃんすくすく訪問員を委嘱、市内の生後4カ月までの乳児への訪問を行っていただくように考えております。まずは民生・児童委員の中の主任児童委員の皆さんなどに声がけをさせていただいているところでございます。

次に、育児支援家庭訪問事業は、訪問事業等の結果ハイリスクと認められる家庭等を中心として支援実施をしていく事業であります。同じく次世代育成支援対策交付金事業となっております。香美市では、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題

によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭、児童の心身の発達が正常範囲にない、または障害発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭等に対しまして、育児相談、指導を健康づくり推進課の保健師等が行っております。本年度は15世帯を予定しておりましたが、3月7日現在、18世帯において実施しているところであります。いずれの事業も関係各課と連携を取りながら早い時期に基盤づくりができればと考えております。

以上、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長をいたします。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田でございます。2回目の質問をさせていただきます。先ほどはご丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

森林関係ですが、私がなぜ物部の森林、物部の森林と、そういう形で言うのか。これは、皆さんもご存じのようにこの538平方キロの広大な香美市、その中には物部川が流れております。そして、この川は生活水としても本当に、我々下流域住民の本当に大事な糧の1つでありますし、この物部川は香南市また南国市と、そういったさまざまな形で恩恵を受けておるわけでありまして。そして、昨今の物部の濁水問題等を初めとして何とかこの物部川の濁水もなくさんといかん。これは森林初めいろいろダムの問題とかいろんな要因があると思っております。そういった中で、先ほどの私の質問の中に、まずはこの森林の持つ温暖化対策。酸素の吸収量が6%のうちに（森林吸収源目標が）3.8%もあると。高知県は森林県、香美市においても87.5%という森林を抱えております。もう常々市長初め議長も言われております。これは大きな、香美市にとっての財産ぜよと。私もまさに同感であります。そういった観点からも、何とか早くこの森林整備に着手し、これは当然、今、頑張っておっていただいております。先ほどの答弁で6,500ヘクタール、平成18年度で6,500ヘクタールできまして、小松林政課長、担当課長としてももっとも。また、先ほど私が言ったとおり、一切、香南市も南国市も含めたこの物部川の関係等を初めとして森林整備にもっと力も入れていただきたい。そして、先ほど1.5次産業のこの話も触れました。今後さらにこの香美材、この高知県木材が見直されてくる、そういう時期が到来しておるように私も思います。南アフリカ等でもう無造作にだんだんだんだん間伐を行って、日本の大手の企業等もこのパルプと、紙として多量なそういう木材を輸入もしております、中国等の本当に復興によりまして世界レベルでのそういう木材需要が高まってきた、そういう中でさらに日本の木材が見直しをされておる。そういうことからかんがみて、何遍も言うようでありますけど川を含めた、やはりこの白髪山を源流とする物部川、その保全に向けて間伐いうものはどうしても必要なんだと。そういうまずは思いでどんどんどん森林整備のほうに取り組んでいただけたらとそんなに思います。

先だってテレビで、地球が氷河期でもう氷の玉みたいになっとなったという、そういう（のを）テレビでやっておりました。執行部の皆さんも何人か見られた人がおるんではないかと思えますけど。そういう状況の中で、火山やないですがマグマが噴火したわけなんです。そのときに二酸化炭素が出たわけなんです。そして、二酸化炭素が出ることによって、当然、地球は太陽の熱、太陽光線を受けております。それが反射によって赤外線として大気圏から出ていくわけなんですけど、そのときに適度な炭酸ガスまたCH₄、メタン等の温暖化ガスによって大気圏の温度が一定に保たれていく、そういう作用がある。地球全体の年間平均気温15度、そういうふうなことも資料に載っておりますが、実際、二酸化炭素、CH₄、メタンガス等も、これも少な過ぎてもいけない多過ぎてもいけない、そういうことがわかるのではないかと思います。温度が1度上がることによって、皆さんもご存じのようにこの水も二酸化炭素を吸収するわけなんです。当然、海も二酸化炭素を吸収します。そしたら昔よく飲んだサイダー、どんどんどんどん温度が上がってきたら、ぶくぶくぶくぶく泡が出てきてCO₂、二酸化炭素は出ていってしまうんです。冷やしたうちに、我々小さいころによく飲んだわけなんです。そういった感じで、この温度が1度上がることによって海水に含まれておる炭酸ガスもかなり放出をされる。まだ別に、その温暖化、温暖化言うても大したことがないぜよいうような、そういう思いでおれば大変なことになるという。そういうことも考えて、また皆さんも温暖化に向けてさらに意識を持っていただいて、やっていただきたいと思えます。

そういうことで、小松林政課長においては、何遍も言うようですけど、私も物部、物部言うんはそういう意味があった聞いております。どうか、またしっかりとした取り組みというものもお願いしたいと思えます。

後がつかえておるもんで早目に。

そして、南国市の虐待問題です。

私もずっと新聞記事、興味を持って見させていただきました。この中で1つ気になったことは何か。原教育長はきょうおりませんけど、教育長はいろいろ答弁の中で家庭教育いうものをよく取り上げて話をされておりました。まさにそのとおりです。家庭での子どもに対する教育、こういうものも確かに重大なウエートを占めてます。そして、この和輝君がどんな子どもであったか。この2月3日に父兄参観がありまして和輝君が詩を発表しております。ちょっと紹介をさせていただきますが、「友達と遊んだ」いう、この詩ですけれど、「友達と遊んだ。友達と遊ぶときは（午後）5時までの門限で帰る。友達と野球で遊んだりゲームをしたりする。いつものように遊ぶ。一緒に遊んでくれるのが僕はありがたい。友達を大切にしないといけないと思う。帰ってまたあした遊ぶ。」友達を大切にしないといけないと思う、この小学校5年生、11歳の和輝君はそういう気持ちで日々過ごされていた。まさしくその心根の優しいいうんですか、そういう男の子であったように思います。そして、その参観日が終わったその晩に同居人の男から虐待を受け、明るる日に死亡に至ったわけなんですけど。この場に同座しておりました

た母親、母親のことは余り記事には載ってなかったわけなんです。何でかな、これは同罪であるな、そういう思いでございました。母親がマスコミに言うたことは、一貫して「虐待ではない。これはしつけやったんだ。」と、その言葉を何回となく繰り返しておったということがまことにもって残念だ。木刀を持ってたたいたり、それがしつけにつながるんかと。また、それを見ていた母親も黙ってそれを見ておったんかと。これは、私も新聞記事での推測だけなんですけど、もっともっと親の教育いうもんが必要になるなという、そういう部分も感じました。また、先ほど述べた中央児童相談所、そういうことも、やはり今一步手が入ってなかったという。担任の先生も元凶となる同居人の男には会えてなかった。警察も会えてなかったと。いろんな悪条件ですかねそういうもんがあって、こういった悲惨な状況に至ったんではないなかとと思いますが。この中で、「この県の教育長が「一步踏み出す勇気をお互いが持ちたい。」、そういう通知文を出した。」いう、そういう記事が載っております。この勇気とは何ぞよと。これは私、私見ですけど、自分自身が思うことは、これはやっぱ会うことであると。会うことによって対話が生まれ、なかなか1回のそういう接見で（会話の）キャッチボールはできないかもわかりません。それが2回、3回と会うことによって必ずお互いがわかり合える、そういうふうな流れになってくるのではないかと。私は、まさしくこの勇気とはやはり一步踏み出す。そして、その会うことである、そのように思ったようなわけであります。どうかそういうことで、先ほどの福島教育次長の答弁を聞いておりました。香美市教育委員会、本当に皆さんが団結をして、対岸の火事、そんな感覚ではないぞと。我が市の教育委員会は二度とこのような悲惨な事態は招かんぞと、そういう思いが答弁の中で私には伝わってきました。また、今後こういったことのないように、一生懸命また努力をしていただいて、頑張ってくださいと思います。県の児童中央相談所に寄せられる件数、1,000件を余るいうんです。その中で約2割が虐待に関する、そうした問題である、そのようにも思っております。どうかそういうことで、本当に我々を含め、また地域の住民の方のいろんなその協力等も得ながら、この子どもの安心、安全のまちづくり、そういった観点からも一生懸命見守っていききたいと、そのように思っております。どうかそういうことで、また教育委員会の皆さんにおかれましても、さらに目を光らせていただいて、絶対そういったことが起きないように、またよろしく願いをいたします。

そして、最後の子育て支援の件ですが、もう昨年から妊産婦検診、2回から5回。また里帰り出産等の償還払いという形で手厚く関係者の、市長初め執行部の皆さんの協力をいただき、本当に県下にありますもおくれることなく、そういう援助の手がだんだんところ手厚く行われているように思います。151件中106件いう、そういうこんにちは赤ちゃん運動（事業）が進められてるということで、本当に、確かに今個人情報云々で来てもろたら困るぜよいう、そういう家庭もあつたりしてなかなか100%の接見いうんは難しいかもわかりませんけど、先ほど言った虐待、そういったものをなく

すためにもですね、また一生懸命前向きに検討していただいたらと思います。どうか、そういうことで福祉の面、また子どもたちがすくすくと立派に成長できるように、それぞれの関係部門の皆さんの力強いご指導をよろしく願いを申し上げまして、2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 答弁要りますか。ちょっと激励の話に。

（笑い声あり）

○5番（織田秀幸君） 市長にまとめて一言。もうこれで終わりますので。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、森林の間伐事業、また同時に林道あるいは作業道等について物部町の、特に物部町の森林の活性化、そうしたものへの配慮、また同時に政策をとということでございました。

担当課長のほうから現在の取り組みについての報告を1回目の質問（答弁）の中でさせていただいたわけでありまして。ご承知のとおり物部の広大な森林は、大変大きな公益的役割を果たしていることはもうご承知のとおりであります。しかしながら、今、本当に物部の森林に限らず高知県全体であろうと思いますが、大変その置かれた状況というもの、厳しいものがあるというふうに思います。特に、いわゆる材価の低迷の中で森林に対するいわゆる考え方が大きく変わってきている時代の中で、とりわけ森林の崩壊等も進んできておるわけでありまして、それをいかに食いとめるかということも大変大事な部分でもあると思います。また同時に、その香美市にとりましても大変重要な物部川というこの命の川を持っているわけがございますので、それに対する、今、濁水問題であるとかさまざまな影響も、この森林の崩壊の及ぼす影響も生まれてきております。そういう意味でも、おきましてもやはり森林の持つ機能というものを今後高めていくための努力していかなければならないという思いの中で、間伐事業あるいは作業道、林道等の整備もいたしております。しかしながら、今、本当にこの広大な面積の間伐も進めておりますが、なかなか今その間伐事業の作業だけにとりましても作業員さんがなかなかいないという状況が現実な中でございます。簡単に間伐をすと言いましても、なかなか山へ入って、立って急勾配の中であの間伐をするというのは命がけの仕事です。私ももう体験を何回もしておりますが、本当に足場の悪い、本当に雨の後なんかは滑って、本当に立てて何メートルもこけていくような状況です。そうした中で間伐をした木がかやって命を落としたということもあるわけでありまして。そういう本当に過酷な、間伐というのは大変な仕事であります。そうした中でいわゆる間伐作業に携わる方たちも高齢化をしてきておりますし、また後継者もないということで作業員が少ないというのが現実なわけでありまして。そうした現実も現場にはありますけれども、しかし、物部森林組合、あるいは香北森林組合等の献身的な作業班の努力によりまして、大きく今、

間伐作業も取り組んでおります。また、先日、NHKのとき金で放送しておりましたが、収入間伐の中での住友造林の合板の加工に対して、今、会社で日量3,000本の杉材が利用されているということです。私も昨年工場を見に行きました。そして香美市繁藤にありますストックヤードといいたいでしょうか、今、木材を積んでおりますが、その現場の写真も出ておりましたが。大変、杉材も間伐利用ということで、今流通が起きておるといふような話も聞いております。そういう意味でも、今後も間伐等も精力的に進め、そして、この香美市の財産であります森林の整備には努めて頑張りたいといふふうに思っております。

そして、虐待のことにつきましては、この後の取り組みにつきましては教育次長のほうからも報告がございました。大変痛ましい事件が隣の市で発生をしたわけでありまして、そうしたことを本当に教訓としまして、我がこの香美市では虐待は起こさない。そして、そうしたケースがある場合には、一步踏み込んだ対応を取って、本当に大切な命をみんな守っていく、そういう気持ちを持って事に当たっていきたいといふふうに思っております。どうか、今後とものご指導をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。会議が延長し皆さん大変お疲れ、いや、中にはもう嫌気が差して早う終わってもらいたいと皆さんも思っていると思います。私自身がきょう質問をすと思つてませんでしたのでちょっと慌てておりますが、簡潔に早く済ませたいと思つたので、最後までおつき合いよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従つて質問をさせていただきます。

最初に、私のライフワークであります環境問題についてお尋ねをいたします。

まず、香美市の地球温暖化対策実行計画について、質問の前に地球温暖化の原因について少しお話をさせていただきます。今年4月、すなわち来月より京都議定書の第一約束期間のスタートです。二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を基準年に比べて、2008年から2012年の5年間で6%削減しなければならないのです。先ほど織田議員からも言われたように今年には洞爺湖サミットもあり、また日本は京都議定書を取りまとめた議長国として、率先して温室効果ガス排出削減に取り組まなければ、世界じゅうから日本の本気度が問われております。しかし、2006年の速報値によりますと、温室効果ガス排出量が既に6.4%オーバーしています。現時点では、約束の6%プラスオーバーしている6.4%で12.4%以上の削減が必要であり、現行対策では義務を達成することが難しい状況にあります。また、高知県においては、温室効果ガスの排出量が1990年から2000年の10年間に26%も増加しております。高知県地球温暖化対策地域推進計画では、2010年に県全体の削減目標値を2.9%としています。2

000年を基準にすれば23%も削減しなければならない状況になっております。地球温暖化は待ったなしの状況に来ているにもかかわらず、先ほども織田議員の質問の中にも出ておりましたが、住民、市民がどれだけ意識があるのでしょうか。温暖化といえば、テレビではホッキョクグマが残り少なくなった氷にしがみついている様子が流され、温暖化は遠い世界の話のように思われているのです。この温暖化で真っ先に影響を受けるのは農業だと言われております。2005年に農業食品産業技術総合研究機構が調査をした結果では、既に全都道府県の9割が果樹や花卉で、7割が水稲で、4割が麦、大豆、主要作物などで温暖化の影響を受けていると報告をされています。農産物の適正気候帯は年間5キロメートルの速さで北上し、その速さに追従するには困難があると言われております。今後、香美市の第一次産業でもある農業にも影響が出てくるであろうと思われれます。既に出ている部分もあります。香美市でも地球温暖化対策実行計画を立て、平成19年度に実施。

そこで、取り組みの現状について次の3点をお尋ねいたします。

1つ目、温室効果ガス排出削減に即効性のある取り組みとして、重点項目1から6を掲げ実施をしてきました。平成19年度の進捗状況はいかがですか。どのような効果が出てきておりますか。本年度の検証結果を環境課長にお尋ねをいたします。また、この地球温暖化対策は全職員が一丸となって主体的に取り組むことを原則とし、推進委員会をつくっております。通告にはございませんが、この排出抑制に取り組むために推進委員会を平成19年度に何回開催され、どのように話し合いをしてきたのか、推進委員長であります石川副市長にあわせてお尋ねをいたします。

(笑い声あり)

○15番(依光美代子君) 2つ目に、「毎年の運用状況などを広報及びホームページで公表する。」となっておりますが、いつごろを予定しておりますか。

3つ目に、本市の実行計画の推進策として、「行政が率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組み、地域住民や事業者を巻き込んだ取り組みを行う。」とあります。この計画を推進することは、地域、しいては地球環境を守り地球温暖化防止につながります。高知県の調査結果に出ているように、家庭からの排出量が1990年から2000年までの10年間で何と33%も増加しているのです。産業部門では31%の増加と言われております。幸いにして香美市には産業部門からということ余り考えなくてもいいんではないかと思われれます。この家庭からの排出量を削減することに力を入れることが、地球温暖化防止により効果が上がるのです。しかし、地球温暖化防止、地球温暖化防止と言われながら、どれだけの住民が意識し、少しでも二酸化炭素を出さない暮らしに努めようとしているのでしょうか。平成20年度はどのような取り組みを考えているのかお聞かせください。

次に、防災についてお尋ねをいたします。

最初に、文化財の防災についてお尋ねをいたします。我がまちには多くの神社仏閣な

ど歴史ある史跡や幾つかの文化財があります。特に文化財においては、1949年に奈良法隆寺金堂の火災で国宝の壁画が焼けたことを教訓に、文化財を火災や震災その他の災害から保護するとともに、文化財の愛護思想や普及と高揚を図ることを目的とし、1月26日を文化防災デーとして、毎年この日に全国で防火運動が展開されているそうです。文化庁と消防庁は、毎年防火デーに合わせて文化財の防災訓練などを実施するよう、各自治体へ通知をしていると聞きましたが、本市では文化財の防災訓練はどのようなことを行いましたか、お尋ねをいたします。

2つ目に、自主防災組織に可搬式ポンプが配備をされているかについてお尋ねをいたします。このポンプが初期消火に大変威力を発揮し、火災の延焼を防いでいることを知りました。あつてはならないことですが、一たび大地震が発生すると同時に複数の場所での火災が想定されます。そのとき、すぐに消防車は駆けつけることができないこともあります。倒れた家屋で道路がふさがり消防車が入れなくなったり、また消火栓が壊れて機能しないということも起こり得ます。そんなとき、初期消火や延焼火災を防ぐのに自主防災組織の活動がかぎを握ってくるのです。本市でも自主防災組織が66カ所できております。この可搬式ポンプがあれば、道幅が狭く消防車が入れないところや住宅密集地などであっても、防火水槽や学校のプール、川、ため池などの水を利用して消火活動ができます。このポンプは20メートルのホースを16本もつなぐことができ、連続50分程度の放水が可能です。機能性にすぐれており、ポンプの下についた車輪で移動させることができ、狭い路地にも持ち込めます。ただ、使いこなすには訓練で操作を繰り返し体験することが欠かせないのです。我がまちの自主防災組織では何カ所配備しておりますか。また、その訓練はどのようにしているかお尋ねをいたします。

3つ目に、昨年6月議会で災害有線電話の設置場所についての答弁で、「土佐山田町に26カ所、香北町3カ所、物部町4カ所にありますが、各所と連絡して見直しを協議します。」とのことでしたが、どのような見直しをされましたか。また、防災計画の策定についてですが、平成18年の議会で「策定は平成19年度に少しこけるかもしれない。」との答弁でした。また、引き続き昨年6月には、「9月を目途に取り組んでおりますが、12月までには作成する。」言われました。その後、防災計画はいつごろになるのでしょうか。何が原因でこれほどの時間を要しているのでしょうか。お尋ねをいたします。

最後に、行政改革についてお尋ねをいたします。

香美市行政改革実施計画（集中改革プラン）は、香美市行政改革大綱に基づき、行政のなすべき役割の重点化を図り、分権時代にふさわしい簡素で効率的、効果的な行政運営を行うための具体的事項を示し、各課それぞれに取り組んでまいりました。平成19年度の検証を各課それぞれ行いましたか。成果の上がった点、課題があればそれは何か、平成20年度、その課題解決に向けどのように取り組むのかをお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 依光議員、先ほどの第1点目ですが、副市長に対して「通告しておりませんけれども」という発言をされますと、これは第1点目の平成19年度の進捗状況についてということから、補強的に質問をしたという解釈でありますと副市長に答弁を求められますけれども、本人が「通告しておりませんけれども」という確定的な発言をされますと私のほうでは答弁を求められなくなりますが。拡張的に質問をしたということで、先ほどの「通告がありません」という言葉はちょっと訂正をしていただかないと答弁がいただけませんけれども。

○15番（依光美代子君） すいません。先ほど私が質問しました「通告しておりませんが」ということを訂正をさせていただきます。この推進するに当たり、この推進委員会の役割というのは大きいと思いますので、ぜひその辺を委員長であります副市長さんにご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の地球温暖化対策実行計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成19年度の進捗状況ということでございますが、まず1点目です。

副市長を地球温暖化実行推進委員長としまして、行政が二酸化炭素の排出抑制を推進するために、4月から事務及び事業に係る対象施設からの二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいるところでございます。取り組みにつきましては重点目標を6項目設けまして、具体的な取り組み方法を示しております。調査対象施設から毎月の電気使用料それから燃料使用料の報告を受け、データの集計をし、集計データをもとに取り組み結果検証も必要であります。2月、3月のデータが集計されて、まだ（集計されて）いませんので検証はできておりません。

そして、推進委員会の開催が、何回、副市長を中心にやられたかというご質問でございしますが、この計画を策定するに当たりまして策定委員会をつくっております。それは、それぞれ各課長、室長等を含めて、それを、執行部のそれぞれの長を中心に組織をしております。その策定委員会イコール、実行計画が策定されますとそれが推進委員会に移行するようになっております。そして、策定をするに当たりまして、それぞれコンサルのほうに委託をしてありましたので、2回、策定に当たっていろいろ協議、話し合い。こういう方向で進んでいきますよと。こんな形で実行をしていきますよということで会を開いております。

それと、それぞれデータの集計をして、環境課のほうへそれぞれ報告もしていただかないといけませんので、それぞれ該当する課の推進職員を設けまして、その推進に対しての会も2回程度行いました。

以上でございます。

2点目でございますが、（毎年の運用状況の）公表についてということでございますけれども、電力会社から3月分の請求がくるのが4月中旬ごろでございます、その後、

環境課にデータの報告がされます。それをもとに集計されまして結果を検証することになりますので、そして広報に流す場合には広報の締め切り等もございます。そんなものを考慮しますと6月ごろに公表できるのではなかろうかと、そのように考えております。

そして、3点目でございますが、平成20年度にはどのような取り組みを考えているのかということでございますけれども、広報紙等での周知や市の施設利用者等に対しましてクールビズ、ウォームビズというものが、物すごく空調に関する電気使用料というのが高くなりますので、そういうものについての理解と協力を求めていきたいということを考えております。この実行計画というものにつきましては、香美市役所内での二酸化炭素の排出量を抑制していくという計画でございます。一応、市民も含めてという部分になりますと地域計画書という、また別にそういう計画を立てて、事業所もそして市民も各家庭も巻き込んで計画を立てて地域推進計画というのがございますが、それにつきましては香美市はまだ計画をよう立てておりません。その計画を立てて、やはり皆の共通認識のもとに始めていくというのが自分の考えでおります。

そして、検証して、集計結果に基づいて推進していくに当たりましては、職員を対象にした二酸化炭素の、CO₂の排出抑制における研修も重要だと考えております。そして、二酸化炭素の排出状況の実施把握とCO₂、二酸化炭素削減目標について、その達成状況を確認しまして、5年間の計画を立てておりますので、次年度により効果的な取り組みを図るようなことも検討する必要もあると考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 依光美代子議員の防災関係のご質問にお答えいたします。文化財防火デー、可搬式ポンプ、災害時有線電話、防災計画、順次お答えしていきます。

文化財防火デーは教育委員会の主催で実施され、八王子宮の火災を想定いたしまして、消防本部の職員による消防作業を見学後、消防職員の指導のもと初期消火訓練を水式消火器及び消火器また油火災の処理を布の使用により実施いたしました。市職員、社会福祉協議会、私設消防団の参加により、40人ぐらいの参加でありました。そして、大川上美良布神社でも神社関係者や消防関係者の参加により実施されております。

可搬ポンプを配備している（自主）防災組織は認識をしておりません。可搬式ポンプについては、消防団の訓練や県総合防災訓練の中、使用についてかなりの危険を伴うことがあり、自主防災組織説明会議の質問等でも自主防災組織の性質を考えた場合、課題もあるとの説明を、なお詳細を求められた場合は一緒に消防本部に出向き、消防本部の意見を聞き対応しております。消防本部の職員の意見等も踏まえまして、今後は課題であるということの結論に至っております。

香美市災害時有線電話指定は、市役所、消防本部、消防屯所、学校、保育園、市立の施設で58カ所であります。土佐山田町32カ所、香北町14カ所、物部町12カ所で、

各支所との協議により申請し、N T Tに申請し受理されたものです。香美市地域防災計画は、平成19年12月4日に香美市防災会議が開催され、素案が了承され、翌日県へ事前協議として提出し、県の関係各課、機関の意見、修正があり、それに伴い修正をいたしまして県へ提出いたしました。高知県知事の正式協議、異議なしの通知により印刷、製本となります。大変遅くなり申しわけありませんが、本年度中に印刷等できますのでよろしくお願いいたします。遅くなりました原因は、より充実した内容ということで練りに練ったものですが、計画でありますので今後皆様方のご意見等をいただきながら修正もあるかと思っておりますけれども、防災に対してこの計画を生かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光美代子議員の行政改革、香美市行政改革実施計画（集中改革プラン）の平成19年度の検証についてお答えをいたします。

平成19年10月策定の香美市行政改革実施計画（集中改革）プランでございますが、年度ごとにその進捗状況等を把握し、検証した結果を住民に対し広報等で公表していく予定であります。4月ごろに前年度の進捗状況や計画変更等の有無を調査し、5月ごろに香美市行政改革推進本部、これは市長を筆頭に副市長や課長で構成をしております。それから、その経過を検証いたしまして香美市行政改革検討委員会、これにつきましては住民で構成しております。ここで検証していく予定でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。2回目の質問をさせていただきます。

最初に地球温暖化対策実行計画についてであります。まだ、その2月3月の電気料なんかの請求が上がってきてないから検証はまだであるという答弁をいただきましたけれど、その最終、3月まででなくとも結構です、今まで取り組んでどうなのか。それと、電気料だけじゃないですね。ほかの、例えばパソコンのつけっ放し、パソコンの停電モードですかね、そういうのになってるかどうか。そういうことなんかも、やはり時々チェックが必要ではないかと思っております。その2回会を、報告を兼ねて推進委員会をされたということですが、その会では各課がこうこうして効果があったとか、そういうやり取りはしてないのでしょうか。

それと、あと1点。この地球温暖化対策実行計画でもそうですが、あとの部分でもそうですが、年度の検証というのは確かに年度が終わってからする、それも1つです。しかしながら、今回、私この学校評価のことに携わらせてもらってすごく感じたんですけど、いろんな予定の事業の関係で前倒しで検証しましたよね。それで現場では大変な思いをいたしました。だけど、その効果は実に如実に出てきてるんです。というのも、やっぱりPDCAサイクル、これをきちっとするということがすごい大事ではないかと思

ます。P、プラン、プランを、計画を立てる。DO、そしたら実施をする。C、チェック、実施をしたらそれがどうであったかということをチェックする。そして、あとそのどうであったかの成果。そしてまた問題点があれば、その問題点に対してどう改善するか。A、アクション、それをきちっとすることで、せめて、だから1月末か2月にそういうことをすれば、そこで問題点、成果の上がったところを押さえ、問題点があればその問題点に対してどう改善していくかをきちっと押さえることで、新年度にそれを生かすことができます。新年時になってからやってたら、その結果を検証して実際におろすとなったら夏から秋になるでしょう。そしたら向こうへ向こうへこける。やっぱり実施するに当たって予算の伴うこともありますよね。だから、なおのこときちっとそういうことをやっていくということが大事ではないかと思います。それこそいろんなことが、この取り組みの項目を見ても本当に常識的な項目が多いですよ。選挙改革もそうでしたよね、選挙改革に取り組んだ。取り立てて特別なことをしたわけではない。基本的なこと、小さなささいなこと、現点に戻るということであれだけの効果があっってます。時間の短縮、そして何百万円もの人件費の削減、そういうことが、成果が出てきてます。だから、その辺をこの行政の中できちっとやっていかなければ同じことの繰り返しになるのではないのでしょうか。ぜひ、その辺を皆様に認識を新たにして取り組んでいただきたいと思います。

そして、この（地球温暖化対策実行）計画の中でホームページに、行動メニューがホームページにあります。あれを見ると本当に微笑ましいイラストが入って、見やすくわかりやすい。あれをもっとたくさんの人に知らすべきではないのでしょうか。私も自分がこの質問をするに当たって初めて知りまして、本当に恥ずかしい限りでした。ああいうのをこの職員さんの中で何人の方が見てるのでしょうか。その辺ちょっと把握してるのでしょうか。それからまた、その会の中でそれを活用してやられてるのでしょうか。その辺についてもお尋ねをいたします。

それから、防災訓練についてですが、八王子宮と大川上美良布神社でやられたということでよかったと思います。ぜひ、これ八王子宮さんは文化財の指定かどうかわかりませんが、この香美市には本当にたくさん歴史ある神社仏閣があります。皆さんの記憶にも新しいと思いますが、2004年元旦の早朝に香南市で、旧3町村で5つの神社が放火により全焼しましたよね。文化財であったかどうかはわかりませんが、その価値と歴史的重みというのははかり知れず二度と取り戻すことはできません。我がまちでもそういうことがあってはならないのでぜひその辺も、文化財以外の神社仏閣に当たっても、そこに対しての消火器や火災報知機などの消防設備の点検、そういうことも早急にすべきではないかと思いますが現状でやっておいでるのでしょうか。そしてまた、文化財や神社仏閣の所有者に対してのその防災指導、そういうのはどのようにしているのかお尋ねをいたします。

それと、可搬式ポンプについてですが、危険を伴うから訓練が必要でなかなか大変だ

というご答弁でございました。大阪市では、中学生の職場体験学習、それでやってるんですよね。その、やったことでその子どもたちはやっぱり消火に対してすごい意識、責任感ができて、たまたま学校の帰りの途中でお年寄りが1人のお住まいのところで、「火事や火事や、早う連絡して。」って言われたとき、「いや、僕ができる。」、「いや、あなたでも早く連絡して。」、「いや、僕でできます。」ということで、その少年が消火をし表彰されたという記事を見ましたが。それでちょっと調べてみたんですけど、確かに訓練としては難しいかもわかりませんが、地域には地域の消防団、私設消防団の方もいらっしゃいます。そしてまたOBの方もいらっしゃると思うがです。それで、地域がどんどんどんどん今、高齢化してますよね。自主防災組織でやってくださってる方も高齢化がやっぱり進んでますよね。そうしたときに、やっぱり中学生、高校生、大学生、その若い人の力、その活用ということがすごいこれからますます大切になってくるし、またその意識づけ、防災の。また課が違うかもわからん、教育委員会のほうになるかもわからない、職場体験の中でその消防署なんかでも訓練を勉強する。中学生がまた消火器を使ったり可搬式ポンプ、実際にやってる市町村があるんです。その可搬式ポンプというのは、最低でも3人が一組でやらなければいけない。やっぱりその自主防災組織の中に1人おってもいかんと思うがです。1グループ、やっぱり2グループぐらいないと、1人だれかが欠けたら連携がうまくいかないとかいうこともあるだろうし、そんなためにも地域の私設消防団とか消防団のOBの方、そういう方たちの協力を得る。火災とかそういう災害のあったとき、その消防団の方も現場へ行かなければいけないけど、そうではなくすぐ近所であればそれに力を貸すということが、早い初期消火に移れるんじゃないかと思しますので、ぜひその辺、再度ご答弁お願いをいたします。

それから、防災計画ですが、今年度中にできるということで、より充実したものにするために時間がかかったということです。また私も楽しみにしております。これを必要とするようになるようなことがあってはならないのですけれど。それと、ただ、前の議会でも言うんですけど、それぞれ防災計画の中で防災本部ができるとそれぞれの配置というのが決まりますよね。はや、春になると異動があります。ぜひ、その異動後に、あなたはここですよということをきちっと伝えといてください。いつ何時起こるかわかりませんので、計画の空事だけで終わるようなことがあってはいけませんので、ぜひその徹底をお願いしたいと思いますので、再度よろしく。

それと、災害有線電話ですが、58カ所にふえたということで、その設置場所というのは責任者というか、各部署の責任者にはこれがそうですよということをお伝えしておりますか。それをお聞かせください。

それから、最後に行政改革についてであります。まだ年度が終わってないから4月に推計をし5月に検証をするというご答弁でしたが、最初に地球温暖化対策実行計画のほうでも私言いましたけど、なぜここで私があえて。（検証が）できてないだろうというのはいまもう想定をしておりましたが、なぜ質問をさせていただいたかということ、やはり

年度内に検証することによって、そこで成果や効果をきちっととらえ、そして問題点があればその問題点にどう対処するかを、新年度始まってそれが対処できます。それから、今回この集中改革プランの中で思いましたが、実はすぐできることってありますよね。第一番にすぐできることというのは総務課のほうに掲げてる、簡単な事務であっても担当がいなかったら対応できないと。香北支所のほうでもそういう声が出てる、本所のほうでもあるというようなことで、業務マニュアルの作成をしていただれでもができるからそれをしなければ、そんなことってすぐできるんじゃないです、年度を越えなくても。

それと、そのあと2点ほどですが、時間外勤務を前年度から3%削減を掲げておりますよね。そのときに、今回の予算書を見てこれチェックができてるんだろうかということをおもいました。といいますのも、その時間外を、私すべてで49カ所、ちょっと昨年度と照らし合わせてみました。そしたら、減額になっているところは確かに16カ所ありました。ふえてるところが10カ所あります。だけど、いろんなその新しい事業とか取り組みによってふえることあるかとおもいます。しかし、その予算を組むときに、そのふえたところに対してこれはなぜふえるのかということをおきちっと詰めてるんでしょうか。

もう1点。それから、燃料費のほうですけど、これも平成19年度に目標やっておりますよね。そのときに14カ所ですが光熱水費をチェックをしてみました。平成19年度と比べ平成20年度に減額をしておるのは3カ所です。その他は、ほとんど同じ部署もありましたがふえております。燃料費が減額になっているのは2カ所です。そら燃料費は高騰してます。やむを得ない部分もあるかとおもいます。しかしながら、何とかこの庁舎内で計画を立て、そしたらこの枠の中で抑えようと努力をするべきじゃないかと思うがです。しかしながら、予算にはそのまま増額をした分ができておりますが、財政課としてこういうことを予算計上のときにチェックをしてるんでしょうか。せつかくこの計画を立てていても、その部署だけがチェックっていうのはおかしいじゃないですか、推進はできないと思うがです。皆さんがそのことを頭に入れてやるべきだと思おいます。そのためにも各課に推進委員さんがおり、この地球温暖化防止も推進をしております。それから、この集中プランもそうだと思おいます。各課の課長が責任を持って、この問題に取り組むべく仕事を進めているんじゃないかと思おいます。

それと、企画課のほうでイベントの見直しというのを掲げてありましたが、見直しすることもすごく大事だと思おいます。「実施をしてその目的や検証などして、それによって見直しをする」ということで書いておられましたが、ぜひイベント。企画課だけではないほかの課でもそうですが、イベントをしたら必ずその効果と相反して反省点、問題点をきちっと出し合ってください。そして、それを文書化すべきと思おいます。文書化をしてあると、翌年に担当が変わってもそれを参考にしながらより深めたり、より改善をできると思おいます。ぜひそういうことをやってもらいたいと思おいますが、今できてい

るのでしょうか。その辺をあわせてお尋ねをいたします。

それから、教育委員会のほうの中に「小学校の適正運営について検討する」というような項目が、ずっと平成19年度から出ておりますが、何回か会をもたれたのでしょうか。その辺わかればお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の2回目のご質問にお答えいたします。

現時点の温暖化対策を実行した感触はどうかということでございますが、取り組む時点におきましてこの実行計画書、そして詳細に書いた取り組みの行動メールというのを各課へ配付してあります。これと一緒に市長の取り組んでいきますよというコメントも入れて各課へ配付をしてしております。それで各課の職員、課長以下の方は、これを全部目を通していただいております。それを確信はしております。そして、4月から取り組みをしましたので、6月から7月にかけてそれぞれ関係課へどのような対応をしておりますかということで、実際取り組んでおることについて提出をしてもらっております。そういうこともございますので今のところその感触という部分については検証はしておりません。それにつきましては3月時点の、先ほども答弁させてもらいましたけどデータを集計をして、そして検証して、6月ごろに公表ができますよと、そういう予定をしております。公表するまでにはそれぞれ検証もできるはずですので、それでふえておる。基準年が平成17年ですので、それに対してどれくらい減していこうかということが、平成23年度の5年間で対応していくということでございますので、事を性急にしないでいい項目だろうとは思いますが、職員皆が徐々に取り組みに感触といいますか責任を持って行動してもらおうというようなことが大事でありますので、徐々に浸透していったらなど、そんなに考えております。

そして、ホームページへも掲載をしておりますけど、それをどれくらいの職員が確認をしていただいたか、読んでもらったかということにつきましては調べたこともございませんが、この2冊を配ってありますのでこれに目を通していただいております。そして、検証した結果が、二酸化炭素が余計に排出されておったということの結果になれば、また、それはどうした理由かということも細かく詳細に検討、検証して、皆さん職員研修も含めて取り組んでいくということで考えておりますので、1年だけで結果を見るじゃなくて、長い目で議員の皆様方も見守ってほしいと、そのように考えております。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 依光議員の2度目のご質問にお答えいたします。

可搬式ポンプのことでございますけれども、現状の自主防災組織の構成員の段階におきましては、消防団の訓練等を見学したり、それから総合防災訓練とか。先ほど述べましたがかなり水圧というものがかかっておまして、先ほど申しましたように、依光議

員が申しましたように何人かの子どもがこうやりよったということで、大人でもかなりこうやって訓練をせないかんというようなことがありまして、全面的に可搬式ポンプを否定するものではありませんけれども、現状では資機材は自主防災組織としてののがでどうだろうかということではありまして、消防本部の意見も否定はしておりません。訓練をかなり積まな危険ということで、その要請があればその訓練へ出向くというようなことは言ってくれております。ただ、こんなことは語弊がありますが、一般住民の方が即、軽く、そこでできるというようなことでやるというふうな知識では危険がかなり伴うというようなことですので、今、現状の自主防災組織の設立時におきまして、はいというようなことではいってないというようなことではあります。課題で今後こういうことへ取り組まないかんとときがくるとは思います。

子どもさんが（可搬式ポンプの訓練をした）というて言われましたが、それは僕も拝見はしておりませんが、消防の雑誌等には消防団で子どもの消防団がありますので、そんなところが使うた、簡易的なものであったかとは思いますが、そういうことも考えないかんとすることを踏まえまして検討していきたいと思っております。

それから、地域防災計画でございますが、これはできましたら職員は自分の危機管理とかいうことで、常に全員が防災に立ち向かうというようなことはこれから特に必要と思っておりますので、引き続き研修等をやっていくかなくてはならないと思っております。

それから、災害時無線電話でございますが、連絡はしておると思っておりますが、なお確認を取りまして、そういうことがない（設置場所の管理者に連絡をしていない）というようなことではないと思っておりますけれども、周知徹底をしていきたいと思っております。お願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

年度内の検証のことなんですが、まず集中改革プランの実施計画の推進方法というのを見ていただいたと思っております。この中には明確に、「計画に掲げた項目を着実に実行するために、年度ごとに進捗状況を管理します。」これは明確にうたっております。ということで、一応、年度終了した時点で、先ほども申しましたがやはり進捗状況、あるいはその計画変更等を調整していくということで、この年間の事業計画の中で各課が対応しておるということでございます。ということは、その各課内では常に検証していただいておりますというふうな状況でございます。これは、そうせざるを得ないということでございます。確かに、その年度内に検証することによってよい結果が得られるケースも事業によってはございます。確かに、そういうこともございます。ただ、先ほど言われましたように当初予算に、次年度の当初予算に反映するという点については、これは基本的に今までの流れを見ますと、11月末が次年度の当初予算の締め切りなんです。そういうことからいきますと、1月とかいう段階では反映されない。そういうことにもなるわけでございます。ここで、総務課が今、担当しておる項目の中でちょっと検証

してみますと、そもそも各課で検証することはできると思います。ほんで、今、総務課が担当しておる部分で言いますと、事務事業評価の導入につきましては、全部署に評価表をお配りして、4月に集約をする予定である。

それから、先ほど申されました、すぐできるというその業務マニュアルの整備ということですが、これ今現在各課が取り組んでおりまして、各課に作成要領を示して整備をしてもらっておりますが、業務量が膨大であるため、市民サービスに直結するような窓口業務から整備を進めておると。その項目についても条例、法令等の、どういう関係条例がその窓口業務なりその業務に適合しておるかというところまで、全部チェックが入っております。それを一つ一つその課内の職員がチェックをかけていきますので、いろんな項目が出てきます。1項目だけでもかなり時間がかかります。ほんで、そういうのを順次流しておりますので、かなりの時間がかかります。というのは、全部で、それら1,000を超える事業がございますので、それを全部やるわけですのでかなりの時間がかかります。

それから、給与の適正化につきましては、人事評価システムを今現在契約をしまして、導入に取りかかっております。取り組みがもう始まったということでございます。

それから、用度事務の合理化につきましては、各課個別に今まで調達をしておりましたコピー用紙を一括で単価契約をして、支出の抑制やグリーン購入の推進ということに努めておりますが、単価契約をしましてやっておりましたところ古紙100%の関係が崩れまして、その契約を一応破棄させていただきまして、今現在は見積もり等によって、古紙が少しでも入っておるという状況の中で対応をさせてもらっております。この、うちが契約しちよったところの元の製紙会社は紀州製紙で、100%の表示というのが38%ちょっとしか入ってなかったということでございます。国のほうとしましても、その契約は生かして、今既存のそういう製品のストックがある分については従来の契約で構んみたいのような、そういう方針も出されておりますが、香美市の契約におきましては契約違反ということで一応打ち切りをさせてもらっております。

それから、リース期間が満了を迎えた複合機の一括調達についても取り組んでおりまして、リース料とか保守料の抑制につながっているというのが現状なのでありまして、そういう検証につきましては各課が常に検証しておるといふような状況で、それをもとに年度が終了しまして、4月に集計に入って、課題等を次年度に反映さすといふような作業に入りたいと。それをもとにしまして住民の方に広報等を通じて公表していくと、結果を公表していくと。そういう流れで、この実施計画の推進方法の中に年度で進捗状況を管理しますといふような形にさせてもらっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。3回目の質問をさせていただきます。

最初の地球温暖化対策実行計画のところで1点抜かっておりましたので。

実はその最初の答弁の中で、これは庁舎内の計画であって地域住民を巻き込むにはまた別の計画を立てて、皆さんの共通認識を持って取り組むというご答弁でございましたけど、やはりこの地球温暖化というの、目の前に現実的にありますよね。そのときに、その計画がないからできない、そんなことでいいんでしょうか。できることからやっていくべきだと思うんですが。何もその大変なことを思わなくても、昨年健康まつりでもやりましたよね。あなたはこんなこと、省エネ、二酸化炭素削減やってますかということ、その削減することでどれだけの効果があるかということ、シールをはってもら。ああいう取り組みだっているんですよ、住民の意識を取り戻すためには。やはり、皆さんの中になかなかその地球温暖化っていう意識がまだまだ薄いと思うんです。テレビやいろんなもので報道されながらもご自分はどうかなって。ここにいらっしゃる皆さんがどれだけ家庭、身近なところで取り組んでおられるでしょうか。この計画の中で取り組んでおられると思います。思いますけれど、先ほども鍵山総務課長さんがおっしゃいましたが、その改革プランについてもそうです。この各課の集中改革プランができて、その予算を計上するのは11月だったと。だから、その時点ではまだなかなかおっしゃいました。けれど、その光熱水費や、あと燃料費だとか二酸化炭素とか温室効果ガスを出すものにおいては、もう平成19年1月にこの策定ができ、実施をするようになってますよね。そしたら、皆さんの意識の中にあればどうなんでしょう。その予算計上のときに、光熱水費、上がって当然という考えでいくんでしょうか。

それで、総務課においては時間外を前年度から3%削減ということでやっております。11月にまだ無理だったかもわかりませんが、減額になった16カ所、片一方の増は10カ所って、数字的に見たらふえてるところ（減額になったところが）が多いじゃないかって思われるかもわかりませんが、減額になったところは16カ所で117万円です、約。けれど、ふえたところ10カ所で、何と506万円もあります。そういうような感じで、ここだけ、うちだけって思うことが積み重なったら大きくなるんです。だから、それぞれの今、総務課長も各課がきちっと取り組んでくださってますっておっしゃいました。ぜひ皆さんが心してそれに取り組んでください。そういう意識にならないとこのまちは変わっていかないと思うんです。小さなことですが、その小さな積み重ねがすごく大事になってこようかと思しますのでぜひ、また元へ戻りますが、地域を巻き込んだ取り組みに対して再度お尋ねをいたします。

それから、防災についてですが、その可搬式ポンプ、確かに危険を伴います。消火栓へつけたら圧がかなり高いから、その切りかえの訓練というのは大変です。それと、やはり機械類を使うのは一度ぐらいの訓練ですぐできるものではありませんので。けれど、この可搬式ポンプというのは本当に初期消火にすごく威力を發しますので、やはり消防車が入れないところ、この香美市には多くそういうところがありますよね。だからして、やはりこういう長期計画で考えていくべきだと思うんです。何カ所かにはこれを

設置して、いざというところで役に立つというような考えでいかなければならないのではないかと思いますので、ぜひ再度その辺のご答弁をお願いをいたします。

それから、最後の行政改革についてであります。総務課長さんにお尋ねをしてもご答弁が難しいかと思いますが、その光熱水費や燃料費、時間外についても予算書、時間外についてはまだわからない部分もあろうかと思いますが、その増加をしたときになぜ増加をしたのかということまで聞かれてるのかどうかをお尋ねをいたします。

以上で3回目の質問を終わります。最後までおつき合いくださいます。ありがとうございました。お疲れのところ、本当に申しわけございません。ありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 3回目のご質問にお答えいたします。

計画の策定がないとできないということではなく、身近な取り組みはできないかということでございますが、私個人としては地域計画書を策定して香美市全体で取り組んでいきたいという思いはあります。それは時間もかかることでもありますので、いつも答弁をさせてもらっておりますが機会あるごとにはそれぞれ周知もし、取り組みもしてもらいたいということの啓発もしていく考えでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 3回目のご質問にお答えいたします。

やはり、（可搬式ポンプは）危険を伴いますので、消防本部との連携により今後この件を課題として解消していくとか、課題として消防本部と取り組んでいきたいと思いません。お願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光美代子議員の3回目のご質問にお答えいたします。

光熱水費とか時間外で財政の分野かと思いますが、私たちが予算査定を受けるときですが年度当初の予算編成方針というのが示されます。それに基づきまして、その理由づけはかちつと書いて、当日のヒアリングのときにはかなり説明を求められます。ほんで、その説明が十分できないとやはりその予算は反映されないということになるわけでございます。前年度を超える予算は、基本的には光熱水費、時間外は特別のそういうふうな特殊な法改正とかそういうもの以外は、基本的には時間外はあり得ないと。今現在は、予算は年間予算という計上の仕方をしておりますので、やはり前年度に対してそれを上回るということはかなり特殊な、特殊なと言いますか新たな事業とか、あるいはどうしても法改正によりこの事業は進めていかないかということ以外には予算はつかないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光美代子議員から先ほどご質問をいただきました。

変わるべきことに手をつけなければこのまちは変わらないという大変手厳しい言葉をいただきました。確かにそうでございます。しかしながら、当然、行政は毎日の業務を遂行しているわけでありまして、なかなか目に見えない部分もあるわけでありまして。そうした部分につきましては、職員一同努力をいたしております。そうしたことはわかっていただかなくてはなりません。また同時に、変わらなければならない部分についての、いわゆるそうした努力は皆で取り組んでやっていっておりますので、このまちはいい方向に変わっていくと思っておりますので、ぜひとも応援をしていただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、お断りをせないかんのが、12月のときは歯が1本だけ抜けておりましたが、今かなり抜けまして、まだ工事中でございますので、ちょっとお聞き苦しい点があるかと思っておりますけど、どうもお許しをいただきたいと思います。

一般質問の要旨の中で、「過疎地域自立促進計画（後期）について」というふうにしてますが、その中で「過疎法第6条第3項で、市町村は他の法令の規定による地域振興に関する調査」になってますが、「調和が保たれるとともに、市町村の建設に関する基本構想または広域的な経済生活圏の整備計画の」になってますが、「整備計画の適用」じゃなくて、「計画に適合するように定めなければならない。」

それから、1の2行目で「大柘簡水の導入間」の「間」が、間違ってますが「導水管」です。導く水の管に直していただきたいと思います。

それでは、過疎地域自立促進計画についてお伺いをいたしたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法、通称過疎法は、平成12年から平成21年までの時限立法であることはご承知のとおりであります。この法律の目的は、過疎地域への「（一）産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業導入及び起業の促進」、これは起こす起業のほうですけど、「起業の促進、観光の開発などを図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」「（二）道路その他の交通施設、通信施設などの整備を図ること等により、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を確保すること。」「（三）生活環境の整備、高齢者などの保健及び福祉の向上及び増進、医療確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。」「（四）美しい景観の整備、地域文化の振興を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。」「（五）基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること」などであります。本市も平成18年3月1日の市町村合併によって、全市が過疎法の適用を受けることとなって、過疎地域自立促進計画（後期）が同年5月17日の定例会において、議案47号で提案を

され議決をしたところであり、この計画は過疎法第6条第2項及び第3項によって策定をされ、第1項の規定によって提案をされたものであります。過疎法第6条第3項では、「市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する調和が保たれるとともに、市町村の建設に関する基本構想または広域的な経済生活圏の整備計画に適合するよう定めなければならない。」と規定をされていることから、住民の方への説明や確認作業が必要な事柄等については自立促進計画にあって説明を行ってきたところではありますが、自立促進計画にあって香美市第1次実施計画、平成19年度から平成21年度に含まれていない事案が見られるのであります。そこで、自立促進計画の10項目目のうちの4項目目の生活環境の整備のうち、水道施設についてお伺いをするものであります。

同計画のうち、大栃簡易水道楮佐古地区拡張工事、飲料水供給事業では、佐竹、平山、小浜、拓、庄谷相等の計画について担当課に確認をしたところ、「これらの工事は平成25年度から平成28年度までの期間に計画をしており、自立促進計画の変更ではない。」とのことであります。しかし、過疎法は平成22年3月31日までの時限立法であることを思慮しますと、実質的な計画変更と言わざるを得ないのであります。もしそうだとすれば、過疎法第6条第6項に、「第一項及び前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。」ものとあることから、県への協議と議会の議決が必要であります。ちなみに、過疎法第6条第1項では、「過疎地域の市町村は、自立促進計画に基づき、当該市町村議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村はあらかじめ都道府県に協議しなければならない。」と規定をしているし、前二項とは、同（法）第6条第4項、第5項ですが、第4項では「過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときには、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。」また同第5項では、「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。」とされています。そして、同法第12条では、「過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業または観光もしくはレクリエーションに関する事業を行う者で、政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法第5条各項に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。」また第2項では、「市町村計画に基づいて行う前項に規定する出資または施設の整備につき過疎地域市町村が必要とする経費の財源に充てるために起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営を伴う収支を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、総務大臣が指定したものにかかる元利償還に要する経費は、地方交付税の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる

基準財政需要額を算入するものとする。」としているのであります。同法第13条では、「国は、市町村計画または都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その援助に努めなければならない。」と規定をされており、国、県の予算計画にも影響を及ぼすからであります。また、変更でないとするれば、過疎法が効力を行う平成22年3月31日までにそれぞれの事業が実施できるよう最大の努力が必要ではないでしょうか。過疎法の目的は、先にも申しましたが生活基盤の整備が十分でない過疎地域の生活基盤の整備を行うことによって、定住を促すことを目的に定められたことは周知のとおりであります。

12月定例会で物部川の濁水について質問をさせていただきましたが、ダムは通常100年を目途に利用計画を設定をしますが、永瀬ダムの土砂堆積量は1,300万立方近くになっており、竣工48年目で計画の90年分に相当する量となっていますので、50年目となる本年には過去の堆積量から95年以上経過したダムと同様となることが心配をされます。このことは、永瀬ダム建設時に想定した人口よりも流域の人口が著しく減少し、田畑や山林が荒廃したことによるものであります。本年2月23日の高知新聞に「新査定の血路」との見出しで県の当初予算の編成の内容が載っていましたが、ごらんになられたと思いますけれども一部紹介をしますと、「厳しい山間に集落がはりつく長岡郡大豊町。85集落のうち55集落が高齢者比率50%を超える限界集落と位置づけられている典型的な中山間地域の過疎の町で異変が起きた。同町の水道普及率は65.5%、昨年12月に山腹の沢などを水源にする下桃原地区で水が枯れた。水量の乏しさから貯水槽の表面に藻が生え、煮沸しないと飲めず風呂にも入れない。地区長が車にタンクを乗せ別の地区にもらい水に回って年を越した。「悠長なことは言っている場合じゃない。」1月中旬、財政当局と予算協議をしていた尾崎正直知事が語気を強めた。俎上に上がっていたのは、まさに中山間住民の生活用水の水源や買い物、通院の移動手段の確保を支援するための新規事業だった。」とあります。このことは、大豊町だけでなく香美市の中山間地域に点在する集落にも言えることでもあります。水道の未整備の集落、または整備されていても水源とする沢や谷の水量減少から、これらの確保に苦労されています。たまたま水があっても、有害鳥獣の増加から、それらのふん尿によって汚染をされているのであります。私の住む集落には3本の沢や谷があるものの、冬場の渇水期には水にエアが入り、蛇口がしゃくするために容器に入る水よりも外にこぼれる量が多い状態でしたし、梅雨時期や台風時には泥水となって、泥を沈殿してから煮沸し飲み水としていて、きれいで安全な飲料水を確保するために（旧物部）村当局に要望をし、飲料水供給施設の設置をいただいたところでもあります。このことによって、衛生的な水の確保とあわせ余剰水を沢に流していることから、農業用水としても利用でき、農産物の安定生産にもつながったのであります。今、下流域に住んでおられる方よりも、山の沢や湧水に飲料水を求める中山間地域に住んでおられる方が十分な飲料水が得られてない状況となっているのであります。現在、本市が定めている自立促進計画の簡易水道等

の設置要望の出ている地域は8カ所だと思いますが、この大栃簡易水道楮佐古地区区域拡張工事は、同地区区長（自治会長）から聞き取りの調査と文書つづりの調査をしたところ、平成15年9月5日付で当時の宗石教道（旧物部）村長あてに要望書が提出をされています。また、平成16年12月定例（旧物部）村議会で提案をされ議決をした物部村過疎地域自立促進計画（後期）の生活環境の整備の中に、水道対策として「生活用水は日常生活を営む上で最も重要なものであり、衛生的な生活用水の確保をするために供給施設の整備を進めてきたが、今後とも集落を拠点として水道施設の整備改修を進める。また、大栃地区周辺の需要に対応するため、大栃簡易水道の拡張整備を進める。計量制の実施による水道料金の負担の公平化を図る。」としており、大栃簡易水道の拡張工事について明記をされています。そして、平成17年6月（旧物部村）定例会では、同僚の竹平議員からこの自立促進計画について質問をされています。当時、竹平議員は合併協議会にも参画をされていましたが、「この計画は新市においても実施をされることが確認をされており。」と発言をされているのであります。

この楮佐古地区は、大栃簡易水道の導水管沿いにおいて、昭和63年8月22日から平成元年12月28日までの約6カ月間、平成元年4月1日から平成2年2月10日までの約10カ月間の工事期間中は、夜間と正午からの1時間以外は通行できず、工事の内容によっては昼の1時間も通行できないなどもありました。道路の改良工事であれば地域の方も利益を享受できるのですが、地域への水道管敷設のため何のメリットもなく、迂回路も安丸、黒代、神池を経由しなければなりません。この地域の方たちの大部分は2カ所の水源に飲料水を求めています。このうち下奈呂地区は平成7年から神池ヒジリに搬入を開始した香南清掃組合の焼却灰被害が心配されることから、それまでの水源を変更し集落の対岸にある神賀山の沢に水源を求めたのであります。その水量が著しく減少したこと。また、水源までの歩道は植林の荒廃とニホンジカなどの獣類によって踏み崩されていますが、往還でないため補修もままならず難儀をされているのであります。そして、平成17年には人家上部の道路が大きく陥没し、崩落の危険があるため崩落防止工事を行っていましたが、その最中に道路は崩落。水道管破損の危険があるため迂回導水管工事終了までの間、直下の6世帯はいつ水が出て人家や家財道具そして命をも失うかもしれない不安にかられるとのことでもありますし、（旧物部）村職員も交代で、24時間体制で監視をしていました。また、大栃簡易水道の導水管取りかえ工事等の際、地元の協力が必要であるなどから、旧物部村議会、全員協議会では「他の事業も含めて、合併に向け生活基盤の整備のためには、合併前に財政調整基金を取り崩してでもこれらの生活基盤の整備をすべきでは。」との意見もありましたが、「合併時の約束である基金も借金もすべて新市に持ち寄るとの約束に反する。」との意見が大半でありましたけれども、これは自立促進計画が新市においても実施をされることが確認されていたからであります。

そこでお伺いしたいのは、大栃簡易水道の楮佐古拡張工事についてであります。

過疎地域自立促進計画後期の期間内、平成22年3月31日までに着手すべきと考えますが、所信についてお聞かせをください。

次いで、佐竹、平山、小浜、拓、庄谷相、そして市補助事業で計画をしている南池、桑の川、影山崎等についてであります。これらの地域については、合併後の過疎地域自立促進計画によって策定をされたものですが、これらの地域についても可能な限り過疎法の効力のあるうちに着手し住民の要望にこたえるべきではないでしょうか。昨年、知人に頼まれて運転役として愛媛県西条市まで行ってきましたけれども、同市は石鎚山系の湧水が多く、水道料金は無料。そして、その豊かな水を求めて多くの工場が立地をしていることはご承知のとおりであります。知人の要件が済むまで時間がありましたので、(国道)194号線を10分ほど高知県側に戻った2集落を訪ねてみました。1カ所は千町という集落で、もう1カ所の集落名は不明ですが、川を挟んで千町の対岸にある集落であります。なぜこんなことを申し上げるかといいますと、この2集落は余りに対照的であったからであります。地形的には両集落とも土佐山田町では平山や有谷、香北町は有瀬、物部町は久保高井を感じさせるようなところですが、両集落の大きな違いは谷川の水量であります。千町のほうは水量も多く、集落内には多少の廃屋は見られたものの田畑も耕作をされていましたが、対岸の集落は谷の水は少なく、廃屋がほとんどで定住していると思われる人家は1戸だけで、そのほかに別荘として使用されていると思われる家が1戸あるだけでした。同市は瀬戸内海工業地帯にあって働く場も多いし、通勤にしても市街地まで10程度であれば条件的には恵まれていると言わざるを得ませんので、この差は飲料水や農業用水にあるとしか考えられないのであります。町に住んで、蛇口をひねればきれいで安全な水が得られる人と異なり、下流域の水を守る中山間地域の人たちは、今この自分たちの飲料水を確保するために大変な苦労をされています。この人たちが飲料水として利用している沢などの水量は確実に減少していますし、最近の集中する豪雨は山肌を走りぬけ、沢や谷川の水を泥水に変えます。また、水量が多くてもニホンジカなどの増加によって衛生面でも問題があって、水がきれいやと言われている白神山地の水でさえ生水で飲むのは問題があるとされています。

そこでお伺いをいたします。今一番飲料水に苦労しているのが、効率が悪く収量の少ない田畑を守り、朝暗くから夜暗いまで一生懸命山仕事をすることによって、結果として下流域の生活用水や農業用水を守っておられる中山間地域の人たちであります。ややもすると施設の費用対効果が言われますが、下流域の人たちの生活用水の確保や農業生産額も含め考えるべきだと思いますし、行政は住民の命と財産を守る責務があります。家が広範囲に点在しているため、水源の多い拓、庄谷相を除く飲料水供給施設の要望のある3地区の聞き取り調査を行いました。共通の問題として、高齢化などによって水源や給水施設の管理を危ぶむ声があります。その他の意見について、その意見について要約すると次のとおりであります。平山地区では、「電力の補償によって水源を確保してきたが、石積みからコンクリート張りとなったためか水量が減少し、年明け、一部の

家で断水するなど水量が極めて少なくなった。最近の降雨と3カ所から取水し、タンクに一たん貯水したものを使用し、多少改善をされたが根本的な改善とはなっていない。降雨時だけでなく泥水が混入し、風呂の水を排水すると底に土が残る。このため、人によっては飲み水は飲まず、一たん煮沸してから飲み水としている。」それから佐竹地区ですけれども、「集会所のある下方で、有谷への分岐周辺の5～6戸は今年になって極端な水不足となっており、うち1戸では3月2日から完全に水が枯れ、もらい水をしているが今までこんなことはなかった。耕作放棄地が増加し、水路や水田に水が入らなくなったため地下水が減少したのではないか。」というふうにおっしゃっておられました。私も、この佐竹地区の集会所のある地域には小松さんという方が胡蝶蘭をつくっておられまして、高知県洋蘭生産組合に加入をされてましたけれども、その当時からかなりの回数足を運んでおりますけれども、おっしゃられたようにかなり耕作放棄地が増加をしています。また、「風呂がわかせないということで温泉を使用しているが、毎日に行けないので苦労をしている。特に農作業などの後は不衛生である。」というふうなことでございます。また、小浜地区では、「現在水源としている湧水は年々減少しているため、山間地域でも農業で生活する基盤はできたが、子どもが農業を継ぐと言ったときに帰ってこいとは言えない。農産物直販所では地域の活性化のためにゆずドリンクやゆずかりんとうなどを製造販売しているが、簡易滅菌で対処している。」などであります。これらの調査は、短時間であったため十分とは言えず、もっともっと多くの問題があるかと思えます。例えば、生活様式の変化から合併浄化槽の問題も出ていますけれども、「水が少ないとそういった処理もできない。」という声も出ているところであります。今、要望の出ている地域についてはまさに命の水であります。行政として最優先すべき事業であり、そのことによって定住にもつながると考えるところですが、所信についてお伺いをいたします。

続きまして、有害鳥獣解体処理施設の建設についてお伺いをいたしたいと思えます。

現在、物部町内には猟友会で個人を含め15のグループがあり、このうち最も成果を上げているのが大柘周辺の4グループが一体となった組織であり、このグループは人員確保ができやすい日曜日を一斉駆除日と決め、ニホンジカや猪の被害を受けた集落の要請にこたえており、私は中山間地域に住む住民の1人として感謝をしているところでもあります。ニホンジカは、猪などと異なり山頂から、あるいは山腹から谷や川に向け追い落とし、しとめるために広範囲に打ち手を配置しなければならず、1回に15名ないし20名が参加をしておられまして、最近の狩猟頭数は、2月10日、鹿4頭、2月17日、鹿7頭、猪1頭、2月24日、鹿8頭と確実にその成果を上げています。ややもすると、猟友会は狩猟を楽しむ人たちだと受け取られやすいのですが、中山間地域に住む高齢者の方は国民年金にその収入を頼っている方が大半で、その年金から介護保険料や後期高齢者の保険料を差し引かれたとしますと手取り額は2万円前後としかならず、生活のために欠かせない自給菜園を鹿や猪などに荒らされる、難儀をされている方々に

としては大きな支援となっているのであります。本年2月28日付高知新聞によりますと、「県環境審議会自然環境部会では、特定鳥獣保護管理計画案、平成20年から4年間では、東部で年間3,000頭の鹿駆除を答申をしています。そのうちで鹿肉の有効活用の調査と事業化、狩猟人口拡大への農林業団体への働きかけ」を上げています。物部町内の狩猟人口も減少の一途をたどっていますし、高齢者も多く4～5年うちには半減するのではないかと心配をしているところでもあります。狩猟期間以外の駆除については1頭当たり1万円の奨励金が支払われますが、報償金が支払われますが、鹿猟は申し上げましたように多人数でなければ駆除ができないことから1人当りに換算をしますと少額となって、狩猟者の方の善意に頼っているところが極めて大きいのであります。この答申にもあるように、鹿肉の有効活用と同時に活用できるための基盤整備が必要です。べふ峡温泉では、以前から狩猟者の方に提供いただいた鹿肉を試行的にたたきとしてお客さんに出していましたが、最近鹿肉のたたきを希望するお客さんも、徐々にではありますけれども増加をしているとのことでもあります。しかし、本格的に鹿肉を提供するためには安定した肉の入手が必要でありますし、解体処理施設が必要でもあります。そして、解体処理施設の条件としては、解体の際に出る血液の浄化施設や大型冷凍庫などが必要ですが、こうした条件をクリアするためには、大型の合併処理槽や冷凍庫があって多数の狩猟者の方が周辺に住むべふ峡温泉が適当だろうと思っています。同温泉には現在使用していないバーベキュー施設があって、多少手を加えれば比較的安い価格で設置が可能であり、同温泉やピースフルセレネなどの市の関連する施設での提供も可能となってきますし、場合によっては市内で飲食を提供している方々にも利用いただけるようであれば香美市の特産品として位置づけることができるのではないのでしょうか。鹿肉の特徴は、豚肉や牛肉に比べてカロリーは3分の1、脂肪分は10分の1以下、鉄分は9倍とヘルシーなため、女性向けの食べ物として積極的にアピールすれば消費の拡大の可能性は大きいと言えますし、そのことによって狩猟者の方の収入がふえれば、後継者を含めた狩猟人口の拡大にもつながることも予想されます。

そこでお伺いをいたします。現在、ニホンジカや猪の肉については、解体処理施設で解体したものでないと公に販売できないシステムとなっておりますが、県の補助制度等を利用し適正処理ができる施設を建設し、駆除した肉を有効利用する考えはないか。また、そのことによって狩猟者の方が増加し、狩猟人口の増加につながればと願うところですが、所信についてお聞かせをください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の第1回目の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありません

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに

決定をしました。

次の会議は3月12日午前9時から開会をします。

(午後 5時46分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 0 年 3 月 1 2 日 水曜日

平成20年第1回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成20年3月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月12日水曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	久 保 和 昭
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	阿 部 政 敏
総 務 課 長	鍵 山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
財 政 課 長	吉 村 泰 典	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	小 松 清 貴
収 納 管 理 課 長	後 藤 博 明	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	田 中 育 夫	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	法光院 晶 一	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 九内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成20年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3

号)

平成20年3月12日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 9番 門脇二三夫君
- ② 22番 西村芳成君
- ③ 3番 山崎龍太郎君
- ④ 12番 久保信彦君
- ⑤ 23番 坂本節君
- ⑥ 14番 島岡信彦君
- ⑦ 4番 大岸真弓君

会議録署名議員

17番、竹内俊夫君、18番、石川彰宏君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

昨日、門脇二三夫君の第1回目の質問が終わっておりますので、答弁から始めます。

水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） おはようございます。久々の一般質問でちょっと緊張しておりますけれども、一応、市長ということに答弁者になっておりますが、まず私のほうから答弁させていただきます。

まず、過疎地域の自立促進計画後期の分についてでございます。

まず、この計画では、合併時に既に要望等のあった箇所を中心に計画しておりますけれども、要望箇所はご存じのように非常に多岐にわたります。計画時点での総事業費261億円、水道事業のみでも18億1,200万円、多額の事業費を要するものでございます。また、昨日、門脇議員のほうの質問にありました香美市第1次実施計画。これにつきましては、香美市振興計画の中で予算の裏づけのされたものを実施計画として行っているものでありまして、いわゆる過疎地域自立促進計画後期のすべてを網羅したものではありません。昨日の依光議員の質問にありましたお言葉をお借りしますと、いわゆる過疎地域自立促進計画はプランであります。過疎法の中で、これから香美市が進んでいくべき道、目標を定めたもの、いわゆるプランであります。その中で、いわゆる予算の裏づけのあるもの、それについて、DOを実施計画としてまとめて、3年計画等によりまして発表を行い徐々に実施をしていく。順次実施していく、そういう性格のものでございまして、いわゆるDOの中に含まれてないからプランを手直しせよというのは逆の発想であります。いわゆるプランの中でどうしても消化できない、そこにつきましては昨日市長のほうから答弁させていただきましたように時限立法、いわゆる10年ごとに、1970年から始まりましたこの過疎法は1970年、80年、90年、今現在2000年での時限立法になっておりますが、2010年以降での過疎法の延長を既に市としては強く国に対して、機会あるごとに要望を行っております。ぜひとも門脇議員を中心に議会のほうも足並みをそろえて、その延長にご尽力をいただきたいと思います。よろしく願いいたしたいと思っております。

その中で、現在の予算規模では、この過疎計画の完成までには、今現在持っている計画だけで水道事業でも約15年を要するものでありまして、ご質問にありました楮佐古地区の水道施設、私も現地を見ておりますけれども、水道施設が欲しいという要望も承っております、直接。やってあげたい、お金があれば。しかし、現在の予算規模の中では、財政上困難であると言わざるを得ない状況でございます。簡易水道事業は一般財源

より多額の繰入金、いわゆる平成19年度、今回補正予算を提案させていただいておりますけれども、例えば平成19年度事業費ベースでいきますと、簡易水道事業5億5,700万円のうち1億6,800万円、いわゆる30%程度が一般財源よりの繰入金によって賄われております。おのおのの要望箇所につきましては、昨日お聞きしました。私も現地を踏んでおりますけれども、それぞれの事情も多々あるかと思っておりますけれども、事業の執行にはまず予算の裏づけが根本、第一であると。その上で、水道課といたしましては条例に定められているように「公営企業として常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に寄与をする。」というふうに定められております。費用対効果の件もご質問にありましたけれども、公営企業といたしましては費用対効果も十分に考慮すべき問題でございます。ただ、公共の福祉の増進に寄与するということ、二本立て、いわゆるその間に立って水道課の職員はさまざまな協議を行い、現地も踏み、日々の仕事をしております。今後とも、健全な財政計画に基づき順次事業を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の水不足でございますが、昨今の水不足につきましては水道事業課、担当課、いわゆる水道課といたしましても非常に危惧をしております。高知地方気象台の大柘地区のデータによりますと、2007年、昨年は前年比、2006年の64.8%の降雨しか記録がされておられません。中でも2007年11月、昨年11月でございますが18ミリの降雨しかなく、平年比の15.1%と惨たんたるものでございます。この影響は、いわゆる渇水期に入る前にこういうふうな異常渇水が気象上のデータとして記録されますと、その年の渇水期は地下水はもちろん表流水の減少、瀬枯れ、いわゆる中山間部のみではございません。下流におきましても、物部川の状況を見ていただければ一目瞭然でございます。上水道の水源地であります物部川右岸の戸板島水源地におきましても、例年の60%程度の水しかありません。これは降雨量とリンクしております。いわゆる空転防止によりまして、水位が少ないことによりポンプがたびたびとまっている状況というふうな現在の状況であります。通常ですとこの3月の中旬は、菜種梅雨と言われまして長雨の記録される時期でございますけれども、明日からちょっと下り坂かなというぐらいでまた当分晴れが続くというふうな予報でございまして、水道課としては、もう打つべき手はすべて打ってしまったというふうな現在の状況です。いわゆるこれらのデータが示すように降雨がなければ、雨が降らなければ、森林の保水力云々以前の問題であることは明らかであります。いかなる施設、どのような施設を設置いたしましても、その上流部で降雨がゼロなればその施設は機能していかない、維持ができていかないということは明白であります。現在、間伐等によりまして森林の保水力を向上させる事業、林政課を中心に行っておりますけれども、その成果が出てくるには長い年月を要するものと考えております。いわゆる限られた資源であります水資源を、ここで再度、認識を新たにさせていただきましてすぐでも効果があらわれること、それはもう節水しかありません。それで、市内全域で節水というふうなスローガンを、水道課のほうで

は事あるごとにお願ひしております。議員の皆様方も節水に対しての地元の皆さんへのご協力体制をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上で答弁を終わります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） おはようございます。門脇二三夫議員の2点目のご質問、鳥獣解体処理施設の建設についてお答えをいたします。

捕獲したニホンジカや猪などの食肉加工施設、解体処理施設でございますが、につきましては、有害獣肉の有効利用による地域特産物と捕獲者に対する支援措置の立場から検討いたしております。今後も検討してまいります。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） おはようございます。9番、門脇二三夫です。2回目の質問をさせていただきます。

水道課長のほうからはきのうの織田議員から出ました虐待問題に近いような答弁をいただいたんですが、人間の命、水がなければ命がつけられないというのを基本的に考えていただきたいと思ひます。特に、確かに公営企業的な部分というのはあると思ひますけれども人間の命はお金にかえれない、そういう基本的な考え方を私は持っています。それから、きのうも言いましたけれども、過疎地域自立促進特別措置法の中の第6条第3項、「市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本思想または広域的な経済生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。」というふうになっています。というのは、香美市のまちづくりの計画と整合性がなければならないということに私はつながっていると思ひますし、先ほど言いました財政的な問題ですけれども、この過疎法に基づいて国は、大まかに言いますと50%を負担をしますよと。そして、その50%は過疎債で借入れをしてください。そして、そのうちの70%は国が交付税措置をとりますよ、こういうことであります。ですから、お金がないというだけじゃなくてそれは借金をしてもいいですよ。しかし、そのうちの50%を国が負担をします。あとの50%のうちの70%を国が交付税措置をしますよということですから、市町村の負担というのは15%、大まかに言いますとそういうことになると思ひます。そこで、実はまだほとんどの執行部のほうもご存じないかと思ひますけれども、私が9月に質問をさせていただきました。檜尾山に作業道が抜けないかということで質問をさせていただきましたけれども、平成21年度からこの市有林で森の工場の計画を立てています。その檜尾山の間伐の必要な面積と材積というのは、直営林で下がり野山、これが62.37ヘクタール、立ち木の立米数で2万1,631立方、それから瑞穂、40ヘクタールで1万887立方、合計で102.87ヘクタール、合計の立米数が3万2,518立方でございます。間伐率30%で見ますと、ここで間伐する立米数というのは9,775立方、これに現在の物部町のストックヤードで取り引きをされている金額を加算をしますと9,775万円の売

り上げになります。それから、一応森林組合組合長とお話しをさせていただいて、相当の見積もり費用としては大体80%ではないかということで考えますと市の収入は1,955万円で、そのうちのその市有林、直営林についての県の補助金というのが、53立方以下の分については出ませんけれども、54立方以上の分については立方当たり3,500円の補助制度がございます。それを見ますと4,475立方、3,500円を掛けますと1,566万2,500円で、合計で3,521万2,500円の収入になるということでございます。それから、分収林、これが瑞穂が47.3ヘクタール、1万8,258立方。中の川、59.3ヘクタール、2万1,154立方、合計しますと分収林で106.6ヘクタール、3万9,412立方の立ち木がございます。それを間伐率30%でいきますと1万1,823立方。これは分収林ですので、市の取り分が50%ですので、それを計算しますと5,911立方、それに先ほど申しました1万円を乗じますと5,911万円ですね。費用の0.8掛けますと1,182万2,000円が残るということで、4,700万円の市の収益になるということでございます。そういった、いわゆる間伐による収入をこういったどうしても困っておるところに充てる。基本として充てていくということも考えられると私は思っています。ただ、この収入は間伐の年度によりますので5年ぐらにかかるのではないかと。一時に入ってくるというものではないですけれどもそういった考え方を持っていますし、それから先ほど言った分収林、公団あるいは森林組合と協議をし、例えば、これは管理署との併用林道になるわけですが、その負担金として仮に0.5の配分分をいただくとすると1,182万2,000円、トータルで5,800万円いきますと約6,000万円ですから、今の過疎法でいきますと約4億円の事業ができるということになるのではないかとこのように考えています。

ですから、一番大切なのは今、要望があります大栃簡水については、これきのうも言いましたが合併前の過疎促進計画の中で旧物部村でうたってますし、竹平議員が発言をされてますのは平成17年6月議会で、このことは合併前の約束で実施をされる、新市になっても引き継がれるという約束事ができているのは確認をしています。そういう合併前のやっぱり約束というのは実施をしていただかないと合併不信につながってくる。合併で取り残されたのではないかとこの市民の不安があると思います。それから、他の飲料水供給施設についても、私は、自分が確認をした結果では、佐竹について、上の集会所のある集落については、最近、水道施設といいますか、その完全な水道施設ではないですがその集落の中である程度立派な給水施設ができていますけれども、その有谷分岐から上の集会所のある集落に行く5~6軒のところの水不足ですので、これは飲料水供給施設でなくても緊急避難的に何らかの対策をとる必要があるのではないかとこのように思っています。特に、物部町のほうでは集落整備事業でいろんな、そういった簡易な水道施設を。各集落に資材代を提供し、部落の人の協力によって施設整備をしてきたところであります。やっぱりそういうふうな確実な施策というのを実施をしていただきたいと思っています。

それから、2問目の鳥獣解体処理施設の建設についてでございますが、今、答弁の中で検討するというようなお返事をいただきました。しかし、私は、これ大事なのは去年から、昨年度から言いますと今年2月末までの推計では（鹿の駆除頭数は）600頭を越すのではないかと。2月末時点で580頭のニホンジカの駆除をしています。それを有効活用することによって、将来的には市の報償金も減ってくるというふうに感じています。特に、奥多摩でやっている鹿肉というのは、コースでキロ当たり5,000円、もも肉で2,000円から3,000円、ばら肉で2,000円というような価格で販売。その価格が適当かどうかというのは別問題ですけれども、そういったふうにある程度流通が確定して、ある程度定着すると肉の消費というのも拡大をするのではないかと。現在、大体肉の、鹿1頭当たり80キロありますと20キロの肉が取れます。全体で言いますと25%ということになるんですが、そういったことを市として、できればやっぱり市の特産としての確立が大切ではないかと考えています。前回の鹿肉の加工の中で何で私が、大塚食品にカレーの材料として考えられるのではないかとお話をしました。これは、大塚食品という会社じゃなくて大塚薬品という親会社がありますから、そこでいろんな分析をして、本当に体のためにいいんですよ。きのうも言いましたけれども、鉄分は牛肉や豚肉に比べて9倍あるということになりますと、本当に女性の食材としてはかなり効果があるのではないかと。そういったことをもっともっとピーアールをし、香美市の特産品として確立をする必要があるのではないかとということでお聞きをしました。先ほど、佐々木水道課長の答弁の中で市長と書いておりますがと言いましたので、市長のほうのひとつ見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。門脇二三夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

簡易水道等の拡張等についてのご質問でございました。特に過疎地域におけるところの現状も十分にお聞きをしたわけでありまして。そうした中で、現在過疎法を適用した中での簡易水道の拡張等につきましては、先ほど佐々木課長のほうからも述べさせていただきました。一定、合併をするときにそうした協議を行い、そして振興計画の中で今後の簡易水道の事業の計画、そうしたものの計画を立て、そして予算的な計画もそれにつけての状況があるわけございまして、そうした中でも大変楮佐古地区、あるいはまたそれぞれ地域を挙げて現況の、いわゆる水道といいましょうかそうしたものの必要性というものを述べていただいたわけでありまして。ただ、計画の中で現在進めておりまして、これをまた今、見直すという部分ではございませんが、しかし適宜見直すということも必要でございます。そうした現況等も踏まえまして、今後検討が必要なところは検討もしていかなければならないというふうに思っております。特に、喫緊のそうした水事情に迫られておるといふところにつきましては、県のほうも大変憂慮をしておるわけござ

ございます、そうしたことを直近の、やはり私たち一番住民に直結しておる自治体でございますので、そうしたことについては特に気をつけていかなければならないというふうに思っております。ただ、なかなか財政的な裏づけということで、森の工場のほうの収益をとというふうなお話もございました。そうしたことも考えられますけれども、総合的なやはり香美市としての、長期的なビジョンの中で進めていくことも大事だというふうに思っておりますので、そうしたことにもご理解をいただきたいというふうに思っております。水不足は香美市だけでないわけでありましたが、この水源の一番の源であります香美市が、またその過疎地域の中でも水不足があるということは大変情けないこととございまして、より水の大切さ、また同時に森の大切さを皆さん方にも訴えていきたいというふうに思っております。

次に、この鳥獣解体施設でございますが推計600頭ぐらいの、今年も鹿の駆除がありはしないかということでございまして、私自身もそういうふうにもつかんでおるわけでありまして。特に、これも香美市だけの問題でなく日本全国の鳥獣被害についての問題が大きく国会でも取り上げられまして、特措法も設定をされて、新たな鳥獣被害についての対応、対策がとられてきたところでございます。そうした中で、特にニホンジカあるいはまた猪などの食肉加工につきましても、新たな分野として今後どういうふうにしていくのかということが検討されておるわけとございます。このことにつきましては、県の鳥獣対策課等のご指導もまたいただきながら、この香美市としてそうした加工施設ができるのかどうかということも検討はしていかなければならないと思っておりますので、そのように検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） すいません、9番、門脇二三夫です。3回目の質問をさせていただきますと思いますが、市長のほうからまめな答弁をいただきありがとうございます。

ただ、この過疎地域自立促進計画の中の水道事業について、それから、あとは鳥獣解体処理施設についてですけれども、これは非常に関連あるというのは皆さんご承知だろうと思います。現在、森の保水力を高めるということで間伐をしています。間伐をして下草が生えてくる。しかし、それを鹿が食うてしもうて、ざっと雨が下ってくる。幾ら雨が降っても保水力がなかったら、さっきから言っているのは保水力の問題、ちょっと言いましたが、そうではなくて降る雨をいかにとめていくかというのが非常に大切だろうと思っております。きのうもいろんな、依光議員なり織田議員さんから山の問題、あるいは川の問題、温暖化の問題出ましたけど非常に関連がありますので、そのあたりは十分我々も認識をしていく必要があるだろうというふうに思っております。そして、今年は確かに雨量は少ないですけども雪の量がありますので、それが徐々に解けることによって、そのせきとめる下草がない地帯でもある程度水は流れる。保水力につながるというふう

に考えているところでありまして、最近ではテレビでもよく鹿の食性について言っていますけれども、今、落ち葉を食べるということで国有林内、あるいは整備をされた森林でもそういった下草なり落ち葉がすべて食べられてしまう。そして、公園の中の、まちの公園のような状態になってくるというのがよく言われてはいますが、そういった意味で言いますとやっぱり有害鳥獣というのはある程度駆除をし、そういった処理をする施設があって、一般に流通をさせていくということもそういった行政の役割ではないかというふうに感じてます。

そういうことで、市長に再度、1つだけ確認をさせていただきたいのですがこの大栃簡易水道の拡張工事、これについては、私は先ほども言いましたけれども、平成16年12月に議会にかけられました旧物部村自立促進計画の中で拡張という工事が入ってますし、それからその平成17年6月議会で、先ほども言いましたけれども竹平議員から出てますのは、この自立促進計画についての質問が出ていまして、これは新市においても引き継がれるという内容の質問。今、議事録も持ってきてはありますが、そういったことを発言をされてはいますし、きのうの質問の中でも私たち物部町（旧物部村議会）では議員の全員協議会というのがありますので、言いましたように一部の議員から「この問題については合併前に基金を取り崩してでもやるべきではないか。」という意見が出てはありますが、先ほど言いました、竹平議員の質問にありましたように新市に引き継がれるということから、大半の議員はやっぱり基金、あるいは借金についても新市に引き継がれるということを確認をしたところでありまして、それは、新市においてこういった事業が実現をされるということのところで、我々もやはり基金を取り崩してやるべきではないということの確認をしたところでありまして、この問題についてはその2点目と切り離して何とか実現をしていただきたいというふうに思っているところでありまして、やっぱりそういったことが合併不信につながらないということになろうかと思っております。皆さん方ご承知でないかもしれませんが、物部川漁協は旧物部村でできています。これは合併当時に中西職務執行者が代表になって、上葦生川と槇山川の両人を立て組織をつくりました。それは何でかと言いますと、住友共電が発電所をつくるときに取水口から放水口までの漁業補償としてお金の受け皿を設立しました。それが物部川漁協の始まりであります。そこで、この市町村合併についても旧物部村でかなり問題があったのは、その漁協のようになりはしないか。今すべて下流域で鮎を放流をされる。当時の村（旧物部村）が計画した受け皿はどうなったのかということで私も調べました。そのときに住友共電から来る漁業補償が1,200万円、3つの県営のダムで1,570万円、それに河川付近の工場ですら年間5~600ぐらいの金が入ってます。今でもくすぶってますのはその物部川漁協の1,200万円。当然アメゴを放流をしてほしいという物部町の意見が多くあります。そういった不信につながらないうちに、ぜひともこの大栃簡易水道の拡張工事については実施をしていただくようお願いを申し上げたいと思います。

以上で3回目の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 門脇議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

合併協議に基づいてという、合併以前からの旧物部村の方針ということでございますし、この合併協議の調整方針を見てみますと、当然この水道事業の整備事業の中に旧物部村の現況ということの中で楮佐古地区を明記してございまして、「大栃簡水を分水して区域拡張事業で実施。大栃簡水の許可変更手続きをとる。」というふうな形で「計画給水人口75人」ということで明記がされております。そして、調整の具体的な内容としましては、「合併までに調整をし、新市における水道事業計画を策定する。」ということになっておるわけでございますので、当然香美市としてそれを引き継ぎ、そしてこの楮佐古地区の、大栃簡水の拡張工事として取り上げていくということは明記をされておりますし、その計画にはあるわけでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） おはようございます。22番、西村でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、その前に字句の訂正をお願いいたしたいと思っております。不法放置自動車の質問の下から2行目の「条例の訂正」とあるが、これは「条例の見直し」であります。見直しは検討されたかでありますので、「見直し」と訂正をお願いいたしたいと思っております。

それでは、順次質問をさせていただきます。

職員の服務規程についてまず質問をさせていただきたいわけですが、服務で、職員は地方公務員法第31条に基づき、香美市が制定している条例により服務の宣誓書に署名しているはずであります。また、地方公務員法第32条では、「その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされております。さらに、香美市職員服務規程の第2条では、「服務の原則」として、「職員は、市民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正にかつ能率的に職務を遂行するように努めなければならない。」となっております。また、同第14条では、「事務引き継ぎ」として、「職員が、退職、休職、転任等の異動が命ぜられた場合は、その日から5日以内に担当事務の要領、懸案事項等を記載した事務引き継ぎ書を作成し、後任者または所属課長の指定した職員に引き継ぎ、上司の確認を受けなければならない。」、こういったことになっておるところであります。以上申し上げたように地方公務員法で、香美市の条例及び職員の服務規程で定められており、当然職員はすべて服務の宣誓書に署名をされておると思うわけですが、その服務を履行していない職員がいることが明らかになったところでもあります。きょうの一般質問では、地方公務員法及び香美市職員服務規程に基づき職員の服務等に限って質問を行います。しかし、一定の内容を発

言しないと原因の理解が得られないので少し申し上げますと、市営住宅の入居手続きに関することではありますが、このことにつきましては、本議会初日に行財政改革推進特別委員会委員長より報告のあった内容であり、繰り返しになりますが申し上げますと、市営住宅への入居者は、住宅使用条例で2名の連帯保証人を連署し請書を提出することになっておりますが、平成17年に建築した黒土南A棟の28世帯中18世帯が1名しか保証人をつけていない。またC棟は24世帯中7世帯が1名しか保証人をつけていないことが、2月19日の（行財政改革推進）特別委員会で明らかになりました。この件では、以前の（行財政改革推進）特別委員会で、前任の財政課担当から「1世帯だけ入居までに保証人が1名しかできないが、年度末までにはつけるということで入居させている。」と聞いて、委員会としては聞いておったところであります。実に52世帯中約半分の25世帯が、現在1名しか保証人がついていないことになるわけでありまして、1世帯で滞納が出ているということであります。今、申し上げたことは、開会初日に行財政改革推進特別委員会委員長より報告のあったとおりであります。

以上が私の質問事項に基づく原因となる内容ではありますが、この件は今後（行財政改革推進）特別委員会で協議をしていく問題でありますのでこれから議員の服務に関する質問に戻ります。

このことは条例違反をしていることになるし、その重要なことを上司、市長、副市長にも報告をせず、異動時にも十分な引き継ぎをしていないことにより滞納を引き起こす原因になったと考えるところであります。収納管理課がせっかく努力をして成果が出ておるところではありますが、原課がこんな状態でどうなるのか。合併前の（行財政改革推進）特別委員会でも、収納管理課が設けられるときに心配していたことが現実起きていたところであります。滞納は収納管理課に任せておけばよいでは何のために収納管理課を設けたのかわからないところでありまして、もっと原課が汗をかくべきであります。これはすべての原課に言えることではありますが。また、前任の担当課（者）が「保証人が1名しかついていないのは1世帯だけである。」と言ったことも、（行財政改革推進特別）委員会に対して虚偽を言ったことになるし、議会としてもこんなことでは職員の発言を信用できなくなるが、市長はこの件について、2月19日の委員会後に報告を受けていると思いますが、当時の担当者が現在の担当者にどのような引き継ぎを行っていたか。また、その原因についてどう究明されたのかをお伺いいたします。また、前任の職員の条例違反、服務規程違反に対してどのように処置をされるかお伺いをいたします。

続きまして、2点目の放置自動車についてお伺いいたします。

この放置自動車については市内数カ所にあります。何年か前に、私が議長をする前になりますから大分なりますが2回質問をしたことがあります。土佐山田スタジアムの東側斜面の駐車場に放置をされている普通自動車はもう5年以上になると思うわけですが、いかに長いかといいますと、放置されている証拠に、この間に警察の署長が異動で4人もかわっております。以前に、早期に撤去するように質問をしたわけです。

が、その後に千葉縣市原市の条例も紹介をして研究するように申し上げましたが、担当課長が異動すれば十分な引き継ぎもなされていないのか、放置されたままであります。また、私がきょう申し上げる以外のところには努力されて撤去されたところもあるわけでありすけれど、また市民グラウンドの東側の市民グラウンド駐車場にも、数年になるわけでありすが軽自動車2台が放置をされています。1台は軽貨物自動車でトラックの荷台には廃品を放置されておるわけですが、このような不法放置自動車について、今日までの取り組み状況及び条例の見直しの検討はされたのか。また、見直しの検討が必要でなければ、香美市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例で、今の条例で対応できるのか。できるのであれば、その条例第10条の廃物認定及び第8条の撤去勧告、それについてはされたのか。また、その放置自動車廃物判定委員会について開いたのか。何回開いてどういう審議をしたのかお尋ねをするところであります。

また、市民グラウンドの駐車場のトラックにつきましては、車両にナンバーがついておるわけでありすので、軽車両でありますので市への（軽）自動車税は納められているかについてお伺いをいたします。

また、千葉縣市原市については、放置自動車の処理を粗大廃棄物して処理をしていると思っておりますが、廃車でない、ナンバープレートのついた自動車は法的に今の市の条例ではできないのではないかという私は解釈をしておりますが、その点をあわせてお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西村芳成議員のご質問にお答えをさせていただきます。

職員の服務条例遵守等についてのご指摘をいただきました。この先ほどのようなご質問で指摘をいただきましたことにつきましては、私の指導が十分でなかったことをまず最初に深くおわびを申し上げます。

先ほどのようなご指摘の中でありましたように、職員異動後の引き継ぎが不十分なことによりまして市行政に課題、問題を残すことがあってはいけないわけでございまして、そのようなことが今後起こらないように引き継ぎが十分に行われ、行われるように、そのような指導をしてまいらなければならないというふうに心いたしております。また、今回の件につきましては、前任者及び現在の担当者から今日までの経過を十分に精査した中での報告と、あわせて現状の報告をもらっております。ご指摘をいただきましたことにつきましては、新市の条例に照らしますと連帯保証人2名を必要といたしますが、住宅の建てかえということでもあり、継続される入居者に対して十分な説明と理解を求めてまいりましたが、その中で既に旧住宅に入居していた方々は新たに保証人を追加することに困難を来し、1名のみしか準備できていなかったということでもあり、できていなかった者もおるわけでございまして。当面は入居を認め連帯保証人の追加を、入居後においても継続して探すように要請をしております。しかし、現在追加された方は1件のみでございまして、その努力不足につきましては重ねておわびを申し上げる次第でござ

ございます。

なお、（黒土住宅）C棟につきましては引き続き連帯保証人を準備することの誓約書を取っております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおりの経過の中で不適切な部分もあるわけございまして、その対応が不適切な部分につきましては今後もその解消に向けて努力をするよう指導をいたしておるところでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

なお、引き継ぎが書類でなされていたのかどうか。あるいは前任者ときちっと引き継ぎがされていたのか、また上司になぜ報告をしなかったのかということにつきましては、現担当のほうでそうした、どのような形で行われてきたのかということにつきましてはここでご報告を、答弁をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 西村議員の不法放置自動車の件につきましてお答えを申し上げます。

5年の間に（警察）署長が4人かわってまだ車があるということで、遅くなっておりまして非常に申しわけなく思っております。ご質問のとおり、土佐山田スタジアム東の斜面に放置自動車がございます。この乗用車にはナンバーがついております。以前の質問でもお答えを申し上げましたが、所有者の特定はできておりますけれども所在が要として不明のままでございます。この乗用車も含めまして、市道上の放置自動車等も一緒に処分するよう市内の調査をいたしました。その結果、調査の時点では市内に19台ございました。これは建設都計課の管理する部分のみでございますが19台ございまして、香美市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の手続きの流れに沿いまして、警告書を張りましたことによりまして何台かが撤去され、現在13台がまだ残されているという状況でございます。今後、警察立ち会いのもと放置車両のかぎを開けまして、車内の物品や車体番号から所有者の特定を行わなければなりません。所有者が判明した場合は、所有者に撤去勧告、命令をして撤去してもらうこととなりますが、市道に放置されております車両の多くは数年以上たっておりまして、原型をとどけていないものもございます。所有者が特定できない場合には市で廃物認定を行い処分することとなりますが、現在鉄が値上がりをしておりまして処分費用はかからないというふうに思われますが、リサイクル料が支払われていない車両につきましてはリサイクル料が市の負担ということになるかと思います。なお、支払った部分の半分につきましては補助金で返ってくるというようなことでございます。

それから、廃物認定の会を開いたのかというご質問でございます。調査に時間を要しました関係で、まだ開催をいたしてございません。

それから、ナンバーのついた車は法的に処理ができないのではないのかというご質問でございますが、ナンバーがついておりますと廃車手続きは本人もしくは法定代理人でな

いと廃車手続きができないということになってございます。車両がなくなっても籍は残っていくということになろうかと思っておりますので、課題が残るということにはなろうと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、几内一秀君。

○生涯学習課長（几内一秀君） 放置自動車の件につきまして、市民グラウンド駐車場につきましては生涯学習課の管理でありますので、私のほうから答えさせていただきます。

市民グラウンド駐車場につきましては、（自動車が）放置されてからある程度もう年数が経過しているようで2台ともタイヤがパンクをした状態のものとなっております。生涯学習課でも平成17年ごろ2台が放置されているということを確認をしておりますが、平成18年に放置自動車を整理する際に、無断駐車や放置自動車がございました宝町体育館の駐車場のほうを優先的に実施をしてきました。その後、その解決後引き続いて行うべきところの対応をしていくところのものでしたが、事務等の関係もあり具体的な対応をとらずにここまできたということで現在に至っているところです。この（放置自動車）2台につきましては、平成20年度予算のほうへも撤去手数料の予算化をお願いしておりますので今後対応していきたいというふうに思いますが、ナンバー付きの車でございますので、先ほど建設都計課長が言われましたように法的なことも含めてまた検討していかなくてはならないというふうに思っております。

それと、ナンバーがついてますので納税状況のほうですが、平成14年度から課税がされておりますが一度も納税がされておらないということです。収納管理課の調査によりますと、その所有者の方は行方不明ということになっておるとのことです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 西村議員の不法放置自動車につきましての、条例の見直しはされたかということにつきまして答弁させていただきます。

現行の香美市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例につきましては、平成13年に旧土佐山田町条例として制定されておりました香美市に引き継がれております。放置自動車の撤去及び処理に関しましては、道路法、道路交通法、車庫法、廃棄物処理法、遺失物法、民法など法律が複雑に絡み合っているため、条例制定におきましては適合性を検証されたものに準じて制定がされております。西村議員も言われましたが、千葉県市原市が平成18年1月1日に施行しております放置自動車の処理に関する条例は、放置自動車を廃物として認定するのではなくて使用済みとみなすことによりまして、自動車リサイクル法、平成17年1月1日に全面施行をされておりますが、の規定に基づく処理を行うこととして放置自動車を撤去するまでの期間を短縮したもので、全国で初めてのものであります。使用済み自動車とみなす場合でも、この条例におきま

しても1カ月以上の期間を設けておるようでございます。私の考えるところによりますが、現行の条例で十分だと考えておりますが、市原市条例を参考に検討していきたいと考えております。

なお、ナンバー付きの放置自動車の抹消登録の処理について、いろいろ問題もあろうかと思っております。これも市原市等の、実行した場合の状況も調査しまして検討に加えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 先に市長がお答えいたしました市営住宅の件についてご報告させていただきます。

市営住宅の連帯保証人2人制の問題について、財政課としてどういうふうに対応してきたかということでございますが、書類でちゃんと引き継がれておったかということにつきまして、それと現在の担当者も条例違反を知らず上司に報告しなかったのかという、そういう点でございますが、引き継ぎにつきまして幾つかの、結構多くの事項が書類で引き継ぎがありましたが、この件につきましては書類ではなされてはおりませんでした。しかし、黒土C棟への移転入居説明会等を実施していくに当たりまして、（黒土住宅）A棟の例によりやっていきたいと、そういうことを前任者に聞き取りをしていく中で、連帯保証人の状況もわかってまいりました。黒土2号団地は建てかえ移転でありますため、条例に基づいて公募によらず移転してもらっておりますが、旧住宅では保証人が1名であったのに対しA棟移転時には新たな請書で（連帯保証人）2名が必要となりまして、しかし、まずは（連帯保証人）1名でも入居はしてもらわなければ、あと取り壊しもありますので入居してもらいますが、あと1名構えてもらうということの要請をA棟の説明会でしているということもわかりました。しかしながら、特に財政課としても上へ報告するという意識はございませんでした。現在の住宅担当者も、住宅事務を覚えていく一方、（黒土住宅）C棟への入居移転を成功させなければならないということで、それで頭もいっぱい全力を注いでいきました。4回にわたる（黒土住宅）C棟移転入居説明会では、滞納を解消することと連帯保証人が2人必要であることを特に強調してまいりましたが、「滞納は何とかするが、連帯保証人2人についてはどうしてもなってくれる人がいない。」というような切実な訴えがございましたが、これに対しましては「（連帯保証人は）2人構えてもらわなければならない。」と一貫して答えてまいりました。しかし、請書を出してもらう段階で、どうしてもいないという人につきまして誓約書を書いてもらい、あと1人（連帯保証人を）構えてもらうことを約束してもらいました。そういう中でできておりまして、先月の、2月29日の行財政改革推進特別委員会で指摘を受けまして、現在（黒土住宅）A棟、C棟、現在（連帯保証人を）1人しかよう構えていない対象者につきまして、とにかくもう1人（連帯保証人を）構えてもらうよう足を運び、促しているところでございます。そして、市長も申しましたよ

うに1名、何とかもう1人構えていただいておりますが、まだこれから努力をしなければならぬところがございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、住宅の入居に関しての職員の服務のことですが、引き継ぎについては書類ではなされておらなかったということでありまして、入居に対して努力をして、精いっぱいやっておって上司への報告が抜かったということでございますが、やはり基本的に公務員としての立場を自覚をしておらないというふうに私は受け取る。やっぱり、先ほども言いましたけどせっかく収納管理課をつくって努力をされておるのに、原課がこういうことをしておいたら収納管理課は何しようかわからんですね、こら。こういったことを続けておったのでは、誓約書をとって、あと1人（連帯保証人を）つけるということで（誓約書を）とっておるんですけど、そらまあ誓約書をとってもできないものは恐らくできんと思います。当然、それからまた黒土住宅に以前おった方々については生活保護世帯もかなりあるだろうと思います。そうした中でその誓約書を書かせて、滞納だけ（何とか）されて誓約書をつけて（住宅へ）入れても、当然これから足を何回運んでも、私の受け取り方では当然できないんだと。そういった状況の中でなぜ上司にも報告しなかったんでしょうか。この条例の、住宅の入居の条例に、入居の手続きについての第11条の3項に、「市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。」とある。これくらい引き継いでおいたら、なぜそういったことをしなかったのか。相談を上司にしなかったのかということが一番問題になってくる。これをしてあげばいいわけですが、もう市長がその判断でやむなしと。その当時は、黒土（住宅）は1人でありましたので、今回も引き続き入るためにその手続きを市長としてとろうということをしてしおれば、当然これは特認でできたわけでありまして。その措置をしておって、今さら誓約書があるからと続けておって、できなかったときにはどうするか。基本はやっぱり条例どおり（連帯保証人は）2名でありますので、そのことをしなかったら、今2名つけておる方に今から特約みたいな、市長の特認ということにはできないと思います。今、そういう状態の中では。最初に手順を踏み外しておるからこういうことになってくるんです。それは、やっぱり前任者もきちっとそのことを踏まえてしておかないからこういうことになってくるのだろう。さっき財政課長のほうから答弁がありましたけど、やはり前任者からきちっと引き継ぎがされていたのならこういったことも起こらなかったと思いますが、現在の担当者も条例違反と知っておって上司に報告をしておらなかったというふうに私は受け取るわけですが、条例違反になるということまで、そこまで考えていなかったのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

それから、市長にお伺いしますが、この4月にまた人事異動があると思いますが、こういったことについては、事務引き継ぎについてはきちっとやっぱり条例に基づいてすることを指導しないと、こういうことが起きてきたら取り返しがつかないことになるわけでありますので。せっかく前に、滞納処理も前に進みかけておるのに、こういったことでは、とても今後のことについて心配されるわけでありますのでお願いします。

それからもう1点お伺いしますが、このような条例違反を行って滞納ができて徴収ができない場合、そうしたときに当時の担当職員に責任を取ってもらうことになるかと私は考える。監査しておる立場から踏まえてもそういうことと私は思いますが、将来的にこの人が滞納で処理ができなくなったときに、この責任は当時の担当職員にあると思いますがその点を、住宅については市長にお伺いをいたしておきたいと思えます。この件については、具体的には行財政改革推進特別委員会で協議をしておるわけでありますので、きょうの一般質問については職員の服務について質問させていただきましたので、この市営住宅の入居手続きにつきましては、次回の特別委員会で前任の担当者も出席してもらうように特別委員長に要請をいたしまして、十分に審議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この件についてはこれで市長の答弁をいただいて終わりにいたしたいと思えます。

それから、放置自動車ですが、放置自動車の廃物判定委員会は開いておらないということですが、これはどこの担当課になるか知りませんが、やっぱりこれも条例をつくっても意味はないわけですね。これは同僚議員も再三、私が議長をしゅうときも同僚議員からもたびたび質問があつておるわけですね。それを、廃物判定委員会を開いておらないということでしたら、こういった判定委員会をつくる必要はないわけですね。そのことについては、これは建設都計課だけの担当じゃないと思うんです。全体的に、ほんでこの放置自動車は関連しておるわけですので、この条例の判定委員会の部分についてはどこの担当されておるのかわかりませんが、条例を詳しくそこを見ておらないので。そこがわかりましたら、どうしてこれを設置したのか、これくらい放置自動車があるのに開いておらないということについてはどういうことか、そこのちょっと答弁をいただきたいと思えます。

それから、環境課長が現行でいけることはいけると。しかし、今後、市原市の条例も参考に検討するということでもありますのでそれは結構であります。またこれが4年も5年もならないように、私の任期も平成22年で終わりですので、それまでには検討をさせていただいて、条例をしていただきたいというふうにつけ足して申し上げておきたいと思えます。

それから、最後になりますが、この件も同じであります。もっと職員はこの服務に徹して、事務に積極的に取り組んでもらいたいと思えます。条例あるいは規定があつても何もならないし、香美市の基本理念であります輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくりとは何か。いま一度職員また議会も考えなくてはいけないと思うわけであ

りますが。また、議員の質問に対しましても法的な根拠をよく発言される課長がおります。当然、国の法律に基づき、また条例に基づき事務をとってもらわなくてはならないわけでありますが、まず自分自身から市の条例や規定、規則等を遵守しながらやっていたかできないと、そこができていないので困るわけですので、公務員とはどうあるべきか。厳しいようではありますが、これからこの市政を、かじをとっていく市長の今後の取り組む指導と姿勢についてお伺いをいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 西村芳成議員の２回目のご質問にお答えをさせていただきます。

市営住宅の入居に関する対応でございます。

そうした先ほど私のほうから、また担当のほうから述べさせていただきましたように大変不適切な部分もあるわけでございます。そうした部分に対しましては、今後、特に条例遵守につきましましては心してまいらなければならないというふうに思っております。また同時に、公務員としての認識を改めて再確認するよう市で指導してまいりたいというふうに思います。また同時に、ご指摘のように引き継ぎのことも大変重要であるわけございまして、特に職員異動の時期を迎えておりますので、住民サービスの視点からも事務引き継ぎにつきましましては徹底してまいりたいというふうに考えております。

また、条例違反等犯した中での処分ということでございます。今後はこのような事態が起きないようにまず努めてまいらなければならないというふうに重ねて申し上げておきます。また同時に、今回の引き継ぎ等についての、対応につきましましての処分といたしまししょうか、そうしたことにつきましましては前担当者、あるいはまた現担当者、また同時にすべての責任は私にあるわけでございますので私の処分を含めてなお長期で協議をし、その対応をしてまいりたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） はい。西村議員の２回目のご質問にお答えさせていただきます。

廃物判定委員会の事務局は環境課が持っております。判定委員会を開いてないということでございますが、一応委員さんを委嘱したときに会を一度開いております。それと、放置自動車の廃物を認定するに当たって、会を開いて廃物等を認める、認めないということをしなければならないということで条例になっておりますが、それをたびたび開催するのも時間的なロスがありますので、その場合には放置自動車廃物判定基準というのを設けております。基準書がございます。それで、四輪車でしたら１００点以上になりましたらもう廃物と認めるということ。それから、二輪車でしたら７０点以上ということになっておりますので、今まで撤去してきた部分につきましましてはその点数以上のものを処理をしております。それで（判定）委員会の開催は省いて、今まではやってきております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 西村芳成君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問いたします。

最初に多重債務問題を中心として、消費者業者についてお尋ねいたします。

平成19年の破産事件の動向であります。高知県下1,697件と、ピーク時、平成15年の2,362件から減少傾向が続いております。しかし、管財事件件数では155件と逆に3倍近くとなっております。低所得者層のみならず一定の資産をお持ちの方が破産しなければならない状況まで来たと考えられます。また、個人再生や特定調停等による債務整理も全国レベルから言えば高水準で推移しているわけで、弁護士等も手いっぱいというところにあります。そのような中、クレジット、サラ金被害者の会が昨年10月、高知うろこの会として会員85名、サポーター会員39名で立ち上がり、民間団体が被害者の相談場所として一定の役割を發揮しております。高知県多重債務問題対策協議会は、弁護士会、司法書士会、被害者の会、四国財務事務所、高知県警、消費生活センター、市民相談センター、県各部局が参画し、関係機関の連携により多重債務者が抱える問題の解決を図ろうとしております。しかし、多重債務問題が社会に深刻な影響を及ぼしている中、市の相談窓口の整備は全国的にまだまだであります。専任相談員が配置されている市は325市でしかありません。国の示した多重債務問題改善プログラムでは、借り手対策として次の4点を強調しております。1点目に、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備、強化。2点目に、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸し付けの提供。3点目に、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化。4点目に、ヤミ金の撲滅に向けた取り締まりの強化等であります。そして、「市町村においては改正、貸金業法完全施行時、2009年末にはどこにおいても多重債務者に対し適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。」としております。本市においても具体的に取り組みが進みだしたと伺っております。そこでお尋ねいたします。

昨年12月4日に開催された香美市消費生活講座、借り入れ返済に関するトラブル、グレーゾーン金利等については非常に勉強なり、石川弁護士の話も的確で参加者の感想も好評でありました。また、フロア発言も弁護士と異なる視点から、また今後の本市の取り組みのサポーターともなり得る知識もあり、有意義にとらえたところでありました。担当課の努力に敬意を表するところでありました。さて、そのような学習的取り組みを踏まえ、この間のその他の研修や関係会議への参加、専門機関との連携、12月10日から16日の全国一斉多重債務者相談ウィーク等もありましたが、かかわりはいかがであったかお尋ねいたします。また、県多重債務者対策協議会等への参加はなされているのか、いかがでしょう。

2点目に、本市の多重債務者の実態把握について伺います。収納管理課においては滞

納問題等から多重債務に陥っているかなりの数が行財政改革推進特別委員会でも報告されております。その他、福祉事務所等からの情報でも把握は可能と考えますが、いかがでしょう。

3点目に、昨今の破産特定調停に対する裁判所のスタンスは変化してきております。自己破産する場合でも、過払い金が生じる場合はそれを取り戻さなければ免責の手続きまではいけません。また、改正破産法により破産手続き時に99万円までの現金の所有は認められるようになりました。特定調停においては、今後の支払計画を結ぶ上で滞納があれば税等の分納誓約を必ず結んできなさいと変化してきております。多重債務者の生活の実態、借金の内容等も多様化しております。問題解決には関係各課横断の情報共有、連携が不可欠であります。体制としてはかたまっているのか。また、解決に向けてのマニュアルはお持ちなのか。弁護士、司法書士が大変忙しくなっている中、協力体制はとっていただけるのか。全体としていかなる流れを想定しているのかお尋ねいたします。

4点目に、国は市の相談員向けの研修、指導の機会を設けるよう促すとしていますが、何よりも経験が必要な事務であります。今後、人選等含め相談員の育成はどうなっているのか。早急な課題ではありますが見解を伺います。

5点目に、ヤミ金についてですが、国も改正資金業法の規制強化を実効的なものにするためにはヤミ金撲滅が不可欠と考えており、警察や監督当局は取り締まりの徹底を目標としております。本市にも少ない数ですが電柱等に違法看板が掲示されてもおります。南国市等でもヤミ金看板の一斉撤去を行ったこともございます。債務整理が終了した後、ヤミ金に手を出した例も幾つか伺っております。市として違法看板等の処分撤去にも動く必要性を今後感じますが、お尋ねいたします。

6点目に、ギャンブル依存による多重債務者対策ですが、債務整理と並行して病気とも言えるギャンブル依存を克服させなければなりません。進んでいる県ではGA、ギャンブルアノニマス、ギャンブル依存から回復する会の取り組みもできており、本県でもおくれればながら先日3月8日に、県立精神保健福祉センター主催でギャンブル依存、アディクション研修会も開催されたところであります。生活困窮による多重債務問題とあわせてこの問題も重視しなければなりません。見解をお尋ねいたします。

7点目に、セーフティネット貸付についてであります。丁寧な事情聴取、具体的解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として返済能力が見込まれ、問題の解決が見込まれる場合低利の貸し付けを行う。また、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等も、上記のことを前提として受け皿としての活用を促進するとなっております。今後の課題としてお尋ねいたします。

悪質商法についてですが、諸般の報告でも香北町、物部町で被害等が出たということではありますが、あわせて広報3月号で対処方法も掲載されたわけでもあります。特定商取引法、割賦販売法の改正も見込まれており、クーリングオフ期間の大幅延長やクレジッ

ト契約の無効まで盛り込まれようとしております。法改正による再度の広報等での啓発も必要と考えます。また、被害者は高齢者であります。何よりも地域の見守りの目と、関係機関である警察はもちろんのこと民間の銀行や運送業者等にも被害防止のため協力要請はできないかお尋ねいたします。銀行は、振り込め詐欺等に対しては一定啓発も行っております。運送業者も日常と異なる荷物や数多くの頻度で送られてくる荷物等、異常を感じたら連絡をもらうなどの仕組みはつくり上げられないのかお尋ねいたします。

続きまして、公衆浴場が土佐山田町になくなったことによる住民生活の現状、改善方策等についてお尋ねいたします。

憲法第25条、「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。」第2項、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と責務をうたっております。家ぶろがあることが当たり前の時代と思われませんが、土佐山田町においても低収入等の理由でふろのついていないアパートに住まれている方が点在している状態がございます。私どもの小さいころには、たしか土佐山田町内にも4～5軒銭湯があったと記憶しております。しかし、時代の推移もあり、昨年東本町の旭湯さんが廃業に至り非常に困っている市民がおられるとの話を伺いました。また、家ぶろがありながらも1人での入浴に健康状態等からためらいを持ち、銭湯を利用する高齢者の方もおられると伺いました。そこでお尋ねいたします。

1点目に、仮定の話で恐縮ではありますが、もし市民の要求も一定あります、公衆浴場を再開してほしいという声に対し、公衆衛生、福祉の観点から市として支援策をとることが可能なのかお尋ねいたします。

2点目に、市の施設に幾つかありますふろの利用状況についてお尋ねいたします。

3点目に、宝町地区老人憩の家の方々が公衆浴場の廃業により利用され出したとも伺いましたが、届け出人数、利用状況はいかがでしょうか。また、4月以降、直営での管理となる方向ではありますが、ふろのない方はもちろんですが、1人で入浴されることにためらいのある高齢者の方にも届け出の範囲を広げて受け付けるようにしてはいかがでしょうか。あわせて、広報、個別のお知らせ等も必要と思いますが、お尋ねいたします。また、一定若い層にも開放できないのか。時間帯をずらし、また別の日を設定するとか、有料でも利用者はあると考えますがお尋ねいたします。

4点目に、プラザ八王子の方々の利用についてですが、現在デイサービスで使用されている点承知しておりますが、以前デイサービスと時間をずらし、介護予防のリフレッシュサロン事業にて200円で入浴ができた時期があったと伺っております。現時点において公衆浴場がなくなり市民が不便を感じているわけで、有料であっても市民は納得すると思いますが、市の事業として展開できないかお尋ねいたします。

5点目に、あるアパートの住民の方が困り果てて、アパートに簡易のふろを設置したそうであります。予算的には10万円程度であったと聞いておりますが、個人の力量の

みに任せておいてよいのでしょうか。助成等検討できないかお尋ねいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の多重債務問題等についてお答えいたします。

国の多重債務問題プログラムに基づき、国、自治体及び関係団体が一体となって取り組むことになり、本年4月から11市4町に対し相談窓口を置くよう要請があり、現在高知県と調整中です。窓口としましては商工観光課となります。

まず、1点目ご質問の本県に関するこの間の取り組み、学習状況、県多重債務者対策協議会への参加についてでございますが、毎年度開催しております県主催の市町村消費者行政等担当者研修会におきまして、2月に多重債務問題に関する研修会が実施され、当課及び各支所の担当者、福祉事務所、収納管理課の職員が参加いたしました。また、昨年12月に開催しました多重債務問題の講演会も、本年も引き続き開催する予定です。香美市では、当市の情報を共有し連携する体制づくりを検討するため、総務課、福祉事務所、収納管理課、税務課、保険課、包括支援センター、香北、物部各支所担当者の庁内会議を開催いたしまして、取り組みや現状について話し合いを行いました。2回目には、県立消費生活センター所長を講師に研修会を行い知識の向上を図りました。ただ、実際相談に応じる窓口となりますと、机上のみでは対応が難しいと感じておりますので機会あるごとに研修していかなければならないと痛感しております。また、昨年8月に設置されました県多重債務者対策協議会が、弁護士会会長、司法書士会長を初め県の各副部長の方々等が構成員となっております。香美市は参加しておりません。

2点目の、本市の多重債務者の実態についてでございますが、当課への相談者は本年度2件ございました。また、香美郡民商、あおぞら道場が実施する多重債務者相談には、平成19年4月から本年2月末までの間46件あったと聞いております。高知県立消費生活センターでは、多重債務問題改善プログラム決定を受け、平成19年9月10日より相談者を司法書士等の専門家へ取り次ぐ業務を開始いたしまして、11月までに本市からの相談者が13件あったと聞いております。多重債務者の多くは、NPO法人女性自立の会の調査によりますと、借りたものは返す、相談窓口がわからない等の理由でなかなか相談に行かない傾向にもあるようで、はっきりと把握することができませんが収納管理課の情報でも多数の多重債務者が存在すると思われれます。

3点目の、問題解決には各課横断の情報共有、連携が不可欠である。いかなる体制か、

また解決に向けての一連の流れについてでございますが、体制づくりについては県の提示する相談体制に基づき、香美市の庁内会議でさらなる研修も重ね、また連携を取りながら必要に応じて互いに紹介するなど関係課とネットワーク化を図っていきたいと考えております。また、解決に向けての一連の流れについても、県の提示する流れに基づき相談者を専門家へ取り次ぐ業務も開始いたします。マニュアルについては、金融庁の作成するものを参考と、現在はしております。

4点目でございます。実務に対応できる相談員の育成、相談室の確保ですが、現状ではどれほどの相談があるのかまだ未知数ですし、当課職員及び香北、物部各支所の担当者が学習を重ねながら相談に応じることになります。相談者から聞き取りをしながら相談カードを作成し、必要に応じて県消費生活センターとも連携を取り法律専門家への橋渡しなどのサポートもしてまいります。なれていないこともございますし、多重債務問題はさまざまな要因が複雑にかみ合った問題でもあるため、解決方法を提示する業務は法的専門知識を擁するものでなければなかなか難しいと考えております。相談者を確実に専門家に取り次ぐ、この業務を実施するに当たっても解決手段や関係法令を知識で身につける必要がございますので、研修等へも積極的に参加することにより職員の育成を図ってまいります。将来、相談者が多数になる場合は、専門の嘱託職員を配置するなど要望したいと存じます。

相談室につきましては、相談者から借り入れ状況、返済状況、給与等の情報を聞き取る必要もございますことから個室である必要があり、また、これらの情報の聞き取りに1時間以上を要すると聞いておりますので、相談を予約制にし、市役所等の会議室を予約して対応するように考えております。

5点目の、ヤミ金の違法揭示対策についてですが、県とも相談、連携しながら対策を検討してまいります。

6点目、多重債務問題と深くかかわるギャンブル依存対策でございますが、研修会の講師の話では、多重債務で苦しんでいる方の多くは仕事がない、病気がちであるとか低賃金など生活苦の方が多数を占め、ギャンブルによる多重債務者の大半は公務員だそうでございます。また、多重債務者サポート相談ウイークの調査結果でも、ギャンブル、遊興費が借金のきっかけとなっている割合は全体159人中の9.4%、15人に過ぎず、むしろ低収入、収入の減少が主な原因となっているため、地域経済の活性化と雇用への対策が重要であると考えております。

7点目の、セーフティネット貸付についてですが、多重債務者に陥ることを避けるための柔軟な貸付制度、あるいは生活福祉資金貸付制度の整備、充実についてのご質問であると思われませんが、当課としましては、状況を福祉事務所や社会福祉協議会とも連絡、相談をさせていただくこととなります。また、顔の見える融資、日本版グラミン銀行モデルは香美市のみでは行えません。県を初め各金融機関や非営利組織を動かしていかなければなりませんので、まだ視野には入れておりません。また、事業者向けのセーフテ

インターネット貸付は、現在も商工観光課で証明はしております。

最後に悪質商法における一層の啓発と多機関の連携による水際での被害防止策についてでございます。

今回の高齢者をねらった悪質商法も、地域の方や香美市駐在所の警察官も入っていただきました。また民生委員の方や婦人会の方に入っていただくケースもございます。場合によっては運送業者への相談もお願いすることも考えられます。そのように住民一丸となって被害の防止に努めたいと考えております。そのためにも、啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員の公衆浴場の件についてお答えをしたいと思います。

公衆浴場は、環境の部分に入りますのでおのずと答弁も限界があると思いますが、できる範囲でお答えをしていきたいと思っております。まず、現在の公衆浴場を再開するように行政の支援ができないかと、こういうことでありますけれども、基本的にはその浴場を持っておられる方の問題でありまして、個人の財産であるわけですから、市のほうからこのことについてこうします、ああしますということは申し上げられないというふうに思います。ただ、公衆浴場法とその特別法であったと思うんですけども財政的な支援ということは法律の中にもありますので、そうした運営をしていきたいとか、公衆浴場をもっと充実させていきたいとかいうふうな個人の要望があれば、そういう法律も適用の範囲だというふうに思います。

次に、市の管理しているふろの状況についてお尋ねでありましたけれども、合併してすぐでありましたけれども物部町のほうでその公衆浴場がなくなって、大変困られておるといことで地元の議員さんも大変、東奔西走されたわけでありましてけれども、その今の利用状況では、この4月からこの2月までの統計でありますけれども66回で70名の方が利用されています。1回の利用が1.06（名）ということですので非常に少なくなってきたということ、きちんと分析をしてみる必要があるんじゃないかと思っております。

それから、宝町の老人憩の家ですけれども、これも4月からこの2月までですけれども、89回、349名、1回に換算しますと3.92名ということになっております。ご案内のありました八王子プラザでありますけれども、これも同じ4月から2月までで234回、3,496名、1回に14.94名ということになっております。八王子プラザはこれ以外にプチカフェというふうな、障害の方にも開放しております、月に2回ですけれども大体これ1回に10名余り、多いときには17～8名（利用が）あるようでありまして、そのような利用の状況があります。

それから、次に宝町の老人憩の家のふろについてのご提言があったわけでありましてけ

れども、この宝町の老人憩の家のこのおふろは大変老朽化をしておりますとお湯が出ないと。あるいは水の圧力がないと今トラブル続きでございまして、修繕をずっと繰り返しております。そのため昨年、年末でしたけれども2カ月ほど利用できない状況がありまして、大変、ここに来ておふろを利用されている方にとっては大変な時期がございました。その後も、現在も修繕を繰り返しているというような状況でございまして、今後、大がかりな工事と、大変費用がかかるということになればふろ自体を廃止しなければならないんじゃないかと。そのことも検討しなきゃならないような、そういう施設であります。ですので、いろいろ提案をいただいたんですけども、これについて積極的に答えられるような状況にはないと思います。4月から直営となりましても条例の範囲で管理運営するわけでありまして、高齢者を対象としております。したがって、不特定を対象とするということはなかなか難しいと。また、有料化ということで、普通公衆浴場も想定されてのお話だと思うんですけども、公衆浴場法から言えば知事の許可も必要になりますし、そもそも市が施設の用途変更までして公衆浴場を運営するという点について、市民の理解が得られるかどうか。このこともあるんじゃないかと思っております。

(宝町老人憩の家のふろの利用者数が)登録され出したのは、数がどれぐらいいるのかということですが、現在登録されている方は11名ということになります。今、言いましたように1回の利用が3.92名ということで、大体4~5名が利用を常時していただいているという状況であります。

それから、4番目にご質問いただきましたプラザ八王子のふろの活用はどうかということですが、このプラザ八王子のふろは今、言いましたようにデイサービスが月曜日から金曜日。またプチカフェが月に2回使っているということで、これらの事業への影響と。それからまた、そういう形で開放するとしましたら費用の負担がどうなるかということがあります。運営管理をだれがやるのかというような課題もございまして、同施設を直ちに開放、活用するということはできないというふうに思っております。また、このプラザ八王子につきましても、現在修繕をいたしております。同施設のボイラーの煙突の不具合ということで、前月、今月、1週間ほどそれぞれ休業していただきまして修理をやっておることなんですけれども、構造上このようなトラブルが今後も起きるということをおっしゃっておりまして、今、点検をしておりますけれども次回は相当の大きな費用が必要になってくるというふうな状況で、どの施設も大変な状況になっておるところでございまして。

5番目に個人のふろの設置についての助成はどうかということですが、これは、個人の財産にかかわる助成につきましてもは相当の実施根拠というものが必要になりますし、市民の理解が得られなければ、これはまず困難だというふうに思っております。ただ、介護あるいは障害ということで住宅改造とか改修とかいう制度もございまして、そういうものが使われる方についてはそういう方向で、あるいは生活保護のほうにも修繕という制度もございまして、そういうことが十分実施根拠としてきちんとあれば、そうい

うことも活用できるのではないかというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。2回目の質問をさせていただきます。丁寧なご答弁をありがとうございました。

多重債務問題についてですけど、このパンフレットは商工観光課の窓口というか入口の机の上に置かれているものでありますが、あそこ、3階まで取りに行く、来た人はあればもらっていくかもしれないけれども、ぜひこの1階にも置いてもらいたい。なかなかばらしい資料というふうに思いますが。やはり下にもいろいろ資料を置かれてますけど、一番住民が、市民が来られるこの1階のフロアのところにこういうものがあれば、それこそヤミ金で活躍された宇都宮健児弁護士とかが監修されてますのでね、私はひとつそれを提案したいと思います。

また、これの中身ですけれども、多重債務に陥らないためにということで、多重債務問題が深刻化していることから始まって、それからセーフティネット貸付のこととか、（多重債務に）陥らないために、それから陥って終わった後のこと、それから解決の仕方まで含めて5項目、大項目になって書かれております。大変わかりやすい資料と私は思いました。ということは、ぜひ収納管理課の課員の方もこういうやつを持って行って、口頭でももちろん、借金問題等にぶち当たったときには説明して専門家を紹介するかもしれないけれども、それだけじゃなくてこういう流れでいけるんだぞということを言えば滞納問題等の解消の一助になるというふうにも思いますので、ひとつ話させてもらいました。

高橋商工観光課長のほうから取りまとめて答弁いただいたわけでありましてけれども、実際のところ実態把握のほうは収納管理課からの滞納問題等の情報であるとか、6番目のギャンブル依存症対策については、これは本来は健康づくり推進課なんかが、県から3月8日に会議等あったんですけど窓口で文書で来てますかね。来てませんか？実際、またあわせてセーフティネット貸付については福祉事務所や社会福祉協議会も絡んでくると思います。本当にこの問題の解決には各課横断の取り組みが重要であると思いますし、課長の話でも庁内会議をかなり、県の消費生活センターにも来てもらってやったということですが、大変難しい業務でありますけれども前へ進んでいくことには私も頑張れと応援をしたいところであります。

先ほどあおぞら道場のことを、商工観光課長のほう触れられましたけど、2007年4月1日から今年2月29日まで、過払い金について少しお話してみたいと思います。専門家に頼んで過払い金を取り戻したケースが2件で、相手が7社で320万円、本人請求で過払い金を取り戻した経緯が12件、12人ということですが、38社で1,826万円、合計で14件、45社で2,146万円。まだ、現在請求中の部分は3件、7社で760万円あります。これは満額取り返せるかどうかはわかりませんが、そういう動きもあります。多重債務で税金等滞納させる方は、本来税等を払うべき部分をサ

ラ金会社に払い続けてきたわけでありまして、再計算しても18%は払っているわけ
ありますからすごいと言えはすごいわけなんです。先ほども話しましたが、今は自己破
産も以前よりは大変難しくなってきました。逆に言えば、今までは過払いがあっても
トータルの部分で負債が多ければ破産していたわけでありまして、そういうことから
考えますに、今、取り組んでいるのは自己破産をされた方でも過払い金が発生する可
能性のある方は、みずから取り引き履歴を請求して再計算をして、相手方に過払い金
があれば請求をします。そして、和解にこぎついたり本人訴訟するのは、もう珍しくな
ってまいりました。ただし、最後の取り引きから時効が10年でありまして、急が
ねばならないケースが多くあります。他県のことですが、生活保護受給者が本人訴訟ま
でして過払い金を、たしか100万円ぐらいだったと思いますが取り戻しました。どう
しても生活保護まで追い込んだサラ金も許せなかったそうでありまして、もちろんその
100万円は生活保護受給を継続しなければならなかったため、福祉事務所へ現金を見
ることなく納めたそうでありまして。借金を、あわせまして借金を返済し終わった方は
必ず過払い金も短い期間の取引であっても発生をします。そう考えますと、現在の多重
債務者とあわせて対象者はかなり広がると思います。

そこで、提案というかお尋ねしますが、市の主催で無料多重債務者問題の相談会を開
催したらいかがでしょうか。弁護士会、司法書士会はもとより被害者の会である高知うる
この会や、先ほど出ましたあおぞら道場等も必ずや協力してくれると思いますし、まだ
まだ経験不足ということは商工観光課長も認められてましたが、行政も突破口をつくれ
ると私は考えます。また、本当の意味の勉強にもなると思います。あわせて、滞納問題
等の解決の足がかりをつかむこともできます。

相談員に関しましてですが、当面は現体制でということですが、専門家にとりつく事
務がほとんどでということでありまして、将来は専門嘱託、できたら早目にそう
いう方向性があれば。確かに（国道）195号線沿いと（国道）55号線沿いやったら、
向こうのほうには無人契約機とかたくさんありますんで、被害者等も、先ほどの（あ
おぞら）道場らでも半数以上は南のほうの方が多いんです。ただ、香美市のほうでも今後
どういうふうに移していかかわかりませんので、県の要請もあってそういう方向があ
るんであれば専門職の嘱託、県のOBなんかの方もおられますので、そういう方向性も
見出せたらというふうに思います。

プライバシー保護のことは、相談等はそういう方向を示すということでもわかりました。

ギャンブル依存について公務員が多いということも言われてましたけれども、確かに
この資料の中にも書いております。自己破産の原因なんかではギャンブル依存というが
は少ないですが、確かに専門家も受け付けません、最初の時点ではね。更正が見込めな
い限りは。ただ、最初のはしりというのは、ギャンブル依存というが結構多いんです
よね。低収入とか借金返済とか、ギャンブルを始めたころのきっかけであったというこ
とが多いわけなんです。ほんで、この人たちはやはりどうなのかといいますと、最も再生に

手間がかかるんですわ。どうしてもやっぱりやめられない、病気ですのでね。そういう部分で言うと、やっぱり脅迫的ギャンブラーと呼んでますけれども、冊子等もありますけど、先ほど言いましたG Aという取り組みはもう香川県なんかすごく進んでます、（愛媛県）松山市もね。高知県はおくれてますけど。高知市内から香川県まで通って、通って行っちゃってまた来なくなったと思うたらまたのめり込んでるといふような事例もありますけど、こういう問題も含めて今後考えていかねばならないので、そういう学習会も県の主催で開いてますので、ぜひ担当するところは行ってもらいたいというふうに思います。

セーフティネット貸付についてですが、なかなかまだ手つかずの、これからの問題だと思いますが、これは国のほうも示しておりますのでぜひ。社協等からも、緊急告知等の資料もいただいた。全然要件に当てはまりませんので、これ実際問題、今後やはりそういう多重債務者、緊急告知資金（生活福祉資金貸付制度）やったら10万円ですけども、保証人が要らないということもありますけれども、こういうことも対象に広げられるようなことはできないのか、検討課題のままなのか、お構いなかったらちょっと答弁をお願いします。

続きまして、公衆浴場等についてですけれども、ふろについてですけれども、先だって民生・児童委員さんのお宅に残り湯をと言ってきた方がおられたそうです。さすがに断ったそうですけど、やっぱりそういうことから状況の大変さを物語っているというふうに思います。確かに宝町、そしてプラザ八王子にしてもふろの修繕等がかかるという部分で、長い期間休まねばならないという現状はわかったところでもありますけれども。やはり、これは住民の要求というか運動というか、高知市の例ですが旭地区というところがありまして、そこでアパートに住んでる方なんかはおふろがないということで住民の方々が動き出して、みずから調査もされてどんだけの方がおられるのかということで、最終的には市の施設で委託料を払って運営されるという方向になったというふうに聞いておりますけれども。やはりこの問題をそのままに私はしておけないというふうには考えています。そこで、宝町で言わせてもらったら登録が11名で1回当たり4名ぐらい弱と、3.92名ということでありましたけど、この方なんかは最初登録人数が少なくて、そのおふろがなくなったことによって登録人数がふえて、また減ったとかそういう流れはどうなんでしょう？そういう状況でやっぱり登録して入りに来てるのか。それとも何かがあって、もうやっぱり入るのをやめたというふうになってるのか。そこら辺についてお尋ねしたいんですけれども。やはり銭湯に通っていた方は一定有料で入ってますので、私は市の施設が、そら方向性、廃止の方ももちろん検討されているということもあろうかと思いますが、全く（ふろが）なかったら、それこそ本当に別の方向性を考えなければ、高齢者福祉の部分からも言うたらちょっと市の姿勢としてはどうなのかなというふうな思いもあります。ぜひその点を踏まえましてご答弁をいただきたいというふうに思います。確かに福祉事務所長の言われたように生活保護の方やったら、家に

ふろがある場合は修繕されたら要件に当てはまれば出ますわね、修繕費等は。介護や障害の方もそのとおりでありますので。ただ、それを踏まえたときに、今アパートでふろもないところという方が、どこにも頼るところがないというのは、逆に言ったら市内にある温泉施設にですわね、補助金を出してでも。温泉料金て結構高いんですけど、それに何ぼか補助を出して入ってもらおうとか、そういうことも踏まえてやっぱり考えないといかん、今の土佐山田町の現状になってるんじゃないかというふうに思います。その点を踏まえまして、答弁のほうよろしくをお願いします。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、パンフレットでございますが、多重債務のパンフレットもたくさんございます。なるべく市役所の玄関にも置くようにしたいと存じます。

また、2点目ですが、弁護士、司法書士の無料相談を実施する件についてですが、本年の予算にも計上させていただきました。どのような方法で開催するかは現在検討中でございます。また、相談員の嘱託員ですが、状況に応じて早急をお願いすることを考えております。

また、ギャンブル依存症対策については、今後研究してまいります。

それとセーフティネット貸付ですが、こちらは福祉事務所のほうをお願いすることになると存じます。

最後に、少ない課員の中で精いっぱい相談体制をつくっていきたいと考えております。あおぞら道場の皆様にも研修にまいりますので、どうぞよろしくご指導をお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員、2回目のお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、ふろの件ですけれど、宝町老人憩の家の11名の登録、利用状況の変化についてはどうかということでもありますけれど、11名でありますけど実際使っておられるのは4名から5名ぐらいということでもあります。季節にもよりますし、また知り合いのほうのおふろを使わせてもらうようになったのでとかいろいろあります。有料のおふろを、ちょっと遠いけど入りにいってますとかいうふうな話がありますけれども、さまざまな人間関係によって利用が動いているというふうなこともいろいろ聞くわけですが、4月に直営になるに当たりましては、やはりそれぞれの人が、登録している人についても再度状況をお聞かせいただくという中で、どうしても必要な方に必要なサービスをしていくというふうな形でやっていきたいなというふうに思っております。

議員のほうから既存の、ふろ施設のあるところへの利用助成をしたらどうかというふ

うなお話もございましたけれども、これも1つの方法だと思います。そういう民業の応援というふうなことも含めて、いろんな角度から考えなきゃならないと思います。市も今後も真剣に検討してまいります。対象者をどのように絞り込むのかとか費用負担をどういうふうにするのか。あるいは運営管理体制をどうするのかと課題も多くございますので、そのあたり市民の皆さんに十分に理解をしていただけるものでなければならぬし、そうしたもので理解の得られるようなご提案があれば、ぜひ今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

セーフティネットの貸付について、福祉事務所のほうでやっていただくというふうな商工観光課長の答弁がございましたけれども、議員がおっしゃられてますそのセーフティネット貸付制度というのは、これは平成20年度から新たに始まる制度なんですけど、そういうセーフティネット貸付制度という名称でスタートするんですけど、これは緊急経営安定対策貸付という中小企業対策の事業でございます。言われているそのセーフティネット、ボーダーラインの方はどうするのかという問題でありますけれども、福祉事務所等に生活が困窮して生活保護等で相談に訪れるわけですけども、それらの中で生活保護に結びつくのは約3割というふうに言われております。ですから、そうした生活保護に至らない方々をどうするのか。ボーダーライン者というふうに呼ぶのかと思いますが、そうした方にどういった対策をしていくのかということ。国は平成20年度から新たな対策を立てております。その1つは自立生活サポート事業と、こういうものをスタートさせることになっておりまして、モデルとして全国で100市町村を指定をしてそこでやらせると、こういうことになってます。自立の計画を立てて、そして頑張ってくださいということ。そういうサポートする職員も配置をしよう、ということ。内容は家計簿をつけさせるとか生計計画を立てるとか、安い家賃のところへ移させるとか、あるいは職業訓練をさせるとか、いよいよ多重債務の困ってるのは弁護士と相談させるとか。そういういろんな目標があるわけですけども、そうしたものを自立プランを立てていただいて、そしてそれをサポートしていく、そういう事業を国は新たにスタートさせていこうとしています。そして、もう1つは、自立支援対応資金、これも新規に平成20年度からスタートすると。議員が聞かれているのはこのところだと思うんですね。これは現在あります生活福祉資金貸付制度、これは社会福祉協議会がやっているんですけども、そこに新たにそういう貸し付け、新規なものをつくろうと、これが新しい事業のスタートとしてあると。そして、内容としては自立支援のプランの対象者であること、先ほど説明しました対象者である、プランの対象者であるということ。そして貸し付けは10万円。そして償還期間7年間ということ。これを新たに設置をして、そういうボーダーライン者を救済していこうということになっております。平成20年度からのスタートでございます。そして、100市町村の指定ということでございますので、本市につきましてはその指定を受けているということでございますので、そうした先進の市の状況を見ながらその後行うということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

1番、国保の高額療養限度額適用認定書について質問をいたします。

高額療養費制度は、けがや病気などで入院して高額な医療費がかかった場合、限度額を超えると、超えた分がこの申請により払い戻される制度です。このことはもうご承知のとおりでございます。高額療養制度は、窓口で一たん療養費の全額、例えば30万円なら30万円を一度に払わされる、いわば痛みを感じさせた後で限度額を超えた分を償還をするというやり方を政府は今まで原則としてきました。ところが、昨年4月からは制度が変わり、事前に申請して限度額適用認定書の発行を受けていれば、医療機関の窓口で限度額までの支払いで済むようになりました。70歳未満の方にとっては喜ばしい制度であります、朗報であります。3段階のどの段階が適用されるかは、判断をして限度額を認定するものであります。入院時、医療機関の窓口には保険証とともに提出をしておくと限度額以上は医療機関が直接保険者に請求をします。それには支払い前に医療機関に認定書を提出しておくことが必要であります。認定書がないと、これまでどおり3割分の全額支払いになります。認定書が利用できるのは1カ月単位でありまして、同じ医療機関に入院した場合に限られるわけでありまして、住民にとりましては、経済的に苦しくても家族の病気を治すために出し惜しみすることはできません。たまるまで待って、後でまとめて治療することなどはできないわけでありまして。しかも、病気は経済的に余裕がある人にだけやってくるわけではありません。むしろ所得の少ない人ほど病気にかかる比率が高いとも言われております。高額な医療費を一度に準備できない方々にとりましても、知っていればまことにこれは役立つ制度であります。始まって既に1年近くになりますが、今まで何名の方が申請を済ませているのでしょうか。また、周知徹底はいかがでしょうか。答弁をお願いをします。

2点目につきまして質問をいたします。特定健診、特定保健指導についてであります。

これまで老人保健法に基づき個別疾患の早期発見、治療のために、40歳以上を対象とした基本健康診査が行われてきました。これにかわりまして、4月からは特定健診が始まるわけでありまして、特定健診は、メタボリック症候群に焦点を当てて胴回りや肥満度を重視した健診のことで、政府勧奨保険や国保など各保険者に義務づけられました。これまで基本健診で行われてきた総コレステロールの血液検査や胸部のレントゲン、そして尿の潜血検査は除かれたわけでありまして。また、この特定健診の検査結果に基づいて特定保健指導が行われます。健診の受診率や保健指導の実施率、メタボリック減少率が悪ければ、各保険者から高齢者医療への拠出金がふえるというペナルティーが課せられます。これは確か10%であったと記憶をしております。香美市もこれに取り組みなくてはなりません、まず最近の香美市の受診率の推移をお聞きをいたします。また受

診率、改善率を上げていく見通しとして方策をお聞きをします。

次に、現在の市町村の健康体制や健康項目、対象年齢などを考えながら積み上げてきたものであります。これまで個々が自分の意思に基づいて自発的にこの健診に行けばよかつたわけでありまして。国がペナルティーを科して、そしてやらせるのは本来の健診の目的をゆがめることになるわけでありまして。実際そうではないでしょうか。また市にとっても新たな負担となると思いますが、その影響についてお聞きをします。

3点目に、香北町の学童クラブについてお伺いをいたします。

学童クラブは、共働き、母子・父子家庭の小学生の子どもの放課後や夏休み等の長期休暇中の遊び場と生活の場でありまして。これは児童福祉法で定められております。家庭での生活と同じように、給食をしたり、友達と遊んだり、楽しく過ごすため施設設備が整備され、専任の指導員が配置されなければなりません。香北町の学童クラブは子どもが安全に遊べる場所がなく、子どもたちは窮屈な思いをしているわけでありまして。現在、市道で外遊びをしまして、そして危険でもあります。私も最近この危険な、モーター（バイク）であります、危険な目にあつたことがございます。この市道は東西が50メートル、そして道幅は約3メートルぐらいであります。保護者の方は遊び場所を探しているようですが、なかなか見つからないようであります。（香北町）老人憩の家の前の市道は、以前は金曜市として利用されていた場所でもあります。そこを夕方（午後）2時30分から（午後）6時まで通行規制をして、子どもたちの遊び場として開放することはできないものでしょうか。お尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

まず、国保の高額療養限度額適用認定証の質問についてお答えします。

今までのまず申請者数ですが、この認定証については8月から7月までという1年の任期になっておりますので、昨年4月から始まっておりますが一応7月で任期切れになっておりますので、まず4月から7月までが118件。それから昨年8月から昨日、3月11日現在で355名の方が申請をされております。延べで言うと473名となっております。

周知についてですが、制度改正については広報でお知らせをさせていただきました。それからお知らせ広報でも二度出してあります。全戸配付の保険証や国保税の納付書を送付するときに合わせてパンフレットも一緒に入れて周知に努めてあります。また病院でも、高額が発生するなど該当になる場合には本人や家族に伝えてくれていると考えております。

次に、特定健診、特定保健指導についてお答えをさせていただきます。

まず、受診率、改善率を上げていく見通しと方策についてですが、現在は集団健診ということで実施をしてきました。対象者の健診率は、平成17年度では27%ぐらいで

30%を切っております。平成18年度は若干30%を超えているようですが（後に発言取り消し）、これを平成24年度には65%まで上げなければなりません。相当難しいと考えております。

次に、健診の目的とか市への影響についてですが、すいません、改善の見通しと方策ですが、平成20年度からはこれまでの集団健診に加えて個人個人、それぞれが自分の利用する医療機関で実施する個別健診を導入予定です。このことにより、実施日が決まっていた集団健診のみでなく本人の都合によって実施日を決めて受診ができますので、受診しやすくなると思われまます。このことだけで平成20年度に65%を超えるというようには考えておりません。この数年で広報の掲載など啓発周知に努めたり、香美郡医師会とも連携をして、かかりつけ医からも健診の勧奨をいただきたいと思います。することにより平成24年度には65%を超える健診率を達成したいと考えています。保健指導についても個別対応をきめ細かに行っていく予定です。

次に、健診の目的、市への影響ですが、健診の目的は、今回の改正で内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の選び出しです。個々にとって見れば、今までと同じように健診に来ていただくことは変わりません。健診率が低い場合は、国はペナルティーを考えております。ペナルティーを科すやり方については、私は正しいやり方とは言えないと考えております。

市への影響についてですが、住民が健診を受けることでメタボリックシンドローム該当者及び予備軍が選び出されて、保健指導を受け生活習慣が改善され、健康寿命が延びれば保険者、市にとって結果的には医療費の抑制につながり、医療給付費が下がれば国保税も下げることができると思われまますし、住民の健康にも寄与すると考えております。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） すいません。ちょっと取り消しをさせていただきます。数字がちょっと間違っておりますして、平成18年度の健診率30%を超えると、超えたと答弁させていただきましたが、ちょっと数字が違っておりますのでそのことについての取り消しをさせていただきます。あと、健康づくり推進課から回答をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 12番、久保信彦議員の特定健診、特定保健指導についての、1点目の香美市の最近の受診率の推移についてのご質問にお答えをいたします。

40歳から74歳までの国保被保険者の基本健診受診状況は、平成17年度が、被保険者数7,312人に対して受診者数が1,992人で、受診率27.2%でありました。平成18年度は、被保険者数7,143人に対して受診者数1,396人で、受診率が19.5%。平成19年度は、被保険者数6,990人に対しまして受診者数1,553人で、受診率が22.2%となっております。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

香北町の学童クラブの遊び場の件であります。香北町大宮小学校学童クラブは、32人ほどの児童が利用しております。施設は老人憩の家を使用しています。施設の周辺は（香美）森林組合や商工会への出入り、保育所への送迎、香北支所への通路、駐車場への入口等で、時間帯によっては非常に混雑する状況にあります。議員の言われる市道については、役場前線であります。子どもたちの遊び場として開放するには、香美市の道路一時使用許可、また香美警察署の道路使用許可の申請が必要であると思われまゝ。該当する市道には民家や会社の駐車場が隣接しているだけでなく、他の市民も利用している市道でもあります。時間帯を決めてエンドレスの許可となりますが、厳しい状況もあるかもしれませんけれども、関係機関とも協議するなど検討をしてみたいと思います。近くには基幹集落センターとか図書館とかもあります。そして、少し遠いですが大宮小学校の運動場とかも活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

2回目の質問をさせていただきます。1回目の質問をどうもありがとうございました。ご丁寧な答弁ありがとうございました。

国保であります。この高知新聞に高額療養費というのが出ておりました。これは3月4日です、2008年3月4日、この前の新聞ですが。これをちょっと読んでみますので聞いてもらえますか。「本人が病院の窓口で負担、後で払い戻し申請をするという仕組み。」と。「しかも2年間という時効があるので要注意が必要だ。」と。「この期間に入院したことがある人は、自分で手続きをしないと高額療養費の払い戻しが受けられなくなる。」ということで、続けて「にもかかわらず払い戻しを受けていない人は少ない。」ということ。そして、「本来は限られた出費で済むところでありまゝ。過去の入院についても、心当たりがある人は早やかに手続きをしてほしい。」と、このように書いてあります。周知徹底もされているかと思ひます。私の聞いた範囲と申しますか、これはもう限られているわけでありまゝ。確かに、この病院からその高額療養認定書を出しておくようにといふことを言われた方もおありまゝし、また、まだそういうことは知らないという方も実はいたわけでありまゝ。そういう点からもう一度、この2年間という期間がありますので、もう一度この周知徹底なりを図っていただけないでしょうか、どうでしょう。その点をお願ひをいたします。

それから、特定健診であります。

きのうの山岡議員でしたかね、答弁に対して「この特定健診はこの委託を、この高知県総合保健協会へ委託をしておる。」というように聞いたわけでありまゝ。私の聞き間

違いかもしれませんが、なおこの点を確認をさせていただきたいと思います。これは土佐山田町のプラザ八王子で開いたものでありますが、これには集団健診、高知県総合保健協会、この併用ということになっておりますがよくわかりませんのでご説明を。委託かどうか、（委託）するのかもしれないのかということをお願いをいたします。

そして、この2番目の平成24年ですね、参酌基準というのがありまして、特定健診（診査）の実施率はこれ70%でありまして、全国値が70%で、そして市町村の国保65%でありまして、平成27年度には80%に、これはそろえるということでございまして、非常にこれは難しいのではなかろうかと、このように思います。そして、先ほど言いましたのは特定健康診査の実施率です。そして、特定保健指導の実施率は、全国値が45%で、そして平成24年度の算出率は45%で、そして平成27年度は60%にもなっておるわけでございます。非常に高くしてどうなるか、平成27年度まだ先になりますのでわかりませんが、非常に率が高くなっておることでもあります。そして、保険課長が先ほど言われましたように、この私は、何と言われましたかね？この支援金を出すやり方（答弁は「ペナルティーを科すやり方については、正しいやり方とは言えないと考えている。」）は好ましくないということと言われたと思いますけれども、やはりこの市によっては、どこでしたか試算をしまして、10億円相当のお金が必要そうであります。その試算をされておるのかどうか、この点をお伺いをいたします。

それから、この学童クラブですが、これはやっていただく（答弁は「検討をしてみたいと思います。」）ということでしたが、確かにこの基幹集落センター、あるいは図書館ですかね。あそこで遊んだらと言われたわけですが、しかし、子どもさんを見る側にとりましては目が届くところが一番いいということでした。その道は50メートルあるわけですが、その最低、老人憩の家はこの、あれ15メートルぐらいになりますか、そのこのところだけでも、この何と言いますか道路の垣、あれを両方へ置いてそこで遊ばせたら安心して見ることができるというように聞いております。だから、この交通法の何もあろうかと思えます。これは第70何条でしたか、使用の許可というものが確かにあります。けれども、金曜市をやったときにはそういうことは余り聞きませんでしたので、これはひょっとしたらできるんじゃないかろうかというように思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の2回目の質問にお答えします。

まず、国保の高額療養限度額適用認定の件ですが、周知についてですけれども、まだ周知が徹底はされているというようには考えておりませんので、引き続き保険証や国保の納付書を送付する際にパンフレット等を送付して周知に努めていきたいと考えておりますし、広報などで折を見てお知らせをしていきたいと考えております。

次に、特定健診の健診率によるペナルティーの試算をしているかどうかというご質問

ですが、この65%を超えなかったらどうなるのかとか、何%だったら何%の加算になるのかとかいうことがまだ決められておりませんので、ペナルティーの試算は香美市としてはしておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 久保議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

総合保健協会の委託についてのご質問がありました。特定健診につきましては集団健診と個別健診で行うように考えておりまして、ご存じのとおり個別健診は医療機関へ被保険者の方に行っていただくという健診ですけれど、集団健診については従来のとおり保健センターなどへお集まりいただいて健診を受診していただくという方法です。集団健診の健診の委託先については、まだ委託契約等は行っておりませんが総合保健協会を委託先として検討させていただいておるということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 久保議員の2回目のご質問にお答えしたいと思えます。

確かに香美市の学童クラブについては、遊び場等専用施設を持っている学童クラブは少ないわけで、非常に不自由をかけていると思います。回答については繰り返しになりますけれども、その市道については一般の方も利用しているとか、継続して使わなければならないというようなこともありまして、厳しい状況もありますけれども関係機関とまた協議はしていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） この国保について1点だけお伺いをいたします。

広報なりで知らずのも結構だと思います。できましたら、だれが高額療養費であるのかということをつかんでおるかと思えます。10人なら10人いますと、だれが（申請）していないかということはそちらでわかっているかと思えます。そういう方々に対しまして、早く申請をなさいよということで、役場（市役所）へ来てくださいというこの手紙なりを個々に出せないかというように思いますが、その点はいかがでしょうか。そうすれば、見る見ないでなしに手紙は必ず見るものと思えますが、その点をお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。その学童保育はよろしく願いをします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 国保の高額の関係でお答えをさせていただきます。

レセプトの点検によって、高額が発生する方については個人に郵送して通知をしております。額が確定をするのが遅くなりますので何カ月か後にはなりますけれども、個人

通知をして申請をしていただきたいということで通知をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。私は、今回大きく分けて3点の事項について通告してありましたので、順次質問しますのでよろしくお願いいたします。

まず、保育園と小学校の連携について。

個人差はあると思いますが、何年か保育園に行き6歳になれば小学校に入学。同じ年齢でも4月生まれと翌年3月生まれとは、すべての成長でもかなり差があるのではないかと思います。今から私が質問することは、このことに起因するのかもしれないと思いますが、どうもそれだけではなく日常の保育園での生活習慣の惰性によるものではないかとも思うところもあります。その状況というか、状態というか、小学校低学年と言えれば1年生、2年生であります。かなり長期間学習に継続性を持って取り組むという、小学校は学習の場であり、勉強をしなければならないということが十分に理解されてないか。またはわかっていても保育園に生活なれしていることがそのまま、保育園の延長のような気分で学習に気力が出ないとかそのような情報もありますが。もちろん何校であるかは聞いてないですが、もしかしたら複数そのようなことがないとも言えないのではないかと思います。そこで、教育委員会としてはそのようなことについての情報を得ているか。またあるとすれば対策を講じられているかについてお尋ねしたいと思います。

次に、市民の生活条件の整備についてであります。

日常生活に一時も欠かせぬのが水であります。この件につきましては、昨日からきょうの午前中にかけての門協議員の質問にもありました件と重複もしておりますが、私も楮佐古部落の状態についても聞いておりましたが、そのほかに影山崎部落というのがあります。そこに2組の給水施設をつくっておるところがあります。それが、1組は6世帯、1組は4世帯であります。非常に長距離、双方とも2キロメートル以上を2センチ5ミリぐらいのホースを引いて水道水として使っておるようでございます。双方ともかんがい用水も引いておるわけですが、非常に長距離であり管理が十分に行き届かず、通常の場合でもその管理道というのが危険性が伴い、もう高齢化してきましたので十分な管理ができない状態にあるということでもあります。これは、これまでの合併協議会の中でも詳しくその話は出てきているというようには私も把握はしておりませんが、いずれにしても必要な給水施設でありますし、近い将来完成すると思われる情報を、影

仙頭林道というのを開設中ではありますが、あと2年か3年でそれが水源地付近に到達する見込みであります。さすれば、その時点で2カ所のグループとも、2地区とも町（市）道で、それから引いてきて利用したいという考えがあるようでございますが、これまでの合併協議の中で具体的にそういうことが取り上げられてなくとも、これは当然施設はしていくべきというように考えられるところではありますが、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

次に、市道の安全施設設置と道路舗装工事の要望に対する対応の現状と今後の見通しについてであります。

ガードレール、これは、関連施設は岡ノ内百尾線の道路のガードレールの設置の要望であります。これは幅員も3メートル少々、広いところで3メートル50（センチ）というような非常に幅員も狭いところの道路で、通行する車両は11トン車から通行しております。ということで、40メートル、50メートルの高さのところを国道へ直接、もし落輪ということになれば押していくというような、非常に危険な場所が約、現在のところ30メートルか40メートルの区間があります。全体では300メートルを越す距離がそうした状態ではありますが、杉、ヒノキの植林が道路の下側にあるので、何と云うか、見たところでは非常に危険性を感じないような状態でもありますが、その今申し上げますところの30メートルぐらいのところは非常に危険性がありますので。これは、昨年6月にも私も一般質問でも申しましたが、その後、岡ノ内地区からもこの要望は出ておるはずというように私は感じておりますが、どうでございましょうか。その関係、上流域の地区からは何回も私も連絡を受けておりますので、本日このことについて質問をするところでもあります。

次に、同じ道路関係ですが、林道宇筒舞線の道路の舗装の要望が出ておると思っておりますが、それについてどのように現在検討されておられますかについてお聞きしたいと思います。

次に、地域担当職員の活動の状況について、特に条件の悪い地域に住んでいる人たちの状況及び意見等についてどのように把握しておられるか。できれば地区名とその時期について、また回数についてひとつ聞かせていただきたいと思います。私もちょくちょく回ってみますと非常に行政に対する意見も多く、そして、近い将来完成する予定であります、大柘地区に建設される介護施設関係の施設の入居の希望なども聞くわけですが、これらについても現在の時点ではっきりした回答ができない状態でありますので、これらについてもできればひとつお聞かせいただきたいと思います。

次に、庁舎の建設について。庁舎の建設については議員全員による特別委員会を設置し、またその中に小委員会も設置して綿密に審査、協議をされることになっておりますが、1点お聞きしたいと思います。

当初、庁舎建設費は30億円を限度として計画を進めていりましたが、現在のこの土地に建設と決定しましたので用地代は不要となったわけではありますが、庁舎建設に係る事

業は建物だけが主体となりましたのでこれから設計にかかることになると思いますが、建設工事費の上限は何億円となるかについてであります。安くて堅ろうで美しい、利便性にすぐれた設計のものを求めることができるという方式を進めるということでもありますので期待するところも大であります。最終的には工事入札の段階でも適正に競争入札が行われるならば、全体としてかなりの大きな額が残となるのではないかと予測されると思いますが、もし多少違いがありましても1けたぐらいの数字が出てくるのではないかと。億の1けたぐらいの数字が出てくるのではないかとというような予想もできます。そうすると、その残額の利用についてであります。これまで各地区からの要望である事業の生活道の整備、迂回路や連絡道、林道網の整備と産業振興に投ずことが良かと思っております。さすれば中心地と周辺のバランスのとれた行政ともなり、関係地区民の市政に対する理解も深まり、公平の原則からも妥当なことではないかと思っております。いかがなものごさいますでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 坂本議員の保育園と小学校の連携についてお答えをいたします。

保育園から小学校へのつなぎの重要性につきましては、全国的に問題になっているように、香美市としましても今後対応しなくてはならない課題であると認識をいたしております。これは、保育園と学校だけではなく、家庭や地域と連携しながら取り組まなくてはならない問題だと考えております。現在、保育園では児童が毎日の保育所生活を通して基本的な生活習慣を身につけるようにしており、安心して小学校生活のスタートが切れるようにするため、日常生活の中でさまざまな機会や場を通して話したり聞いたりできるようにしております。また、必要なものを見たり扱ったりすることで、数、量、形などへの関心を深めたり、絵本を見たり、音楽を聞いたりするなどの取り組みも行っております。現在、小学校と保育園の間では新入学児童についての情報交換を行ったり、体験入学を実施したり、学習発表会に園児を招待し交流を深める場を持っている学校もあります。教育委員会としましては、5年ほど前から夏季休業中に職場体験としまして、学校の先生が保育園を訪問し研修を深める場を設定したり、児童理解について研修会をもつなど各学校、関係保育園ごとの連携も行われております。本年度は就学前教育と学校教育との連携の推進を重点目標に挙げて取り組んできました。全教職員と全保育士による合同研修会、校長、園長合同研修会を通して、保育のあり方、学校教育のあり方について合意形成を図る場が確保できたことはその成果であると思っております。今後も就学前教育と学校教育の連携を推進し、なめらかなつなぎができるよう努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 坂本議員のご質問にお答えしたいところなんですけれ

ども、水道ということで、影仙頭という形でお聞きしてましたのでうちの水道施設だったというふうな形で調べてまいりましたが、先ほどご質問の中で影山崎ということでして、まず水道課の業務自体は条例で定められております給水区域、いわゆる上水道区域及び工業用水道区域、そして簡易水道の設置及び給水に関する条例で定められております簡易水道施設及び飲料水供給施設、それ以外については水道課は手を出せないんです。といいますのは、その給水区域の中で水道を使っている皆様から水道料をいただきまして、それによってうちの職員の給料等の支出もして、独立採算を目標にして公営企業として経営してるということで水道課というものを設置するという形になっておりますので、それ以外につきましては、いわゆる飲料水につきましての井戸水でありますとか、集落から、集落で設置されておられます山から水を引っ張って沈殿して飲まれているとかいうふうなところにつきましては、通常の飲料水、いわゆる水道法以外の水と。まとめて水道と言われますのでうちのほうへたびたび電話もかかる場合もありますけれども、条例上うちはそういう施設には手が出せないようになってますので、条例違反になりますので、通常この飲料水につきましては福祉事務所が管轄となっております。また、今回のこの影山崎につきましては物部支所のほうで要望等も承るというふうな形になっておりますので、後ほど物部支所長のほうから地域担当職員の答弁の中でこの件について触れていただくようになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 坂本 節議員の市道の安全施設や道路舗装の件につきましてお答えを申し上げます。

一般質問の中での箇所を聞いておりませんでしたので、一般的なことということでお聞きをいただけたらと思います。市道の工事等の要望でございますが、大規模な新設や改良、あるいは舗装につきましては整備計画にのっとりまして優先度の高いものから有利な制度を利用して進めてございます。ご質問の安全施設や軽微な舗装、維持工事等につきましては、それぞれの支所あるいは建設都計課で行っておりますが、各地域からの要望は多岐、多数でございます。これにつきましても公共性、危険度、緊急度等を勘案しまして、優先度の高いものから順次対応いたしてございます。中には長い間お待たせする箇所もあろうかと思いますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、口頭でお知らせいただく場合もございますが、地区長（自治会長）さんを通じてご要望をいただければ、書面でご要望いただければ後々でも確認ができますので、そのようなかっこうでお願いできたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。1番から3番まで物部支所に関連がございますので、補足を含めて説明をさせていただきます。

1 番の影山崎地区でございますが、私も現場も承知しておりますし、影山崎寄りのほうは地すべり地帯的なことがありまして既設の水路等も下がったりしておるところもございます。そうした中で現在林道が抜けていっておるわけでございますが、水源地の関係もございます。そういった点で今後の林道の法線、また林道の高さ等も検討いたしまして、水道課長からも申し上げましたが正式に要望書も出していただき、また現場も検討して位置等も決定をし、見ていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、2 点目の市道のガードレールの関係でございますが、これにつきましては、優先順位等につきましては、今、建設都計課長のほうからご答弁申し上げたとおりでございますが、百尾線につきましては昨年6月議会においてご質問もいただきまして、私どもも現場に何度も行っておりますがその後においても見てまいりました。そうした中で、先ほど議員も申されましたとおり全体がガードレール設置必要箇所というようなことで、部分的にどの箇所かというのは、要望していただいております箇所というのは承知しておりませんのでまた後日議員さんにご同行願ひ、現場を教えていただきたいというふうに考えております。ただ、地元からの要望書というのはまだ出てきておりません。

それから、地域担当職員制度でございますが、この制度につきましては、職員が地域に足を運び地域に実情を把握しまして、地域住民とのコミュニケーションを図り、住民が安全で安心して住める地域づくりを目指しまして、比較的人家の集中しております大栃、山崎地区の一部を省きまして、75歳以上の独居老人を中心といたしまして、物部支所管内に勤務しております職員また県の地域支援課員等の協力を得まして、1班3名程度で10班を編成いたしまして、月1回の訪問を目指して実施しております。訪問する世帯が高齢者であるために、主に日ごろの状況、健康状態、各種の相談、要望等をお聞きして、得ておりますが、その内容は大変多岐、多様にわたっておりますがそれぞれ対応をしております。また、訪問経路の道路事情等も調査いたしまして随時関係部署との連絡調整も図っております。その中で、特に要望の強いものとして車道の入っていない集落への道の開設要望等がございます。また、最近では鳥獣害被害等も大変深刻な問題として、いろいろなご相談も承っておりますという状況でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 坂本議員の庁舎建設について、建設工事費の上限は何億円になるのか、また建設請負費の残は周辺地域への投資に充てるべきと考えるがというふうなご質問にお答えをさせていただきます。

新市の発足後、本市では合併協議で合意した事項を実現するために、その基礎となるべき中期財政計画を平成18年12月に作成いたしました。計画期間は平成18年度から平成22年度までの5カ年間でございまして、基本方針は持続可能な財政運営とい

うことを大きな目標とし、計画の中身は合併協議事項の実現、そして住環境の整備、行財政改革を3本柱としまして、総合的に調整をいたしております。計画策定の背景では、本市の人口が今後減少するという、自主財源も縮小するというふうなことを想定をいたしました。また、新庁舎建設に対する補助金はございませんし、起債事業となることは事前に説明をいたしておりましたので、財政運営の面からも新庁舎の後年度負担を極力回避し、自主財源を確保し得る範囲内で建設をすることとしました。そのため、経費の積算は本体建設費、用地費、移転費などの必要経費を調査研究し、必要経費を積み上げるという方式ではなく新庁舎以外の経費をまず積算し、5カ年間の財政見通しの中では30億円以内でなければ建設費を捻出できないというふうなことで金額を決定した経緯がございます。ただし、先進地の事例やまた合併特例債の充当基準などを勘案し、30億円あれば必要最小限の建設が可能であるということは試算をいたしております。その後、平成19年には建設候補地や建設構想を決定しましたが、その過程の中で本体工事費は外構工事、設備費を含め22億円と上限を定めました。この22億円は、現在実施中のプロポーザル方式の仕様書にも明記をしております。残り8億円の明細につきましては、今後の事務執行の関係もございましてこの場で申せませんが、設計監理費、ITシステム構築費、什器・備品費、その他諸費を計上をいたしております。建設基本方針にもありますように、新庁舎は本市の身の丈に合わせて建設しようとしております。この3月には基本設計者も決まり具体的に建設が始まりますが、新庁舎建設費は中期財政計画の中で他の諸事業とのことも配慮した上で、必要最小限の予算となっております。現時点では許された予算の範囲内で香美市の未来のために最大限の努力をしたいと考えております。先ほども申し上げましたように身の丈に合った、本市の身の丈に合ったというふうな建設を目標といたしておりますことから、また、同時に予算がここに30億円あっても、この全額を使い切って建設をするというふうな考えはございません。そして、そうした考えのもとに進んでおりますがただいま計画中でございますので、議員の言われる、残りを周辺の投資にというふうなことでございますが、まだ予算残のところまで考えが及んでおりませんので、その辺をご理解をいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、岡本博臣君。

○物部支所業務管理課長（岡本博臣君） ちょっと前後になりましたけど、坂本 節議員の林道宇筒舞線の舗装工事等の要望に対する対処状況と今後の見通しについてお答えいたします。

林道宇筒舞線の河口上方分岐点から則友トンネルまでの区間につきまして、舗装路面の周辺工事を実施していただきたいという要望書が提出されております。これにつきましては、「各地区からの要望が多いため予算的な関係で平成19年度の対応が困難であり、平成20年度以降に検討させていただきたい。」という回答を差し上げておりますので、そのようにしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 坂本。2回目の質問をさせていただきます。大変ご親切なご答弁をいただきましてありがとうございます。

保育園と小学校の連携についてであります。非常に詳しいご答弁もいただきました。随分前にも、もう15～6年、20年前にもなりますでしょうか。私の知る小学校にそのような例もありまして、その時点で小学校側から保育園のほうに小学生担任の先生がたびたび出向きまして、非常に小学校へ入学してもすぐ対応できるようないろんな指導をされて、そのときに小学校に入学した生徒の態度がどうか何と言いますか、小学生としての授業をする状態が非常によかったという話があったわけです。それ以前もそれ以後も非常に保育園へ長い時間行きますと、勉強するところと遊ぶところとの違いということでしょうか、非常に保育なれば非常にしたけれども小学校になれるということが非常に時間がかかったというような話もしばしば聞いたわけですが。今回におきましても、教育委員会のほうとしましても十分その辺も事情の調査もしまして、そのようなことがありますれば的確な対応をしていただけたと思います。非常に私もびっくりしましたのはまず授業をするような、全員ではないけれども（授業をするような）姿勢にならないので、非常に小学校の先生方も指導するに苦労したということで、さすればやっぱり保育のほうに出向いて小学校に入学して授業ができるような、何というか考え方にしていくのがいいのじゃないかという話もしましたところ、結局先生はそういう余裕はないということでもありましたのでそうかなという気もしましたんですが。非常にそういう状態について気遣いを、心配をされていたという話は私も聞きましたので、なお一歩踏み込んでスムーズな、小学校の低学年から。それは、場合によっては小学校の学力テストとか中学の学力テストにまで影響が出る可能性はないかもしれませんが、ないと言い切れることでもないかもしれんというような気もしましたので、あえてきょう質問させていただきましたので、よろしくお願ひします。

それから次に、飲料水給水施設ということでしょう、私とその水道のことを質問したのは。大規模ではないです。ですけれども、行政としてこれは捨てておけることではないと思いますし、（物部）支所長のほうも十分に理解もされて、今後の対応もしかるべくやっていただけるものであろうというように解釈をしたわけですが。また、それは当然個人で、少人数でありますので受益者が。当然個人でできるものではございませんので、それは十分な。通常水道、正規の水道施設での恩恵を受けておられるものほどにはいかにしましても、一番これから心配されるのが高齢化もしていく関係で管理が、受益者管理というのが一番困難になるわけです。そういうことで、その点がこれからの問題であると思いますので、対応策はこれからも考えていただきたいというように思います。

次に、その庁舎の建設に関してですが、ご答弁いただいた範囲につきましては、私も構想はしているわけですが。確かに数字的には今わからなくても用地代が不要となったということでは、正確なものはわからないにしても残額はできるであろうということと、

それいかにかわらずこれまでもたびたび関係地区から要望もあります。ちょっと1点質問するというのが、1点のすそ野が広がり過ぎるわけですが、ちょっとお許しをいただいております。そして、その事業というのはやはり行政のほうで、住民の要望にできれば100%こたえるような行政を執行していただきたいと思うところがございます。ちょっと話は元へ戻りますけれども、この庁舎建設の位置についてはかなり審議会でもいろんな意見もあったということでございますが、審議会の一委員からもこの位置を現在地に決定することによって確実に浮く金があると。それは、ほとんどの資金というのは補助金でなしに起債、あるいは基金を利用してやるということは、これはもう当然わかったことでありますが、その特例債についてもある程度の使用策というか、事業については柔軟に利用できる可能性もあるので、難しい、急ぐ事業については、一概にこの資金に限るわけではないですけれどもやっただけのものということ念頭に置いて、その位置の決定もしたということも私も聞いておりますので、ひとつそういうことも念頭に置きながら、またひとつ踏み込んだご答弁がいただければお願いをいたしまして、2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 坂本議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。声を失礼します。

香美市となって、合併しまして2年になります。そして、その後で保育と小学校が教育委員会で一緒に仕事をすることになって2年がたったというわけでございます。教育行政の幾つかの、私が思いますこの2年間で大事なことの1つは、この保育と学校との学習をどのようにやっていくかということでもございました。いろいろと初めに、1回目にも教育次長が答えさせていただきましたようにいろんなことを研究したり、話し合ったりはしておりますが不十分ではなかろうかと思っております。ご承知のように学校教育につきましては、管理運営は校長に任せてございます。地教委としましては、指導とか支援とか助言はしておりますけれども、そしたら、1年生の入学の指導とか保護者とかかわりとかどういうことを、すべての香美市の小学校が画一に、同じことでやらなければいけないということではないわけです。それぞれの地域や学校の主体性によりましてやっていく。けれども、自分たちだけで研究もしもちろんお互いに話し合いはしますけれども、画一的に同じものをやるということではないわけでございます。また、県や文科省が今までこの5～6年間といいますか、それは研究指定というような名前のことにありまして、それぞれの地教委や学校が主体的に研究指定を受けまして、一生懸命研究をして特色な学校をつくる、特色な地教委をつくるというようなことに指導をしていただきました。私たちもそのような受け取りをしてやってまいりました。しかし、平成20年度からはそういった文科省や県の方針も少し変わっていたように聞きました。私も1カ月の休暇がありますのできちんとしたことは言えませんが、聞いてくる感じで今までとは少し変わってきておるといえることは、その地教委の中で私が思いますには、

どのような教育をしなければいけないかということは今まで以上にみんなが研究をしてやっていくという目的になろうかと思っています。

そこで、ご質問いただきましたその保育園はどのような毎日の学習といますか、生活をすればいいのかということになります。私よりはそのことについては山崎幼保支援課長のほうがもっと知っておると思いますが、一緒になっていろんな研究へ行ってみたり園長や校長らと話してみたりというようなことをしましたが、結局こういうことが私は印象に残っています。保育のときに大事なことは、その1歳、2歳、3歳とおるわけですけれども創造性を育てること。そして自分の空想の世界といますか、とにかく決められたものを受け取るだけでなくって子どもが自主的に、そして創造的にまずは育てなければいけない。そういう子どもを育てることがいいではないか。けれども、基本的にその年齢に応じて社会規律のものは、それはしていかなければいけない。小学校がこういうふうにしたいということについて、保育のときから字を習うことでも音楽をすることでも何でもいいですが、そういったことを先取りをしてみんなで学習をすることが出た後は、（保育のことが）思いつくことはない。あくまでも子どもを中心にやっていくことが大事であるというような、いつか講師の先生のお話も聞きました。なかなか私も考えました、難しいのです。こういったものを教えたらいいのか、子どもたちが自由でいいのか。そのかげんといえますか関係といえますか、なかなか難しいと思ったのではあります。が、ただ、香美市にとりましていいチャンスがあると、私はうれしく思っています。それは何かと言いますと、平成20年度にA園が建つことになります。A園が建ちましたら子育て支援センターもできます。今までは美良布保育園だけでしたが、A園にもそれができます。そして、食育はすこやか子育てプランで、すべての園で研究をするようになっていきます。小学校は食育については何年か前から、全部の小・中学校で研究をしています。そういうような幾つかのことを土台にしましてより子どもを、保育と小学校。ご質問でもお聞きしましたようにそれも中学校の学力へも続いていくと思いますので、そういった保育から小学校、中学校と、長く見て子どもたちがすこやかに育つように、学力も育つようにというような教育を自前の、文科省や県に今までのように頼っていたことから自分たちの自前の香美市の教育としてみんなで研究をしていくいいチャンスであるし、そういうような方向で平成20年度からはより築いていったらいいと思っています。幸いに香美市の教育を考える会を計画をいたしております。もう2回会議をいたしました。平成20年度9月ごろまでにはまた4回か5回か、そういった委員さん方に集まっていただきましてその保育や小学校の連携だけでなく社会教育も含めまして、香美市の教育としてどういったことを重点にしていっていいかというご意見もお聞きするようなことにもなっています。皆さんにも一緒になっていただいて、ご指導いただいて、いいチャンスにもなろうかと思っています。答弁になったかどうかわかりませんが、本当にその保育園の子どもたちをどのようにやっていったらいいかということは、正直に何か研究の途中、中途でしたので十分なお答えはで

きません。こういうようなことをやったらいいとかいうようなこと。やっていったほうがいいじゃろうかというようなことをよう話をしません。声も悪いし何か言葉も足りませんが、私の正直な答えとして2回目をお答えさせていただきます。失礼しました。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 飲料水供給施設の管理対応策についてお答えをいたします。

地域担当職員によりまして訪問等で相談をいろいろ受けるわけでございまして、そうした中で過疎・高齢化になりまして渇水期、今時分の冬の凍る時期、また台風等の大水が出た後の水源地の上というのは、大変困難になっておって苦勞しておるといってお話も聞いております。そういうこともございますので、今後新たに供給施設を設置する場合には管理面等も総合的に判断をして検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 坂本議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

庁舎建設の残についてももう一步踏み込んだ考え方をというふうなことでございますが、先ほど申し上げましたようにまだ残が出るのかどうかという部分が、当然この位置ということ、議員のお話しではこの位置で建てるのだから残が出るだろうというふうなご質問であったわけでございますが、いまだ計画中でございますので残のところまではまだ及んでないというところでございます。ただ、考えられますことは、もし残が出ましたら当然これは一般財源として、あるいはまたそのような形の中で福祉に、あるいは教育に。また同時に各種事業に当然そうしたお金はいくわけでございますので、そのように今お答えをするしかないというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 坂本。もう質問というほどではございません。教育長さんには大変体調の不調なところ大変誠意を持ってご答弁いただきましてまことにありがとうございます。もうきょうは原教育長さんまでにご答弁をいただほどのことは、これは申されんなどは思うておりましたけれども、ついいきづいてしまいました。ひとつご理解をいただきまして、お許しをいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

そのほかのことにつきましても、市長さんにも大変追い詰めたような質問をしましたがけれども、私も地元からいろいろと色々な意見も出てきますし要望も出てきますので、現時点でできる範囲の質問はご要望を兼ねてさせていただいたところでございますが、ひとつお許しをいただきまして意のあるところをお酌みいただきまして、今後の行政に各市内全域、バランスのとれた行政をぜひともお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 坂本 節君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問を行います。今回、総務関係、消防関係について。すいません、社会体育関係の土佐山田スタジアムの管理については、まことに申しわけございませんが取り下げさせていただきます。どうもすいません。順次質問いたします。

まず、総務関係についてであります。行政としての職場のあり方でございます。

勤労者は、生活時間の3分の1を職場で過ごしています。職場は、いわば勤労者の生活の場と言えます。職場の快適性が高いと職場のモラルの向上、労働災害の防止、健康障害の防止が期待できるだけでなく、職場の活性化に対してもよい影響を及ぼします。地方公務員は、「地域住民全体の奉仕者として公共の利益のため、また市民の福祉向上のために職員が心身ともに健康な状態でその能力を十分発揮し職務を遂行する。」とあります。職場づくりは今後の本市にとって重要な課題の1つであると考えます。行政の職場づくりについて、職場の環境、仕事をする雰囲気、職場づくりについての研修などのあり方についてはどのように考えておられるかお伺いいたします。

また、職場も大切であります。体も心も重要であると考えます。職員の健康管理についてはどのような取り組みを行っておられるか。また、心の健康についてでございますが、合併後、地域性、慣習の異なる住民への対応や異なる組織で育った職員間で事務処理方法の統一など、急激な状況変化により今まで以上のストレスが職員にかかり、今後ますます心の健康についての対応が必要であると考えますが、その辺についての対応についてお伺いします。

次に、消防関係についてであります。新庁舎の問題であります。消防本部の建設であります。昨日同僚議員よりの質問と重複しますし、また今市長より中期財政計画も出られて答弁されましたが、原稿を用意しておりますのでさせていただきます。

消防本部につきましては新庁舎を建設した後の計画になってはいますが、南海地震対策は本市においても重点施策の1つであると考えます。このたびの予算において小学校等耐震診断等の予算も計上されており、また、自主防災組織の設立を初め自助、公助、共助のまちづくり、人づくりを推進していると考えます。一たび災害が起きた場合に最も迅速な対応を取らなくてはならない公助の要であります消防本部は最優先の建設が望まれるところではありますが、庁舎建設のほうも順調に進んでいくことを考え合わせたときに、庁舎の建設後ではない計画の見直しをすべきと考えますが、その点についてどうかと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 島岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、行政としての職場づくりのあり方について基本的な考え方ということでございますが、先ほど勤労者の生活の場3分の1が職場で過ごすということでございます。そ

ここで、職場とは市民と私たちが、職員が接し、相互理解のもとに時代と地域が求める価値を想像する場であるということ。また、職場を構成する私たちに委譲された権限、役割を与えられておりますが、分担をしながらこれを香美市職員として責任と自覚を行い、市民と協働活動を行う場でもあるというふうに思います。私たちはよりよい場とするために、職名や地位、単なる職務上のつながりだけではなくて職場のコミュニケーションと対話を大切にし、相互理解と信頼を培う明るい職場をつくる必要があります。そして、その職場では職員がお互いに学ぶ心、これは上司あるいはその課員も含めてお互いに学ぶ心が大切でありまして、同僚や地域の方々に学び、専門性と広い視野を持ち、多く方から学ぶことによりまして職員個人個人を進化さす必要があるというふうに考えます。

現在、香美市におきましては、人事評価制度を構築する基礎となりますところの人材育成基本方針の見直しの作業を行っておりますが、この方針が単なる設計書に終わらないように、そして人材育成に関する課題や方向性について討議する専門委員会等の設置を図りまして、行政としての職場づくり、これは案で職場づくりというのが今挙がってきております。こういうことを考えながら研修等を通じ職員個人個人の能力の向上、そして働きやすい職場づくりにつなげることが重要ではないかというふうに考えております。

次に、2点目の職員の健康管理についてはどのような取り組みを行っているか。また、心の健康についての対応策でございますが、職員の健康管理につきましては、労働安全衛生法に基づく産業医の選任及び安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生に関する課題等について検討し市長に報告をしております。これは毎年開催をしております。産業医については楠目（地区）の楠瀬医院の院長さんでございます。

それから、本年度開催した委員会が出た意見でございますが、老朽化した庁舎に起因した要望が大半を占めております。また、産業医の職場巡回でもこのことが指摘をされております。具体的には産業医から壁面とか床面が黒いことによる圧迫感とか、あるいは照明の照度不足、それから通路への書棚配置による非常時の避難路の遮断。また職員からは休憩室や更衣室の設置などの要望が寄せられておりますが、新庁舎建設によりまして大半が解消されるということになるかと思っております。

また、職員専門の保健師として嘱託の保健師1名を配置をしております。職場巡回による健康診断や血圧測定、職員個人からの相談、毎月1回の職員向けのチラシの発行など職員の健康管理の窓口として活躍をしていただいております。現在の課題といたしましては、職員の健康診断における成人病予防検診と胸部エックス線検診の受診率が低いことが挙げられます。この成人病予防検診の受診率ですが53%、それから胸部エックス線の検査について57%ということで受診率が低いということでございます。職員の健康は本人のみならず周りの方に対する影響も大きいことから、今後は健康であることの大切さ、健康診断の重要性を職員に周知し、受診率の向上につなげたいと思っております。

それから、心の健康については、本人の性格的な弱い部分を知ることがさも重要だと思いますが、相談窓口においては気軽に相談ができる雰囲気づくりに努め、疾病の早期発見、早期治療につなげることにより、職員全員の心の健康となることを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 14番、島岡議員の消防本部建設についてのご質問にお答え申し上げます。

消防本部の建設は新庁舎建設後になっているが、早期建設に向けて計画を見直す考えはないかというご質問でございまして、築36年の老朽化した消防庁舎を見てご心配をいただいております。消防行政を預っております立場で申し上げますと、正直なところ、できますれば早急に消防庁舎建設を望んでいるところでございますが、昨日千頭議員のご質問にお答え申し上げましたとおり本庁庁舎や保育園など大事業と同時に建設を進めることは、行財政運営上も困難であるというふうに判断をいたしました。が、しかし、香美市振興計画そしてまちづくり計画にも「耐震構造の消防庁舎を建設する。」というふうに明記しておりますので、安全と安心のまちづくりを進める上におきましても絶対条件でございますことから、本庁庁舎建設後早期に建設ができるよう早目に構想等に取り組んでいきたいというふうに考えております。しかるべき時期には、議員各位にも格段のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、2回目の質問をいたします。

総務課長の心の健康についてであります。ちょっと聞き漏れやっただと思います。鍵山総務課長が答弁の中で本人の弱い部分とおっしゃられました。僕はそのことがうんと気になりますが。これ昨年9月の高知新聞であります。「自治体職員、心の病増加。社会経済生産本部は、地方自治体の47%でうつ病、心の病を抱える職員が増加傾向にある。」ほんで「職員数が多い自治体ほど増加の傾向が高い率だった。どの年齢層が心の病が最も多いか。30代、34.4%、次いで40代が30.8%、50代以上が16.6%。心の病が一層増加すると考える自治体は42.1%。一方、働く環境の変化については、一番アンケートで多いのは住民の行政を見る目が厳しくなっている。職場にゆとりがなく、コミュニケーションや助け合いが減った自治体で心の病が増加している。」と分析されております。やはり、心の病につきましては、私、議会の場で個人的なことを話すことも何ですが、私自身も40代のころに自分が好きでありました調理の仕事ができなくなって逃げ出したいようなことがありました。そんで、心のもやもやがほんまだれっちゃあに理解されんと。こういう性格ですのうんと精神的にしんどい部分がありました。そういったときのことも思いまして、やっぱり健康問題で病気休暇を取った職員もおられると思っておりますが、その点についてどんな対応をとられておるら

れるのか。ほんで職員の体制。そして、病気休暇等が生じないような対策も必要であります。その点について。そして、どんな業務に就かれちゆう方が多いのか。やはりこれから情報を収集して分析をする必要があるのではないか。その職員それぞれの上で職員体制を整えることが重要であると思います。やはり市長、これからはだんだん中期財政計画のもとに人員も減らしていく中で、まあ言うたら200人のところでいく。退職された人が何人で今度採用、その職員体制にかかってくるのであるのであれば、そういった情報を収集して分析することが必要であります。その点についてお伺いします。

消防長に、ほいたらもう1回。(消防本部建設は)早くというようなことも出ましたが、今回予算書の中にも修繕費とか計上されておりますが、耐震やなしにほいたら仮眠室とか救急車両が出るときには、消防長の答えでは5年後で、昨日の答弁では10%以内の時期にできればと思っている。10年後ぐらいになるとは思います。その中でできる改修とか仮眠室の改修とか緊急車両がつぶされないような改修とかそういうことは考えておられますか。

○議長(中澤愛水君) 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 島岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

先ほど、調査研究等の中では、住民対応あるいは職場環境、コミュニケーション、こういうものについてのストレスが非常に高いということでございまして、本市における病休、退職者の復帰した後の対応も含めて体制をとということでございまして、病気休職者の復帰に対しましては、それ以前から、各職場の長から大体毎月報告をいただいて状況を把握をしておるといところで。

それから、復帰に係る前には必ず主治医と面会をいたしまして、お話も聞いて対応をしております。その中で、やはり復帰に係る手前からリハビリ出勤といいますかそういうことを今現在行っております。週のうちの半日勤務をこなすとか、あるいは週のうちの2日、3日をこなしていく。そういうふうな出勤を重ねまして復帰を目指しておるといふうな状況で、現在はその病気休職者が非常に減っておるといふうな状況で、復帰されておる方もおります。やはり、合併協議によりまして、確かに事務処理の状況が各旧3町村まちまちだったものが統一されたということで、十分に浸透してないことによるところのストレスの要因、これは皆さん持っておるとは思います。実は、私もその対応に対してやはりストレスが非常に来たということです。やっぱり苦情がどんどんどんどん来ますので、その対応にかなり走り回ったという状況で、かなりストレスが残っておったというふうな状況で、やっぱり合併はかなり痛みが伴ったというふうに、私以外の職員もほとんどの方がそういうふうな状況であったのではないかと。ただ、その合併協議の中では、20年間で100人減らすというふうな目標で今現在進んでおります。ということは、やはり今の仕事、これから仕事が減ることではございません。必ず地方分権がまださらに進みますので、仕事はふえていきます。その中で、どういうふうな対応をしていくかということにつきましてはやはり効率的な行財政運営、これ

は一人一人職員がやはり100%から、それを超える能力を十分に発揮していただく。それがための業務上の研修も十分に出ていただくということと、やはり1つは庁舎建設も含めまして今、分散しておる、課がばらばらに、ちょっと細かい課にいろいろ分かれておりますので、やはり関連をしておる大課制組織の見直しもやって、やっぱりそういうふうな形で職員を減らしていくということも必要やと思います。それから、保育園もA園、B園というふうな形で大規模になってきます。そうしていきますと、やはり園長さんあるいは主任、保母さん、こういう方、確実に合併すればその分が減らせるし、それから本課で言いますとそういうふうな課が、少し関連する課がまとまりますと、課長とやはり課長補佐が減らんかもわかりませんがその分が1人でも減ってくると。そういうふうな長期的な展望を持って対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

仮眠室とか緊急車両がつぶされないようにというようなことのご心配でございますが、私としましては昨日も申し上げましたとおり庁舎そのものにつきましての倒壊については、南海地震もしくはそれ以外の地震が来るとそら心配をせないかんところですけれど、現在のところ確率的にいきますと10年ぐらいと見込まれて、10%以内ということを見込まれておりますので、庁舎が5年ということになると庁舎が完成してからスタートするのではなく、手前から早い時期にその構想なりいろんな敷地、場所とかそういう検討は当然できることなんで、それは早目に始めなければならないというふうに考えております。

建物そのものの倒壊より、現在のところの心配はやはり通信とか電気関係が老朽化しておりますので、やはりそういった情報関係、正確な情報収集によって適切な対応なりそういう指揮がとれないということのほうを心配しておりまして、それについてなお検証はしていきたいというふうに思っておりますので。建物につきましては、お答えいたしましたとおり現在のところは本庁舎を見ながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時14分 休憩）

（午後2時29分 再開）

○議長（中澤愛水君） それでは、正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は今回、道路特定財源、後期高齢者医療制度、要介護者の障害者控除認定などについて、市民の立場から質問を行います。

一般質問最後の日程となりました。皆様起きていただきまして、どうぞよろしくお願ひします。

まず、道路特定財源の問題からです。

政府与党は、2月19日の衆議院予算委員会で2008年度予算案を採決強行しました。イージス艦の漁船衝突問題での防衛省の対応や、道路特定財源を10年間延長する法案の前提となっている道路中期計画の内訳なども徹底審議なされないままの採決強行で、1月のつなぎ法案のときの衆参両院議長あっせんによる与野党合意にも反するものであります。今国会では、それぞれに期限切れを迎える暫定税率やこの道路特定財源をどう見直すかが大きな焦点となっているところです。道路特定財源は、1953年に田中角栄氏ら自民党議員の議員立法によって導入されました。当初は5年間の臨時措置法という形でしたが、第2次道路整備計画が5カ年計画で実施され、その後も5年ごと3年ごとと次々に道路整備計画を更新し、今日に至っています。与党案は、これをあと10年間続けようというものです。1974年からは、ガソリン税などに2年間の特別措置として本来の税率より上乗せした税率が課せられました。ところが、2年間の暫定と言いながら道路整備計画の期限ごとに延長され、今日まで30年以上続き特定財源の総額方式を支えてきました。暫定税理を定めた法律と揮発油税や自動車重量税などの税収の用途を道路にだけ限る法律が、3月から4月にかけて期限切れを迎えます。資料の①に道路特定財源の内訳がありますので、つけてあります。きのう、建設都計課長のご答弁にもありましたが、国に納められる分、地方に納められる分、それぞれに本則分と暫定税率の上乗せ分も記入がありますのでごらんになってください。揮発油税も自動車重量税も倍に上乗せです。軽油引取税は、それ以上となっております。本県では、県道路課の旗振りや道路特定財源、暫定税率の維持を訴えて総決起集会を開いたり、国土交通大臣への要請行動を行ったりしました。あたかも県民の総意のように描き出されておりますが、この総決起集会や土佐はちきん連合による国への要請行動に県財政から大会に58万円、同連合総勢6人の旅費を21万3,000円支弁していたことも明らかになりました。共同通信社の世論調査によりますと、ガソリン税の暫定税率の延長については、反対が57.1%、賛成が36.1%です。また、一般財源化については賛成が54.9%、反対が36.2%となっております。直近のNHKの世論調査でも同じような結果が出ております。このように道路特定財源や暫定税率について、国民の間で意見の分かれる問題を、こうした異例の費用を支弁して一方的な宣伝をするやり方は全体の奉仕者でなければならない県行政としてどうなのか、疑問を感じるところです。香美市としては、法の期限切りを前に道路特定財源や暫定税率については、冷静に検証することが必要ではないでしょうか。

そこで、まず1点目に基本認識としてお尋ねします。小泉、安倍内閣と続いて、相次ぐ庶民増税、働いても食べていけない貧困層の広がり、また地方交付税が5兆円削減され社会保障費も年々250億円ずつの削減という構造改革路線が続く中で、毎年5兆円

を超える税金を道路特定財源だけに向こう10年間も使い続ける。道路だけ聖域扱いにする。こんな税のあり方は正常ではないと思いますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。また、恒久減税として位置づけられていた定率減税は廃止しながら、2年間の暫定とって導入された上乗せ税率が30年も継続されているのはおかしいことではないか。このことについても見解をお聞きします。

次に、道路特定財源の用途についてです。

テレビや新聞等の報道で、再三、国土交通省の職員娯楽用としてマッサージチェアやカラオケセットなどが道路特定財源で購入されていたことが取り上げられ、国民の批判を浴びました。ほかにも5億円かけて道路整備の啓発ミュージカルの上演、国土交通省が長崎県佐世保に28億円かけて米軍住宅11戸を建設して提供、また道路公益法人の1億円のずさんな報告書、本州四国連絡橋の債務の穴埋めに1兆3,000億円など枚挙にいとまがありません。2月9付けの高知新聞の1面には、「天下り法人との随意契約が86%」との記事も掲載され、道路特定財源が利権の温床になっていることが証明されました。昨年、政府与党が合意しました道路中期計画、資料の②を見ていただきましたら主な事業内容がその左手に載っております。これが現在のところ国が明らかにしている分です。右側の地図が和歌山から淡路島に巨大な橋をかける紀淡連絡道、東京湾口道路（第2アクアライン）など6つの橋の建設も候補路線として挙げられていますが、この莫大なむだを生む事業に調査費としてこれまで77億円が費やされております。調査を請け負った財団法人の役員の半数以上が国土交通省などの天下りOBで、大手ゼネコンの幹部も名を連ねております。暫定措置とか緊急措置とか言いながら、1953年から延々繰り返されてきた道路特定財源が政、官、財の癒着構造を生み出し、東京アクアラインなどのようにむだな道路建設事業を推進してきました。東京アクアラインは、総額1兆4,000億円をかけて建設をされました1メートル1億円の道路です。当初計画した車の通行量が大幅に狂い、今全国一の赤字路線で問題になっていますが、中期計画では同様の2本目の橋をつくらうとしています。ほかに6本計画しておりますのが、この資料につけております地図のとおりでございます。

そこで、2点目にお尋ねをいたします。特定財源の用途についての見解と、こうした経過から見て道路特定財源は壮大なむだを生むという問題を含んでいると思いますが、いかがでしょうか。

問題の中期道路計画案です。

道路の中期計画案によりますと、今後10年間に59兆円を道路事業に注ぎ込む計画となっています。その事業内容は、さきほど示しました資料の②の左側ですが、国際競争力の確保のためとして高速道路や高規格道路の整備に総額の36%を充てる計画で、全国に1万4,000キロの高速道、高規格幹線道路を張りめぐらせようとしております。1万4,000キロは東京、南極間に匹敵する距離でありまして、それをつなげる高規格道路も6,950キロメートルつくらうとしております。一方、通学路の歩道整

備は4.3%、防災・防雪対策は2.5%と、生活道路軽視の計画となっています。また、国の2008年度予算でも公共事業全般は3.1%減となる中で、スーパー中樞港湾の整備が14.7%、三大都市圏環状道路整備が1.8%増となる一方、暮らしに密着した住宅対策が4.4%減、水道6.1%減、下水道5.2%減などとなっています。この三大都市圏環状道路整備が特定財源で対応になっている分です。そこでお尋ねします。

こうした高速道路中心の道路中期計画はまず撤回し、不要不急の道路建設を見直して生活道の整備を優先させる政策に転換することが今国に求められていると思いますがいかがでしょうか。

さて、地方への影響についてですが、県は道路特定財源の暫定税率の影響額を、資料の①に戻ってください。県の資料もあわせてつけてあります。影響額を国、県、市町村の事業分が248億円、また、県、市町村分の税収が63億円、合計311億円減少するので、道路整備だけでなく福祉や教育にも影響するとして暫定税率の維持を訴えています。しかし、先日の県議会で明らかにされたように、暫定税率が廃止され本則の税に戻ったときの県民の負担軽減額、県試算で約140億円余りがあることについてはそれまで全く触れられておりませんでした。加えて、影響額の大半を占めている直轄道路の事業費です。その右にあります図ですが、このようなイメージ図となります。減少額は177億円とされております。直轄国道は高速道路などの国の事業で、県の収支とは直接関係ありませんが直轄国道事業には県にも多額の負担金が発生します。暫定税率が廃止されまして仮にこの事業が半減すれば、県費負担もこのように半額になり県の支出が抑制できる面もあります。しかし、高知県の道路事情もありますので、一概には言えないかもしれません。国からの補助金減少額が51億円となっています。主に3けた国道や幹線となる県道などを改良する県事業への国からの補助金で、県民生活に密着した道路の改良を担っています。県事業の道路整備は国道195号線の2次改良事業のようにまだまだ必要とされておりますけれども、県全体で必要な道路を十分に厳選し、直轄国道負担金で浮いた部分から充当すれば必要な事業が確保できるのではないのでしょうか。暫定税率の撤廃により県や市町村の税収は確かに減額されます。先日も建設都計課長からご答弁がありました。その大石議員へのご答弁によりますと、「香美市は暫定税率が廃止をされると1億1,000万円余りの減収になる。」ということでした。しかし、これを裏返せば、本則に戻ったとき1億1,000万円余りの税が市民の懐に返ることになります。私たちの試算では、県全体で車1台につき約2万7,000円の負担軽減となっております。このように本則分は残るのでありますし、減収分はそのたてりからいきましたら地方交付税で措置されなければなりません。そこでお尋ねします。

地方にとって真に必要な道路は、交付金があろうがなかろうが住民の最低限度の暮らしを保障するためには新設、改良されなければなりません。香美市の道路事情は、基盤整備というよりはむしろ福祉の意味合いをまだ強く持っています。きのうの中井建設都計課長のご答弁にもありましたが、市内には緊急車両の入れない道が何カ所もあり、緊

急度は高いけれども用地買収費がネックになりなかなか着手できないとのことでした。また、国道195号線の改良も県費事業ながら市の裏打ちも発生します。やはり、市の財政力、体力がなければ身近に必要な道路を改良することもできないわけですので、ピーク時の3分の2まで減らされた地方交付税を元に戻すことを国に対して働きかけていくことこそ今、重要ではないでしょうか。以上のことからお伺いをします。

道路特定財源は一般財源化し、原油高騰が市民の生活を直撃している今、暫定税率は廃止してまずは市民の負担を軽くすべきと考えます。暫定税率廃止分の地方への影響額は9,000億円とされています。国の予算の中で、地方交付税の国の予算の中で地方への影響が9,000億円とされております。中期計画の見直しをし、地方交付税の削減分を復活させ、さらに本則分の年収3兆円を一般財源化して上乗せして配分すれば、暮らしを守り、真に必要な道路の整備を進めることができるのではないのでしょうか。

続きまして、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

来月から始まる後期高齢者医療制度は、現時点までで中止撤回や見直しを求める意見書が全国512の地方議会から上がっております。ある30代の女性は、「このご時世、本当に生きていくのがつらい時代です。この先日本はどうなっていくのだろうと不安でたまりません。制度のことを知り、権力や財産のある人たちしか生きていけない世の中になりそうです。国には、人々の生活は苦しいことを知ってほしいです。」と手紙を添えて、ある団体に83名分の署名を届けられました。厚生労働省は、「受けられる医療は74歳までと変わらない。」と言っておりますが、医療内容がこのほど発表され、内容を見てみますと、外来、入院、在宅、終末期のすべての分野で74歳以下の方々と差をつける項目が盛り込まれております。先日も山崎晃子議員が質問で述べましたのもうこれ以上述べませんけれども、制度開始を間近にし、気になる点を幾つかお伺いをいたします。

まず、健診です。これまで老人保健法に基づく基本健診は40歳以上すべての人が対象で、市町村には実施義務がありました。ところが、4月から75歳以上の人は40歳から74歳までの健診と切り離され努力義務となってしまいます。厚生労働省は、生活習慣病の患者は健診を受ける必要がないとして、高血圧や糖尿病などの疾患で医療機関にかかっている人は基本健診の対象にしない方針です。幾ら病院にかかっているといっても健診でほかの重大な疾患が見つかる場合もありますし、高血圧症などはほとんどの高齢者に見られる疾病です。広域連合で具体的に決められもう該当者には通知もいっていると思いますが、次の点をお伺いいたします。

2007年に香美市で基本健診を受けた75歳以上の高齢者は何名で、全体の何%に当たるのでしょうか。そのうち、どれくらいの人を受けられなくなる見込みですか。香美市でも、健診の申し込み時に生活習慣病で医療機関にかかっていると判明したら受けさせないのですか。希望する人には制限しないで全員に健診を実施すべきではないのでしょうか。また、受診費用もその際無料とすべきではないのでしょうか。健診は、病気を早期

発見して重症化を防ぐとともに、医療費を抑制する効果もあります。この制度はそれに逆行するものではないでしょうか。74歳以下の方々と差別をし、さらに生活習慣病になっているからといって差別する、本当に理不尽なやり方だと思いますが、広域連合でこのことについてどういうふうな議論がなされたか。また、市としてどのように対策されるかお聞きをいたします。

次に、保険料負担についてお聞きします。

保険料が介護保険同様に、月額1万5,000円以上あれば年金から天引きされることが決まっています。香美市では半数の方が7割軽減対象者ということですが、では、特別徴収で介護保険料と後期高齢者の保険料を合算して最低額は幾らになるでしょうか。一番安い人は月額幾らの天引きになりますか。また、普通徴収の方の介護保険料との合算額は幾らでしょうか。年金月額1万5,000円あれば年金から天引きですが、特別徴収の方は所得が低くても納付相談や納期の相談など全く受け付けずに、有無を言わず天引きでしょうか。先日の山崎晃子議員へのご答弁の中で、被保険者資格証明書の発行は、滞納してもやむを得ない場合を除くので生存権を否定することにはならないとのことですが、資料の③をごらんになってください、A4の用紙ですが。これは、私たちが計算式をもとに県の発表分も見まして試算しました保険料の一覧表です。これ一部の方の場合なんですけれども。上段の単身者で公的年金収入だけの場合というところを見てください。年金収入がゼロ円でも均等割はかかります。所得がゼロ円で保険料が払えないんだ、こういう方は滞納してもやむを得ない場合に勘案していただけるのでしょうか。その点をお聞きをいたします。

次です。若年者の支払う高齢者支援金は、医療保険料の中でどのようになりますか。医療保険料が医療と支援金に振り分けられることになりますか。それとも、医療保険料が上がるのでしょうか。お聞かせください。

また、同じ後期高齢者で被用者保険だった方のみ、それまで保険料負担がなかったんだという理由で暫定的に保険料が免除、減額される仕組みとなっています。香美市の高齢者は、半数の方が7割軽減の7割減額対象者ということは、所得が低い方々が多いことの裏返しです。前回質問しました折にも減免は法定減免しかしないとのことですが、7億円ある基金を取り崩し、国保加入者にも被用者保険だった方同様に暫定的にでも保険料負担を市独自に軽減する方策は取れないのでしょうか。お尋ねをします。

次に、制度導入を推進した厚生労働省の大臣官房が、制度の将来について「5年ぐらいはやっていけると思う。」とコメントしております。担当課長としては、この制度にどのような見通しをお持ちですか。私は障害者自立支援法のように早晚行き詰まると思っております。きのうのご答弁では、この制度について見解を求められ、市長も保険課長も厚生労働省の見解を述べるにとどまりました。余りに危機感がないのではないのでしょうか。お聞かせください。

次のお尋ねですが、医療費の抑制のため予防医療をすることをもちろんですが、広島

県呉市ではジェネリック医薬品、今テレビでも宣伝されておりますけれども、効き目は同じで価格の安い後発薬品のことですが、これの情報を国保加入者に通知することに決めたという新聞記事がありました。自治体では珍しいとのことですが、市役所から通知が来ることによって医療機関に言うのをためらっていた方々が言いやすくなり、負担が軽くなるので双方いいことではないでしょうか。保険料負担、保険料負担増、医療費増を防ぐため、後発医薬品の情報を国保加入者に通知してはどうかお尋ねをいたします。

次に、要介護認定者の障害者控除についてお伺いをいたします。

昨年3月議会と12月議会で久保議員が同様の質問を行いました。3月議会での福祉事務所長のご答弁は、「昭和45年6月に厚生省の高齢者の所得税法上の取り扱いにてという社会局長の通達は、余り日の目を見なかった。しかし、平成12年に介護保険法ができて、要介護度4や要介護度5と介護度の高い方が障害者控除の対象になるのではないかということで、そのときは国も一部を認めて控除することもあった。しかし、平成14年の国会の委員会で、障害者と要介護者では判定の見方が違うので一律に当てはめることは困難だということになっている。法的にきちんと整理をされた。」というふうにご答弁をされておられます。他県の実施例を引きまして久保議員が2回目の質問を行っておりますが、それに対しましては、「市町村が認定書を発行できるようにはなったけれども、市長の権限で障害の程度区分はできないので、障害者の程度区分を事実認定できるあかしとか資料の提示をしていただかなければできない。」ということでした。12月議会では、同様の答弁に加えまして寝たきり老人については状態を、自立度を調べればわかることであるから、包括支援センターと協力して認定書を発行している旨のご答弁だったかと思えます。しかし、厚生労働省が2002年の8月に全国の自治体に対して示した事務連絡では、資料の4をその事務連絡を引きました他県の、これインターネットで引いた分ですが、他県のお知らせの分が載っておりますので。その認定基準、市町村が判断する場合の認定基準としてこうしたものが示されております。「市町村長が有している申請者の情報、要介護認定に係るその調査表の情報等により、申請者の障害の程度や寝たきり老人であることを確認できる場合はこれを参考にすることもあり得る。」となっています。資料では、ごらんのように障害者に準ずる例として要支援、要介護認定者も入っております。これから言えることは、障害者の判定と要介護の判定はもちろん基準が違います。リンクはしませんけれども、しかし、介護度4とか介護度5の方たちだけでなく、示された基準に沿い介護度1でも介護度3でも市長の判断で準ずる者として認定することはありではないでしょうか。昨年2月28日、衆議院財務金融委員会で尾身財務相は、障害者が追加的に費用を要することで担税力が減殺されることを挙げ、控除対象に障害者に準ずる人を加えた理由について、「老衰によって体に障害を生じた人の事情を考慮したものである。」と答弁しております。つまり、このことは障害者手帳を持っておられなくても高齢になることによって身体に障害を生じた人、障害者手帳を持つ人同様に税を担う力がその高齢化により弱っていくので、その事情を考

慮したということになっております。そして、そこからまた質疑が続いておりました、「身体障害者手帳等がなくても福祉事務所長の判断で、老化による肢体不自由等の障害のある者と認められれば障害者控除の対象になるのか。」と確認したのに対し、尾身財務相は「そのとおり。」と答弁しています。そしてまた「要介護認定も判断材料の1つ。」と答えています。一連の質疑は、自治体によっては要介護認定者の障害者控除について寝たきりでなければだめなどと認定に制約を加えているところがあり、改めて国の見解を正したものです。同質疑で「障害者の対象をどの範囲までするかについては、所得税法上において障害者控除の対象になる障害者とは知的障害者、精神障害者、身体障害者及び年齢65歳以上の者で、これらに準ずる者として市町村長の認定を受けている者。」と同大臣が答弁しています。大事な点は、準ずる者の認定は地方の自治事務として行われていると答えていることです。そこで、この問題でお伺いをいたします。

一連の国会質疑の流れを見れば、要介護認定者が障害者認定書の交付を申請しようとする際、準ずる者、これは準ずると市長が認定した者でありますので、そう認定されれば障害者の程度区分を事実認定できる資料の提示などは特に求められていないのではないのでしょうか。きょうまでの質疑はそこまで到達しているのではないのでしょうか。お尋ねします。

また、担税力が減殺される。税を担う力が弱まっていくことを挙げ、控除対象に障害者に準ずるを加えた理由について、「老衰によって身体に障害を生じた人の事情を考慮したもの。」、この答弁は、この問題の、この制度の柱になる部分かと思いますがいかがでしょうか。高知市や南国市は要介護認定を受けた方、5枚目の資料をごらんください。高知市は介護度1から、南国市は介護度2からのすべての人を対象者として障害者控除の案内を広報や手紙で送り、申請を促しています。この資料につけております左側ですが、これは高知市のものです。要介護認定を受けた介護度1から介護度5までのすべての人にこの文書だけ、この文書だけで取りきって各家庭に郵送をしております。そして、南国市では広報で案内をしております。そして、申請した方は市長の権限と判断においてほぼ認められ、税控除を受けています。その際、証明となるような資料の提示も求められることはありません。香美市においても同様の措置はとれるのではないのでしょうか。お尋ねをいたします。

児童虐待防止とDV被害者へ支援策についてお伺いします。

この件に関しましては、先日織田議員からも質問がありましたが、返す返すも暴力を振るわれ続けて亡くなった男児の短い生涯を思うと胸がふさがれる思いです。学校や児童相談所は1年前から虐待の事実を把握しており、男児の弟も家出をして、ござに包まれているところを警察に保護され、昨年4月に施設入所の措置が取られていたとのこと。それから後もなぜしつけと称して毎日のように暴力を振るわれる家に帰されなければならなかったか。母親にも救ってもらえず、食事もきちんと与えられない家からなぜ一刻も早く引き離すことをしなかったか。関係者の協議は発覚してから1年も続いて

おりますが、協議はまず暴力から引き離してからすべき対応ではなかったかなどさまざまに考えます。単純ではないかもしれませんが、そこでこの件は深く検証されなければなりません。先日のご答弁によると事件後直ちに香美市でも関係者が集まって虐待が疑われているケースの洗い直し、対応を再確認されたとのことでした。私が今回のことで心配をしますのは、新聞でも報道されました県教委や関係機関、関係機関の緊急連絡会議での協議内容です。大崎教育長は、様子見に終わったことについて「親子関係の修復が望ましい解決の方法だと思った。」と発言しております。母親はしつけのつもりだったと言い、また、一番身近にいた教員が一生懸命救おうとしていたのに上層部が機能していない。すぐに踏み込むことをためられなければならないような立場に置かれていたか、そういう事情にあったのではないかと推察されるところです。親子関係の修復と言いますが、親子関係などもともと成立しておりません。この子の家庭は、母親もまた男の暴力のもとにコントロールされていたのではないのでしょうか。対案として県教委も大篠小もスクールカウンセラーの配置をすることですが、スクールカウンセラーに解消されていい問題ではありません。どの部署もどの機関も虐待という暴力に対する認識の甘さを感じます。暴力、体罰は、しつけが行き過ぎたものとか深い愛情の裏返しとか熱心さの余りなどという言いわけを容認するような社会的な風潮がなくなれない限り、この問題は再発する危険性があるのではないのでしょうか。私は、各関係機関で子どもの最善のために条文にうたっております子どもの権利条約の趣旨の理解、徹底が不可欠であると思いますが、一連のことからこれへの協議の内容などについて再度お伺いをいたします。

次に、DV被害者への支援についてです。

同居や親しい間柄の人からの暴力には複雑な要素が絡み合っており、基本的に相手から逃れない限り暴力から逃れることはできません。専門家によると、DV被害者が加害者から逃げようとするときが一番命の危険があるときだということです。すべての例がそうではないにしてもそういう事例に何度か行き当たったことがありますので、そのことはよく理解できます。以前にも質問で取り上げましたが、被害者が緊急一時的に避難できる場所の必要性を強く感じます。被害者は所持金をほとんど持たず着の身着のまま逃げてくることが多く、次の落ちつき先が決まるまでのフォローが被害者の救済にとって決定的になります。県内には民間も含め幾つかの一時避難所がありますが、間に合わないこともあります。そこでお尋ねします。

現在も香美市の女性が市内や県外でお世話になっておりますが、香美市所有の住宅をこうした被害者のために確保して支援できないかお尋ねするものです。DVの問題も周囲のかかわり方によっては最悪の事態を避けることができます。新たなDV法では市町村の役割も明らかにされました。直近の相談窓口が、被害者の困難に共感し乗り越えるために支援することが、今何より求められております。DV被害者の一時的な避難場所の確保についてお尋ねいたします。

薬害肝炎訴訟で、国と原告団の間で和解が成立しこの問題は大きく前進しました。今、全国各地で集団提訴などに向けて動き出しております。原告団の願いは全員が救済されることです。香美市内にも該当者が少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。ある方から自分もそうではないだろうかという、そしてどこに言えばいいのかとのご相談をいただきました。調べてみますと、基本的に自分で証明できる治療記録など証拠になるものを提示して裁判所に提訴することが始まりになります。こうした情報がみんなのものとして広く知られる必要があります。県には相談窓口がありますが、香美市でも制度のあらましや手続き方法などについて相談に乗れる窓口の設置が暫定的にでも必要ではないのでしょうか。2月県議会における知事の提案説明によりますと、国が新しい肝炎総合対策の一環として現在福祉事務所で実施している無料肝炎検査に加え、より検査を受けやすいように新たに医療機関でも無料肝炎検査を1年限りで実施し、B型、C型肝炎ウイルスに感染している方を早期に発見して治療につなげていくことにするのだそうです。また、インターフェロン治療に係る医療費の公費助成制度を創設し、肝硬変や肝がんへの移行の予防を図るとしています。香美市には中央東保健福祉事務所もありますので、そことも連携してこうした情報を市民にお知らせすることが必要だと思いますがいかがでしょうか。このことは、無料肝炎検査が1年限りです。そして、肝炎と証明された場合の給付金の請求が5年以内という時限立法といますか、期限が限られております。周知が急がれますのでお尋ねをいたします。

次に、新庁舎建設についてお伺いします。

先ほど門脇市長からもお聞きをいたしました。ちょっと視点が違いますのでお尋ねをいたします。庁舎建設特別委員会で何度か協議を重ねてきました。改めて本会議で率直にお聞きをいたします。現庁舎は利便性も極めて悪く、老朽化しているため安全性にも問題があります。建てないわけにはいきませんが、しかし、財政面を考慮し、質素で機能的なものというのが第一の眼目であります。また、予算については庁舎にかかる一切の費用、用地費から備品に至るまで30億円で済ませるとというのが確認事項でした。建設位置について検討のとき、都市計画法上、公園移転の代替地を準備しなければいけないA候補地や、用地取得の必要のある国有地のB候補地と、そのどちらも必要のないCが現庁舎位置でした。「A、B、Cどれに決まっても予算が30億円だということで、当然、なぜCがAやBより安くないのか。少なくとも用地費は要らないはずだ。」ということが議論になりました。それに対して、「30億円以内ということなので。」と、「必ずしも30億円使い切るということではありませんよ。」という含みを持たせた答弁でした。ところが、位置が決まって建設予算を見ると、やはり30億円満杯が計上されており、このことについては他の委員からも疑問視する声がありました。そこでお聞きします。

具体的な検討が始まってすぐに、当初予定していなかった電算室の移転が必要ということになり補正が組まれました。これからどんな不測の事態が起こるかもしれません。

そのときのためにも総予算はもっと低く、少なくとも用地費を除いた額にしておかなければ整合性が問われるのではないのでしょうか。

次に、これからの建物は耐震性や利便性と同時にバリアフリーや環境への配慮がいやがうえでも要請されます。維持費の面からも太陽光や風力など自然エネルギーを利用しない手はありません。太陽光発電を初めとする自然エネルギーの活用については多くの市民の賛同も得られると思いますし、庁舎建設への市民の関心も高まるのではないのでしょうか。どのように検討していかれるのかお尋ねしまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の道路特定財源について私のほうからお答えをさせていただきます。

るる道路特定財源についての考え方をお聞きをしました。今、国会で大変この議論が山場を迎えておることはもうご承知のとおりでございます。そうした中で、大岸議員さんはあえて、共産党員さんでございますので、そうした立場を踏まえてのご発言だというふうに思います。私も、この香美市というまちを預っておる者として、国のお互いの論議は論議として、私もこの香美市の住民の、市民の基盤整備、あるいはまた福祉、教育。そうしたものの安定向上につなげるために、日夜努力をしているわけでございますので、そうした立場を踏まえて、私は香美市長としての思い、また考え方を述べさせていただきます。

この道路財源を聖域扱いをすることなく一般財源化等に向けてすべきじゃないかというふうなことでございますが、この道路財源はご承知のとおり、道路特定財源は道路整備のためにユーザーに課せられた税であるわけございまして、そうしたことからして、道路特定財源である以上はこれを一般財源化して他の事業に使うということこそ正常な税のあり方ではないではないかというふうに思います。

そして、暫定税率を維持するのは、30年以上も維持するのはおかしいのではないかとございまして、私自身、今、先ほど申しましたように香美市長として道路の整備等にも腐心をしているわけございまして、こうした中で大岸議員さんもこの香美市の道路は十分ではないというふうな認識もあるというふうに思います。そうしたことがある以上は、やはり今、今日的にはこの暫定税率も維持をしていただいて、そして、早期に地方、特に香美市の道路を早うに直いてもらいたいというのが香美市長としての考え方であります。

そして、道路財源は壮大なむだを生むシステムではないかというふうなことでありましたが、確かにこの国の議論の中でいろいろな使われ方がしておるというふうなことも指摘になっております。不適切と思えるような用途につきましては、こうしたことを改めることは当然でございますし、また、この議論の中でそうしたことが浮かび上がってきたということは決してむだではなかったとは思いますが、そして、やはり適切なる、適

正なるこの使途をきちっと方向づけることは大事であろうというふうに思います。

そして、この道路中期計画の見直しが国に求められているのではないかということですが、私は先ほどから申しておりますとおりこの香美市から出しております中期計画につきましては、今の、先ほど申しましたように十分な整備がされてないわけですが、しかしながら今回こうした中での計画案を出しております。この計画案について、私は見直す必要はないというふうに思っております。また、これは現在、石油、ガソリンが高騰しているわけですが、確かに暫定税率の中で大変厳しい状況にあらうかというふうに思います。私は、先ほど述べましたように道路特定財源は道路整備に必要な税源として徴収しているものでありますのでやはりこれは続けていただきたいと同時に、暫定税率も先ほど来から申し上げますとおり大きく地方の道路整備に貢献をされておる税でありますので、これまた廃止することなく引き続き当面の間は維持をしていく必要があるというふうに考えております。

そうしたことを念頭に置いて、私自身そうした考え方になるわけですが、今、この議会でも平成20年度予算編成の大変大事な議会であり、また予算を皆さん方にもご審議をしていただかなければなりません。平成20年度予算につきましてもこの道路特定財源も含んだ、これがいわゆる継続するという建前の中でこの予算編成をしてきております。3月31日、暫定税率が切れて、もしかしてこの暫定税率がなくなる、あるいはまた道路財源が一般財源化をされるということになりますれば、この予算はどうなっていくのかということをお考え、国でやっておる議論自体私は、私の立場から言わせていただければ大変無責任じゃと。地方をどう思うちょらあということをお私強く思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の質問にお答えします。まず、後期高齢者医療制度の質問にお答えします。

まず、平成19年に香美市で基本健診を受けた高齢者の人数と何%に当たるかということですが、平成19年に香美市で基本健診を受けた高齢者は940名で、全体の約17%です。それで、そのうちどれくらいの方が今までのように基本健診を受けられなくなるのかということですが、この940名中、判定区分で要医療、受療中の方々の合計が660名で、これは生活習慣病以外で受療中の方々なども含まれておりますが、ほとんどの方が生活習慣病関係だとすると、これらの方々は基本健診受診の必要はなくなります。生活習慣病で医療機関にかかっている方についての調査は、平成20年度になれば実施予定です。昨年当初、平成19年度ですが、に75歳以上全員に対して実態調査を行いました。回収率は81%で、この中でかかりつけ医がいると答えた方は88%でした。これは生活習慣病以外でのかかりつけ医も含まれておりますが、ほとんどは生活

習慣病関係だと考えられるとしたら、この方々は基本健診の受診の必要はありません。

次に、生活習慣病で医療機関にかかっている方の健診についてですが、香美市では生活習慣病で医療機関にかかっている方は、公費での基本健診を実施する予定はありません。

次に、希望者全員に健診を実施すべきではないか。健診費用も無料とすべきというご質問ですが、今までの基本健診は個別の疾病の早期発見や早期治療を目的として行ってきましたが、これからは内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を見直すともに糖尿病などの生活習慣病の予防対策を進めることが重要となりました。後期高齢者の健診の目的も生活習慣病を早期に発見しての重症化予防であり、必要に応じて治療につなげていくことにありますので、既に生活習慣病で受診されている方は健診の必要性は低いとされており、そして、生活習慣病などの慢性の疾患で受診されている方には、医療機関での治療の中で健診と同様の検査が行われていると考えております。また、血圧、血糖、コレステロールを下げる薬を服用している人は、健診の対象者から除く必要があるとの見解が示されています。健診費用は保険料で賄われますから、このような方が健診を受診することで健診の費用が大きくなり、結果的に保険料に影響を与えることが考えられます。

次に、年齢での線引き、それから広域連合での議論、市としての対応についてですが、広域連合議会では「74歳までの健診は生活習慣病に着目した健診であり、受診率を上げ生活習慣を見直すものである。高齢になった場合は保健指導が重要である。」と回答をしております。私はある程度の線引きは必要と考えていますので、国は75歳を境にしたということです。市としても、75歳以上の後期高齢者の健診については今までお答えさせていただいたとおりです。

次に、介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合算をしての最低額の人についてですが、介護保険料と後期高齢者医療の保険料を合算しての最低額の人々の年額は3万7,870円です。月額にすると、12で割っていただいたらわかりますけれど、3,200円ぐらいの天引きになります。

次に、普通徴収の方の合算額ですが、これは普通徴収についても特別徴収と同じです。

次に、特別徴収の方の納付相談についてですが、特別徴収の方でも納付相談によって変更が可能とのことで、山崎議員のご質問でお答えしたとおり現在広域連合で要綱を作成し、対応していくよう検討中です。

それから次に、国保の加入者で夫が75歳、妻が65歳で4月からどうなるかというご質問ですが、夫は後期高齢者医療になって後期高齢者医療の保険料を払うようになります。妻は国保加入ということで国保に残りますので、妻の分だけが普通徴収になります。妻が年金をもらっている場合でも普通徴収になるということです。

次に、若年者の支払う高齢者支援金は医療保険料の中でどのように振り分けられるのかということですが、これは国保の保険料、国保の税についてお答えをさせていただきます。

ます。後期高齢者支援金が保険税にかわりますが、国保税の場合、現在の医療分と介護分との合算で国保税を賦課しておりますが、介護はもう変わりませんが医療分を、現在の医療分を医療分と後期高齢者支援金分とに分割する予定ですので、大きな変更はないものと考えております。

それから、被用者保険加入者と国保加入者であった方の関係ですが、国保加入者であった方には軽減措置はありません。市独自で激変緩和措置を取る予定はありません。

次に、厚生労働省の官房長官のコメントと担当課長としての見通しについてですが、厚生労働省の大臣官房が「5年くらいはやっていけると思う。」とコメントしているとのことですが、5年くらいの見通しというように首をかしげたくはなりません。今の制度、状態で事業運営がされた場合、私は5年ではなくもう少し長くやっていけるとは思いますが、まだ始まってない状態ですのでなかなか見通しを立てるとするのは難しいと思います。が、国の大臣がこういう発言をしているということになると、そういうことになると改正も修正もそれまでに行われのではないかとこのように考えられます。基本的には、国民の生命と健康に対する安心を確保するためには国民皆保険制度を維持、存続していくことが国の最大の責務だと考えますので、国は責任を持って国民皆保険制度を維持していかなければならないと思います。

次に、医療費抑制のために国保加入者に後発医薬品の紹介をしたらどうかというようなご質問ですが、原則は、治療に関しては医者が医薬品の選定はするものだと考えております。患者が希望すれば別の、例えば後発医薬品を希望すれば処方されることもあるでしょう。大岸議員のご質問の中にもありましたように、一部の市町村で後発医薬品を勧奨しているということは聞いております。しかし、香美市として後発医薬品を勧めることは考えておりません。

次に、要介護認定者の障害者控除についてのご質問にお答えします。この3点目について保険課からお答えをさせていただきます。

保険課では、要介護認定を認定審査会に諮って認定をしています。しかし、要介護認定をすることは障害者の認定というわけではありません。ご質問にもありましたように、要介護認定と障害者の認定が連動しているわけではありません。また、これまでの議会答弁でありましたように税務課からは、税控除については一般的なお知らせということで広報などで啓発周知していくと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 大岸議員の、まず初めに障害者控除についてお答えをしたいと思います。

この障害者控除につきましては、久保議員から細に入り微に入り質問していただきまして私もできるだけ丁寧に答えたいつもりなんですけれども、資料もそのときに随分紹介しながらお話をしましたので、もうこれ以上手元には新しい資料はございませんので、

結果においては同じ答えを繰り返すということになるかと思えます。ただ、議員が言われるように尾身財務大臣の発言があって、その発言などを反映した香美市の取り扱いになっていないのではないかというふうに私はお伺いしたんですけれども。国の主張は従前から変わっていないわけでごさいます、私どもも国のこれまで指導してきた範囲からは逸脱しないような運営でいかなきゃならないというふうに考えておりました、何ら現在においても国が変更を求めているというふうな理解をしておりません。そこで、この事実認定の資料については、資料が求められていないんじゃないかというお話でありましたけれども、これは申請事務でありますので、申請をしようと、する方につきましてはそのあかしとなるもの、あるいは協力は積極的にいただかなければならないというふうに思っております。行政と住民が協働するという事は、住民の方々に参加していただくということだけでなく、事務の上でもそうしたお互いの状況をしっかりとわかっていただくという意味から協力はいただかなければならないものだというふうに考えております。そこで、議員がお示しなされました④の資料でありますけれども、これは議員からすれば積極的な取り組みということでありますけれども、この認定区分のところ、特別障害基準に準ずる者というところが、(1)、(2)というふうに分かれておりますけれども、もともとは国から示されたものやこの次に(3)で寝たきり老人というところがあつたわけでありまして。この寝たきり老人を(1)のほうの要介護3というふうに含まればそれは要らないというふうな解釈ができるのかもしれませんが、この場合は介護と障害の認定調査をリンクした考え方に立った判断だというふうに私は思っております。一体、その障害の者と介護の者が全く一致するかどうかについては、例えば人工じん臓をつけられた方、あるいは透析をなされておられる方、非常に障害でいますと1とか2級と、こういうふうになるわけですが、介護で見てそういう方々が4だとか5だとかいうことになるのかといえはそういうことはないわけでありまして、あくまでも我々としましてはリンクをしないということに分けて考えざるを得ない。そして、ご本人の同意を得て調査をさせていただくということではなければならないというふうに思います。

既に議員の手元の方には資料としてお返しをしてありますけれども香美市におきましては、香美市における高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いミスというものがあつます。その中では、最後の注意書きとしまして「介護認定審査会等に基づく情報、在宅介護支援センター医師、民生委員等の協力をもとに認定をする。」ということになっておりました、「認定をする以上は、認定が正しく公平になされたかどうかということが大変問題になってまいります。そうした点できちんと資料を残しておく必要もございまして、国のほうからはその認定に当たっては、具体的な認定については市町事務とされていますが、上記基準に基づき公平を欠くことのないように取り扱われよ。」と、こういうふうな文章もあるわけでごさいますので、やはり香美市としましては従来どおり取り扱いに基づいて香美市の定めた取り扱いに基づいてやらせていただくという

ことになると思います。

次に担税力の減殺と老衰の問題についてお話がございましたけれども、障害者に準じるという中に、加齢に伴う障害の方も包含していることはもう当然であります。これは昭和45年の文書がでたときから同じであると私は思っています。国は障害者手帳がなくても障害者状態にある方を救済しようとしてこうした文書を出しておるわけでございます。しかしながら、要介護高齢者を障害者として一律にみなせということは1行も書いてないわけであります。そここのところをひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、DVの問題でありますけれども、言われるように大変危険な思いをされている方があります。被害防止のために避難場所を設けよというご提案でございますが、そのこと自体は理解をできるわけですが、やはりこれにもさまざまな問題があるというふうに考えておきまして、結果においては困難と言わざるを得ません。1つとしては、避難場所である以上は24時間の受け入れ態勢をする必要がございます。それから、避難場所の運営管理者自身にも危険が及ぶわけでありますので、その危険を回避できるような体制の保証がなくてはならないというふうに思います。また、市内に避難場所をつくるということになりますと、加害者もその市内にいるということがあるわけですので、市内に事業所を設けるということは決して危険を回避することにはなかなかかなりづらいんじゃないかというふうなこともあるんじゃないかと思います。ご承知のように、こうしたDVの加害者となられる方というのは非常に危険な状態にあります。福祉事務所のスタートに当たって、島岡議員から福祉事務所の職員の安全についてどのように考えているかというふうなお話がありましたけれども、できるだけきちんと接して説明をし、そして納得していただくような仕事を展開したいと、こういうことでありましたけれども、このDVの問題に限りましてはその被害になる人を速やかに避難をさせる。隠すと言ったら悪いですが、そういうことが主になってくるわけです。加害者のほうとしましたら、中には警察署に連行されても、その中でも出たら必ずやると、こういうふうなことを公言してはばからない人が多いわけであります。したがって、その施設の危険性もありますし、福祉事務所自身も危険ですよということは常々言われておるところであります。したがって、これが広報に載るとかいうことになりますと、福祉事務所長は知らないと言ってたけどやっぱり知ってたんだということで、大変危険な目に遭いますので、その点もご配慮をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 大岸議員の児童虐待防止についてお答えをいたします。

昨日、織田議員のご質問にお答え申し上げましたとおり、教育支援センターを窓口にしまして市内のこれまでのすべての相談事案を洗い直し、虐待の疑いを含めた児童・生徒をリストアップして、関係機関によるケースの再確認をいたしました。リストアップ

されたケースにつきましては、事件の心配のあるような子どもはいないと聞いております。しかし、見回りで心配されるケースにつきましては、再度現状を調査すべき、現在用意をしているところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 4番、大岸眞弓議員の薬害肝炎救済の情報発信をの質問にお答え申し上げます。

薬害肝炎救済については、高知県及び高知市が窓口を設置、無料検査等を実施いたしております。香美市においては、中央東福祉保健所がその窓口になっているところであります。新聞や県広報紙等で周知したこともあり、3月6日現在、中央東福祉保健所において無料検査を受けられた方は70人となっております。中央東福祉保健所からは本年1月31日にメールがございまして、「市町村に問い合わせの電話等があった場合は、窓口である福祉保健所へ連絡をするようにお伝えください。」との依頼をいただき、それに沿った形で対応しているところであります。香美市内に県の窓口があり相談から無料検査、肝炎治療受給者証の交付手続き等が1カ所のできることから、窓口を1カ所とした方が時間的なロスが少ないと考えておりますので、今後とも市としては中央東福祉保健所の窓口をご紹介するにしたいと考えております。

今後、県とも情報交換を行い、県の意向も伺って、市としてできること、特に住民への周知等が必要であれば積極的に行っていきたいと考えております。

以上、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 大岸議員さんの新庁舎建設につきまして2点、不測の事態を考慮して30億円の予算をもっと低く抑えるべきではないかというご質問と、バリアフリー化や自然エネルギーの活用をどのように検討しているのかということにつきまして答弁させていただきます。

新庁舎建設に関する事業費は総額で30億円を予定しておりますけれども、この金額は継続費とか債務負担行為で予算措置された金額ではないというふうに理解しております。この範囲内で建設しなさいという命題として与えられた30億円という金額であると、こういうふうに理解して事務局では準備を進めております。事務局ではこの30億円という命題の達成の仕方につきまして、広く市民の声をお聞きすべく庁舎建設委員会、それから庁舎位置検討委員会を立ち上げましてご意見をお聞きしました。その過程の中で、先ほど坂本議員さんのご質問に市長がお答えしておりましたように、30億円を22億円の本体工事費とそれ以外の設計監理費とかIT関連等の整備費の8億円に分けた概算配分をしていると、こういう状況でございます。事務局では、事業費の概算配分を念頭に置きながら建設チームや議会の庁舎建設特別委員会とも事前協議を重ねておりました、新庁舎の中身を順次詰めさせていただいていると、こういう状況でございます。

す。事業工程とか技術的な面では未知な部分も多いものですから、高度な技術と豊富な経験を有するコンサルタント業者の支援も受けてこの事業を進めていると、こういうこととございます。プロジェクトマネジャーの採用というのは本市の建設事業では初めてのことでありますけれども、事務局としましては前例にとらわれず細心の注意を払って事業を進めていると。こういうところで、結果としまして、事務局としましては不測の事態におくすることなく、広く皆さんから英知も集めまして人事を尽くした、このように考えております。

なお、バリアフリーとかそれから自然エネルギーの活用につきましては、今月基本設計業者が決まりましてから具体的な検討に入りたいと考えております。現在は情報収集の段階でありますので、よい事例等がございましたらぜひ参考にお聞かせください。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。それぞれにご答弁をありがとうございました。

まず、道路特定財源ですけれども、市長と私とその立場の違いのようなご発言だったかと思います。私がお聞きをしたかったのはそうではなくて、例えば、高速道路中心の道路中期計画、そしてこの道路中期計画、こういう無謀な計画を、6本の、1メートル1億円の橋とかそういうものをまだこれから、道路特定財源で地方に回るんじゃないかと多くそちらの方に費やされる計画になっている。こういう中期計画はやはり一たん、また利権も生むわけですので撤回させる必要があるのではないかと。それで、不要不急の道路建設は今この機会に見直して、それこそ生活道の整備を優先させる政策に転換させる必要があるのではないかというふうにお伺いをしたわけです。暫定税率はどうしても香美市の道路の補修のために必要というふうにおっしゃいましたけれども、県とか多くの市町村長に当たる方は、道路特定財源がなくなってそれが一般財源化されて、暫定税率が廃止されたら道がつかれなくなるというふうなとらえ方をしているようですが。また、県などは教育とか福祉にも影響すると言ってますけれども、福祉、教育は時限の違う話だと思うんですけど、本当にこれがなくなって道がなくなるのでしょうか。私は逆のとらえ方をしております。確かに暫定税率が撤廃されましたら、きのうも建設都計課長のご答弁にあったように税収は減りますけれども、その中期計画にあるような無謀な道路計画は一たん撤回させて、それで残りの特定財源は一般財源化して。というのは、特定財源というのはさっき言いましたように最初暫定的に設けられたものだからです。その当時の計画の道路はもうほとんど整備をされております。ですから、これは元の形に戻るのが本来ではないかというふうに思っているものです。今回のその道路中期計画というのは、1987年の四全総、第四次全国総合開発計画、それから'98年に閣議決定されました五全総の計画が元になっています。といいますのは、日本がバブル期絶頂

のころの計画です。これまで巨額の税金を投じて、むだ、赤字、利権を目指してきた総額先にありきの、こういう形の道路特定財源をこのまままた10年続けていいのかという話です。また、こういう計画で本当にこのまま続けて、これまでは都会がようになって今度は地方の回りというふうな計画と言えるかどうか。これを冷静に十分精査をしなくてはいけないのではないのでしょうか。片山善博元鳥取県知事が、全国の首長が道路特定財源堅持とか暫定税率維持を主張していることについて情けないと言っております。

「リストラ、非正規雇用がふえ家計の所得が減っている中、ガソリン高騰が直撃している。首長は住民の生活の不安を一番に考えなければならないのに、高い税率を課すと言っている。もっとバランス感覚を。」と言い、また「ひもつき財源を一般財源に変えると主張してきた理念はどうなったか。道路にしか使えないようしてくれというのは理解できない。」と述べまして、道路特定財源の一般財源化を訴えております。また、世論調査もそうであります。国のあり方、地方分権を考える、本当にその大もとを考える私は絶好のチャンスであると思えます。まさにこのとおりでないかと思うんですが、再度見解をお尋ねいたします。

後期高齢者ですが、もう一度資料の③を見ていただけますでしょうか。ちょっと設問と前後しますけれども、この見通しについてですが、これを見ていただいたらわかりますように、さっきも言いましたが所得ゼロ円でも均等割はともかく払えなんですよ。さっきお答えになりませんでしたけれども、所得ゼロ円で支払えない、ゼロ円で支払えないということがその特別な理由になるかということをお伺いしました。それのご答弁をお願いします。

それで、担当の方とこの保険料についてお話しましたが、「そのゼロ円の人がどうやって払うんです、どうします？」というふうに聞きましたら、やっぱり県のほうと同じことを言いました。「生活保護対応になるでしょうね。」、こういうふうなおっしゃり方で、それしか言いようがないんじゃないんじゃないでしょうかね。言いようがないんですよ。所得ゼロ円の人にどうやって払え。その要りませんよと言うんじゃない、所得ゼロ円の方は年金から天引きしないだけなんです。普通徴収で納めに行かなければいけないんです。それで1年間滞納すると悪質とみなされて、被保険者資格証明書になってしまうんです。こういうことについて、生活保護でしょうねというふうにおっしゃってます。この見通しについて、その厚生省の役人がそう言うと心細いというふうなご答弁だったかと思いますが、本来、団塊世代が後期高齢者になるための、これは限りなく医療費を抑制するための制度ですので、物すごくあちこちに無理むちゃがいつております。現実に、保険料もまだ暫定的な保険料ですよ。きちんと決まるのが7月から、準備が間に合わないのに制度はもう走り出そうとしてるんですよ。こんな、介護保険のときもそうでしたがとにかく数値目標だけを掲げて制度を先に走らせる。こういう本当にめちゃくちゃな制度ですので、私も本当に5年ぐらいもつだらうかというふうに思っているわけなんです。

それともう1点お尋ねします。同じ③の資料で、夫婦とも75歳以上で公的年金収入だけの場合に、その妻の保険料のところを見ていただきたいと思います。これ、年額80万円、基礎年金の方、妻が基礎年金としましてずっと、本当は単身であれば1万4,570円でいくところを、夫の収入額によってだんだんこちらもふえていくんですよね。もうどっちにしても高く取られる。こういうふうな制度と認識してよいかどうか、こんなふうなこの計算の仕方間違いないかどうか、こうしたことが周知徹底をされておるかどうか。それもあわせてお聞きをしたいと思います。

それと、健診のことですけれども、75歳以上の方はその特性に応じて医療機関で検査を受ければよいことだと。ただ、その940人中660の方がこの基本健診から外れると。多分その医療機関に行って検査を受けようとして、もし内科疾患で担当医のところに行きましたら、担当医はその担当医に配分されております600点の診療費の中で検査を行うのでしょうか。そうすると、検査費用が医師の持ち出しか希望によって患者の持ち出しか、こういうことになるのでしょうか？それもわかりましたらお尋ねをいたします。

ジェネリック医薬品の件ですけれども、これは医師が本来選定するもの、それはそのとおりにかもしれませんけれども、役場から通知がくることによって患者が言い出しやすい条件をつくるようにと思って私はこの質問を提案しました。なかなかお医者さんにはこんな薬にしてくれというの、患者さんは言いにくいですよ。それで役場（市役所）からこんな方法もありますよというふうに通知がくれば、それを見せてお医者さんにこんながありますかといって言い出しやすいんじゃないかと。そのことがきっかけで患者の負担も少なく、医療費も少しでも抑制できればと思って質問をしたところですので、どうぞよろしくお尋ねをいたします。

要介護認定の（所得控除）件についてご答弁をいただきました。福祉事務所長のご答弁は、もう基本的に全然変わらないと。この前、久保議員にご答弁なさったところから一歩も出てないご答弁と思ったんですが、さっき福祉事務所長にこれをいただきまして、香美市はこうなっていると、基準が。言われましたけど、これ見てみましたら平成5年10月、またあるいは、そうですね、一番新しいので平成5年10月に日付が入っておりますけど、この平成14年の8月に示された基準、これの基準で高知市などはこういうふうに、一律ではないと思うんです、高知市も。一応こういう審査がありますよと、でも申請だけは皆さんしなさいねというふうな…。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長をいたします。

○4番（大岸眞弓君） こういう親切な案内を出しておりますので、少なくとももう一歩踏み出すことができないかというふうに思うわけです。これには予算措置はありません、市のほうは。多くの高齢者は、この間の相次ぐ社会保障の後退等で本当に生活に困窮しておられます。市が一部の自治体のように自分で証明しなさいとか、寝たきりでなかったらだめとかいうふうな制限を加えるようなスタンスをこのままとるのか。また、

高齢者の負担を少しでも軽減しようとする立場に立って高知市のようなやり方をするのか、それが問われていると思います。財政的な負担はないわけですので、市長の政策的判断の1つだと思います。今より一步踏み出した対応をされるように重ねて要望して、決意をお伺いをいたします。

そして、DVの避難所ですが、確かに福祉事務所長のおっしゃることわかります。かくまっている方にも被害が及ぶ例は幾つでもあります。けれども、今、民間の方がそれを肩がわりされてるんですよ。それで、私が申しましたのは、そんな広報に載せる必要はないです、むしろ秘密にしておかんとはいけません。市外に、県外に香美市の方々がお世話になっております。逆に市内にかくまう場合は、本当に緊急の2～3日とかいうふうな単位とっていただいたらいいんです。広報に載せる必要もありませんし、逆に高知市に、例えば高知市に受け入れてもらうかわりに暫定的に高知市の被害者をちょっとかくまうことが、そういうこともできないものかというふうに考えたんです。この、本当につらい思いをして逃げております。なぜ加害者から被害者が逃げなければいけないか。本当はつかまるほうの加害者が逃げるのに、この方たちは加害者から逃げ続けなければいけない、単身で、着の身着のまま。子どもを連れている場合は、まださらに困難があります。そういう困難に共感していただいて、ぜひとも短期間でもこういうことができないものか、そういう確保が、理解を示していただくことができないものかお伺いをいたします。

児童虐待の件ですけど、ずっときめ細かに取り組んでいかれるというふうな、もちろんそういうふうに教育次長なさっておられると思います。最初の質問で申しました、この南国市の場合に一番児童のそばにいて助けようとしていたこの教師のほうで、何か、こういうたとえ話をする方がありました。親子の修復関係が先と思ったとかいうふうな答弁を受けて、それから見ているのに決定的に救い出すことができなかったことについて、そこへ火事が、火がついて燃えているのに消火活動をしないのかと、通報もしないでということではないですか、子どもの今まさに暴力の振るわれている状態というのは。やっぱり、すばっとだれでも見つけた人が割って入れるような、それを制限しないシステムという、それがどうしても要るのではないか。大変難しいと思いますけれども、警察とかとも協力してそういうシステムづくりが、今までの枠ではいけないと思います。

そして、もう1つ。虐待とかDVもそうですけど、暴力に対する認識というものを関係機関の方は特に改めないで、またこういうことが繰り返されると思います。児童相談所の方が持っているような専門知識を、やはりもうこれから教育関係の方、特に持たなくてはいけないんじゃないか。市の窓口でもそうですがそういうふうに感じますので、その点について研修などされるかお伺いをいたします。

それから、薬害肝炎の件ですが、県からもメールが入ったということで、対応されるということでぜひお願いしたいと思いますが、何せその無料健診が1年以内というふうに期限、規定づけをされておりますので、例えば市の広報にちょっと載せることはでき

ないでしょうか。それから、厚生労働省のフリーダイヤルも2カ所、独立行政法人と厚生労働省と窓口が2カ所あります。県だけじゃなくそこでも大変詳しく教えていただけますので、この電話番号等をちょっと広報に載せていただいたら。県に行くこともまだ思いつかない、でも自分はそうかもしれないと思っておられる方が…。

○議長（中澤愛水君） 大岸さん、あと5分です。

○4番（大岸真弓君） おられるのではないのでしょうか、それをお伺いをいたします。

それから、太陽光発電の件とかその自然エネルギーの活用につきまして、時間がありませんので述べることはできませんが、後で庁舎建設担当参事のもとにお持ちしますので、またぜひご検討をよろしく願いいたします。

抜かったかもしれませんが、以上で2回目を終わります。ご答弁よろしく願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをします。道路特定財源の議論でございますが、見解の相違じゃという一言で言えばもうすうなるかと思いますが、それを言ってしまえばおしまいになりますので自分の考えを少し言わせていただきますが。

先ほどずっと私自身の市長としての立場で述べさせていただきました。そうした思いは変わりませんが、質問の中にもこの特定財源がないなれば、全国の市町村長は道路がつくれないというふうな主張をしゅうというふうなことでございますが、これがないなつち、そら道路はつくらなにゃいかん分はつくらにゃいかんと思えます。しかしながら、これがあることによって促進率は早いわけでありますが、どうしても当然おくれは出てくるだろうし、またできない部分もありはしないかというふうなことが危惧はされるわけです。それと同時に、この資料をいただいておりますが、高速道路等の整備についての問題、確かにこうした大きな財源を要する高速道路等もあるわけです。本県では8の字ルートの1つの形であります高速道路の推進をこの中へも入れてあるわけでありまして、その地域にとつたら本当に必要な道路という位置づけの中に入れております。この出ておる6本の計画が本当にいいのかどうかということは私にはわかりません。その地域の人にとっては必要な道路という中で提案をされておるろうと思えます。また、テレビ等でもゆうべもやりよりましたが、人が通らん道路をむだにつくちゅうとかいうふうなことでやりよります。最近よくテレビへ政治家が出るのがはやってまして、ちゃらちゃらやりゆうが見よつたら妙に腹が立ちます、はっきり言うて。地方で本当に地方のことを思うて国へ出ていった人間が、国へ行つたら、党の縛りにおうたら地方のことをよう言わん。党のことが前に出てそうした発言をしゅう。本県にはおらんと思いますが、そういう人もおるように見かけます、私は。そういうことが本当にえいのかやというふうな、テレビを見よつても情けなくなりますし、現場を離れたら一般的な評論家のようなことを言う人もおりますし、本当に情けない話じゃというふうな思いますが、

私はそうでないように頑張りたいと思いますのでよろしく。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目の質問にお答えします。

まず、高齢者の基本健診の件ですが、基本健診、健診と医療とは別ですので、基本健診の単価によって受けられるものということになります。

それと、保険料の関係ですが、所得がゼロ（円）でも保険料がかかるのかというご質問ですが、算定のとおり所得がゼロ（円）でも均等割の7割引、3割分がかかってくるということになります。後期高齢者医療の中へ入っている方については、所得の多寡によってある一定の割合は、負担割合は払っていただきたいと考えております。

それから、夫婦でいる場合に、夫に収入があって妻が年金等少ない場合という関係ですが、大岸議員の試算をされているとおりのようになります。

それと、医療費抑制の関係の後発医薬品についてですが、先にお答えをさせていただいたとおり基本的には、治療に関しては医者がその患者の薬を決めるというように私は考えておりますので、香美市として後発医薬品を勧めることは考えてはおりません。

以上です。

○4番（大岸眞弓君） 違う、答弁抜かりで。資格証を発行している中に所得ゼロ（円）が入るかどうか。

○保険課長（岡本明弘君） その中には入らないと考えております。

○4番（大岸眞弓君） 払えなくても？

○保険課長（岡本明弘君） はい。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 障害者控除につきましては、議員のほうから市長の政策課題だということでありますので私から答弁するのはいかがかとは思いますが、この件につきましてはこれが最後の答弁だろうと、答弁で終わるだろうというふうに期待をして答弁させていただきます。

一歩も出ないのかと、こういうふうにおっしゃられるわけですがけれども、南国市や高知市のことを指すわけではないんですけれども、結果的にこういうことになりはしないかなというふうに思っております。議員ご承知のように介護保険制度第2期、それから第3期に移りかわったときに、介護度1の方、介護度2の方が要支援や要支援1や2へ移っていきました。あるいは介護度がなくなったりした人もいるわけでありましてけれども、この認定書というのは障害者手帳を持たない方、それのかわりになるような、いわば障害者手帳になるわけですね、かわりの手帳になる。だから複数年これは使えるわけでありまして。この複数年使える、そういうものですがけれども、今言いましたように介護保険制度それ自体が変わったときに、介護度1だった人、介護度2だった人、これを障害者というふうに認定してあったものが、介護保険制度が変わっても複数年使えるから私を障害者と認めなさいと、こういうことで出してきたら当然それを認めなきゃならな

くなるわけです。ところが、介護保険制度の中では介護予防の中に入っている高齢者ですよと。この人たちも障害者なんですかと、こういうふうな矛盾も起こってこようかというふうに思います。そして、議員から示されました資料の④を見ていただきたいと思うんですけれども、この特別障害の（２）の知的障害、それから下の障害の（２）のところにはこのように書いてます。「要介護３以上に認定されており、かつ云々」とこうなってますね。下が「要支援、要介護に認定されており、かつ云々」です。２つの要件なんです、２つの要件が要る。香美市の取扱書を見ていただきたい。確かに要介護３とかそういうふうには書いてないけれども、あとの云々だけで認定をしているわけであります。つまり、認知症高齢者の日常生活自立度だけで判断をしましょう。そういうものを持ってこなくてもそれで判断をしますと、こういうことなんです。そういうことを包括の職員の皆さんの協力を得ながらやっていますので、寝たきり老人だけではない。ただ、身体障害のほうになりますと、そこに書いてありますように「医師の意見書に基づく」と。こういうふうに書いてありますのでそこのところはお負担いただくわけですが、我々が認定のできるころは最大努力をしてやっておりますので、ここに示された資料よりも私は香美市の基準のほうが緩やかだと、逆に言えるんじゃないかなというふうに思っています

次に、DVの避難所の問題ですけれども、これは高知市でお世話になったり安芸市でお世話になったりしております。また県外でもお世話になっております。そういうふうな状況でありますからお互い様だということをつくろうじゃないかというふうなお話ですけれども、そうした広域なものにつきましては、県、国、そういうところがしっかりと考えていく課題だというふうに思っております。そうした点で市の努力も大変大事でありますけれども、やはりこの問題はもう少し大きい警察とか、あるいは県とか国とかいったもう少し大きな視野で物事を考えいただくことが大事かというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 大岸議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

４月１日から、県からの指導もありまして窓口が福祉事務所のほうに移ることになります。今までどおり教育委員会もかかわってまいりますけれども、専門的な知識を持った担当者はいなくなります。福祉事務所の専門的知識を持った相談員の方が対応してくれるものと思っております。今までどおり警察署等の関係機関との連携を図りながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 大岸議員の２回目のご質問にお答えいたします。

薬害肝炎救済の関係記事を広報に掲載できないかというご質問でありましたが、広報の掲載については可能だと考えております。しかし、県が行っております事業でございますので、内容を含めて中央東福祉保健所と話し合いをもちたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 残り時間4分7秒です。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。3回目の質問を行います。

市長には、大変勇気のあるご発言をいただきました。道路特定財源に関してですが、私が申し上げたかったのは道路特定財源の総額方式というシステムが、地方の道路整備を逆に阻害している部分もあるということと言いたかったんです。例えば、ここに1つ資料があるんですが、これは奈良県の道路特定財源を使った高規格道路の建設のために、県の持ち出しがたくさん要るために維持補修のお金が逆になくなってきた。右肩下がりになってきたというふうな、逆にこういう場合も発生しております。高知県でも野根のほうの高規格道路、今、予算がつかなくてとまっております。そして、再度言いますがこの機会にやはり地方交付税のあり方、地方分権のあり方を見直すこの道路特定財源の問題は本当に格好の機会だと思いますので、引き続き考えていかなければならないと思っております。

それから、さっきの障害者（控除）認定の問題、最後のご答弁というふうにおっしゃったわけですが。もちろん障害者としても認定じゃないんですよ。市町村がするのは準ずる者としての認定ですので。それから、この香美市の分がもっと緩やかと言いましたけれども、少なくともこの資料を見る限りお知らせの仕方やなんかは、高知市、南国市のほうがもっと懐が深いというか、幅が広いと思います。ぜひ今後も、変わらないかもしれないかもしれませんがこれを参考に、多くの高齢者が救われますので、こういう懐の深い対策をとっていただけないものかお願いをいたしまして、私のすべての質問を終わります。どうもありがとうございます。

委員長（中澤） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 2つまとめてお伺いをしました。そういうご意見だということをお伺いをしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終わりました。

本日は、これで散会をいたします。

次の会議は3月13日、午前9時から開会をします。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

委員長（中澤） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。本日の会議は、これで延会をします。

次の会議は3月13日午前9時から開会をいたします。

(午後 4時17分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 0 年 3 月 1 3 日 木曜日

平成20年第1回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成20年3月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月13日木曜日（会期第9日） 午前9時03分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和昭
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	吉村 泰典	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	横谷 勝正
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	法光院 晶一	業務管理課長	岡本 博臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 九内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度建築予定の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結について
- 議案第 1 号 香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 平成20年度香美市一般会計予算
- 議案第 3 号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成20年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第 9 号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 議案第10号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 議案第11号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 議案第12号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成20年度香美市水道事業会計予算
- 議案第14号 平成20年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第16号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第17号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 議案第19号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）
- 議案第20号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）

- 議案第 2 1 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 議案第 4 3 号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 4 号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 5 号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 6 号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について

議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第48号 土地賃貸借契約の締結について

議案第49号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について

議案第50号 高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第51号 高知県広域食肉センター事務組合理約の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成20年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成20年3月13日(木) 午前9時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 承認第1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度建築予定の香美市立A保育園(仮称)用地の取得契約の一部を変更する契約の締結について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 平成20年度香美市一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 平成20年度香美市老人保健特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第9号 | 平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算(事業勘定) |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成20年度香美市介護保険特別会計予算(保険事業勘定) |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成20年度香美市介護保険特別会計予算(サービス事業勘定) |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成20年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第14号 | 平成20年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」 |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3 |

- 号」(事業勘定)
- 日程第19 議案第20号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」
(保険事業勘定)
- 日程第20 議案第21号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第31号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第34号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第35号 香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第36号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第37号 香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第38号 香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第38 議案第39号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第39 議案第40号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第41号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第42号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第42 議案第43号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第44号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第45号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第46号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第47 議案第48号 土地賃貸借契約の締結について
- 日程第48 議案第49号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 日程第49 議案第50号 高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第50 議案第51号 高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について

会議録署名議員

17番、竹内俊夫君、18番、石川彰宏君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時03分)

○議長(中澤愛水君) ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

ここで、提出議案の一部に訂正がありますので説明をお願いします。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) おはようございます。議案第32号の1ですが、ようございませうでしょうか。議案第32号の1で、一部を改正する条例の7行目、「第4条第2項中」というところの次の行の括弧の中です。「平成18年厚生労働省告示第92号」となっておりますが、これが3月5日の日に廃止になりまして、新たに告示がされましたので年号と番号が変わります。「18年」というところを「20年」に訂正をお願いします。それから、「第92号」というところが「第59号」に、「平成20年厚生労働省告示第59号」ということに訂正をお願いします。3月5日に告示がされておりますので訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(中澤愛水君) 議案の一部訂正を終わります。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。

なお、議案第2号、平成20年度香美市一般会計予算については、本会議散会后連合審査会がありますのでその時点にて、その他の案件については各常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いいたします。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度築予定の香美市立A保育園(仮称)用地の取得契約の一部を変更する契約の締結について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸真弓君。

○4番(大岸真弓君) この承認1号の提案理由のところに、「座標値の取り違えにより、購入面積に錯誤が判明し追加支払いの必要が生じた」とありますが、こうした経過というのはよくあることですか。

○議長(中澤愛水君) 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長(山崎泰広君) このケースがよくあるかというご質問ですが、極めてまれなケースだというふうに思っております。

以上です。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、議案第1号、香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君）　　まず、議案1－2ですが、第4条に普通徴収の方の納期が載っておりますが、これはもうずっとこれから普通徴収の方は納期が9期ということでしょうか。第6期のところに12月31日まで納付を受け付けるというふうになってますが、12月31日に納付書を持ってくれば、業務は多分窓口はやってないと思うんですが、受け付けるということでしょうか。

それと、その第4条第2項に連帯納付義務というのがありますが、これは具体的にどういう方を指すのか。多分そのご家族に当たる方かなというふうには考えましたが、それで当たっているのかどうか。まずその2点をお聞きします。

○議長（中澤愛水君）　　保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君）　　納期は9期までということです。

それから、12月31日が納期ということですが、これは納期を12月31日まで取るということです。

それから、連帯納付義務者ですが、これは世帯主と配偶者となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君）　　4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君）　　その納期が12月31日までというふうに書いてる、決まっているんだということなんですが、それでしたら12月31日に納付書を持ってあらわれても受け付けるかということ、納期が12月31日ということは。どうですか？12月31日であればいいということですか。

それと、連帯納付義務者ですが、世帯主と配偶者に限っておりますか。例えば、75歳以上の夫婦がいて息子さんの扶養に入っておられるという場合もありますよね。そうしたときに世帯主がひょっとしてその75歳の夫かもしれないんですが、それでも世帯主と配偶者に限るということですか。

○議長（中澤愛水君）　　保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君）　　納期は12月31日までということですが、この12月31日は金融機関等休みになっておりますので、休みでない翌日、翌々日、基本的には1月4日になろうと思っておりますけれども、そうなると思います。

それから、連帯納付義務者は世帯主と配偶者だと思います。

○議長（中澤愛水君）　　ほかに質疑はありますか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君）　　はい。10番、山崎です。

第6条ですけれども、第4項は特別の事由がある者ということになってます。これ、すいませんが確認ですけれどもどういった方が入るのか、もう一度教えてください。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お答えします。

特別な事由があると認められる者というのが、被保険者またはその属する世帯の世帯主が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと。それから次に、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、またはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。3、被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと、4、被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不良その他これに類する事由により著しく減少したこと。前各号に掲げるもののほか広域連合長が必要と認めた事由に該当したときとなっております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） もう1点だけお伺いします。

議案1-4ですが、第3条に、これは被用者保険だった方の納期がこのように4期から9期まで示されておりますが、これは軽減、激変緩和の関係でこうなってるかと思うんですが、これ、激変緩和の時期が過ぎましたら、この議案1-2のような納期になるのか。そのときにまた条例が変わることになるのか。その点だけお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） ご質問は、（議案1-4）附則の第3条のことですかね。附則の第3条、これは平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例ということで、平成20年度のみですので平成21年度からは9期になります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第2号、平成20年度香美市一般会計予算、本案について質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。質疑を終わります。

日程第4、議案第3号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第4号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

（平成20年度香美市予算書）245ページ、（1款、事業費、1項、簡易水道費、1目、原水及び浄水費）13節の委託料の中に取水・浄水施設管理委託というのがありますけど、平成19年度と比べると500万円ぐらい増になってますけど、そのわけをちょっと聞かせてください。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） こちらの取水・浄水施設管理委託は、取水の堰それから浄水場の砂のろ過、そういうやつをすべて清掃するような形で、今まで直営等でおったところもございまして、その分をすべて委託をしていくというふうな形になっております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第5号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、議案第6号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、議案第7号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、議案第8号、平成20年度香美市老人保健特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） この老人保健特別会計ですけれども、後期高齢者に75歳が移行することによっておおむねなくなると思いますが、もしかしてその65歳から74歳までの人の、一定の障害のある方が後期高齢者に行かない場合は残ると思いますのでそのために特別会計としてあるんでしょうか。

それから、レセプトの処理上の関係で一気になくなることにはならないと思いますけど、その辺どうなりますか。これから老人保健特別会計というのは。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 老人保健特別会計については、まず、平成20年度につ

いては一月分が残ります。あとは過誤請求、月おくれ等、それから高額などの時効になるまで残ると思っております。確実に2年は残さなければならないというように考えております。65歳から74歳の（一定の障害のある）方の医療については、後期高齢者医療制度の移るのか元の保険に残るのかになります。老人保健はもうなくなりますので、医療については元の医療に残るのか後期高齢者に移るのか、どちらかを選択することになります。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 関連で。じゃあ、元の保険に残るということは国保か被用者か扶養家族とかに、元の保険に残るというのは国保か何かに変えていくということですか、後期高齢者に移らない場合は。今までその一定の障害のある方は老健にある方がおいでましたわね、65歳から74歳の。その方が後期高齢者に移らなかったら、元の、今おっしゃったように国保なり被用者なりに戻っていくということですね。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） はい、そのとおりです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、議案第9号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、議案第10号、平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第11号、平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第13、議案第12号、平成20年度香美市後期高齢者医療制度特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、議案第13号、平成20年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、議案第14号、平成20年度香美市工業用水道事業会計予算、本案につ

いて質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第16号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、議案第17号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第19号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第20号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第21号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第21、議案第22号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

お尋ねいたします。提案理由にもいろいろ書かれているわけですがけれども、市民の方々この間の税負担の増加等によって大変になってきてる中で、この制度、今後必然的にですわね前納される方も少なくならざるを得んと思うがですわ。実際、この間の経過を見ても前納報奨金の実績というが落ちてきてると私は思っております。そういう中であえて前納報奨制度自体を、住民サービスの観点から考えたときに廃止する必要があるのかなというが私の考えですけれども、残すべきと思うんですけれども。伺いたいのは、当初、納税意識の高揚を図るための目的で創設された制度で、「当初の目的は達成された」というふうに書かれておりますけれども、やはり、納税する側から言ったら

少しでも前納する中で税負担が軽減を図れるということで前納に努めてきたわけで、それが納税意識の高揚というふうに私は余り思わないわけで。それとあわせまして、給与から天引きされる方の特別徴収の方を引き合いに出しますけども、特別徴収の方、逆にいうたらそういう思いがあるのかというたら私はないと思うんですね。やっぱり、納税の負担もないわけでありまして、特別徴収の方は。普通徴収の方は納税をわざわざしているわけですし、こういうことはある部分こじつけやないかと思えます。意見になって申しわけないんですが、そこら辺のところのこの提案理由の整合性を聞きたいのと。

それと、もう1点。4期で払う方がおられますわね。そういう方が一度に前納する方と差があってもいいという立場は、1つ例を挙げれば国民年金なんかも、前納で一括で払えばかなり安くなりますわね。そういうことも考えたときに残すべきだと思います。

それと、あわせまして平成21年4月1日からの施行ということですが、もう少し慎重に理解を求める必要があるかと思えますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の前納報奨金についてのご質問にお答えをいたします。

まず最初に納税していただいております、前納で納めていただく納税者、あるいは特別徴収で納めていただいている納税者、あるいは4期分割で納めている納税者に非常に感謝を申し上げておるということを前提といたしましてお答えを申し上げます。

まず、提案理由の説明でございますけれども、この納税意識（の高揚）を図るという目的につきましては戦後の25年に、戦後の混乱期、納税意識の高揚を図るという目的で創設をされた制度であります。戦後、それから長期間制度を維持されてきたわけでございますけれども、納税意識につきましては、香美市の収納率というのは高知県内の市の徴収率においても中間、平均的なものを維持しております。他の市においても同じような理由で前納報奨金の廃止を決めております。高知県内11市ございます。11市のうち、香美市を除く10市のうち9市が既に前納報奨金の廃止を決めております。その理由としましては、こういった理由で廃止をされております。全国的に見ても、納税意識の高揚というのは図れておると思えます。我々、現在、今、確定申告をしておりますがその中で、いろんな納税者の方と話をする中で「税は払わないかん。」という声を聞きます。確かに税源移譲によって住民税が高くなったということは、それは非常に声を多く聞きます。ただ、その前提といたしましては、税は納めないかんという思いは皆さん持っていただいておりますというふうに肌で感じております。

それと、給与からの天引きされる特別徴収の納税者には適用がないというのは、これは制度上のあれでその方は前納したくてもできない状況にございます。そういった意味で不公平な状況にあるという意味でございます。

それと、平成21年4月からというふうに提案を申し上げましたのは、この制度の廃止について周知を図るために1年前に提案をいたしまして、来年度早々から皆様方に周

知を図るというために今議会の提案をいたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

10市のうち9市がもうやめておられると、この制度ね。税務課長、言われましたけど。そういう中で、先にやられている9市の収納率の低下等はお調べになりましたでしょうか。どうしても私のほうが懸念するのは、前納報奨制度がなくなることによって収納率が低下するのではなかろうかと。そのことによって、今まで何とか頑張って前納しちようと、ちょっとでもメリットがあるのではという方が4期で払うとかいうようになってしまったらそれがまた滞納になっていくとかいう、そういうことを心配するわけであって、そういうことを踏まえて周知を図るというふうなことで早目にやったということは一定理解できないでもないですけども、なかなか現実関係そうはいきづらいと思いますけどそこら辺の、他の取り組んだ市の実績等についてはお持ちなのか、それについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 収納の関係についてお答えをいたします。

他市の方々と話をする機会というのはございまして、その中で先行して廃止を決められたところに伺っております。伺ったところによりますと、前納報奨金を廃止したことによって収納が落ちたということはないというふうに他市の状況は伺っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もう1点だけ、すいません。

この第42条第2項と第70条第2項ということ、両方ですよね削るということですが、特に固定資産税なんかの場合は額がほんと大きい方もおられますわね、資産をお持ちの方。ただ、なかなか大変やけど、一度に払うと前納のメリットが大きいのでということで無理して払ってる方の例も伺ったことあります。そういうことを考えるときに、固定資産税ばあ残すとかいうふうな発想はお持ちではないですかね。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 現在、市民税と固定資産税2つの税が前納報奨金の対象になっておりますが、片一方を残すというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第22、議案第23号、香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について

て、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑終わります。

日程第23、議案第24号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第25号、香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第25、議案第26号、香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、議案第27号、香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第27、議案第28号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第28、議案第29号、香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第29、議案第30号、香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第30、議案第31号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第31、議案第32号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第32、議案第33号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第33、議案第34号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第34、議案第35号、香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第35、議案第36号、農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第36、議案第37号、香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第37、議案第38号、香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第38、議案第39号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第39、議案第40号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第40、議案第41号、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４１、議案第４２号、香美市土地開発公社定款の一部改正について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４２、議案第４３号、香美市立大柵診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４３、議案第４４号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４４、議案第４５号、香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４５、議案第４６号、香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４６、議案第４７号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４７、議案第４８号、土地賃貸借契約の締結について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４８、議案第４９号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４９、議案第５０号、高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第５０、議案第５１号、高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について、

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第1号から日程第50、議案第51号までの質疑はすべて終わりました。各案件はお手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は3月16日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は、3月16日までに審査を終えるように期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、3月18日、午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午前9時51分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 0 年 3 月 1 8 日 火曜日

平成20年第1回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成20年3月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月18日火曜日（会期第14日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	久 保 和 昭
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	阿 部 政 敏
総 務 課 長	鍵 山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
財 政 課 長	吉 村 泰 典	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	小 松 清 貴
収 納 管 理 課 長	後 藤 博 明	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	田 中 育 夫	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	法光院 晶 一	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 九内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成20年度建築予定の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結について
- 議案第 1 号 香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 平成20年度香美市一般会計予算
- 議案第 3 号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成20年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第 9 号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 議案第10号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 議案第11号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 議案第12号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成20年度香美市水道事業会計予算
- 議案第14号 平成20年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第16号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第17号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 議案第19号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）
- 議案第20号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）

- 議案第 2 1 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 議案第 4 3 号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 4 号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 5 号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 6 号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について

- 議案第 47 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 48 号 土地賃貸借契約の締結について
- 議案第 49 号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 議案第 50 号 高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 51 号 高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について
- 議案第 52 号 市道の路線の変更について
- 議案第 53 号 市道の路線の廃止について
- 議案第 54 号 市道の路線の認定について
- 議案第 55 号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

- 決議案第 1 号 道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進に関する決議について
- 意見書案第 1 号 過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2 号 米価の安定対策を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3 号 最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出について
- 意見書案第 4 号 米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書の提出について

議事日程

平成 20 年第 1 回香美市議会定例会追加議事日程

(会期第 14 日目 日程第 5 号)

平成 20 年 3 月 18 日 (火) 午前 9 時開会

- 追加日程第 1 議案第 1 号 「香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について」の訂正について

平成 20 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 14 日目 日程第 5 号)

平成 20 年 3 月 18 日 (火) 午前 9 時開会

- 日程第 1 市長の報告
- 報告第 6 号 専決処分事項の報告について
損害賠償額の額の決定及び和解について
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 20 年度建築予定の香美市立 A 保育園 (仮称) 用地の取得契約の一部を変更する契約の締結について

- 日程第3 議案第1号 香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 平成20年度香美市一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成20年度香美市老人保健特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）
- 日程第12 議案第10号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 日程第13 議案第11号 平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 日程第14 議案第12号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成20年度香美市水道事業会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成20年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第18 議案第17号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 日程第19 議案第19号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）
- 日程第20 議案第20号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）
- 日程第21 議案第21号 香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第28 議案第28号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第35号 香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第36号 農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第37号 香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第38号 香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第39 議案第39号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第40号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第41号 香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第42号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第43 議案第43号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第44号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第45号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第46号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第48 議案第48号 土地賃貸借契約の締結について
- 日程第49 議案第49号 こうち人づくり広域連合規約の一部変更について
- 日程第50 議案第50号 高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第51 議案第51号 高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について

- 日程第52 議案第52号 市道の路線の変更について
- 日程第53 議案第53号 市道の路線の廃止について
- 日程第54 議案第54号 市道の路線の認定について
- 日程第55 議案第55号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第56 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第57 決議案第1号 道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進に関する決議について
- 日程第58 意見書案第1号 過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長を求める意見書の提出について
- 日程第59 意見書案第2号 米価の安定対策を求める意見書の提出について
- 日程第60 意見書案第3号 最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出について
- 日程第61 意見書案第4号 米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書の提出について
- 日程第62 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

17番、竹内俊夫君、18番、石川彰宏君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前9時00分 休憩)

(追加日程第1を配布する)

(午前9時02分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

去る3月5日に市長から提出されました議案第1号、香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について、会議規則第19条の規定により訂正したいとの申し出がありました。香美市後期高齢者医療に関する条例についての訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、香美市後期高齢者医療に関する条例の制定についての訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をしました。

追加日程第1、「香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について」の訂正の件を議題とします。

執行部から訂正の理由の説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) おはようございます。議案第1号について訂正をさせていただきたいということで、提案をさせていただきます。

議案第1号の条例の制定については、広域連合から示された条例案に基づいて作成しております。質問を今議会で受けたときも案のとおりするものだというように認識しておりました。が、その後なお広域連合に確認をしてみようと思ひまして広域連合に確認をしましたところ、「納期については市町村の裁量の範囲内である。」ということの回答を得ましたので、ご質問もあったように混乱があるかというように想定されますので、混乱を招かないためにも介護保険料それから国保税と同じ日に訂正をさせていただきたいと思ひます。第4条の6期、「12月1日から同月31日まで」となっておりますが、これを「同月25日まで」。議案1-2ページですが、議案1-2ページの第4条、6期を「同月25日まで」。それから、4ページも同じで附則の第3条、6期ですが「同月25日まで」というように訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりました。

お諮りをします。ただいま議題となっています「香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について」の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号、「香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について」の訂正の件を許可することに決定をしました。

すいません。異議なしの声が出ましたけれども、起立で採決をとりたいと思いますので。「香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について」の訂正の件を許可する方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、訂正の件を許可することに決定をしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前9時07分 休憩）

（教育厚生常任委員会で議案第1号を審査）

（午前9時11分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

過日、お手元に配付をしましたように市長から地方自治法第180条第2項の規定により報告第6号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。ただいまから、市長の専決処分事項の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

この報告第6号でございますけれども、損害賠償のこういう問題が毎議会ごとに出てきているような気がしてしゃあないんですけれども。確かに昔、前から言えば多発しているように思います。行政の中でこういう事故が起こるということは大変残念なことであるし、市民にも説明がつかないわけですから。ここの香北支所、本庁や支所についてもいつも運転の安全管理者いうものを配置してるとは思いますけれども、その役割が実際果たせてるのかどうか、まずお尋ねをします。

それから、私の知ってる民間企業では、4月からまたここの役場（市役所）にも、新しい職員が入ってくると思いますけれども、民間企業ではその職員が本当に運転能力が確保できてるかどうかいうことを確認するまではハンドルを持たせないという形での指導が、先輩の職員から指導されるというお話も聞いたんですけど、そういうようなところからやっぱり学ぶべき点もあるんじゃないかと。その会社では必ず指差しの確認と、呼称といいますか声を出して「右、左、安全よし」ということを徹底してやっているとのお話も聞きましたけれども、そういうような指導というものも、やはり新しい職員さ

末書の提出をしてもらっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。ちょっと勉強不足かもしれません。お伺いします。

常に相手方はこのように住所、名前が出てきておりますが、これはもちろん相手方のほうはそのときに承諾なり何なり、こういう決まりだろうとは思いますが、そういうことでしょうか。私はちょっと片手落ちじゃないかと。もし出すのであれば、相手方を出すのであれば職員の名前もちゃんと出すべきだろうと、それぐらいに思いますがお伺いします。

すいません。その相手方を出す場合、これは個人情報保護条例とは関連はどうなんでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） この相手方につきましては損害賠償ということでございますので、氏名が出されなければ支払いはできないということでございます。

○議長（中澤愛水君） 加害者側。加害者側の名前、出すのか出さないのか。

○20番（大石綾子君） それと個人情報保護条例との関連。それは先ほど…。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 加害者側というのが香美市ということになりますので、この運転をしていた者ではなくて契約者が香美市ということでございますので、運転していた個人の名前はここには出てきません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） これ見よると100%香美市が悪いというようになってますけど、車を運転するには前方注意義務もあるんでバックしてくる車に前、バックを始めたときにはいなくて、気がつかなくて接触したということですけども。普通こういう事故で100%香美市が、公用車が悪いということはありません。100%悪いというのは信号待ち、停車している車に追突したとかそういう場合だと思いますので、この損害の割合、今、公用車の損害はないと言うんですけども、相手の損害金額はこれであるか。いや、責任割合で香美市の負担分がこれであるかということをお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 保険会社やない町村会が保険を取り扱っておりますが、その調査員の調査で相手車は後方から来てとまった。それを後ろをきれいに見ずにバックしたということで、100:0ということになっております。

- 議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。
- 3番（山崎龍太郎君） ちょっと教えていただきたいと思いますが、現在の市の車ですけれどオートマ車なのかマニュアル車なのか、さまざまあるのか。
- それと、最近ではオートマだけしか乗れないという免許を取得している方も若い人らにはおるかもしれませんが、そういう状況については実態は把握されてるのか。その点お尋ねします。
- 議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。
- 総務課長（鍵山仁志君） はい。確かに、現在はオートマチック車が非常にふえてきておる。公用車につきましてもオートマチック車がふえてきております。
- それで免許自体は採用条件の1つではございませんが、やはりオートマチック限定車の免許の方はそのオートマチック車、各課の中にあるオートマチック車を利用して運転しておると。自分ところにオートマチック車がなければほかの課のオートマチック車を利用しておるという状況です。
- 3番（山崎龍太郎君） （オートマチック車とマニュアル車の）割合わかったら。
- 総務課長（鍵山仁志君） いや、その割合まではちょっと、私どもではちょっとわかりません。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
- 「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。
- 財政課長（吉村泰典君） オートマとマニュアルの割合ですが、すいません、ちょっとよう調べておりません。両方とも、オートマもかなりの割合あります。
- 「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。
- 日程第2、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度築予定の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結についてから日程第51、議案第51号、高知県広域食肉センター事務組合規約の変更について、以上50件を一括議題とします。
- これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。
- 総務常任委員長（前田泰祐君） おはようございます。前田でございます。
- 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案につきまして、去る3月14日、9名の委員全員出席のもと審査をいたしましたので、その経過と結果の報告をいたします。
- まず、議案第2号、平成20年度香美市一般会計予算を議題としましたが、この案件は既に連合審査会において質疑が終わっておりますので、すぐに採決を行いまして、全員賛成をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第3号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とし、執行部より補足説明の後に質疑に入りました。

まず、「どの時点で繰り入れが要らなくなるのか。」という質疑がございまして、「繰入金といいますのは起債の償還、これの金額により変わってくると考えている。今年度は公債費、前年度より1,300万円減額になっている。年々償還が減ってきており、平成20年度の起債償還金約3,860万円、平成21年度が2,690万円、平成22年度が2,280万円と順番に減ってきておりますので、どの時点でというのは明確な答えは避けたいが、他の諸収入、その他県補助金を考えても数年以内には繰入金はほとんどなくなるものと考えている。」と答弁がございました。次に、「総務費中の委託料、これは、弁護士の委託料は昨年度の当初に比べて多くなっているが、訴訟がふえているということであるのか。」という質疑がございまして、「そのとおりである。当初予算から加えまして訴訟が増えており、補正予算でも前回の9月、第1回補正でふやしている。訴訟が確実にふえてきております。」という答弁がございました。次に、「補助金が245万1,000円、前年度より少なくなっているがその理由。また、貸付金元利収入が479万2,000円減っているが、そのわけを問う。」との質問に対し、「県の補助金は特定事業補助金、これは利子助成。それともう1つは償還推進助成事業補助金、この2つで構成されている。特定事業補助金、利子補助については、25年償還すると終わります。昭和56年、昭和57年に貸し付けた分は順次大量に貸し付けた分でありますが、これが終わってきており、この特定助成事業というのが減ってきております。前年度から言うと60%になってきていると。償還推進助成事業補助についても基本的回収に係る費用及び督促に係る回収費用というのが出てきており、ときにこの基本的改修費用というのは納期が過ぎますと請求ができなくなるため、昭和56年、昭和57年に貸し付けた方、滞納が残った方が随分おられますが、25年、300回終わった方については、もう基本的回収というのは請求できないということから順次減っていく。それから貸付金元利収入なんです、一応、現年度が終わり、この分が調整から上がってこなくなるということである。」という答弁がございました。次に、「住宅新築資金債権回収処分は、いつからこの職員さんをお願いしているのか。またどういう方がこの仕事に当たられているのか。また任意競売費用360万円ですが、その内訳をお願いします。」との質問がございまして、「回収職員は平成17年6月からお願いをしている。元金融機関の職員で、債権回収に非常に詳しい知識を持たれた方である。収納管理課のほうで業務に当たっている。任意競売費は、抵当権の実行費用で1件60万円を計算をしており、裁判所へ申請するときの予納金が60万円ということになっており6件分を計上している。」とのお答えがございました。次に、「住宅新築資金等貸付金制度ですが、改善対策全国協議会参加費のことでありますが、これは1回でしょうか。」という質問がございまして、「年に一度の国会規模で開催をされており、参加は予算で行ける範囲内であるが、年に1回である。」という答えでありました。「裁

判所とかですけれども、裁判は公開されているのか、傍聴できるのか。」という質問もございましたが、「すべて公開であり傍聴もできます。」という答弁の後に採決を行いまして、全員賛成によって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第16号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」を議題として、補足説明を求めた後、質疑に入りました。

「住宅新築貸付事業補助金はそれぞれ減額になっているが、県の審査か何かで減ったのか。どうして減額になったのですか。」という質疑に対しまして、「この件については概算を県のほうへ前年度に申請する。その時点で予算というのは、前年11月ごろ予算書を提出し、それ以後任意競売とか強制執行とか、その項目によりまして補助金が幾らかもらえることになっている。そういった調整が当初予算を調整するときにはわかりませんので、概算で要求をしておきまして最後にこういった形で調整の上、確定金額になりましたのでご提案をしたものである。」というお答えをいただき、採決を行いまして、全員賛成によって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第21号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由として、「昨年の一般職の給与の人事院勧告を考慮して学校医等の報酬を引き上げるとともに、新たに香美市公共交通会議委員及び観光事業嘱託職員の報酬額及び費用弁償額を定めるため、本条例を改正するものである。」との補足説明をいただきまして、質疑に入りました。

まず、「事業嘱託職員は具体的にどういった業務をするのか。」という質疑がありましたが、「この非常勤の職員の条例改正でございますので、詳しい内容についてはわかりませんが知る範囲では観光事業の嘱託ということであり、香美市に訪れた方への情報提供とかそういう事業にかかわっていただくことになると思います。正確なお答えは担当でないためできませんが。」、そのお答えの後、採決を行いまして、全員賛成によって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第22号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から「前納報奨金の廃止の提案である。また、施行日を平成21年4月1日としておりますのは、その間周知に努めたいからだ。」という補足説明の後、質疑を行いました。

まず、「県内11市のうち9市廃止と決まっているが、あとの2市については廃止をするのか。」との質問がございましたが、「9市廃止、残り2市は香美市とあと1市であるが、残る1市については検討されていると思うがその状況はまだわかっていない。」と答弁の後、採決を行いまして、賛成多数によって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第23号、香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、「高齢者の医療に関する法律が改正されることに伴い一部を改正するものであ

り、また、ひとり親家庭医療への条例改正のため改正するものだ。」との補足説明がございましたが、別に質疑はなく、全員賛成によって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を受け、質疑に入りました。

まず、「該当する企業はどれくらいを見込んでいるか。」との質疑があり、「この企業については、企業誘致の担当である商工観光課が担当をしておる。ただ、現在企業立地の特進に関する法律に該当する企業等については、現在のところ該当はないというふうに聞いている。」という回答の後に、採決を行いまして、全員賛成によって、議案第24号は可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第25号、香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、「高知県新しいまちづくり支援交付金が平成19年度で終了するため、交付金を受け入れるための当該基金を廃止するためのものだ。」という補足説明の後に質疑を行いました。

まず、「この新しいまちづくり基金、確か2億700万円ぐらいあったと思うが、このお金はどこに入るのか。」との質疑があり、「これは合併による新しいまちづくりに資するために香美市に新しいまちづくり基金を設置するということであつたが、合併が平成18年3月でございますが、平成17年度から平成19年度の3カ年にいただいた2億6,600万円ぐらいの、毎年県のほうから交付金があつたが、平成17年度については合併をするに当たり電算の統一費用にほとんど使用しております。平成18年度、平成19年度については新しいまちづくりに資するためということで、合併1年、2年目につきましては、ほとんどの事業が合併で変わっているということで取り崩しをし、平成18年度につきましては、一般財源的に繰り入れをいたしまして使用している状況で、現在の残金につきましては、定期で残っておりますので2億666万8,000円で、普通預金利子は58万632円、合計で2億724万8,632円ということである。これも使用方法につきましては、新しいまちづくりに資するためということで使用していくということになる。」という答弁がございまして、採決をいたし、全員賛成によって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定をしております。

次に、議案第29号、香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

まず、「猪野々の前の公民館ですが、これはいつ壊すのか。」という質問がございました。「今回提案申し上げておりますのは集会所施設であり、公民館施設ではない。ご承知のとおり公民館施設については教育委員会所管の施設であり、私のほうとしては、こちらの施設をいつ壊すかということについては承知をしておりますので回答はできません。」ということでありました。次に、「別表に使用料の料金のほうが入っているが、1時間あたりの使用料はないが1日1万円なら1万円という形になるのか。時間の

使用料というのは決められていないのか。」という質疑に対しまして、「ここに記載してある金額につきましては、これまでの経緯もございまして表的に取りまとめたもので、それをもって上限とするというくくりで示している。それぞれ集会施設によっては、1日当たりの金額から1時間当たりまで決めておる。あるいはその1日当たりでくくられているような状況だが、これまでの経緯を踏まえてということでそれまでは調整もいろいろされてきており、現実的にはこれまでも地域に委託をしてお願いをしてきたことでとりあえずそのまま引き継いで、条例に整理をさせていただくためにここに挙げさせていただいた。今回はそういうことであり、すべての施設について時間当たり幾らかという調整はしていない。また、それができない部分については、例えば室ごとの面積も違ってくることもあり、それから電気はどれくらいついていたかということにもよって光熱水費もそれぞれ違ってきます。委託管理については基本的に上がってくる収益で管理をしていただくとなっておりますので、そういったところも踏まえて地域の中で料金設定をしておるという経緯もあり、今回そういった立場もあって、あえてそちらを尊重して、あえて調整しなかったということでもありますので、その点ご理解をいただきたい。」という回答がございました。また、「1時間当たり2,000円、蕪生野コミュニティセンターですけれども、これは地元の人が使うときに使用したくてもできなくなるのではないかと。」という質問に対しましては、「第26条の利用料金に係る条例の、第4項で「指定管理は、あらかじめ市長が定める基準により利用料金を免除、または減額することができる。」という規定があり、ここでその市長が定める基準、第6条第3項に定めてある。その中では、地元住民の会合等で利用するときということは無料あるいは減額にするということ是可以しますので、このあたりは地元のほうで説明がつくような形で取り扱いをしていただければ、ここの基準に合わせてその時々判断をしていただくということで対応できると思う。」という答えの後、採決を行いまして、全員賛成によって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第30号、香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、格段の質疑はなく、採決を行いまして、全員賛成によって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしております。

続きまして、議案第39号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この補足説明の後、格段の質疑はなく、採決に入りまして、全員賛成によって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第40号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、「この案件も暴力団の住宅使用制限を行うためだ。」との説明があり、質疑もなく、採決をいたしまして、全員賛成によって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第41号、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしましたが、「この案件も議案第40号と同じく、暴力団の使用制限を行うための改正だ。」という説明がございまして、質問もなく、採決をいたしました。全員賛成によって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号、香美市土地開発公社定款の一部改正についてを議題とし、執行部の説明を求めました。「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律等の施行に伴い改正をするものである。また、なお附則の平成20年2月26日とあるのは、議決をいただくと理事会で議決をいたしている2月26日にさかのぼって施行するということである。」との補足説明もあり。

- 議長（中澤愛水君）　　ちょっと休憩してください。
（午前9時46分　休憩）
（午前9時48分　再開）

- 議長（中澤愛水君）　　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

委員長の報告を続けます。

- 総務常任委員長（前田泰祐君）　　はい。では、議案第42号、香美市土地開発公社定款の一部改正についてから報告を申し上げます。

議案第42号、香美市土地開発公社定款の一部改正についてを議題とし、執行部より補足説明を求めたものであります。「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律等の施行に伴い改正をするものである。また、附則の平成20年2月26日としてあるのは、議決をいただくと理事会で議決をいたしておる2月26日にさかのぼって施行することである。」という補足説明をいただきまして、採決の結果、全員賛成をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、質疑を行いました。質疑はなく、採決をいたしまして、全員賛成によって、本案、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑はなく、採決をいたしまして、全員賛成をもって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務常任委員会が付託を受けた16案件の経過と結果の報告を終わります。

- 議長（中澤愛水君）　　教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

- 教育厚生常任委員長（小松紀夫君）　　今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けた案件につきまして、3月14日に会議を開きましたので審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度築予定

の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

補足説明の中で、「錯誤の理由としては切図、地籍測量図と現況に食い違いがあったため、地権者立ち会いにより復元作業を行った。その際に、測量点を多数取ったため座標点を間違ってしまい、錯誤が生じた。」とのことをございました。提案説明を受けた後に質疑に入りました。

質疑の中で、「測量作業は専門業者が行ったのか。」との問いに対し、「専門業者ではなく、全国建設技術者協会香美支部の技術職員に依頼した。その理由は、経費削減と職員の技術力向上のためである。」との答弁がございました。また、「香美支部は何名で構成されているのか。」との問いに対し、「実数は記憶していないが複数の技術職員が加盟して構成されており、技術力を高める研修も兼ねている。」との答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決（後に「承認」と訂正あり）すべきものと決しました。

次に、議案第1号、香美市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

その際、本会議で質疑のあった第4条第1項及び附則の第3条第1項の納期について広域連合に問い合わせたところ、各自治体で訂正をしても構わないとのことであった。そこで、介護及び国保の納期と統一をしたほうがよいという判断で、第6期を「12月1日から同月25日まで」と訂正をしたい旨の提案がありました。協議の結果、議案の訂正は本会議において議決されなければならないことから、本委員会では訂正箇所以外についての質疑にとどめ、審査を保留し、本会議で議案の訂正が議決された後、改めて審査をするということとなりました。

質疑の中で、「第3条、保険料を徴収すべき被保険者の中に特定住所変更とあるが、その内容を問う。」との問いに対し、「他市町村より本市の医療機関に入院し住所変更をしてもそのまま他市町村の被保険者であるが、その後に本市の異なる医療機関に入院し住所変更をした場合は、本市の被保険者となる。このことを特定住所変更と言う。」との答弁がありました。また、「第6条、延滞金の第4項で、特別な事由がある者とあるが、所得が著しく減少した場合は申請すれば減免の対象になるのか。」との問いに対し、「減免の項目の中に所得の減少によるものは入っているが、減免の基準となる数字については現在広域連合で作成中である。」との答弁がありました。

以上で質疑を終了し、審査は前述したとおり保留といたしました。その後、本日の本会議において議案の訂正が議決されましたので、先ほど委員会を開会いたしました。審査の結果、本案は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、平成20年度香美市老人保健特別会計予算を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「後期高齢者医療制度が始まる中、老人保健会計に医療諸費が計上をされているが、これは65歳以上、74歳以下の障害者福祉医療の分なのか。」との問いに対し、「医療諸費は3月分及び月おくれ請求や過誤等である。65歳以上74歳以下の障害のほうは、申し出がない限り後期高齢者に移行するので老人保健には予算計上されていない。」との答弁でございました。また、「後期高齢者医療制度に移行するのだが、医療諸費の中の医療費支給費が前年度と比較してほぼ同額である。その理由は。」との問いに対し、「医療費支給費は償還払いの関係であり、高額医療費の診療月から支給月までの期間が最短でも3カ月あること。また、請求権はあるが、未支給の被保険者への再通知を実施した場合の支給額の増加等を考慮した場合、前年度並みの予算額が必要と想定をされる。」との答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を議題とし、執行部の補足説明を受けました。

補足説明の中で、「現時点で国の法改正が通っていないため、本市としても税率の条例改正はできない。そのため、別紙資料で説明した税率で計算したものを予算計上している。国の法案が通過するのは3月末になると予想されるので、それ以後に条例改正を専決処分し、直近の議会で承認を得たいと考えている。税率等については、応能応益の割合をなるべく50対50に近づけるように設定をした。」とのこととございました。補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「国の法案が通っていない今の段階でこのように予算計上することに問題はないのか。」との問いに対し、「試算をした結果、前年度とほぼ同額でよいと判断をして計上している。」との答弁がありました。また、「75歳以上の方は滞納が少ないというふうに思うが、後期高齢者の創設により75歳以上の方が抜けると収納率が下がり、国保会計に影響が出るのではないか。」との問いに対し、「確かに75歳以上の方は滞納が少ないイメージはある。ただ、税額は若年層のほうが高いので、会計への影響は少ないと考えている。」との答弁がありました。また、「前期高齢者の国保税の流れはどうなるのか。また、本市においては10月より年金からの天引きが開始されると聞いているが、その理由は。」との問いに対し、「国保税の流れは介護保険と同様である。10月から実施する理由は、後期高齢者と一緒に開始すると間違いが発生する可能性も考えられるので後期高齢者は4月から、国保は、前期高齢者は10月からの予定で進んでいる。」との答弁がありました。また、「今後の基金残高の推移は。」との問いに対し、「平成18年度及び平成19年度について基金からの繰り出しが発生している。今後も基金が大きく増加することは考えていない。現在の基金残高を若干上下していくと予想している。」との答弁がありました。また、「平成20年度から実施される特定健診について、平成24年には受診率65%が目標であるが、目標達成への取り組み

は。」との問いに対し、「これまでの基本健診は集団健診のみであったが、平成20年度から実施の特定健診は個別健診も取り入れることになっている。今後は個別健診を重視し受診率の向上につなげる考えである。香美郡医師会とも連携のもと、健診の勧奨に力を入れていく。」との答弁がありました。また、「国に誤りのあった財政調整交付金の本市会計への影響は。」との問いに対し、「平成13年までさかのぼって計算するよう国から指示がきている。それによって増加する分が交付されることになる。当初予算には計上されていない。」との答弁がありました。また、「後期高齢者支援金の積算根拠は。」との問いに対し、「支援金は国保税分と公費負担分が50対50である。公費負担は国、県及び市町村である。」との答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後に、質疑に入りました。

質疑の中で、「保険料が前年より減少しているがその理由は。」との問いに対し、「特定の理由はない。4億円に対しての600万円であるので前年並みと考えている。」との答弁がありました。また、「地域支援事業費が増額となっている理由は。」との問いに対し、「平成18年度から第3期介護保険計画がスタートしており、法改正により介護予防のための地域支援事業を実施しているが、3年間で徐々に事業を拡大し最終的に給付費の3%まで拡大することとなっている。平成20年度は最終年度であり、事業費が増額となった。」との答弁がありました。また、「介護予防特定高齢者施策事業費の委託料が増額となっている理由は。」との問いに対し、「社会福祉協議会に委託をしている通所事業であり、事業拡大による増額である。」との答弁がございました。また、「認定調査等費の増額理由は。」との問いに対し、「認定者数は若干ふえている。認定の期間は半年から2年とそれぞれであり、再認定の場合もある。また、嘱託の調査員を増員し4人体制としていることなどから増額をしている。」との答弁がありました。また、「趣旨普及費の内容は。」との問いに対し、「パンフレット等である。」との答弁がございました。また、「高額介護サービス費の内容は。」との問いに対し、「同じ月に同一世帯内に複数の利用者があり、利用者サービスの合計が一定額を超えた場合に支給される。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）を議題とし、執行部の提案理由の補足説明の後に、質疑に入りました。

質疑の中で、「サービスを受けている人数は。」との問いに対し、「件数になりますが、件数で約280件である。」との答弁がありました。また、「予算は280件で計上しているのか。」との問いに対し、「支援のほうを対象となるわけですが、全員がサ

ービスを受けるわけではない。」との答弁がございました。また、「事業所に委託する方向と聞いていたが、その後の状況は。」との問いに対し、「平成19年度でほぼ定着をした。今後できるだけ事業者に委託をしたい。」との答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成20年度香美市後期高齢者医療制度特別会計予算を議題とし、執行部の提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「一般会計からの繰入金があるが、毎年繰り入れをするのか。」との問いに対し、「国保と同様に毎年の繰り入れがある。」との答弁がございました。また、「保険基盤安定繰入金の内訳は。」との問いに対し、「試算の段階であるが7割軽減が3,057人、5割軽減が212人、2割軽減が358人で、合計3,627人、全体の62.64%である。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）を議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「葬祭費の減額理由は。」との問いに対し、「予算計上のときの見込みの違いである。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「一般会計繰入金の職員給与等繰入金が減額をされている理由は。」との問いに対し、「人事異動と産休による給与等の減額である。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、香美市立大柘診療所の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「契約の内容及び指定管理料は。」との問いに対し、「指定管理料はエレベーター保守料その他で、年間82万1,000円とした。契約内容については、基本的に他の指定管理施設に準ずるが一部リスク負担については、建物の修繕が1件5万円未満の場合、指定管理者が負担をし、5万円以上の施設の根幹にかかわる修繕については市が負担することとした。また、軽微な修繕、5万円未満の修繕ですが、その修繕も件数が多くなって合計30万円を超した場合は別途協議をすることとしている。ただし、大柘診療所は黒字経営であることから、5万円を超した修繕についても5万円を寄附としていただき、残額を市が負担をするということで承認をいただいた。また、備品購入は、10万円未満は指定管理者負担として、同様に30万円を超える場合は別途協議をするということにした。以上の内容を協定書にうたっている。」との答弁がございました。また、「債務負担行為の特定財源はどうなるのか。」との問いに対し、「額はゼロになる。」との答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「契約内容及び指定管理者料は。」との問いに対し、「管理料は17万6,000円である。リスク分担は、修繕については5万円未満が指定管理者負担、5万円以上は市の負担であるが、5万円未満でも合計30万円を超えた場合は、大柝診療所と同様に別途協議としている。備品購入は10万円未満は管理者負担として、同様に30万円を超えると別途協議としている。」との答弁がありました。また、「住宅使用料の根拠は。」との問いに対し、「平成19年度までは旧物部村の算出額をそのまま適用しており、基本的に委託料との相殺という形であったため以前から指摘をされていた。今回是正したものである。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「週何回の診察なのか。」との問いに対し、「週2回の診察で火曜日と水曜日である。平成19年4月に委託先を変更し、それまで年間20人代の利用であったが、平成19年度は2月末現在で87人の利用となっている。」との答弁がございました。また「医師の専門は。」との問いに対し、「繁藤診療所での診察科目は内科である。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「利用状況はどうか。」との問いに対し、「例年通りである。平成19年度の数字は現在わからないが、平成18年度の数字は年間392人である。」との答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、土地賃貸借契約の締結についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で「契約の期間が長くないか。また、賃貸料は免除となっているが、課税のほうはどうなっているのか。」との質問に対し、「相手側の福祉法人が特養建設のために、福祉医療機構から資金を借りるためには期間が20年必要とのことから契約期間が長くなった。建物の固定資産税についても、福祉法人においては免除となっている。」との答弁がありました。また、「公有地を一事業者に無料で提供をするわけだが、そのような前例はあるのか。また、このような行為に公平性の面で問題はないのか。」との問いに対し、「本市ではこのような前例はない。今回の事例は旧物部村の事業を引き継いだものであり、土地を無料で提供する形となっていたことから適切と考える。」との

答弁がありました。

以上、質疑の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

すいません、一部訂正をさせていただきます。承認第1号の審査結果につきましてですけれども、審査結果は「承認すべきものと決しました」ということで、自分は「可決すべきもの」というふうに報告をしましたが、承認第1号は、審査の結果、「承認すべきものと決しました」ということで訂正をお願いいたします。

以上、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） 13番、竹平です。

産業建設常任委員会の報告を行います。今期3月定例会におきまして産業建設常任委員会に付されました事件は、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第13号、議案第14号、議案第17号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第51号の12件になります。この事件につきまして、去る3月14日、委員会を開催し、定足数に達しておりましたので議案審査を行いました。その審査につきまして、経過と結果を順次報告をいたします。

まず、議案第4号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算を議題として、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑として、「取水施設改修工事で合併補助金100%を活用して猪野々、清爪地区が計上されているが、ほかにもこうした状態の地区が何カ所かあるのか。」との問いに、「20年以上経過している取水施設については、ほとんどの施設が改修の必要がある。この時代の施設はスクリーン型となっておらず詰まりやすい形であり、課としてもメンテナンスの面からスクリーン型の取水施設に更新していきたいが、財政上の兼ね合いもあり、その点も考慮しながら対応することとなる。また、具体的な箇所であるが香北町のほとんどと、物部町、大栃、五王堂を除いた簡易施設設置の取水堰、土佐山田町でも甫喜山地区等における取水堰にこうした状態が見られる。ただ、伏流水を利用した取水堰については、必要がないのではないかと考えている。」と答弁。

以上の質疑を経まして、採決の結果、議案第4号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第5号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑として、「繰上償還をすることによってどのくらいの利子金額が違うも

のか。」との問いに、「繰上償還をするものは平成19年度の7%台、平成20年度の6%台、平成21年度の5%以上のものを償還するものであるが、その繰上償還総額は約5億6,000万円で、本来支払うべき利子が約2億1,000万円となり、これを借りかえて2%台で計算すると約6,000万円で、差し引き約1億5,000万円の違いになる。」と答弁。またこれに関係をしまして、「ほかに繰上償還ができるものはないのか。」との問いに、「利率5%以上のものについてとの規制があり、利率5%以下のものについての繰上償還は政府が認めていない。」と答弁。また、「繰上償還に関しては、これまで財政状況が厳しい自治体でないと認めないという言い方であったが、昨年あたりから政府も認める方向に変わってきたのか。」との問いに、「繰上償還の承認を得るには、保証金以上の公営企業健全化計画書を策定して提出しなければならない。内容として、向こう5年間で健全化に向けて計画を進めることになっている。計画を作成した以上、今後は実施方法になるが、その手順としては使用料収入の増額や水洗化の向上、人件費等の削減を実施し、健全化計画の達成に向けて努力していかなければならないことになる。ちなみにこの一環として、人件費に関して5名のうち1名を公共下水道事業会計から農業集落排水事業会計へ配置していくこととしている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第5号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「下水道管が破損していたので管内診断委託として200万円計上している中で、地質の問題の説明があったが設計や工事方法とは関係がなかったのか。」との問いに、「結果的に検査手法に不備があったことは否めない。旧香北町時代の検査方法として、カメラを入れずマンホールから注水をして、マンホール管に鏡を入れて目視で行ったため暗渠の中でひび割れが見つからなかったことによる。」と答弁。また、「下水管の沈下のことであるが、技術的に転圧が十分でないと沈下を来すのではないかと。そここのところの認識はどうか。」との問いに、「言われるとおり、それをも含め地質の状態に加えて地下水も関係していると思われるが、いずれにしてもカメラを入れて綿密な点検と調査を行い、保全を図っていきたい。」と答弁。また、「処理池保全費、全戸対象の場合に2池で2億5,000万円という中で、旧香北町の最初の計画はどうなっていたのか。つまり、全戸対象戸数の加入計画で進めたのか。」との問いに、「99ヘクタール全戸加入計画で2池設置をしたものであるが、現在加入率48.5%と計画比約半分の加入率の状態である。こうした中で市としても経費面を考慮して、平成21年までの本事業継続中に2池を1池に集約して、その中で攪拌方法を変えることなど改良して経費圧縮を図っていきたいと考えている。このことによって、将来香北町の下水道事業の加入がふえても処理能力が賄えるのかということになるが、1池攪拌改良方策として検討しているのが、1池に攪拌用機材を増設することで、2池

分までとはいかないがかなりの処理能力向上につながるのではないかと考えている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第6号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第7号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「国庫補助金が計上されているが、これの補助率と終末処理場の場所とその内容状況。そして、平成20年度事業を実施して事業全体計画の進捗率はどの程度になるのか。」との問いに、「農業集落排水事業の国庫補助率は50%で、残りは過疎対策事業債と農業集落排水事業債を充てている。また、終末処理場の場所は、県道山田龍河洞線沿いの元逆川保育園近くを流れている川沿いの土地、1,100平方メートルを用地として内定している。事業進捗率については、この事業は平成20年度着工、平成23年度完成の4年間の事業であり、平成20年度の経過として受益面積18ヘクタールのうち6ヘクタール程度ほどの計画であり、約30%程度になるかと思われる。」と答弁。また、「自動車購入費122万円が計上されているが、主にどういったことに使用するのか。また、事業終了後は市の所有となるのか。」との問いに、「現在、下水道課で使用している車は平成7年6月の購入で耐用年数がきている中で、この事業に伴って補助金で購入できるということで1,500ccクラスのバンを購入し、工事監督車として使用する。また、事業終了後は市の所有車となる。」と答弁。また、「先ほど答弁にあった終末処理場内定地付近は狭隘な県道であるが、改修工事の計画は予定されているのか。」との問いに、「県道の改修、改良計画は予定されており、この計画実施を見ながら、それに沿って終末処理場も建設されることになる。」と答弁。また、「この事業に職員1名を担当者として配置するのか。また、終末処理場の処理方式は攪拌型とか沈殿型とかの方式があると思うが、どのような方式か。」との問いに、「先ほどの議案第5号でも触れたとおり、下水道課より業務に精通した職員1名を配置する。また、処理方式については、香北町美良布で採用している攪拌式ではなく浄化槽形式の方式となる。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第7号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号、平成20年度香美市水道事業会計予算を議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑として、「水源地整備事業に関係してであるが、土地購入費700万円が計上されているが、用地の面積と地権者数について。」との問いに、「配水池管理道用地で延長200メートル、幅員4メートルで、面積は800平方メートルであり、平米当たり1万円弱の単価金額である。また、地権者は2名である。」と答弁。次に、「備消耗品費で料金調定システム用紙代とあるが、これの内容。」との問いに、「電算

システム処理の調整に係る、納付書を含む打ち出し用紙すべての用紙代として計上したものである。」と答弁。また、「繰上償還に関してであるが、これを実行すると向こう5年間同一地域内で同一事業ができないことになっているが、今後水量不足を来すことのないよう新水源地の確保が重要になると思われるが、5年間のブランクがあってそのような事態になったとき、回避ができるのか。」との問いに、「言われるとおり、この件に関してのデメリットも検討した。その中で事前調査は可能とのことで、本年度から始めている。調査内容としては、給食センターにある井戸について戸板島に設置している同型の能力ポンプを設置して24時間くみ上げ、周辺の井戸に与える影響等の調査を行った。こうした事前調査を順次行い、データを積み上げて井戸を確定して、平成23年を待って本格的な工事に着手したいと考えている。ちなみに、今までのデータは推定値であったので、実際の揚水調査を行い、その実測データをもとに確定していくことになる。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第13号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号、平成20年度香美市工業用水道事業会計予算を議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「会計帳簿に関してであるが、営業収益で事業会計予算では1,000円を計上して、予定損益計算書ではゼロ円となっているが、これは会計処理上適当なものであるのか。」との問いに、「水道課としても、工業用水を使用する企業が現在のところない中で厳しい状況となっている。その中で、予算を組むに当たって水を利用してくれる企業が入ってくれるという希望的観測を持って事業会計に予算として1,000円計上しているもので、収益1,000円では利益が出ないので予定損益計算書はゼロ円としている。企業頼みの工業用水道事業の事情をご理解願いたい。」と答弁。また、この議案に関係をいたしまして、意見として「この団地は現在3区画が残っている中で、こうした工業用水道事業を運営するに当たっては、そのことをも含め担当課のみならず市長を先頭に市全体の姿勢として企業誘致を図っていくことを考えるべきではないか。その対応によって全区画が埋まれば後の対処処置も検討できるし、また、取り組みいかんによってはこの事業にも兆しが見えてくるのではないかと考えられる。」という意見が出されました。

以上、質疑と意見を経て、採決の結果、議案第14号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」を議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑として、「落札価格が安い中で、今後はそうした価格を想定して予算を組んでいくのか。」との問いに、「今回の減額補正は、結果的に企業間競争が反映され、低価格でできたということで理解いただきたい。やはり、当初予算においては決められ

た基準に沿って積算された設計価格で予算計上しておかないといけない。したがって、予算編成上、前年実績に基づいてということでカットして予算を組むことはない。」と答弁。また、「契約（率）５２％で工事成果や目的に問題はないか。」との問いに、「５２％で契約できた事業は水質検査に係る契約で、水質基準に関係する検査項目すべてにおいて問題なくできており、企業間競争の結果であると見ている。同様に香北町谷相地区の事業も８５％の契約であるが、問題なく当初の目的は達成している。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第１７号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第３５号、香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決の結果、議案第３５号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第３６号、農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑として、「条項第３条の「ただし市長が必要と認めるときは」という項目があるが、どういった場合がその理由づけになるのか、内容について。」との問いに、「１つは、公平の原則の中で社会的弱者の部分と政策に係る場合、例えば災害が起きたときに二次災害が起きるおそれのある場合、本人申請がなくても対応しなければならないが、そうした事態になったとき。そのほか特段の判断をしなければならない事由が出てきたときの場合に備えて、この項目を入れている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第３６号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第３７号、香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑、１件ございました。このちょっとパネルをこしらえてきました。「詐偽と詐欺、これがどう違うのか。」という問いがございまして、執行部から、「こちら（詐偽）のほうは偽りであり、こちら（詐欺）のほうは欺くという意味で同義語でございしますが、通常この欺くを使用しておりますので、欺くほうの詐欺に統一した。」という答弁がっております。

以上の質疑を経まして、採決の結果、議案第３７号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第３８号、香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「合併後２年を経過する中で、この２年間にこの事業

に相当する災害はあったのか。」との問いに、「合併前から旧土佐山田町繁藤、タカセ地区で実施している。平成19年度の現在このタカセ地区と香北町五百蔵で実施している。平成20年度についても香北町永野から要望があるので、県のほうで採択される見込みである。ちなみに、この件に関して旧土佐山田町では分担金を徴収していなかったもので、この条例はなかったということになっている。」と答弁。また、「この条例に関係してであるが、事業対象の範囲や基準はどうなっているのか。」との問いに、「崩壊による災害防止に関する法律の規定があって、その急傾斜地の基準は30度以上の傾斜度が条件で、あと対象戸数が5戸以上とかそれぞれについて点数基準があることや、その対象範囲の中に公共施設のある、なし等諸条件の基準があり、歳費についてはそうしたもろもろの条件基準によって判定される。ちなみに、繁藤では保育所があったことなどから採択になっている。」と答弁。また、「5戸以上という条件の中で分担金に関してであるが、例えば急傾斜地に3戸あって道路を挟んで2戸あった場合、5戸になって事業対象になった場合、分担金の割合は急傾斜地にある3戸のみに発生することになるのか。」との問いに、「そうした例は調査が足っていないが、法律にあるように受益面積範囲であればそこ全体が急傾斜地範囲に該当するので、分担金はすべてに発生する。したがって、その2戸に発生しないということはない。」と答弁。また、「分担金は一括納付となっているが、規模の大きな工事ともなると負担の面から分納等はできないのか。」との問いに、「今のところ分納は考慮に入っていないが、県と同じように賦課をして、それに対して完了になったときに考えさせていただくということにしたい。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第38号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、議案第51号、高知県広域食肉センター事務組合理約の変更についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決の結果、議案第51号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 総務常任委員長にちょっとお尋ねいたしますが、今、各委

員長の報告を受けましたが、教育厚生常任委員長の報告で議案第1号と議案第12号、いわゆる香美市の後期高齢者医療に関する条例の制定についてと平成20年度の香美市後期高齢者医療特別会計予算ですが、これについては、委員長の報告では賛成多数で可決と、こういう報告があったわけですが。議案第2号につきましては連合審査会で連合審査をいたしまして、それから総務常任委員会でしたわけですが、総務常任委員会では全員賛成という、予算については全員賛成と委員長の報告があったわけですが、これについては、この当初予算に3款の民生費で後期高齢者医療広域連合、組合負担、約4億3,000万円の予算が、委託金が出ておるのですが、こうしたことについて委員会は違うにいたしましても相矛盾するところもあるわけですが、そうした意見が出なかったかどうか、委員長にお尋ねしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） はい。19番、前田です。

格段の質疑はなく、採決をしまして、全員賛成で可決をしております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 議案第22号（香美市税条例の一部を改正する条例の制定について）を総務常任委員会委員長にちょっとお尋ねをしますが。大変大切な、重要な条例制定と思います。初めに、附則の中でも平成21年4月1日から施行ということで、執行部のほうからも1年間もって周知徹底するというような答弁もいただきましたが、委員会の中でその、どういうふうに市民のほうに周知徹底していくのか。円滑に移行するような、そういう議論がされなかったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 特にありませんでした。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 総務常任委員長に伺います。

先ほどの議案第22号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、その前納対象者のパーセンテージとかその数字、どんだけの人が市民で影響を受けるのか、納税してる方が。そういうことについてご議論はなされたでしょうか、お伺いします。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 議案第22号につきましてもそのような、今、言われましたようなことはございませんで、議論を、審査をされたことにつきましてはすべて報告しております。ほかはございません。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますので、討論を終わります。

これから、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成20年度建築予定の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第1号は、委員長報告のとおり承認をされました。

次に、議案第1号、香美市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成20年度香美市一般会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成20年度香美市老人保健特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成20年度香美市介護保険特別会計予算(サービス事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成20年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成20年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、

て、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、香美市土地開発公社定款の一部改正についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、香美市立大柵診療所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、議案第４３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第４４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号、香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第４５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号、香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第４６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第４７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号、土地賃貸借契約の締結についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第４８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４９号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、高知県広域食肉センター事務組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第52、議案第52号、市道の路線の変更についてから、日程第61、意見書案第4号、米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なし認めます。よって日程第52、議案第52号から、日程第61、意見書案第4号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

日程第52、議案第52号、市道の路線の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長(中井 潤君) それでは、議案第52号を提案申し上げます。

議案第52号、市道の路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、次の道路を変更することについて議会の議決を求める。

平成20年3月18日提出。香美市長、門脇慎夫。

整理番号①です。中谷線。変更前が、起点、香美市香北町谷相字椎ノヲ3593-3、終点が香美市香北町横谷字岡田ノ南675-2。これが、変更後には起点が香美市香北町谷相字椎ノヲ3593-3、終点が香美市香北町横谷字岡田ノ南700-口になります。

それから、整理番号②、頓定キウネ線でございます。変更前、起点が香美市物部町頓定字竹藪288-2、終点が香美市物部町中谷川字キウ子809-1。これが、変更後に（起点）香美市物部町頓定字竹藪288-2、終点が香美市物部町中谷川字南ノ峯576-3となります。

提案理由としまして、①につきましては、道路改良工事に伴う路線の変更でございます。②につきましては、今年行っております市道台帳の更新業務に伴います路線変更でございます。参考資料としまして、図面を添付してございますのでご参照ください。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

この中谷線の場合はちょっと延びてると。今までから言うたら延びてるといように理解して構んろうか。延びてるやったらどれほど延長ができたやると。それから、頓定キウネ線のほうは、これは短くなってるといことで理解していいですか。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） お答えを申し上げます。

中谷線の部分につきまして図面をごらんいただきたいと思えます。「変更箇所」と書いた下に「増」となっております。ここが新設で増になった部分でございます、延長が27メートルでございます。

それから、頓定キウネ線の部分につきましては、これは重複路線になってございまして、キウネ線というのが、この②を書いてあります上に白い道路があるんですが、それが変更箇所のキウネと書いてあるところまでずっと続いた、キウネ線というものは別の路線でございまして、ちょうどその中谷川の縦の線の入ったところから左のほうの箇所が重複路線になりますので、ここを廃止するための変更でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第53、議案第53号、市道の路線の廃止についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） それでは、議案第53号を提案申し上げます。

議案第53号、市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、次の道路を廃止することについて議会の議決を求める。

平成20年3月18日提出。香美市長、門脇槇夫。

（整理番号）①としまして、猪野々永瀬線、起点が香美市香北町猪野々字ヒイコシ下4090、終点が香美市香北町永瀬字栃ノ瀬182-2。（整理番号）②としまして、平山連絡道線、起点が香美市土佐山田町平山字上ヒヨダ406、終点が香美市土佐山田町平字下ヒヨダ445-2でございます。

提案理由としまして、猪野々永瀬線につきましては、神賀橋の撤去に伴う路線の廃止でございます。2番目の曾我部川平山連絡道線につきましては、次の議案で提案申し上げます平山連絡道線の認定に伴う路線の廃止になります。参考資料としまして図面を添付してございますので、ご参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 片岡です。

この神賀橋というか、これは撤去したということになれば、当然川を渡った橋やと思うけど、使えなくなってるのはそれはえいと思うけど、これがなくなるということによって地域の方の状態というか、利用度とかそういうことはどんなになってるかということ。心配ないかね、それは。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） お答え申し上げます。

この神賀橋につきましては、数年前の災害でもう既に通行不能ということになっておりました。現在は新神賀橋ができておりまして、車の通れる道が新たにできておりますので、付近の方々についてはご不便がないものと考えております。なお、この橋の前後につきましては、もうもともと車の通れないような狭い道でございましたけれども、道としては残っておりますので、農地に行く方々は歩行で通行ができるという状況であります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第54、議案第54号、市道の路線の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） それでは、議案第54号を提案申し上げます。

議案第54号、市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の道路を認定することについて議会の議決を求める。

平成20年3月18日提出。香美市長、門脇慎夫。

（整理番号）①としまして堀田線、起点が香美市物部町大栃字宮ノナロ98、終点が香美市物部町大栃字杉ノサコ67。（整理番号）②下野尻南野地支線、起点、香美市香北町下野尻字南野地68-4、終点が香美市香北町下野尻字東野地517-1。（整理番号）③曾我部川平山連絡道線、香美市土佐山田町曾我部川字宮ノ谷804-4、終点が香美市土佐山田町平山字土ヒヨダ406。（整理番号）④杉田本村線、起点が香美市土佐山田町杉田字北ヤ式438-8、終点が香美市土佐山田町本村字マテダ49-1でございます。

提案理由としまして、（整理番号）①につきましては、市道新設事業（過疎対策事業）に伴う路線の認定。（整理番号）②につきましては、道路改良事業に伴います路線の認定。それから（整理番号）③と④につきましては、農道から市道への移管に伴う路線の認定でございます。参考資料して、図面をつけてございますのでご参照ください。

よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

説明の中で農道から市道にということですが、その経過、どういうステップを踏んで農道から市道になっていくかということについて、ちょっと私そこら辺詳しくないのでお教えいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） お答え申し上げます。

この2路線につきましては農事関係の補助事業の採択をいただきまして、農政関係のほうで整備をさせていただきました。その後、補助金等の適正化の関係で、もう補助金の影響の期限が切れたといいますか市道に認定していいよという期間になりましたので、市道に格上げをしたものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第55、議案第55号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 議案第55号を提案申し上げます。

議案第55号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成20年3月18日提出。香美市長、門脇楨夫。

香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市立診療所の設置及び管理に関する条例（平成18年香美市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改める。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由、診療報酬の算定方法を定める厚生労働省の告示があったことから、本条例を改正するものであります。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第56、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第2号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 香美市土佐山田町久次49番地1

氏 名 明石俊彦

生年月日 昭和21年5月12日

平成20年3月18日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由といたしまして、教育委員会委員、原初恵氏が平成20年3月31日をもって辞職することに伴い、後任の教育委員会委員を任命しようとするものです。別紙に参考資料といたしまして経歴等を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせて事項第4項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第2号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第57、決議案第1号、道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進に関する決議についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 24番、山本でございます。

決議案第1号、道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進に関する決議につい

て。

地方自治法第112条及び香美市会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成20年3月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市会議員、山本芳男。賛成者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

提案理由につきましては朗読をいたしまして説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

(案文朗読)

以上です。よろしく申し上げます。

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、反対の討論から許します。4番、大岸眞弓君。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、決議案第1号、道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進に関する決議について反対の立場で討論します。

今、都市と地方の格差の広がり、また貧困の広がり深刻です。その原因は、1次産業、中小企業を切り捨て一部の大企業だけが潤う行動改革路線にあり、その結果、人も税収も都会に集中し、地方は高齢化が進み税収は落ち込みます格差が広がりつつあります。この間の医療、福祉の後退、定率減税廃止などによる負担増で家計は極めて厳しく、その上、原油高に起因する生活関連物資の価格高騰が、あらゆる業界や市民の暮らしを直撃しています。こうしたとき、暫定税率を廃止して石油価格の値下げを実現することは、国民的な願いになっているのではないでしょうか。直近の世論調査でも暫定税率は延長しないほうが良いとの回答が61%で、延長したほうが良い、29.3%を大幅に上回っています。暫定税率が廃止されれば県民全体で140億円の負担軽減になることが、さきの県議会でも明らかにされました。暫定税率の影響額は、県は311億円と試算していますが、それ以上に深刻なのは地方交付税の削減です。地方交付税の削減は、この8年間で県段階で322億円、市町村段階で253億円となっています。道路特定財源がなくなれば道路が全くできないように言われていますが、この間の地方交付税の削減は高知県に配分されている道路特定財源に匹敵する額であり、地方財政の硬直化により単独事業の削減が容赦なく行われています。こうした現実を見ると、一

一般財源の充実こそが今、地方に必要なことではないでしょうか。私たちは緊急車両も通行できないような道の拡幅や落石などの道路の災害、防災、橋の耐震対策、また通学路の歩道整備などの交通事故対策のような市民の命の安全にかかわる道路整備や維持補修など、暮らしにかかわる道路整備は最優先しなければならないと考えています。こうした市民に身近な道路の整備や維持補修は、ほとんど一般財源で整備しているのが現状です。地方道の維持補修には国の補助がありません。また、県の資料によりますと、国から県下市町村に来る道路特定財源の交付金は20億円と、この間の交付税削減額の1割もありません。そのため、財政難を理由に地方自治体は生活密着型の道路整備の実施を縮小しています。道路特定財源を維持したからといって、今のように国には厚く地方に薄い制度では地方財政が好転するものではありません。そもそも税金は一般財源が基本です。酒税もたばこ税も自動車税も一般財源であり、1949年にガソリン税が導入されたときも、特定財源にすると財政の硬直化を招くとの理由から一般財源とされました。50年前に道路の舗装率が5%しかなかったときに特定財源化されたわけで、今日において向こう10年間、59兆円もの税金を道路だけに使う仕組みを続けることに疑問を持たざるを得ません。

また、実現性のない6大横断路の調査だけに、この間68億円の税金が費やされるまでのずさんな使い方に国民的批判が上がっています。東京新聞の報道では、道路関係の公益法人に補助金などが年1,888億円も支出され、国交省を中心に1,200人もが天下っています。そのうち年収が千数百万円から2,000万円余りの高額の高額常勤役員が、約220人もおられます。そして、こうした団体への国発注の事業の94%、643億円が特命、随意契約で独占発注されています。これまでも東京アクアラインに1兆4,400億円が費やされました。全く不採算の道路として今大問題になっていますが、向こう10年間の中期計画では同じような海峡横断道路を6本建設する計画となっています。昨日の高知新聞夕刊には、道路特定財源を原資とする道路整備特別会計から、国土交通省出先機関の職員に5年間で23億円余りのタクシー代が支出されていたことが報道されました。こうしたことが次から次に出てくるのは、道路だけに切り切って使う特定財源という仕組みと、総額方式が利権やむだ、腐敗を生み出していることのあらわれです。

前段に述べましたアンケート調査では、道路特定財源の一般財源化に賛成と回答した人が59.8%、反対が30.4%となっています。これは税金のずさんな使い方に対する批判ではないでしょうか。片山前鳥取県知事は、「特定財源にしておく理由はなくやめるべき。国が重要と言う分野にしか使わせないと、自治体を縛るのが特定財源。一般財源化に選択の余地はない。道路だけでなく福祉も教育も全部ひっくるめて、並べて優先順位を決めればいい。また、この問題はこの国のあり方、地方分権を考えるかっこのチャンスではないか。」と述べています。道路特定財源、暫定税率の廃止といったとたん思考停止状態になるのではなく、こうした広い視野を持って熟慮すべき問題であると

考えます。私たちは暮らしと地方を守り、真に必要な道路整備を進める最善の方法は、暫定税率の廃止と道路特定財源を一般財源すること。また、真の地方分権のためにも大企業、大資産家への行き過ぎた減税、5兆円の軍事費を見直し、この間の地方交付税の削減分を復活するよう国に求める必要があると考えます。

以上の立場を表明しまして、決議案第1号、道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進に関する決議についてに反対の討論とします。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。本決議案第1号につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本決議案は、文案にもございますように、これは端的に申しますと香美市並びに香美市民の方々にとって有益なものであるか否かということになります。すなわち、先日の一般質問でもこの件に関する市長の答弁にもあったように、本市の置かれている現実を見据え、市政運営やそれに係る行政サービス維持に心を砕いて事務執行を推進している市長が、その行政責務から必要性を論じている中で本市議会にも同様のことが言えます。つまり、行政の一翼を担う議会が、その目線と軸足をどこに置いて活動するのかということにあります。言いかえますと、主体性を持たずして、物事の本質からやや外れて政党の政治的思惑を絡め議論する一部国会議員、また地方の置かれている実態や苦悩の内面を見ずして点の分だけをとらえ、討論的、あるいは論調を繰り返すだけの一部メディア。そして、世論調査の数字によって賛同や批判をする姿勢より、主体性を持って、そして当事者意識に立って現実の身近な問題ととらえ、この件の成否いかんによっては本市の市政運営はもとより、それに伴う市民の方々に及ぼす影響がどうなるのかといったところに視点と軸足を置いて判断することこそ、市民の方々と直接向き合う地方議会のあり方であり課せられた責務ということになるのではないのでしょうか。

さらにつけ加えれば、既に平成20年度予算にもこの件に関連した収支予算が盛り込まれ動き出そうとしていることをも考え合わすとき、おのずと判断は見えてくるものと考えます。

すなわち、冒頭申しましたように、議会は常に市民の側に立って、市民を主人公として、市民の暮らしと公益を守るための議会活動を目指す姿勢を取るならば、本決議案は提出すべきものと考えます。

以上で、提出に賛成の立場からの討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第58、意見書案第1号、過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番(前田泰祐君) 19番、前田でございます。

意見書案第1号、過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年3月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案を朗読いたしまして理由説明といたします。

(案文朗読)

以上です。よろしくお願ひします。

【意見書案第1号 卷末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

昼食のため1時まで休憩をいたします。

(午前11時51分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第59、意見書案第2号、米価の安定対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第2号、米価の安定対策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年3月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

米価の安定対策を求める意見書案でございますが、提案説明につきましては書面の朗読によってかえさせていただきます。

意見書案の提案説明の前に字句の訂正をお願いします。提出先となっております4行目の「若林農林水産大臣」の「農林水産大臣」が、まことに不手際で申しわけございません。「脳裏」というのを「農林水産大臣」と訂正をお願いします。

それでは提案説明を書面の朗読によってかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第2号 卷末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第60、意見書案第3号、最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 意見書案第3号、最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年3月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、

小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

提案理由の説明は意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

(案文朗読)

以上、よろしくお願いたします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。これから、意見書案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第61、意見書案第4号、米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 意見書案第4号、米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年3月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

意見書を朗読しまして理由説明とします。

(案文朗読)

以上、よろしくお願いたします。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第62、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告案件4件、承認案件1件、自治法第243条2項の規定に基づく報告3件、議案第1号から議案第51号までの51議案、同意案件1件、諮問2件、継続の請願等の案件1件、さらに追加議案として議案が4件、同意案件1件、決議案1件、意見書案4件が上程され、それぞれ慎重な審議の上適切妥当な決定がなされました。今議会も15名から行政全般にわたっての一般質問が行われ、行政にかかわる幾つかの重要な課題と提言がありました。特に条例を初めとする法令遵守と説明責任の履行は、行政の基本であります。今議会には平成20年度当初予算が上程され議決されましたが、議会は決定した予算、政策を遂行する執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうか常に注意を払いつつ、批判、監視することが重要な任務として課されております。執行部各位におかれましては、本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開、香美市のまちづくりために十分留意し取り組んでいかれますよう申し添えておきます。

近時、地方分権が一層進められておりますが、地方分権が単に国から地方公共団体への権限、財源の移譲にとどまるならば、市民の側から見た場合は地方分権をめぐる論争もコップの中のあらしにとどまることになってしまいます。地方公共団体は、与えられた権限、財源を公正、透明、効率的で民主的に行使する行政スタイルをつくり上げていかなければなりません。それなくして行政への幅広い支持を得ることは不可能でありま

す。議会としても、議会の活性化と研修、研さんを深めながら、議員自身の資質の向上を図りながら、客観的で正しい情報を提供し、正しい判断と正常な世論の形成、民主的
社会の形成を図るなど、課題解決のため積極的な努力を重ねてまいらなければならない
と考えます。

最後になりましたが、今議会を最後にご勇退をされます原 初恵教育長、福島勇二教
育次長、松浦良衛議会事務局長、甲藤みち子ふれあい交流センター所長、岡本篤志健康
づくり推進課長の各位におかれましては、本当に長い間ご苦労さまでございました。そ
のご功績に対しまして、議会を代表しまして深甚なる感謝を申し上げます。それぞれ旧
町村並びに香美市の発展のためご尽力、ご活躍をいただけてきました。その功績は多大
なものがございます。長年のご労苦、ご功績に重ねて心から感謝と敬意を申し上げます。
皆様方の今後のご活躍、ご健勝、ご多幸を心からお祈りをいたしまして、平成20年第
1回香美市議会定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。どうもお疲れでござい
ました。

次に、市長からごあいさつがあります。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月5日に開会をいたしました平成20年第1回香美市議会定例会も、本日まで提出
をいたしました全議案に対しまして慎重なる審査をいただき、ここに適切なる決定を賜
りました。まことにありがとうございました。

今議会は、合併後3年目となる平成20年度当初予算を初め各特別会計予算や、また
条例改正案など重要案件が多くございました。それぞれの議案に対しまして議員各位か
ら多大なるご意見、ご提言をいただきました。そのことを真摯に受けとめまして、今後
も市民の福祉向上と、そして健全なる行財政運営に努めてまいりたいと考えております
ので、ご指導をお願いをいたしたいと思っております。

ここで、先ほど議長からもごあいさつがございましたが、3月末をもって退職また退
任をされます皆様方に対しまして、大変、高い席からではございますが、この場をお借
りしまして一言ねぎらいと感謝のごあいさつをさせていただきたいと思っております。

このたび、説明員として議会にも参加をしていただきました。そして、旧町村時代か
らこの合併後の市政発展のためにご尽力をいただきました教育次長、福島勇二君。そし
て議会事務局長の松浦良衛君。ふれあい交流センター所長の甲藤みち子さん。健康づく
り推進課長の岡本篤志君、4人の方々が退職をされることとなりました。また、原教育
長さんが、任期2年を残されて退任をすることとなりました。説明員の皆様方におかれ
ましては、長きにわたっての職員生活に対して心からのねぎらいと、同時に今日までの
ご努力に敬意と感謝を表する次第であります。どうか、退職されましても今後第二の人
生ととらえ、余暇を楽しみながら充実した日々を過ごされますようお祈りをいたします。
また、原教育長には、平成10年、旧土佐山田町教育委員に選任をされ、その後、教育
長として平成12年より今日まで8年間、通算10年間教育行政に手腕を發揮していた

できました。本当にご苦労さまでございました。さぞかし大変なご苦労があったと思われ
ますが、豊富な経験に裏打ちされた知識と、また持ち前のバイタリティあふれる行動
力で大いにリーダーシップを発揮いただき、今日の学校教育に課せられた諸課題に対
して果敢に取り組まれまして、山積する課題を解決され、本市の教育行政とまた保育行政
に大きな道しるべをつけていただきました。本当にありがとうございました。心から感
謝申し上げます。まだ任期2年を残しての退任であり、これからもご指導いただきた
いと念じておりましたが、残念でなりません。今後はお体を十分にご自愛いただくと
ともに、今日までのお疲れを十分癒していただき、お元気でお過ごしになりますよう
心からお祈りをいたしております。

また、議員の皆様にはこれから春本番、ますますご多忙になられると思われま
すが、今議会でも多くの議論がありましたように本市を取り巻く課題は山積をいたして
おります。また、この先日本の政治、経済も全く不透明、不確実な状況が続くと思
われます。今後とものご指導を賜りますことをよろしくお願いをいたしまして、ご
あいさつといたします。

○議長（中澤愛水君） ありがとうございました。

これをもって平成20年第1回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午後1時23分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成20年第1回香美市議会定例会

会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	3月5日 (水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、議案第15号・第18号・同意第1号・諮問第1～2号については、本会議方式で採決。
第2日	6日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 ----- 議案精査のため
第3日	7日(金)	休 会	議案精査のため
第4日	8日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	9日(日)	休 会	” ”
第6日	10日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	11日(火)	本会議	一般質問 ①
第8日	12日(水)	本会議	一般質問 ②
第9日	13日(木)	本会議	一般質問 ③ 議案質疑～連合審査会(議案第2号)
第10日	14日(金)	連合審査委員会	※ 午前中は中学校の卒業式のため、午後2時から開会 連合審査会(議案第2号)～委員会付託 ----- 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 (議案第2・3・16・21・22・23・24・25・29・ 30・39・40・41・42・47・49号) 教育厚生常任委員会の審査 (承認第1号、議案第1・8・9・10・11・12・ 19・20・26・27・28・31・32・33・ 34・43・44・45・46・48・50号) 産業建設常任委員会の審査 (議案第4・5・6・7・13・14・17・35・36・ 37・38・51号)
第11日	15日(土)	休 会	議案審査整理のため
第12日	16日(日)	休 会	”
第13日	17日(月)	休 会	”
第14日	18日(火)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案 (委員会付託を省略し、説明から採決まで)

決議案第1号

道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の
推進に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成20年 3月18日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 山本 芳 男

賛成者 香美市議会議員 前田 泰 祐

賛成者 " " 小松 紀 夫

賛成者 " " 竹平 豊 久

道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進に関する決議（案）

地方分権が急激に進められている中、地方は基盤整備が大幅に遅れてきている現状です。都市部においては道路整備が著しく進捗し、費用対効果の考え方が重視される一方で、地方の公共事業の一律見直しと併せて、道路特定財源の一般財源化が進められようとしています。しかし、これは地方にとっては断じて容認できるものではなく、道路特定財源の確保と地方への配分割合を大幅に引き上げる必要があります。都市と地方の格差、生活格差の是正のためにも、地方にとっては真に必要な道路、幹線道路の整備は不十分な現状であり、道路整備は喫緊の課題であります。

香美市にとっては、特に国道195号の二次改築事業の早急な推進が望まれるところです。当該路線は、高知市と徳島県阿南市を経て徳島市を結ぶ幹線道路であるとともに、沿線にある香美市にとっても地域の動脈路線であります。また、近年においては高知工科大学や林業総合センターが設置され、高知テクノパークへの企業立地により、当該路線の利用度が増して朝夕の通勤・通学時には交通渋滞が発生するようになりました。

香美市は、合併前の旧土佐山田町の時代（平成7年～8年）に、バイパス部分に相当する約19,000㎡（延長：約1,200m分、幅員：16m分）について用地を購入し、準備をして計画決定を待っているところです。

本市の合併協議においても、国道195号の改良は地域の発展と利便性を高めるために、最も急がれる事業であると確認されています。当該路線の香美市の動脈部分については、特に二次改築によるバイパス路線の整備によって交通緩和を図ることができるものです。併せて現在、高知市方面から整備が進められている都市計画道路・高知山田線（あけぼの街道）に直結する当該路線の整備は、香美市の発展を担う重要な道路として合併特例事業として認定していただき、早期に実現されることを希求するものです。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望いたします。

以上、決議する。

平成20年 3月18日

高知県香美市議会

意見書案第 1 号

過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長を
求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 18 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

賛成者 " 竹 平 豊 久

過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長を求める意見書（案）

過疎地域を有する市町村においては、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条により、
市町村計画を策定し、当該地域の自立促進を図るための施策を講ずることとされてい
ます。しかし、地方においては三位一体の改革をはじめ厳しい財政事情のなか、10
年という限られた期間で各種施策・事業を十分に実施することは困難な状況にありま
す。

過疎地域においては、人口減少や高齢化、地域産業の衰退により、地域社会の活力
が極端に低下しています。さらに、最近では、都市と地方の地域間格差の拡大や情報
過疎、医師不足など、日常生活に影響を及ぼす新たな問題にも直面しており、誰もが
安心して暮らすといった基礎的な集落機能を維持することが困難な地域が拡大してい
ます。

このような現状を踏まえ、過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増
大、地域格差の是正を解消するためには、今後においても当該法律の特別措置により、
市町村計画を総合的かつ計画的に実施していくことが必要不可欠であります。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域への特別措置については、附則第3条の規定により平成22年3月31日をもってその効力を失うこととされています。しかしながら、地方の厳しい緊縮財政のなか、法律施行後10年で過疎地域の自立促進を図ることは非常に困難であり、当該地域における活力低下の防止及び生産機能並びに生活環境の整備等は依然必要であります。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、過疎地域の自立促進のために当該法律の期限延長をされることを強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年 3月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
法務大臣	鳩山邦夫	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
文部科学大臣	渡海紀三郎	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿
農林水産大臣	若林正俊	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
国土交通大臣	冬柴鉄三	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第2号

米価の安定対策を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年 3月18日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 竹平 豊久

賛成者 " 前田 泰祐

賛成者 " 小松 紀夫

米価の安定対策を求める意見書（案）

米生産を揺るがす昨年の米価下落は農家経営のみならず、地域経済にも重大な影響を与えました。

この間の米価下落は、政府が十分な備蓄米の購入をせず、買い入れにあたっては、一般入札価格を大幅に下回る価格で買い入れ、古米を超安値で市場に放出して市場をかく乱してきたことにあります。

さらに「米改革」で米の流通責任を放棄したために、大手スーパーや外食産業、大手の米卸が買い叩きと価格破壊を行ってきたことにあります。

こうした米価下落の根本原因に対処することなく、「緊急対策」だけでは生産者は安心して米を作ることができず、国民への安定供給も保障することが出来ません。地球温暖化とあわせ、国際的に食糧事情が悪化している今、稲作の安定生産と食料自給率の向上は急務です。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、抜本的な米価安定対策をとられるよう、下記について強く要望します。

記

1. 政府米の買い上げは、農水省発表による生産費（一俵あたり16,824円）を下回らない水準で買い上げること。
2. 備蓄水準を200万トンに引き上げ、備蓄を終えた古米を主食以外の用途に振り向けるシステムに変更することと、くず米を規制するため、JAS法を改正すること。
3. ミニマムアクセス米のスタート時に国民に約束した「閣議了解」を厳守し、10万トンに及ぶSBSの在庫を一掃すると共に、MA米の輸入量を大幅に削減すること。
4. 生産調整目標を達成しない都道府県や地域に「他の補助金等の採択や配分について考慮する」というペナルティの復活をやめること。生産調整の実施にあたっては飯米農家を除外すると共に、自給率の低い作物の生産振興に誘導することを基本とし、生産者団体まかせをやめて、政府の責任で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年 3月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
農林水産大臣	若林正俊	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第3号

最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年 3月18日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 小松 紀夫

賛成者 " 前田 泰祐

賛成者 " 竹平 豊久

最低保障年金制度の実現を求める意見書（案）

「宙に浮いた年金」問題は、国民に大きな衝撃を与えました。国の責任でひとり残らず早急に解決し、年金への信頼を回復することが求められます。

900万人を超える国民年金受給者の平均年金月額が4万7千円に過ぎません。無年金者は現在100万人を超えるものとみられます。増大する無年金・低年金者は苦しい生活を余儀なくされています。その上高齢者には国保・介護保険料の引き上げ、「医療制度改革」による負担増が加わります。

昨年発表された、平成18年度の国民年金保険料納付率は66.3%にとどまり、前年度を0.8%下回るものでした。「年金改革」の前提とされていた平成19年度80%の達成率は絶望的な状況です。格差と貧困がひろがる中、保険料を支払えない人たちが増大しているからです。

日本の公的年金制度はその役割を十分に果たせなくなっており、地域経済への影響も深刻です。全国市長会も平成18年の11月に続き、19年の6月に「将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため」「最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うこと」を求める要望を国に提出しました。

また、国連社会権規約委員会は2001年8月、日本政府に対し「最低年金」の必要を勧告しています。

よって衆・参両議院及び政府におかれては、最低保障年金制度を一日も早く実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年 3月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第4号

米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年 3月18日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 前田 泰祐

賛成者 " 小松 紀夫

賛成者 " 竹平 豊久

米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書（案）

去る2月10日、沖縄県において米海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生しました。米兵は少女を車で連れまわした後、公園路上で暴行、翌11日に強姦容疑で逮捕されました。

今回の事件は、1995年の「少女暴行事件」や2002年の「婦女暴行未遂事件」を想起させ、沖縄県民をはじめ、米軍基地を抱える国民に強い衝撃と不安を与えています。

本土復帰後の度重なる事件・事故に米軍の再発防止策の弱さと日米地位協定の運用改善では対処できない厳しい現実を指摘し、抜本的な改善策を求めるものです。

よって、今回の女子中学生拉致暴行事件及び米軍に起因する相次ぐ事件・事故に関し、米軍当局並びに関係機関に対して、抗議すると共に政府におかれては、事故の再発防止に向けて下記事項の徹底と実現を強く要請するものです。

記

1. 事件の全容を解明すると共に速やかに公表し、被害者と家族に対する謝罪及び誠意を持った対応を行うこと。
2. 在沖縄米軍人・軍属等の一層の綱紀粛正を図り、事件・事故の再発防止にむけて実効性ある施策を講じること。
3. 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年 3月18日

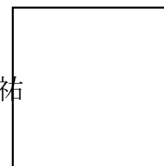
衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
外務大臣	高村正彦	殿
防衛大臣	石破茂	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿
内閣府沖縄北方担当大臣	岸田文雄	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

平成 20 年 3 月 18 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

総務常任委員会委員長 前 田 泰 祐



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 20 年 3 月 14 日（金）

2. 審査の議案等及び結果

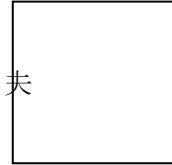
議案番号	議 案 名	審査結果
2	平成 20 年度香美市一般会計予算	可 決
3	平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可 決
16	平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 2 号」	可 決
21	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
22	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
23	香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について	可 決

24	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
25	香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について	可決
29	香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について	可決
30	香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
39	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決
40	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
41	香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
42	香美市土地開発公社定款の一部改正について	可決
47	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	可決
49	こうち人づくり広域連合規約の一部変更について	可決

平成20年 3月18日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成20年 3月14日（金）

2. 審査の議案等及び結果

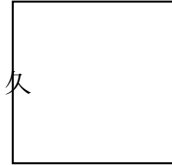
議案 番号	議 案 名	審査結果
承認 1	専決処分事項の承認を求めることについて 平成20年度建築予定の香美市立A保育園（仮称）用地の取得契約の一部を変更する契約の締結について	承認
議案 8	平成20年度香美市老人保健特別会計予算	可決
9	平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）	可決
10	平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）	可決
11	平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）	可決
12	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	可決

19	平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」 (事業勘定)	可決
20	平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」(保 険事業勘定)	可決
26	香美市立寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の制定につい て	可決
27	香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	可決
28	香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定につい て	可決
31	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	可決
32	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決
33	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい て	可決
34	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決
43	香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について	可決
44	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	可決
45	香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について	可決
46	香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について	可決
48	土地賃貸借契約の締結について	可決
50	高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数 の減少について	可決

平成20年 3月18日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹平 豊久



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成20年 3月14日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
4	平成20年度香美市簡易水道事業特別会計予算	可 決
5	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計予算	可 決
6	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	可 決
7	平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	可 決
13	平成20年度香美市水道事業会計予算	可 決
14	平成20年度香美市工業用水道事業会計予算	可 決

17	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」	可決
35	香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決
36	農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決
37	香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決
38	香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について	可決
51	高知県広域食肉センター事務組合理約の変更について	可決

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



議決した議案等の送付について

平成20年第1回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
15	平成19年度香美市一般会計補正予算「第4号」	H20. 3. 5	可 決
18	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」	〃	〃
同意 1	教育委員会委員の任命について	〃	同 意
諮問 1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	適 任
諮問 2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃
請願等 4	「生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情」に係る産業建設常任委員会調査報告書について	〃	委員会 報 告

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水

議決した議案等の送付について

平成 20 年第 1 回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
承認 1	専決処分事項の承認を求めることについて 平成 20 年度建築予定の香美市立 A 保育園（仮称）用地 の取得契約の一部を変更する契約の締結について	H20.3.18	承 認
議案 1	香美市後期高齢者医療に関する条例の制定について	〃	可 決
2	平成 20 年度香美市一般会計予算	〃	〃
3	平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予 算	〃	〃
4	平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計予算	〃	〃
5	平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計予	〃	〃
6	平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会 計予算	〃	〃
7	平成 20 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃
8	平成 20 年度香美市老人保健特別会計予算	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
9	平成20年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）	H20.3.18	可 決
10	平成20年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）	〃	〃
11	平成20年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）	〃	〃
12	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
13	平成20年度香美市水道事業会計予算	〃	〃
14	平成20年度香美市工業用水道事業会計予算	〃	〃
16	平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
17	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」	〃	〃
19	平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）	〃	〃
20	平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第3号」（保険事業勘定）	〃	〃
21	香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
22	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
23	香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
24	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
25	香美市新しいまちづくり基金条例を廃止する条例の制定について	〃	〃
26	香美市立寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
27	香美市国際交流学生寮の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
28	香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について	H20.3.18	可 決
29	香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
30	香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
31	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
32	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
33	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
34	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
35	香美市農地、農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
36	農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
37	香美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
38	香美市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について	〃	〃
39	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
40	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
41	香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
42	香美市土地開発公社定款の一部改正について	〃	〃
43	香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について	〃	〃
44	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
4 5	香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について	H20. 3. 18	可 決
4 6	香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について	〃	〃
4 7	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃	〃
4 8	土地賃貸借契約の締結について	〃	〃
4 9	こうち人づくり広域連合規約の一部変更について	〃	〃
5 0	高知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	〃	〃
5 1	高知県広域食肉センター事務組合理約の変更について	〃	〃
5 2	市道の路線の変更について	〃	〃
5 3	市道の路線の廃止について	〃	〃
5 4	市道の路線の認定について	〃	〃
5 5	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
同意 2	教育委員会委員の任命について	〃	同 意
決議 1	道路特定財源の確保と地方の道路整備事業の推進に関する決議について	〃	可 決
意見書 1	過疎地域自立促進特別措置法の効力の期限延長を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 2	米価の安定対策を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 3	最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 4	米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する意見書の提出について	〃	〃

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



会議結果の報告について

地方自治法第 123 条第 4 項の規定により平成 20 年第 1 回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別	定例会				
2. 開 会	平成 20 年 3 月 5 日				
3. 閉 会	平成 20 年 3 月 18 日				
4. 会 期	14 日間				
5. 議員の出欠	3 月 5 日	出席	25 人	欠席	0 人
	3 月 11 日	出席	24 人	欠席	1 人
	3 月 12 日	出席	25 人	欠席	0 人
	3 月 13 日	出席	25 人	欠席	0 人
	3 月 18 日	出席	25 人	欠席	0 人
	計		124 人		1 人

6. 議案の提出 市長提出のもの 60件 (承認 1・議案 55
・同意 2・諮問 2)
議員提出のもの 5件 (決議 1・意見書 4)
請願等 1件 (陳情 1)

7. 議決の状況 可決 59件 (予算 19・条例 23・契約 1
・その他 12・意見書 4)
承認 1件 (契約 1)
同意 2件 (教育委員会 委員)
適任 2件 (人権擁護委員)
決議 1件 (決議)
報告 1件 (執行部へ報告: 請願等)
否決 0件
合計 66件

8. 委員会付託の状況 総務常任委員会 16件
教育厚生常任委員会 22件
産業建設常任委員会 13件 (請願等 1件含む)
計 51件

9. 同意した教育委員会委員

(1) 住所 香美市香北町岩改1369番地

氏名 山崎 智恵

(2) 住所 香美市土佐山田町久次49番地1

氏名 明石 俊彦

10. 適任とした人権擁護委員

(1) 住所 香美市香北町美良布1008番地1

氏名 上村 善和

(2) 住所 香美市香北町永野323番地

氏名 小野川 忠純

11. その他 閉会中の所管事務の調査

12. 議決書の写 別紙のとおり

13. 会議録の写 作成次第後送